## 中国における「沿岸•海洋管理」制度等に関する実態調査報告書



## 平成20年3月

財団法人 環日本海環境協カセンター

## はじめに

本調査は，我が国の海洋ごみ削減に向けた最適な沿岸域管理制度のあり方を検討す るための基礎資料作成を目的として，排他的経済水域を接する隣国で早くから海洋開発•管理制度の整備を進めながらも，昨今，環境問題が深刻化する中国を対象に，同国の沿岸•海洋管理，海洋環境保護制度の整備とその背景，運用状況および将来の方向性，課題等について調査した。

主に，中国の沿岸域管理に係る法制度と，同制度をとりまく中国の全般的な情報を中心に取りまとめた。特に本調査では海洋ごみの発生と処理に注目しており，中国の海洋環境保護の実態を把握する具体的なメルクマールとなるであろう。

また本調査では，諸制度の現場での運用状況を把握するため，地方都市の中でも沿岸•海洋管理が進んでいるとされる大連市，煙台市へ赴き地方行政機関や有識者らに法制度の運用等について，ヒアリングした。その際，海洋ごみの処理状況について併 せて，現地調査を実施しており，その結果も収録している。

本書の構成については，第1章では中国の地勢や沿海地域の社会，経済概況，海洋環境に関わる汚染状況等を取りまとめている。第2章から第4章までは，沿岸域の海洋管理，海洋開発に係る主な政策，所管部門，法制度等について取りまとめており，海洋ごみの情報等も含めた。また，第5章では地方における沿岸•海洋管理，海洋環境に係る法制度と実際の運用管理について整理し，現地事例として先の 2 都市の実態 を取りまとめている。第 6 章では，中国の沿岸域の環境保護のあり方についての特色 と課題を整理し，今後の我が国の沿岸域管理，海洋環境保護制度の整備に向けて考察 を行った。

このほか，巻末には，主な海洋関連法の仮訳，現地調查結果等の参考資料を併せて収録した。

## 目 次

## はじめに

## 1．中国における沿岸と海洋の概況

1.1 中国の地勢と海域の概況 ..... 1
1.2 沿海地域の概況 ..... 3
1．2．1 沿海地域の経済•社会状況 ..... 7
1．2．2 海洋経済の発展状況 ..... 11
1.3 中国の海洋環境の概況 ..... 10
1．3．1 全海域の汚染範囲の状況 ..... 12
1．3．2 全海域の海水の品質状況 ..... 14
1．3．3 陸上起源からの汚染状況（河口域） ..... 16
1．3．4 主要河川の汚染状況 ..... 17
1．3．4 中国の海洋ごみ（漂流•漂着ごみ）の状況 ..... 18
1．3．5 中国の陸上起源の汚染物質の排出状況 ..... 21
2．中国における沿岸域の政策
2.1 沿岸域における環境管理政策 ..... 25
2．1．1 現在の国家環境保護計画 ..... 25
2．1．2 重点流域，海域汚染防止計画 ..... 28
2．1．3 海洋汚染対策の事例 ..... 28
2.2 中国における海洋開発政策 ..... 31
2．2．1 中国海洋アジェンダ 21 ..... 31
2．2．2 全国海洋開発計画 ..... 33
2．2．3 全国海洋経済発展計画綱要 ..... 34
2.3 その他の沿岸域に関わる政策 ..... 35
2.4 国際的な取り決め（国連海洋法条約） ..... 37
2.5 沿岸域に係る政策•法制度の変遷 ..... 37
2．5．1 沿岸域管理に係る環境政策•法制度の変遷• ..... 37
2．5．2 海洋開発管理に係る政策•法制度の変遷 ..... 38

## 3．中国における沿岸域管理の組織

3.1 行政担当部門の役割分担 ..... 41
3．1．1 国家海洋行政機関 ..... 41
3．1．2 国家環境行政機関 ..... 44
3．1．3 国家交通行政機関 ..... 45
3．1．4 国家漁業行政機関 ..... 46
3.2 沿岸域管理機関の管理体制 ..... 48
3．2．1 業務分野別の管理体制の概要 ..... 48
3．2．2 沿岸域の環境管理体制 ..... 48
3．2．3 沿岸域の開発管理体制 ..... 50
4．中国における沿岸琙管理に関する法規制
4.1 沿岸域の環境保護に関する法規制 ..... 51
4．1．1 環境保護法 ..... 51
4．1．2 海洋環境保護法 ..... 53
4．1．3 固形廃棄物環境污染防止法 ..... 61
4．1．4 水汚染防止法 ..... 67
4．1．5 クリーン生産促進法 ..... 72
4．1．6 環境影響評価法 ..... 73
4.2 沿岸域の海洋開発管理に関する法規制 ..... 75
4．2．1 海域使用管理法 ..... 75
4．2．2 漁業法 ..... 84
4．2．3 鉱産資源法 ..... 84
4.3 海洋ごみの処理•管理について ..... 85
4.4 沿岸域のモニタリング ..... 86

## 5．中国の沿岸域における環境管理の運用状況

5.1 陸上起源のごみ管理と処理の実態 ..... 89
5．1．1 沿海省市部の固体廃棄物の排出状況と管理対策及び処理実態 ..... 89
5．1．2 海洋投棄防止管理の強化 ..... 94
5．1．3 船舶ごみ，汚水の管理体制及び処理実態 ..... 94
5．1．4 都市汚水処理の推進 ..... 95
5.2 地方の現地事例調査結果 ..... 98
5．2．1 事例1：遼寧省大連市 ..... 98
5．2．2 事例2：山東省煙台市 ..... 107
6．我が国における沿岸域管理の課題と今後の展開
6.1 我が国と中国の沿岸域管理の比較 ..... 117
6.2 我が国における沿岸域管理の課題と今後の展開 ..... 117
6．2．1 沿岸域に関する諸権利の設定 ..... 119
6．2．2 計画的なゾーンニングの設定 ..... 120
6．2．3 海洋政策を一元的統括できる体制の整備 ..... 121
6．2．4 「海洋経済（海洋産業）」という分野の枠づくり ..... 121
6．2．5 海洋ごみ（漂流，漂着ごみ）の全国規模の調査実施 ..... 122
おわりに

## 参考資料

参考資料1 中国の行政区画 ..... －1－
参考資料2 中央政府の主要機関 ..... －2－
参考資料 3 中国の国家計画の推移と近年の環境保護計画 ..... －3－
参考資料4 中国の地表水，海水の水質基準について ..... －7－
参考資料5 中国の海洋環境保護法における用語の定義 ..... －15－
参考資料 6 中国の固体廃棄物の定義 ..... －16－
参考資料7 国連海洋法条約の概要 ..... －17－
参考資料 8 環境保護模範都市 ..... －18－
参考資料9 中国アジェンダ 21 について ..... －20－

## 添付資料

添付資料1 中国の沿岸域管理に係る主な法律 概要．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．－21－
添付資料 2 中国の沿岸域に係る特定の法律 仮訳…．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．－53－
添付資料 3 現地調査ヒアリング報告．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．－99－
添付資料 4 参考文献．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．－123－

## 1．中国における沿岸と海洋の概況

中国の沿岸•海洋管理及び海洋環境保護についての調査に先立ち，中国の沿岸•海洋と同国の環境に関する一般的な情報を収集，整理した。

## 1.1 中国の地勢と海域の概況

中国国家統計局「中国統計年鑑 2006」によると，表 1－1 のとおり同国の国土面積は 960 万 $\mathrm{km}^{2}$（ロシア，カナダに次いで第 3 位），海域面積は 473 万 $\mathrm{km}^{2}$ と記載されている。中国の管轄海域面積については，約 300 万 $\mathrm{km}^{2}$ と公表されている（海洋政策研究財団の報告書によれば中国の管轄海域は 96.4 万 $\mathrm{km}^{2}$ と紹介されている）。但し，中国政府は，一般に海上の境界線を示す図を公表していない。トンキン湾についてのみ，中国政府 がベトナム政府と結んだ境界画定協定に基づき，両国の領海，排他的経済水域及び大陸棚に関する境界線の座標点を国連に提出している。同国の海岸線総延長は $32,000 \mathrm{~km}$ で，らち大陸部の海岸線延長は $18,000 \mathrm{~km}$ ，島嶼部の海岸線延長は $14,000 \mathrm{~km}$ に達する。 これらの統計には香港特別行政区，澳門（マカオ）特別行政区及び台湾は含んでいな い。

表 1－1 中国の国土•海岸線比較

|  | 国土面積 | 海岸線総延長 |
| :---: | :---: | :---: |
| 中国 | 960 万 $\mathrm{km}^{2}$ | $32,000 \mathrm{~km}$ |
| 参考（日本） | 37.8 万 $\mathrm{km}^{2}$ | $34,850 \mathrm{~km}$ |

（出所：（中国）「中国統計年鑑 2006」，（日本）「海岸統計（平成 16 年度版）」）

また中国では近海を「渤海」，「黄海」，「東海」及び「南海」と大きく 4 つに区分し ている。同近海の地理位置，面積等については下表 1－2 のとおりである。

中国の近海図を図 1－1 に，同国の主な湾，河川名を表1－3に示す。

表 1－2 中国近海の概況

| 海区 | 地理位置 |  |  |  |  |  | 深度（m） |  | $\begin{gathered} \text { 面積 } \\ \left(\text { 万 } \mathrm{km}^{2}\right) \end{gathered}$ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 経度 |  |  | 緯度 |  |  | 平均 | 最大 |  |
| 渤海 | $117^{\circ}$ | $27^{\prime}-122^{\circ}$ | $17^{\prime} \mathrm{E}$ |  | 07，$-41^{\circ}$ | 00＇N | 18 | 70 | 7.7 |
| 黄海 | $119^{\circ}$ | $20^{\prime}-126^{\circ}$ | 50＇E | $31^{\circ}$ | 40，$-39^{\circ}$ | 50 ＇N | 44 | 140 | 38.0 |
| 東海 | $117^{\circ}$ | $11^{\prime}-131^{\circ}$ | 00＇E |  | $52^{\prime}-33^{\circ}$ | $10^{\prime} \mathrm{N}$ | 370 | 2719 | 77.0 |
| 南海 |  | $05^{\prime}-121^{\circ}$ | $30^{\prime} \mathrm{E}$ |  | $30^{\prime} \mathrm{S}-23^{\circ}$ | $34^{\prime} \mathrm{N}$ | 1，212 | 5，379 | 350.0 |

（出所：国家環境保護総局「中国保護海洋環境免受陸源汚染工作報告（2003年12月）」P．6）


図1－1 中国の近海図
（出所：国連 DOALOS：URL：
http：／／www．un．org／Depts／los／LEGISLATIONANDTREATIES／PDFFILES／MAPS／CHN＿MZN7＿1996b\＆w．pdf）

表1－3 主な湾，河川

|  | 主な湾岸 | 主な河川 | 数 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 渤海 | 辽东湾，渤海湾，莱州湾，金州湾，普兰店弯，复习湾，錦州湾，龙口湾等 | 黄河，辽河，海河，涞河，大凌河，双台子河，小清河，潍河等 | 55 |
| 黄海 | 大连弯，胶州湾，海州湾，荣成湾，桑沟湾，石岛湾，五垒岛湾，涝山湾等 | 鸭绿江，大洋河，大沽河，射陽河等 | 61 |
| 東海 | 杭州湾，温州湾，泉州湾，厦门湾，象山湾，三门湾，台州湾，益顽湾，乐清湾，沙呈港，三沙湾，三都湾，三都澳，兴化湾，湄州湾，围头湾，诏安湾 | 长江，钱塘江，甬江，椒江，飞云江，瓶江，闽江，九龙江，水溪等 | 22 |
| 南海 | 北部湾，大鹏湾，雷州湾，碣石湾，大亚湾，矜州湾 | 珠江，韩江，南渡江，漠阳江，元江等 | 72 |

（出所：国家環境保護総局「中国保護海洋環境免受陸源汚染工作報告（2003 年 12 月）」P．7）

## 1.2 沿海地域の概況

## 1．2．1 沿海地域の行政区域と海岸線延長

中国の沿海部に立地する地域は，31省•市•自治区（香港，澳門，台湾除く）のう ち，11 地域である。11 地域の省市等の面積と海岸線等は表 1－4 のとおりである。

これら沿海部 11 地域の中で，海と接する行政区域の持つ面積が最大なのは広東省で あり，最小地域は上海市である。

表 1－4 中国の沿海地域（市•自治区含む）の面積と海岸線

| 省 市 <br> 区 | 沿海地域面積（ $\mathrm{km}^{2}$ ） | 大陸部（1）＋島嶼 <br> （2）海岸線（km） | （1）大陸部海岸線（km） | （2）島嶼部海岸線（km） | 島嶼数 | 島嶼面積 $\left(\mathrm{km}^{2}\right)$ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 遼寧 | 56，747．62 | 2，620．5 | 1，971．5 | 649.0 | 404 | 203.4 |
| 河北 | 35，820．18 | 599 | 421.0 | 178.0 | 107 | 14.2 |
| 天津 | 11，266．71 | 157.5 | 153.3 | 4.2 | 9 | 0.2 |
| 山東 | 68，496．06 | 3，733．4 | 3，122．0 | 611.4 | 296 | 136.6 |
| 江蘇 | 33，204．85 | 1，011．4 | 953.0 | 58.4 | 15 | 21.7 |
| 上海 | 8，013．24 | 449.4 | 172.0 | 277.4 | 7 | 1，185．8 |
| 浙江 | 60，173．96 | 6，141．2 | 1，840．0 | 4，301．2 | 1，921 | 1，670．1 |
| 福建 | 54，119．78 | 4，830．0 | 3051.0 | 1，779．0 | 1，202 | 654.0 |
| 広東 | 83，912．18 | 6，828．9 | 3，368．1 | 3，460．8 | 828 | 34，804．9 |
| 広西 | 20，378．41 | 1，437．5 | 1，083．0 | 354.5 | 624 | 45.8 |
| 海南 | 34，161．98 | 4，191．2 | － | － | － | － |
| 計 | 466，294．94 | 32，000．0 | 16，134．9 | 11，673．9 | 5，413 | 38，736．7 |

（出所：国家環境保護総局「中国保護海洋環境免受陸源污染工作報告（2003 年 12 月）」P．8／注 1 ：香港特別行政区，澳門特別行政区及び台湾は含まず／注 $2:$ 海南省は，省全体が島嶼である／注 $3:$ 大陸とは中国本土，島嶼部とは各省市区が管轄している島のことを指す）

一方，海岸線延長が最大なのは広東省であり，次いで浙江省，福建省となっている。 いずれの省も中国南部に位置する省であり，海南省は島嶼であるため，周囲は海洋 である。沿海部 11 地域の海岸線延長と面積をグラフ化すると，図1－2 のとおりである。 また海に接している中国 11 地域の行政区画名は，表1－5 のとおりである。


図 1－2 沿海部 11 地域の海岸線延長と面積
（出所 ：国家環境保護総局「中国保護海洋環境免受陸源汚染工作報告（2003 年 12 月）」より／注：香港特別行政区，澳門特別行政区及び台湾は含まず）

表1－5 中国沿海地域の行政区画

| $\bigcirc$ | 沿海省（市•自治区） | 沿海地市 | 沿海県•市 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 | 遼寧省 | 丹东市 | 东港市 |
|  |  | 大连市 | 瓦房店市，庄河市，长海县，普兰店市 |
|  |  | 营口市 | 盖州市 |
|  |  | 盘锦市 | 大洼县，盘山县 |
|  |  | 锦州市 | 凌海市 |
|  |  | 葫芦岛市 | 兴城市，綏中县 |
| 2 | 河北省 | 秦皇岛市 | 捂宁县，昌黎县 |
|  |  | 唐山市 | 丰南市，莱南县，乐亭县，唐海县， |
|  |  | 沧州市 | 黄哔市，海兴县 |
| 3 | 天津市 | － | － |
| 4 | 山東省 | 滨州地区 | 利津县，无棣县，沾化县 |


|  |  | 东营市 | 垦利县，广饶县 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 漼坊市 | 昌岜市，寿光市 |
|  |  | 烟台市 | 莱州市，招远时，龙口市，蓬莱市，海阳市，莱阳市，长岛县 |
|  |  | 威海市 | 荣城市，文登市，乳山市 |
|  |  | 青岛市 | 即墨市，胶州市，胶南市 |
|  |  | 日照市 | － |
| 5 | 江蘇省 | 连云港市 | 赣榆县，灌云县，灌南县，响水县，东海市 |
|  |  | 盐城市 | 滨海县，射阳县，大丰市，东台市 |
|  |  | 南通市 | 海门市，启东市，通州市，海安市，如牟县，如东县 |
| 6 | 上海市 | － | 南汇县，金山县，奉贤县，崇明县，川沙县 |
| 7 | 浙江省 | 嘉兴市 | 平湖市，海盐市，海宁市 |
|  |  | 杭州市 | 萧山市 |
|  |  | 绍兴市 | 上虞市，绍兴县 |
|  |  | 宁波市 | 余姚市，慈溪市，奉化市， |
|  |  | 舟山市 | 岱山县，泗县 |
|  |  | 台州市 | 三门市，临海市，淑江市，黄岩市，温岭县，玉环县 |
|  |  | 温州市 | 乐清市，瓯海县，瑞安市，平阳县，苍南县，洞头县 |
| 8 | 福建省 | 宁德地区 | 福鼎县，霞浦县，福安市，宁德市 |
|  |  | 福州市 | 罗源县，连江县，长乐市，福清市，平谭县 |
|  |  | 莆田市 | 仙游县，莆田县 |
|  |  | 泉州市 | 惠安县，晋江市，石狮市，南安县 |
|  |  | 厦门市 | 同安县 |
|  |  | 漳州市 | 龙海市，漳蒲县，云霄县，东山县，诏安县 |
| 9 | 広東省 | 潮州市 | 饶平县，潮安县，澄海市，南澳县 |
|  |  | 揭阳市 | 揭东县 |
|  |  | 汕头市 | 惠来县，潮阳市 |
|  |  | 汕尾市 | 海丰县，陆丰市 |
|  |  | 惠州市 | 惠阳市，惠东市 |
|  |  | 深圳市 | － |
|  |  | 东莞市 | － |


|  |  | 珠海市 | 斗门县 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 广州市 | 番禺市 |
|  |  | 中山市 | － |
|  |  | 江门市 | 新会市，台山市，开平市 |
|  |  | 阳江市 | 恩平市，阳西县，阳东县 |
|  |  | 堪江市 | 廉江市，逐溪市，雷州市，徐闻市 |
|  |  | 茂名市 | 电白市，吴川市 |
| 10 | 広西自治区 | 北海市 | 合浦县 |
|  |  | 钦州市 | － |
|  |  | 访城港市 | 东兴市 |
| 11 | 海南省 | 海口市 | 琼山市，万宁市，文昌市，安定县 |
|  |  | 三亚市 | 万宁市，陵水县，琼海市，东方市，昌江时 |
|  |  | 洋浦市 | 临高县，瞻州市，澄迈县 |

（出所：国家環境保護総局「中国保護海洋環境免受陸源汚染工作報告（2003年12月）」）

## 1．2．1 沿海地域の経済•社会状況

（1）沿海地域の概況
中国の海洋に面している沿海部の 11 地域の概況は，表1－6のとおりである。

表 1－6 沿海部 11 地域の概況（2005年）

|  | 省都名 | 人口 <br> （万人） | 人口密度 <br> （人／km²） | GDP <br> （億元） | 一人当 GDP <br> （元） | 都市人口比 <br> 率 |
| :---: | :---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: |
| 上海市 | - | 1,778 | 2,219 | $9,154.2$ | 51,486 | 89.1 |
| 天津市 | - | 1,043 | 926 | $3,697.6$ | 35,452 | 75.1 |
| 浙江省 | 杭州 | 4,898 | 814 | $13,437.9$ | 27,435 | 56.0 |
| 江蘇省 | 南京 | 7,475 | 2,251 | $18,305.7$ | 24,489 | 50.1 |
| 広東省 | 広州 | 9,194 | 1,096 | $22,366.5$ | 24,327 | 60.7 |
| 山東省 | 済南 | 9,248 | 1,350 | $18,516.9$ | 20,023 | 45.0 |
| 遼寧省 | 瀋陽 | 4,221 | 744 | $8,009.0$ | 18,974 | 58.7 |
| 福建省 | 福州 | 3,535 | 653 | $6,568.9$ | 18,582 | 47.3 |
| 河北省 | 石家庄 | 6,851 | 1,913 | $10,096.1$ | 14,737 | 37.7 |
| 海南省 | 海口 | 828 | 242 | 894.6 | 10,804 | 45.2 |
| 広西区 | 南寧 | 4,660 | 2,287 | $4,075.8$ | 8,746 | 33.6 |
| 小計 | - | 53,731 | 1,152 | $115,123.2$ | 21,426 | $(54.4)$ |
| 中国全土 | （北京） | 130,756 | 136 | $183,084.8$ | 16,135 | 42.3 |
| 日本全土 | （東京） | 12,777 | 338 | $334,489.3$ | 261,790 | - |
| 富山県 | （富山市） | 112 | 264 | $3,120.6$ | 278,625 | - |

（出所：「中国統計年鑑2006」ほか／日本の数値は2005年の数値を使用，1元＝15 円で換算）
（2）沿海地域の発展状況
中国沿海部は，改革•開放政策の恩恵を享受し，内陸部の省市と比較すると経済発展が著しい地域である。

中国の 2005 年の一人当 GDP の全国平均は 16,135 元（ 1 元＝ 15 円で計算，以下同じ ノ約 242,025 円）で，1995年時点の5，205元（ 78,075 円）と比較すると 3 倍に伸びて いる。一人当 GDP の全国平均値を超えている地域省市は，上位 10 省市であり，残り の 21 省市は平均以下となっている。
2005 年の一人当 GDP が最も高い地域は，上海市で 51,486 元（約 772，290 円）に達 している。一方，最も低かった地域は貴州省の 5，306 元（約 79，590 円）で，上海市と

比較して約 10 倍の開きがある。
沿海部 11 省市と中国全地域との一人当 GDP については，図1－3のとおりである。 なお，沿海 11 省市は全国のトップ 10 のうち， 8 地域がランクインしている。


図 1－3 地域ごとの一人当 GDP 比較
（出所：「中国統計年鑑 2006」等より作成／注 1：①～⑪は沿海11省市区を示す／注 2：1995年時点で重慶市は直轄市に指定されておらず四川省内の都市であった。重慶市及び四川省の一人当 GDP は，同図作成の便宜上，神鋼リサーチが仮試算した値）

## （2）中国の沿海地域の人口

中国の総人口は，2006年現在で 13 億人超であり世界人口のおよそ $20 \%$ を占めてい る。そのうち，沿海 11 省市の人口は約 5.4 億人であり，その中で最も人口が多いのは，図 1－4 のとおり山東省の 9，248 万人，次いで広東省の 9， 194 万人，江蘇省の 7,475 万人 となっている。

また図1－5 のとおり，中国では都市化率も年々上昇し，政府の統計によると都市化率は2005年に $43 \%$ となっている。第 11 次 5 力年計画（以下，十一•五規画と略す） では 2010 年の計画として都市化率を $47 \%$ とすることを目標としている。


図 1－4 中国各地域の人口と中国沿海 11 省市区の人口（2005 年，1995年時点） （出所：「中国統計年鑑2006」／注：但し1995年時点で重慶市は直轄市に指定されておらず四川省内の都市であった。重慶市及び四川省の人口は，同図作成の便宜上，神鋼リサーチが試算した数値）


図 1－5 中国の都市化の進展
（出所 ：五次全国人口普査人口基本情況（1953，1964，1982，1990，2000），中国統計年鑑 2006（＊各地区人口的城郷構成（2005 年））

## 1．2．2 海洋経済の発展状況

中国では国家海洋局が「海洋経済」という分類で，海洋産業の発展状況を毎年集計 している。
2003年に採択された「全国海洋経済発展計画綱要」においても，海に係わる特定の産業を「海洋産業」として発展を促していくこととしている。

海洋産業の発展状況を調查，分析対象となっている分野は，海洋漁業，海洋交通，海洋石油•天然ガス，海浜観光，海洋開発，海洋船舶，海塩及び海洋化成，海洋生物医薬等である。

図1－6のとおり，2006年の中国の海洋産業の総生産高は，2兆958億元に上り，中国国内のGDP に占める割合が初めて $10 \%$ を突破するなど高い成長を続けている。


図 1－6 海洋産業の総生産額推移
（出所 ：国家海洋局 「中国海洋産業発展公報 2006」より）

また産業別の海洋産業生産額構成比は，図1－7 のとおりである。この中で海洋観光業と海洋漁業関連業が大きなウェイトを占めており，両分野で $50 \%$ の割合を占めてい る。


図 1－7 産業別の海洋産業生産額構成比
（出所 ：国家海洋局 「中国海洋産業発展公報2006」より）

## 1.3 中国の海洋環境の概況

中国の海洋環境の状況は，国家海洋局と国家環境保護総局がそれぞれモニタリング を行い，結果を取りまとめている。国家海洋局は主に海域汚染の面積を，国家環境保護総局は海域の水質を主にモニタリングしている。なお，ここで記されている地表水 や排水，海水の水質基準ならびに凡例等に関する説明は，参考資料 4 を参照のこと。

## 1．3．1 全海域の汚染範囲の状況

中国海域の水質污染面積と污染割合の推移は，図1－8に示すとおりである。2002年 では比較的清潔とされた面積は 11 万 $\mathrm{km}^{2}$ と全体の $63.7 \%$ を占めていたが，年々その割合が減少し，2006年では比較的清潔とされた海域は $34.2 \%$ となった。

一方，軽度汚染の海域の割合が増加し2002年では $11.4 \%$ だったものが 2006 年で $35 \%$ となり，全体的に汚染海域が広がっている。
そして中度汚染と重度汚染の海域面積を合算した割合は，2003年に $37.2 \%$ に達した が，2006年には $30.7 \%$ と減少している。


図 1－8 中国海域の水質汚染面積と汚染割合の状況
（出所：国家海洋局「2006年 中国海洋環境質量公報」）

また中国の主要4海域である渤海，黄海，東海，南海の水質汚染面積は図 1－9 のと おりである。
いずれの海域も比較的清潔とされる海域は減少し，かわって軽度污染の海域が増加 している。傾向としては渤海と南海の軽度汚染の海域は広がっているものの中度，重度の汚染海域は $20 \%$ 程度で推移している。黄海は 2004 年で汚染海域が拡大し 2006 年

に $60 \%$ が軽度汚染以上，重度汚染海域も増加している。東海は 2004 年時点で $50 \%$ 弱ま で汚染海域が拡大したが，それ以降，重度の汚染海域の面積は減少している。

図 1－9 四海域（渤海，黄海，東海，南海）の水質汚染面積状況




（出所 ：国家海洋局「2006年 中国海洋環境質量公報」／注 ：2002年•東海の汚染状況内訳の加算値と記載された合計値に $22,430 \mathrm{~km}^{2}$ の差があり，ここでは汚染状況の内訳の加算値•90，330 $\mathrm{km}^{2}$ を合計値とした）

## 1．3．2 全海域の海水の水質状況

中国海域の水質状況は図 1－10のとおりである。国家環境保護総局の統計データによ ると，過去と比較して改善の傾向がみられるものの状況は依然良好とはいえない。

1 類， 2 類海水として分類される割合は，2001年に $41.4 \%$ と半数に満たなかったが，翌年にはほぼ $50 \%$ となり，2006年には $67.7 \%$ と 26.3 ポイント改善した。水質基準は 1 ～4類まで規定されているが，水質基準外の劣 4 類海水と呼ばれる海水がある。劣 4類海水の割合は，2001年に34．5\％であったが，2006年には 17．0\％と，17．5 ポイント改善した。


図 1－10 中国全海域の水質
（出所：国家環境保護総局「中国近岸海域環境質量公報」（2001～2006年版））

また，中国の渤海，黄海，東海，南海の海域別の水質について，2003年と2006年 のデータで比較した結果が図 1－11 である。

2003 年で良好な水質を示す 1 類， 2 類海水については，渤海，黄海，南海の三海域 でそれぞれ $70 \%$ 以上を占めているが，東海のみ $50 \%$ を割り込むなど汚染が深刻なこと が窺える。しかしながら東海では，2003年と比較すると一類海水の割合が増加してい る点など僅かではあるが水質の改善傾向も見受けられる。


図 1－11 2003 年と 2006 年時点での海水の水質比較
（出所 ：国家環境保護総局「中国近岸海域環境質量公報」（2001～2006年版））

## 1．3．3 陸上起源からの汚染状況（河口域）

国家環境保護総局は，2006年から陸上起源からの汚染物による影響をみるため，河口域の汚染状況を公表するようになった。その結果については図1－12 のとおりである。四海に流れ込む主要な河川 156 箇所をモニタリングした結果，最も良好な水質を示 す I 類に分類される水は，同河口域からは検出されていない。またII類やIII類といっ た飲料水として使用できる品質の水についても，全体の $50 \%$ 以上を超えることはない。
海域別にみると，四海の中で特に渤海に注ぎ込む河川の河口域の汚染状況がデータ上，最も深刻である。但し，これは渤海と他の海域との違いから考えてみて，閉鎖海域であること，同地域の河川上流部に位置する古い重工業地帯等からの大量の汚染物 の流出，海流の影響により河口域での汚染物質の滞留が長い可能性，過去と比べて河口近傍の海域における希釈作用が小さくなっていること，といった因果関係がモニタ リングに影響を与えたと思われる。

また調査対象となっている汚染物質である COD や石油類，総リンなど規制物質の数値はいずれの海域もほぼ同等しベルであった。


図 1－12 陸上起源からの汚染状況（河口域の汚染状況）構成比
（出所 ：国家環境保護総局「中国近岸海域環境質量公報2006（2007年3月）」）

## 1．3．4 主要河川の汚染状況

海洋汚染に関して，陸上の汚染発生源から汚染物質が運ばれる主要なルートの一つ として河川があげられる。中国の水系は7大流域に分けられ，具体的には長江，黄河，海河，淮河，珠江，松花江（松遼），南西諸河川がある。

中国の主要河川水系における水質の変化を図1－13に示す。


図 1－13 全国の主要水系の水質（単位：\％）
（出所 ：国家環境保護総局•各年の「中国環境状況公報」）

中国の水質基準では，生活飲料水の水源や魚類保護区，水泳区として分類されるの は第I 類～第III類までだが，2001年においては，飲料水などの水が全体の 3 割を切る一方，工業用水や農業用水にも利用できないとされる劣V分類の水が $44 \%$ を占めてい る。

2006 年では，I～III類に区分される水が全国平均で $40 \%$ を占めるようになったもの の，残り $60 \%$ 弱がIV類～劣V類の水質であることから河川の水質は依然深刻といえる。

但し，流域，河川毎の水質には大きな差異がある。長江や珠江などは流量が多いこ ともあるが，I，II類の水質を保持している割合が全流域の $58 \%$ である一方，松花江 や淮河などはI，II類の水質を保持している割合は $3 \%$ といら結果も報告されており，流域毎に水質の偏りがある。

## 1．3．5 中国の海洋こみ（漂流•漂着こみ）の状況

中国の海洋ごみの発生状況については，国家海洋局が 2007 年から海洋環境の調査項目に入れ，調査を開始した。モニタリング調査項目は，漂流ごみ及び漂着ごみと，海底のごみについての種類と数量である。2007 年の調査結果は次のとおりである。
（1）漂流ごみ
モニタリング調査結果によると，海面漂流ごみの種類は，主に発泡スチレン食品ト レイ，ビニール袋，プラスチック食器類，釣り系，漁網などである。

漂流ごみの平均個数は 0.29 個／ $100 \mathrm{~m}^{2}$ ，そのうち発泡スチレン類のごみが最も多く，漂流ごみ全体の $31 \%$ を占めている。次いでプラスチック類のごみで，全体の $27 \%$ を占 めている。
漂流ごみの総密度は， $0.74 \mathrm{~g} / 100 \mathrm{~m}^{2}$ で，木製品類 $\left(0.20 \mathrm{~g} / 100 \mathrm{~m}^{2}\right)$ とゴム類 $(0.14 \mathrm{~g}$ $100 \mathrm{~m}^{2}$ ）のごみの密度が最も大きい。またプラスチック類と発泡スチレン類のごみの密度は，それぞれ $0.13 \mathrm{~g} / 100 \mathrm{~m}^{2}$ と， $0.10 \mathrm{~g} / 100 \mathrm{~m}^{2}$ であった。

## （2）漂着ごみ

漂着ごみの多くは，タバコの吸殼，ビニール袋，ビニールひも，漁類（漁網，釣り系，浮き），プラスチック食器類，金属類飲料缶とガラス瓶などである。

平均個数は 0.04 個／ $\mathrm{m}^{2}$ ，そのうちプラスチック類のごみが最も多く（ $34 \%$ ），次い で発泡スチレン類（11\％），紙類（10\％），ガラス類（8\％），木製品類（6\％），金属類（5\％） となっている。
漂着ごみの平均密度は， $0.59 \mathrm{~g} / \mathrm{m}^{2}$ ，木製品類のごみ密度が最も大きく $(0.27 \mathrm{~g} /$ $\mathrm{m}^{2}$ ），プラスチック類と発泡スチレン類の密度は，それぞれ $0.24 \mathrm{~g} / \mathrm{m}^{2}$ と $0.05 \mathrm{~g} / \mathrm{m}^{2}$ であった。
（3）海底ごみ
調査を行った東営広利港，上海金山都市海浜リゾート地，潮州柘林漁港と北海銀灘 リゾート地などの海域の海底ごみの多くは，漁網，ビニール袋と金属類飲料缶などで あった。

海底ごみの平均個数は， 0.3 個 $/ 100 \mathrm{~m}^{2}$ ，平均密度は $0.8 \mathrm{~g} / 100 \mathrm{~m}^{2}$ である。
海底ごみの種類のうち，プラスチック類のごみが全体の $38 \%$ を占める。次いで木製品類（ $19 \%$ ），織物（布）類（ $14 \%$ ），ガラス類（ $10 \%$ ），金属製類（ $10 \%$ ）となってい る。

[^0]また中国の海洋ごみの発生状況等の過去の定量的なデータは，我が国の財団法人環日本海協力センターが実施した「海辺の漂着物調査報告書（2005 年版）－中国におけ る漂着物調査結果」でも掲載されており，これも参考情報として掲載する。

中国における漂着物調査は，平成 17 年 9 月 12 日～11月22日の期間に実施され，調査地域は，遼寧省，河北省，山東省，江蘇省の 4 省• 14 海岸，延べ面積 $3,100 \mathrm{~m}^{2}$ で行われた。図 1－14 のとおり，重量 $72 \mathrm{~kg}, ~ 3,992$ 個の漂着物を回収した。

これらの結果を中国の近隣 3 カ国（日本，韓国，ロシア）と比較すると， $100 \mathrm{~m}^{2}$ 当た りの重量，個数は図1－15 のとおりであった。また海外からの漂着物と確認できた結果 は，図1－16のとおりである。中国は $100 \mathrm{~m}^{2}$ 当たりの漂着物は重量，個数とも日本に次 いで多かったものの，海外からの漂着物は少なかった。


図 1－14 中国における漂着物の分類別重量，分類別個数の状況（2005 年）
（出所 ：財団法人環日本海協力センター「海辺の漂着物調査報告書（2005 年版）」より）



図 1－15 $\quad 100 \mathrm{~m}^{2}$ 当たりの漂流物 各国比較（2005 年）
（出所 ：財団法人環日本海協力センター「海辺の漂着物調査報告書（2005 年版）」より）


図 1－16 海外のものと特定される漂着物（重量，個数）各国比較（2005 年）
（出所 ：財団法人環日本海協力センター「海辺の漂着物調査報告書（2005 年版）」より）

## 1．3．6 中国の陸上起源の汚染物質の排出状況

中国に限らず，海洋汚染の主たる原因は陸上起源の汚染物質によるものとされてい る。ここでは同国の一般廃棄物，工業固体廃棄物等の発生状況について整理した。
（1）一般廃棄物（都市ごみ）の発生状況
中国の一般廃棄物の発生量は，2000年に約1．2億t だったものが 2005 年には約 1.5億 t と $25 \%$ 増加した。一般廃棄物の排出量の推移は，図1－17 のとおりである。


図 1－17 一般廃棄物の排出量の推移
（出所：「中国統計年鑑」より整理）

一方，NEDO（独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構）の「中国都市部における廃棄物処理の現状と将来の見通しに関する基礎調査•中国の主要都市の生活ゴミ処理技術及びエネルギー回収の現状調査報告書（2007 年 3 月）」によると，中国の都市生活ゴミの特徴は水分が多くカロリーが低い，とのことである。水分含有量 は $40 \sim 65 \%$ ，カロリーは $4200 \mathrm{KJ} / \mathrm{kg}$ で，有機成分が多く，厨芥ゴミが $40 \sim 60 \%$ ，回収不能ゴミは $10 \sim 25 \%$ を占めるとみられている。

またゴミ処理技術の普及をみると，現在，中国のゴミ処理方法は埋め立て（衛生埋 め立てと言う）が主流とのことである。2005年の無害化処理能力は約 26 万 t／day，年間 8，051 万t で，集中処理率は約 $52 \%$ である。またゴミ処理施設数は，全国で 449 力所力所，らちゴミ埋め立て施設数は約 350 カ所とみられている。
無害化処理を行っているらち，2005年における衛生埋め立て処理の割合 $86 \%$ ，焼却処理が $10 \%$ ，堆肥化処理が $4 \%$ となっている。

表 1－7 生活ごみの地域別発生量（2005 年）

|  | 発生量（万 t） | 比率（\％） |
| :---: | :---: | :---: |
| 東 部 | 6,678 | 42.8 |
| 東北部 | 2,474 | 15.9 |
| 中 部 | 3,489 | 22.3 |
| 西南部 | 1,470 | 9.4 |
| 西北部 | 1,492 | 9.6 |
| 合計 | 15,602 | 100.0 |

（「出所：NEDO「中国都市部における廃棄物処理の現状と将来の見通しに関する基礎調査•中国の主要都市の生活ゴミ処理技術及びエネルギー回収の現状調査報告書」より／注 ：生活ゴミの発生量について図 1－17と同表の出所が違うことから数値が若干違う）

表 1－8 生活ごみ処理施設（2005 年）

|  | 施設数 | 処理能力（万 t$)$ | 比率 $(\%)$ |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 東 部 | 225 | 13.7 | 53.1 |
| 東北部 | 47 | 2.89 | 11.1 |
| 中 部 | 96 | 2.89 | 16.4 |
| 西南部 | 73 | 4.21 | 12.3 |
| 西北部 | 8 | 3.17 | 7.1 |
| 合計 | 449 | 25.78 | 100.0 |

（出所：上記表 1－7 と同じ）
（2）工業固体廃棄物の発生状況
中国の工業固体廃棄物（日本の産業廃棄物に相当）の発生量について，工業化が進展するとともに増加し，2000年には約 8 億 t だったものが，2005年時点で約 13.4 億 t となった。これは日本の産業廃棄物の年間発生量•約 4.2 億 t と比べて 3 倍以上の規模 である。
一方，資源不足の中で，廃棄物のリユースやリサイクルについての利用量は，約 7.7億 t と全体の $57 \%$ は再利用されるようになった。最終処理されているのは，約 3.1 億 t である。また一時的な貯蔵量は，約 2.8 億 t であり，徐々に処理能力が向上している。

他方，処理を施されず廃棄されているものは「排放量」として集計されており，年々減少しているものの，2005年時点で 1,655 万 t が確認されている。図 1－18 に工業固体廃棄物，図 1－19に危険廃棄物のそれぞれの発生量，総合利用量等の推移を示す。


図 1－18 工業固体廃棄物の排出量


図 1－19 危険廃棄物の排出量
（出所 ：図 1－19，図 1－20とも「中国環境年鑑」より整理）

## 2．中国における沿岸域の政策

中国の主な沿岸域政策は，海洋権益，海洋漁業，海運，海洋科学技術，そして海洋環境保護などが挙げられる。ここでは本調査の主眼となる中国の沿岸及び海洋の環境 と海洋開発と管理についての政策，方針，取り組み等を整理した。さらに関連する海洋政策や国際条約等も整理したほか，最後に同国の沿岸•海洋に係わる政策•法制度 の変遷をまとめた。

## 2.1 沿岸域における環境管理政策

中国は，1992年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開かれた地球環境サミット（環境と開発に関する国際連合会議）の後，環境と発展に関する 10 項目の対策を発表し，伝統的な発展方式から持続的な発展へと転換させることを明確に打ち出した。

その後，「中国アジェンダ 21 （中国 21 世紀議程）」，「中国環境保護行動計画（1991 ～2000年）」，「国家環境保護•第9次5 力年計画」，「国家環境保護•第 10 次 5 力年計画」などが公表，実施されてきた。

これらは国家の環境保護戦略を示す重要な役割を果たし，それぞれ対象期間に実施 される環境政策の目標や基本方針，重点的に取り組む環境対策の分野を明らかにして いる。その中で特に環境保護に関する国家計画については，次のとおりである。

なお，中国の過去の国家計画の変遷等については，参考資料 3 のとおりである。

## 2．1．1 現在の国家環境保護計画

（1）環境保護に関する十一•五規画
2006年3月に全人代（全国人民代表大会）が開催され，2006年～2010年までの中国の第 11 次 5 力年規画（十一•五規画）が決定された。

この中で，環境に関する目標等について当初具体的に公表されたものは水処理と固体廃棄物処理及びリサイクル目標である。中央政府から当初公表された目標は次のと おりである。
（当初公表された目標）
（1）水処理の目標と任務
—単位工業生産当たり水使用量の削減：（目標：30\％削減）
（2）固体廃棄物処理とリサイクルの目標と任務

- 工業固体廃棄物総合利用率 $: 55.8 \% \rightarrow 60 \%$（目標： $4.2 \%$ 増）
- 主要汚染物排出総量の減少 ：（目標：10\％）

次に環境保護に関する十一•五規画（国務院関于印発国家環境保護＂十一五＂規画的通知）が 2007 年 11 月に公表された。

ここでは経済成長重視•環境保護軽視から，環境保護と経済成長を共に重要視し同 じ歩調で発展させていくよう転換すること，従来の行政主導によって環境保護を実施 きたやり方から，法律，経済，技術及び必要な行政手段を総合し活用することによっ て環境問題を解決していく，と述べている。

また計画目標としては，2010 年までに二酸化硫黄と COD の排出が抑制され，重点 の地区と都市の環境品質は改善され，生態環境が悪化している状況は基本的に抑制さ れ，放射線と電磁輻射の環境が確保される，としている。

主な環境保護の指標は，表 2－1 のとおりである。

表 2－1 十一•五規画の主要な環境保護目標値

|  | 2005 年実績 | 2010 年目標 | 期間中の増減 |
| :--- | :---: | :---: | :---: |
| 1．COD 排出総量（万 t） | 1,414 | 1,270 | $-10 \%$ |
| 2．二酸化硫黄排出総量 | 2,549 | 2,295 | $-10 \%$ |
| 3．地表水国級断面劣 V 類水質の <br> 比率（\％） | 26.1 | $<22$ | -4.1 |
| 4．七大流域国級断面III類水質 <br> 以上の比率（\％） | 41 | $>43$ | $2 \%$ |
| 5．重点都市空気品質 II 級以上の <br> 日数が 292 日を超える比率（\％） | 69.4 | 75 | $5.6 \%$ |

（出所：国務院関于印発国家環境保護＂十一五＂規画的通知）

このほか，水，大気，廃棄物，生態系保護などの重点分野と主要任務，重点事業と投資の重点等についても詳細が公表されているが，特に海洋環境に係る内容は次のと おりである。

## （2）十一•五規画の海洋分野における環境保護の重点分野

十一•五規画内では，海洋環境保護に関して，「陸地からの汚染物質の排出削減を重点とし，重点海域の汚染対策を突破口として，海洋生態保護を強化し，海洋環境災害応急能力を高め，海洋生態系の機能を改善する」としている。

海洋環境保護の重点分野とその方策について，表2－2のとおりである。

表 2－2 十一•五規画の海洋環境保護の重点分野と方策

| 重点分野 | 方策 |
| :---: | :---: |
| 1．陸地からの汚染物質流入量の削減 | －直接海に排出する工業污染源に対する規制と管理を強化し基準 に達する排出を確保。 <br> - 沿海都市において，汚水処理場とごみ処理場の建設を加速 <br> - 汚泥とごみ浸出水の処理を強化し，二次污染の発生を防止。 <br> - 引き続き沿海地区でのリン排出禁止を推進。 |
| 2．重点海域の汚染対策の加速 | - 渤海において，「碧海行動」展開し，渤海の水質を改善 <br> - 長江の河口および隣接海域，珠江の河口および隣接海域の汚染対策計画の制定を加速し実施。 <br> －重点海域の汚染対策で海洋の環境保護を実施。 |
| 3．港と船舶の汚染防止 | －船舶汚染対策の技術政策と対策計画を制定して実施し，各種類 の船舶に対して，それぞれ汚水処理施設とごみ回収施設を設置 する技術要求と期限を規定。 <br> －2010年まで，大•中型の港で，船舶用油，化学品，ごみ，およ び生活汚水の回収，転送施設を配置。 <br> －港と船舶の汚水，ごみ処理施設の設置を都市の汚水， ごみ処理施設の設置計画に組み込み。 <br> －海洋の廃棄物投棄に対する監督管理を強化。 |
| 4．海洋生態環境の保護 | - 沿岸海域を重点として，海洋生態環境の修復と保護を強化。 <br> - 沿岸と海岸砂丘の資源を厳格に保護し，合理的に利用し，不合理的な開発を禁止し，海岸砂丘と海水養殖場の汚染を防止。 <br> －海岸の防護林の建設を推進し，浜海の湿地，マングローブ，サ ンゴ礁などの典型的な海洋生態系を回復して保護し，一部の海洋自然保護区を建設 <br> －重点海域において，生物多様性の全面調査を行い，外来生物種 の侵入現況を調査し，外来の海洋生物種の導入に対して厳格な管理を実行。 |
| 5．海洋環境災害の防止 | －海への油漏れについて，部門に跨るモニタリングシステムおよ び応急システムを構築し，油漏れ事故に対する快速な対応能力 と処理能力を向上。 <br> －海と関係のある部門とすべての沿海都市，港は油漏れ事故の応急対応方案を制定 <br> －赤潮のモニタリングシステムを構築し，予報の能力を高め，赤 |


|  | 潮の情報管理を規範に合わせて，赤潮災害の応急対応メカニズ <br> ムを構築し，出来る限り赤潮がもたらす損失を減少。 |
| :--- | :--- |

（出所：「国務院関于印発国家環境保護＂十一五＂規画的通知」より整理）

## 2．1．2 重点流域，海域汚染防止計画

水質汚染防止に関わる主要プロジェクトとして，三河三湖プロジェクトなどは九•五計画から開始された。なお，三河三湖は，三河（淮河，海河，遼河），三湖（太湖，巣湖，滇池）を指す。また，一海プロジェクトは，渤海海域の汚染防止が目的となっ ている。具体的な計画名は次のとおりである。

- 「淮河流域水質汚染防止＂十五＂計画」（三河）
- 「海河流域水質汚染防止＂十五＂計画」（三河）
- 「遼河流域水質汚染防止＂十五＂計画」（三河）
- 「太湖水質污染防止＂十五＂計画」（三湖）
- 「巣湖水質汚染防止＂十五＂計画」（三湖）
- 「滇池水質汚染防止＂十五＂計画」（三湖）
- 「渤海碧海行動計画」（一海）

これらの重点流域，海域の污染防止計画は国務院の批准を受けて実施され，海洋環境のさらなる悪化の防止と海洋生態系の修復•改善のために重要な役割を果たした。

このほか「三峡ダム」や「南水北調」のエリアも水質汚染防止の重点地域となって いる。

## 2．1．3 海洋汚染対策の事例

中国では海洋汚染が拡がっており，海域別に汚染対策を行っている。その対策の一例として「渤海碧海行動計画」について紹介する。
（1）渤海碧海行動計画の概要
中国国務院の「渤海行動計画に関する回答（国務院令（2001）124号）」によると，同計画は，渤海の水質および生態環境の改善を目的とし，該当地域の生産•生活様式 の調整と変更を実施し，経済成長方式の転換を促すものである。

さらに陸と海の双方に配慮し，河川と海について統合的に計画を進め，陸上起因の汚染源の処理を重点におくこと，海域環境の継続的な悪化の抑制，海域環境の質的改善を促進し，海洋生態環境の浄化機能の増強に努めて，渤海地域の社会経済の持続可能な発展を確保するものとしている。同計画で明示されている対策について，重点指標とされた項目は，表2－3 のとおりである。

表 2－3 重点指標とされた項目

|  | 指 標 |
| :--- | :--- |
| 最優先重点汚染物 | N，P，COD，石油類 |
| 最優先重点抑制区域 | 沿海陸域及び沿岸海域 |
| 重点汚染源の強化 | 陸上汚染源 |
| 重点環境問題の解決 | 沿岸海域の水質及び生態環境の破壊 |

（出所：中日友好環境保護中心「渤海行動計画に関する回答（国函（2001）124号）」仮訳より抜粋）

また渤海の汚染処理は，表2－4のとおり 3 段階に分けて進められていることになっ ている。

表 2－4 渤海碧海行動計画の進め方

| ステップ | 内 容 |
| :---: | :---: |
| 初期目標 (2001~2005 年) | 「海域環境の汚染を初歩的に抑制し，生態環境の破壊傾向について，初歩的に緩和が得られるようにする」 <br> $\rightarrow 2005$ 年までに，陸上発生源によるCOD の海への流入量を対 2000 <br> 年比で $10 \%$ 以上，リン酸塩，無機体窒素及び石油類の海への流入量を同 $20 \%$ 以上，それぞれ削減。 ほか |
| 中期目標 (2006~2010 年) | 「海域の環境の質が初歩的に改善され，生態環境の破壊について，効果的な抑制が得られるようにする」 <br> $\rightarrow$ 非点源汚染の抑制を重点とし，2010年までに，陸上発生源による COD，リン酸塩及び無機体窒素，石油類の海への流入量を対 2005年比でそれぞれ $10 \%$ 以上， $15 \%$ ， $20 \%$ 削減。 ほか |
| 長期目標 (2011~2015 年) | 「海域の環境の質が顕著に好転し，生態系が初歩的な改善を得られ るようにする」 <br> $\rightarrow$ 沿岸海域の環境機能区の条件達成を目標として，持続可能な生態系を初歩的に確立し，生態系のサービス機能を高める。複数の重点海域における環境総合整備を完成させる。 <br> ほか |

（出所：中日友好環境保護中心「渤海行動計画に関する回答（国函（2001）124号）」仮訳より抜粋）
（2）渤海碧海行動計画の成果
2001年10月1日に「渤海碧海行動計画」が承認•実施されて以降，2004年までの成果については表2－5 のとおりである。

表 2－5 2004年までの渤海碧海行動計画の実施の成果

|  | 実施内容 |
| :---: | :---: |
| 成果① | －都市の環境インフラ整備が明らかに加速され，各種生態プロジェクトの建設も順調に進められ，沿海企業の工業汚染抑制および産業構造調整に効果 が見られた。 <br> －環渤海四省市の13 の下水処理場が完成し，新たに増加した下水処理能力 は 96.12 万トン／日，建設中は 25 カ所，都市ごみ処理場 2 力所が完成し，建設中は9カ所。同時に各種非固定発生源生態コントロールプロジェクト の実施を推進し，完成したのは 26 件，建設中のものは 59 件となっている。 <br> －各種建設の投資総額は39．7億元，国家による投資は 6.88 億元，投資総額 に占める割合は $17.3 \%$ である。この他にも四省市は沿海汚染源の処理を強化し，一部の著しく深刻な汚染源となっている企業を閉鎖し，新しい案件 の審査を厳しくして，クリーン生産を実施している。 |
| 成果（2） | －環渤海の「リン禁止」事業は段階的に成果を挙げ，港湾の油汚染および海上油漏れ事故の応急処理システムが稼動した。 <br> －四省市は「リン禁止」目標を実現し，都市生活排水のリンの量を減らし， リン汚染物の排出を効果的に削減することができた。 <br> －一部の港湾では油の下水あるいは港区域生活排水の処理設備の建設が完了 し，海上油漏れ事故の応急処理能力が強化され，一部の案件は建設中であ る。 |
| 成果（3） | －海域の水質は一定の改善が図られ，「計画」の実施は一定の成果を収めた。 モニタリングのデータによると，2002年渤海海域の4類および超4類海水面積は2001年に比べ $1.9 \%$ 減少し， 610 万 $\mathrm{km}^{2}$ 減少した。2002年の黄海お よび渤海の赤潮面積は $600 \mathrm{~km}^{2}$ ，2001 年の $4,000 \mathrm{~km}^{2}$ に比べ 3， $400 \mathrm{~km}^{2}$ 減少 し，渤海では大規模な赤潮が発生していない。渤海海域の環境の質が改善 に向かっている。 |

（出所：清華大学•神鋼リサーチ「中国における水質環境ビジネス 2004」／注：2004 年現在）

渤海碧海行動計画は，現在も継続中である。「中国環境保護（1996～2005）白書」に よると，同計画は上記のとおり「渤海海域環境の継続的な悪化傾向について，初歩的 に歯止めがかかった」と評価された。

国家環境保護総局は，その後同計画に続いて，2005年に「長江口及び近隣海域」，「珠江口及び近隣海域」の碧海行動計画活動（＝重点海域碧海行動計画）を開始している。

## 2.2 中国における海洋開発政策

海洋開発と管理，保護，海洋産業の振興等を含め，過去に提示され同国の海洋戦略 の根幹と目される政策は以下のとおりである。

## 2．2．1 中国海洋アジェンダ 21

中国の海洋管理戦略は，国家海洋局が「中国アジェンダ21（中国21世紀議程）」（参考資料 9 を参照）の精神に基づいて1996年5月に制定した「中国海洋アジェンダ 21 」 を軸に展開されている。即ち，同海洋アジェンダが中国の海洋政策全般にわたる指針 となっている。
同海洋アジェンダは，国の海洋権益を有効に擁護し，海洋資源を合理的に開発し，海洋の生態環境を確実に保護し，海洋資源•環境の持続可能な利用と海洋事業の調和 の取れた発展を目指すものである。これは11章から構成され，中国の海洋の持続可能 な発展戦略，戦略目標，基本的対策及び主な行動領域を明らかにしている。

特に海洋環境保護の海洋の持続可能な発展戦略としては，①海洋産業の持続可能な開発，（2）海洋と沿海地区の持続可能な開発，（3）島の持続可能な開発，（4）海洋生物資源 の保護と持続可能な利用，（7）科学技術による海洋の持続可能な開発の促進，などが挙 げられている。また基本的な対策として海洋の環境保護対策や海洋の防災，災害抑制対策と国際的海洋活動の積極的な参与等も記している。

同海洋アジェンダに基づき，「海島立法」，「海域使用権管理条例」，「海域使用金徴収管理方法」，「海洋エンジニアリング環境保護管理条例」等の法制度が整備された。

なお，海洋アジェンダ 21 に記載されている 11 章の項目については，下記のとおり である。これらは，海洋政策研究財団の「平成17年度中国の海洋政策と法制に関する研究（2006 年 3 月）•P． $21 ~ 25$ 」より記載，整理した。
（「海洋アジェンダ 21 」 11 章の概要）
（1）戦略と対策（第1章）

- 行動の依拠と前提
- 戦略と戦略的目的と原則
- 基本的対策
（2）海洋産業の持続的な開発（第2章）
－海洋の開発利用により形成される産業に対して，産業構造を改善，科学的合理的 に産業配置を実施，ハイテク産業とクリーン産業を発展させ，持続可能な開発を実現させる。
③ 海洋と沿海地区の持続可能な開発（第3章）
－沿海地区での持続可能な開発を実現させる。
（4）島の持続可能な開発（第4章）
- 島の経済開発
- 島の資源と環境の保護
- 無人島の管理と保護
- 島のインフラ建設と社会の発展
（5）海洋生物資源の保護と持続可能な利用（第5章）
－管轄海域の資源を合理的に開発，保護し，公海の生物資源を合理的に利用し，公海の生物資源の保護と管理に積極的に参与する。
（6）科学技術による海洋の持続可能な開発の促進（第6章）
－海洋資源の開発と保護のための科学技術水準を引き上げ，海洋に係る高度な技術 とハイテク産業を発展させて，世界的に先進的な水準に近づき，またはその水準 に到達する必要がある。
（7）沿海区，管轄海域の総合的管理（第7章）
－総合的管理では行政，法律，経済，科学技術，教育といつた手段を通して，海洋開発活動につき，組織，指導，調整，監督を行う。（組織機構や制度上で総合的管理を実施＝海域機能区分や海洋開発計画）
－総合的管理の目的は海の各種資源の合理的な利用を保証することであり，各業界 の調和の取れた秩序正しい発展を促進し海全体の経済的利益，社会的利益，生態環境的利益を高めることである。
（8）海洋の環境保護（第8章）
- 中国海洋アジェンダ 21 は，海洋環境保護の基本的任務を打ち出す。
- 海洋の環境保護を非常に重視し，海洋環境を守る上で予防を中心とする原則を貫 く。
（9）海洋の防災，災害抑制（第9章）
－重点的に海洋観測システムを構築し，海洋予報，警報システムを作りあげるとと もに，引き続き海洋の防災，災害救助業務に力を入れる必要がある。
（10）国際的海洋事務（第10章）
－政策提案として「国際的な海洋事務への参与に力を入れ，国際的な海洋科学技術 の動態に追いつき，国際的な海洋法を研究し，国際的な海洋の科学研究や全地球的な海洋の環境保護，更には国際的な海底や極地海洋資源の開発と管理に積極的 に参加すること」が打ち出された。
（11）一般の人々の参与（第11章）
－海洋資源を合理的に開発，生態環境保護，海洋の持続可能な利用を保証するには，政府部門だけでは不十分で，一般の人々が広く参与することが必要。
－教育界，マスコミ，科学技術界，企業界，沿海の住民等の参与を含む。


## 2．2．2 全国海洋開発計画

「全国海洋開発計画」は，1995年に国務院で制定された。同計画策定の目的は，海洋資源の開発と保護，海洋産業の振興，海洋開発の科学的なプランの制定など，海洋開発の戦略的な目標の実現に向けた措置等を進めることである。

この計画の内容については，次の7つのとおりである。
（1）海洋資源と開発条件について
（2）海洋開発戦略の原則と目標
（原則）

- 海陸一体化開発
- 海洋開発の総合的効果の向上
- 科学技術による海の振興
- 開発と保護の調和の取れた発展
（目標）
－2000年まで，海洋産業の総生産高の年間成長率 ： $11 \% \sim 13 \%$ を保持
（3）海洋産業の産業構成比についての調整を実施（目標）
海洋産業構成の将来目標を表 2－6に示す。

表2－6 海洋産業の産業構成比と将来目標

|  | 第一次産業 | 第二次産業 | 第三次産業 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1990 年 | $50 \%$ | $10 \%$ | $40 \%$ |
| 2000 年目標 | $30 \%$ | $20 \%$ | $50 \%$ |
| 2020 年目標 | $20 \%$ | $30 \%$ | $50 \%$ |

（注：同表は，1995年時の「全国海洋開発計画」に掲載された数値）
（4）海域開発区域の指定
中国の海域を 4 つの開発区域に区分した。

- 海岸帯•海浜開発区域
- 海島開発区域
- 近海開発区域
- 大洋開発•極地視察区域

このほか，表2－7 にあるとおり，指定された海域を開発区分としている。

表 2－7 指定された海域開発区分

| 分類 | 重点的開発区 | 特殊開発区 |
| :---: | :---: | :---: |
| 指定 <br> 区域 | （1）環渤海区 <br> （2）長江河口一杭州湾区 <br> （3）福建省東南沿海区 <br> （4）珠江河口区 <br> ⑤北部湾区（トンキン湾） | （1）図們江 <br> （2）南沙諸島及びその近隣の海域 <br> （3）連雲港区 |

（出所：海洋政策研究財団「平成 17 年度中国の海洋政策と法制に関する研究（2006年3月）」より整理）
（5）海洋環境の整備の推進措置

- 漁場整備
- 海洋汚染の防止，対策
- 河口の整備
- 海外の防護
- 海岸帯の地下水資源の保護
- 沿海防護林の建設
- 海洋自然保護区の建設
（6）海洋サービス体系の建設強化
（7）その他の政策と措置


## 2．2．3 全国海洋経済発展計画綱要

「全国海洋経済発展計画綱要」は，国家発展改革委員会，国土資源部，国家海洋局 が作成し，2003年に国務院によって採択された。
同計画綱要は，海洋経済の総合的な発展のために制定したもので，特に海洋資源の開発利用，海洋産業（海洋漁業，海洋交通，海洋石油•天然ガス，海浜観光，海洋船舶，海塩及び海洋化成，海洋生物医薬等を対象）の発展を促すものである。同計画の実施期限は2001年～2010年までとなっている。

また計画綱要では海洋に関する 6 つの問題点についても指摘しており，その中の一 つである海洋環境については，一部海域で生態環境の悪化傾向が効果的に抑止されて おらず，近海漁業資源が深刻な被害を受け，一部希少な海洋物種は絶滅の危機に瀕し ている，とされている。

本綱要の中で，海洋経済発展の目標としては，2005年までに海洋産業の付加価値に ついて GDP に占める割合を $4 \%$ 前後に引き上げ，2010年には $5 \%$ 以上とすることとし ている。なお，2000 年の GDP に占める海洋経済規模は $2.6 \%$ である。

## 2.3 その他の沿岸域に関わる政策

## （1）水産資源に関する政策

その他沿岸域に関わる主な政策としては，水産資源に関する政策が挙げられる。
1958年に国務院が「渤海，黄海，東海のトロール漁業禁漁区に関する命令」を公布 し，その後の沿海水産資源の保護や漁業権益の保護について重要や役割を果たした。
また1960年に「国•民間両立，海水•淡水両立，養殖•捕獲両立」の漁業政策が提示され，1979 年に捕獲許可証制度が導入されるなど漁業振興政策が示された。1996年 の海洋アジェンダ 21 でも水産資源の持続可能な開発利用を保証すべきとして，近辺と浅海区の生態環境保護，漁業資源の回復，養殖品種の育成などが示されている。
（2）海洋環境保護に関わる政策
沿岸域や海域の汚染の原因は，その多くが陸上由来の汚染源によるものと考えられ ており，中国では海洋環境を保護するため，海洋政策に則り法整備を行い，陸上由来 の汚染源による海洋環境汚染防止策を模索してきた。具体的な対策としては次のとお りである。
（1）前述のとおり，陸上と海上また河川と海洋を統一して計画するとの原則に基づい て，これまで「渤海碧海行動計画」，「遼河水汚染防治計画」，「海河水污染防治計画」，「淮河水汚染防治計画」などを制定し，河川の汚染防止と海域の汚染防止を一体化して進めてきた。
（2）「中国生物多様性保護行動計画」と「全国生態環境保護綱要」を作って，陸地の生態系の保護と海岸帯及び海洋生態系の保護を強化した。
（3）経済成長方式の転換により循環型経済，クリーン生産の推進により工業汚染の防止を強化した。
（4）都市汚水処理において，都市汚水処理場の建設の促進と都市汚水処理率の向上に努めた。
（5）環境法規制の整備と法に基づく行政管理の実行を強化した。
⑥積極的に海洋環境保護の国際合作（国際的な連携）と国際的な義務を果たす努力 を行った。
（3）産業分野別の海洋環境対策
汚染起源となり得る産業分野別に取り組んできた対策については次のとおりである。

1）工業汚染源規制の強化
中国は工業汚染源に対して厳しい規制が行われ，排出汚染登録を実施している。

具体的には工業汚染源に対して以下の規制を実施している。

- 申告登録データベースを構築している。
- 重点汚染源に対するオンラインシステムの構築
- 重点汚染源に対する監督•検查を行う
- 汚染排出許可証制度の実施
- 重点流域•都市部の各環境機能区の環境容量の確定
- 環境容量をベースとした汚染排出物の削減計画と目標を制定する
- クリーン生産促進法を実施し，クリーン生産の審査•評価の実施
- 公衆参加による企業環境行為の公開制度の実施
- 優遇政策を制定して廃棄物のリサイクルと環境型系企業の製品の輸出を奨励する
- ISO14000 環境管理システム認証を推進して工業区，企業環境管理レベルと競争力 を高める。

2）城鎮汚水，ごみ処理の推進
城鎮汚水（都市汚水），ごみ処理の強化策として，近年，都市部の下水処理場と城鎮ごみ処理場の建設に力を入れている。

また市政公用事業特許経営制度と関連経済政策と下水処理費の徴収制度を完備し て，下水処理施設や都市生活ごみ処理の減量化，資源化，無害化を推進している。

このほか都市下水，ごみ処理施設の運営管理•監督を強化している。

3）農業面源汚染の防止
1999 年から2006年の期間，中国の国土資源部は長江経済地域，黄河経済地域，沿海経済地域，東北経済地域などを対象にして，農業地質の生態環境に対して総合的な評価を行った。

土壌環境品質の評価と農業の面源污染の抑制に大量の情報を提供して中国の農業 の近代化発展を促進した。

4）船舶港口汚染源の抑制
沿海に立地しているすべての港に対して油汚水回収船などの回収設備の配置が義務づけられた。

## 2.4 国際的な取り決め（国連海洋法条約）

「国連海洋法条約」は1996年5月15日，第8期全国人民代表大会常務委員会•第 19 回会議で批准され，中国は同条約の締約国となった。その際に発表された声明は，表 2－8 のとおりである。なお，同条約は，日本においても1996年6月に批准，同年7月に発効している。

表 2－8 国連海洋法条約締結の際の中国政府の声明
（1）排他的経済水域ならびに大陸棚に対する権利を宣言
一中国が 200 海里の排他的経済水域と大陸棚の主権的権利ならびに管轄権を有するこ とを宣言
（2）海域境界決定の原則を確立
一中国は海岸が向かい合った国または隣り合った国との間で，協議を通し，国際法の基礎の上に立って，公平の原則に照らして，各自の海洋管轄権の限界を制定
（3）各群島及び島嶼に対する中国の主権を重ねて主張
一中国は1992年2月25日に公布した「中国の領海及び接続水域法」第 2 条に列記し た各群島及び島嶼に対する主権を改めて主張
（4）外国軍艦が我が国を通航する場合には，事前に許可を得るか通知すべきことを改め て主張
—中国は，国連海洋法条約の領海内無害通航権の規定があっても，沿岸国が領海を通航する外国軍艦に対し沿岸国の法令の要求に基づき事前に当該国の許可を得るか，当該国に通知するよう求める沿岸国の権利は妨げられないことを改めて主張
（出所：日本財団「平成 17 年度 中国の海洋政策の法制に関する研究」P． 26 より整理）

## 2.5 沿岸域に係る政策•法制度の変遷

前述した沿岸域の環境管理と海洋開発管理に係る政策，法制度の変遷を取りまとめ ると，次のとおりである。

## 2．5．1 沿岸域管理に係る環境政策•法制度の変遷

沿岸域の環境管理は，環境保護法及び各個別法などによって規定，管理されている。中国の環境保護に関しては，1972年に政府代表団が国連人間環境会議に参加後，政策立案が顕著となり，翌年，公害防止を主眼とした工業三廃排出基準が公布された。 さらに環境立案の部署として国務院に環境保護領導小組が設置され，1984年に環境保護総局が設立された。

現在までの環境管理に係わる政策，法制度の変遷を表2－9に示す。

表 2－9 中国の環境政策•法制度の変遷

| 実施年 | 分類 | 内容 |
| :---: | :---: | :---: |
| 1972年 | 国際 | 中国政府代表団が国連人間環境会議（ストックホルム）に初参加 |
| 1973 年 | 政策 | 第 1 次全国環境保護会議 |
|  | 法規 | 中国初の環境行政法規，工業三廃排出（試行）基準公布•実施 |
| 1974 年 | 機関 | 初の環境保護行政機構として，国務院環境保護領導小組が設立 |
| 1978 年 | 法規 | 憲法に環境保護条項（第 11 条 3 項）が初めて規定 |
| 1979 年 | 法規 | 第5回全人代常務委員会第11次会議で「環境保護法（試行）」採択 |
| 1982年 | 法規 | 現行の中国憲法が制定（98，93，99，04 年に改正） |
|  | 政策 | 第2次全国環境保護会議（環境保護が国家の基本政策として明確化） |
| 1984年 | 機関 | 国家環境保護総局設立 |
|  | 法規 | 水質汚濁防止法が施行（1996年改正） |
| 1986年 | 法規 | 鉱産資源法（1996年8月改正） |
| 1989 年 | 法規 | 環境保護法（試行）を改正，環境保護法を公布 |
| 1996 年 | 法規 | 固体廃棄物污染防止法（04年改正•05年施行） |
|  | 政策 | 環境保護行政処罰方法 施行 |
| 2001 年 | 政策 | 渤海碧海行動計画／遼河，海河，淮海の水質污染防止計画 |
| 2002 年 | 法規 | 環境影響評価法，防沙治沙法，清潔生産促進法 |
|  | 法規 | 全国海洋機能の区分，近岸海域環境機能の区分 |
| 2003 | 法規 | 新化学物質環境管理方法，放射線污染防止法 施行 |
| 2004 年 | 法規 | 医療廃棄物管理行政処罰方法 施行 |
| 2005 年 | 法規 | 固体廃棄物污染防止法（2004 年改正）の施行 |
| 2006 年 | 法規 | 電子情報清貧汚染防治管理弁法，廃旧家電及び電子製品回収処理管理条例 |
| 2007 年～ | 法規 | 水質污染防止法改正（改正に向けて協議中） |

（出所：国土交通省国土技術政策総合研究所「中国の沿岸海洋管理制度の現状及び課題」，海洋政策研究財団「平成 17 年度 中国の海洋政策と法制に関する研究」ほかより整理）

## 2．5．2 海洋開発管理に係る政策•法制度の変遷

中国では，1964 年に設置された国家海洋局を中心に海洋政策が図られ，1996 年には海洋アジェンダ 21，また 2003 年に全国海洋経済発展計画綱要を公表し，法整備を含 めた活動を積極的に推進している。

現在までの海洋開発管理に係わる政策，法制度の変遷を表2－10に示す。

表 2－10 中国における主な海洋開発政策•法制度の展開状況

| 実施年 | 分類 | 内容 |
| :---: | :---: | :---: |
| 1958年 | 政策 | 中国政府による「領海における声明」 |
|  | 機関 | 近海調査のために国務院下の国家科学委員会内に海洋組を設立 |
| 1964 年 | 機関 | 国務院による国家海洋局の設立 |
|  | 法規 | 海洋石油資源における国際協力開発条例（2001 年 9 月改正） |
|  | 法規 | 海洋環境保護法 |
| 1983年 | 法規 | 海上交通安全法，海洋石油探査開発における環境管理条例，海域船舶汚濁防止における管理条例 |
|  | 政策 | 第2次全国環境保護会議（環境保護が国家の基本政策として明確化） |
| 1985年 | 法規 | 廃育物の海洋投棄に関する管理条例 |
| 1986年 | 法規 | 漁業法（2000年10月改正） |
| 1988年 | 法規 | 船の解体による汚濁防止における環境管理条例 |
| 1989 年 | 法規 | 海底ケーブルチャンネル設置における管理規定 |
| 1990 年 | 法規 | 海岸建設工事による海洋汚濁防止に関する環境管理条例 |
|  | 法規 | 陸源汚濁物による海洋汚濁被害防止に関する環境管理条例 |
| 1992年 | 法規 | 領海及び接続水域法 |
| 1995 年 | 政策 | 全国海洋開発計画 |
| 1996 年 | 国際 | 国連海洋法公約を批准する決定（全人代 常務委員会） |
|  | 政策 | 中国政府「中国領海基線に関する声明」，中国海洋アジェンダ 21 公表 |
|  | 法規 | 海洋科学における国際共同研究に関する管理規定 |
| 1998年 | 政策 | 中国海洋事業の発展（白書の公表） |
|  | 法規 | 中国排他的経済水域及び大陸棚法 |
| 2000 年 | 法規 | 海洋環境保護法 施行（1999 年改正） |
| 2001 年 | 法規 | 海域使用管理法 |
|  | 政策 | 陸源污染による海洋環境保護に関わるグローバル行動計画の実施開始 |
|  | 政策 | 中国における生物多様性保護行動計画，全国生態環境保護綱要 |
| 2002年 | 法規 | 全国海洋機能の区分，近岸海域環境機能の区分 |
| 2003 年 | 法規 | 無居民海島保護及び利用管理規定，廃棄物投棄区域管理に関する暫行規定全国海洋経済発展計画綱要 |
| 2005 年 | 政策 | 海水利用プロジェクト計画 |
| 2006 年 | － | 「国家重大海上污染防止事故応急計画」作成開始 |

（出所 ：国土交通省国土技術政策総合研究所「中国の沿岸海洋管理制度の現状及び課題」，海洋政策研究財団「平成 17 年度 中国の海洋政策と法制に関する研究」ほかより整理）

## 3．中国における沿岸域管理の組織

中国の沿岸域管理の行ら主な行政担当部門について，設立の背景と職責，組織機構 を以下に整理する。

## 3.1 行政担当部門の役割分担

中国の海洋に関する行政管理体制は，海洋全般について国家海洋局が中心となって管理運営を行い，国土保全，資源管理の面から同局を所管する国土資源部が担当する。

また船舶の運航など海事全般について交通部（海事局），水産等漁業関係において農業部（漁業局），環境関係は国家環境保護総局がそれぞれ所管している。このほか出入国する輸送機関や貨物等の管理と関税については中国税関が，港湾関係は港湾局が，防衛関係は中国人民解放軍の海軍，その軍内の環境関係部門として環保緑化委員会な どがある。下記に中央政府の海洋環境，海洋開発等に係わる主な行政機関を紹介する。 なお，中国の中央政府の機構図については，参考資料 2 に記載したとおりである。

## 3．1．1 国家海洋行政機関

＜国家海洋局（国土資源部）＞
1）設立の背景•職責
国家海洋局は1958年に近海調査のために，国務院の下の国家科学委員会の一機関 として「海洋組」が設立された。その後，1964年に国務院の許可により「国家海洋局」が設立され，以降は国務院の所属機関であった。1998 年，地質鉱山部，国家土地管理局，国家測定局と整理統合され，「国土資源部」の所属となった。

同局は「海域（海岸帯）の利用と海洋の環境保護を監督，管理し，法に基づき海洋権益を守り，海洋をめぐる科学技術研究を司る」行政機関である。

2）組織
本局の組織体系は次のとおりである。また同局の機構図は図 3－1，3－2 のとおりで ある
（1）中央政府
中央政府には，弁公室，政策法律和企画司，海域管理司，海洋環境管理司，科学技術司，国際交流司がある，また出先機関としては，北海分局，東海分局，南海分局があり，このほか直轄組織として海上の巡視を行う「中国海監総隊」を保有して いる。


図 3－1 国家海洋局の機構図
（出所 ：国家海洋局ホームページ（URL http：／／www．soa．gov．cn／hyjww／jggk／A0201index＿1．htm）等より作成）

（ここでは，地方の海洋局の機構例として，大連市海洋与漁業局を参考とした）

図 3－2 地方海洋局の機構図
（出所：大連市海洋与漁業局ホームページ（URL http：／／hyyyyj．dl．gov．cn／intro／jjsz．jsp）より作成）
（2）地方政府
沿海各地域には，地方部局として省市において庁レベルの海洋管理局または海洋•漁業局が設置され，沿海部の直轄市にも省レベルの海洋局等が設置されている。 さらにその下の県•市レベルにも科レベルの海洋局等が設置されている。これら地方局は，国家海洋局の指導を受ける。
（3）中国海監総隊
中国海監総隊は1999年1月に成立した。同隊は国家海洋局直属の組織で，海上の巡視等を行い，国家公務員制度に照らして管理される。主な職能は，法に則つて，中国の管轄海域（海岸帯含む）を巡航監視し，海洋権益の侵犯，海域の違法な利用，海洋環境と資源の損害，海上施設の破壊，海上秩序の擾乱といつた法律違反•規則違反行為を取り締まるとともに，委託または授権によりその他の海上の法執行業務 を行う。

現在，海域総隊が 3，省レベルの総隊が 10，地方市レベルの支隊が 46，県レベル の大隊が 142，存在しており海監執法機関として活動している。

## 3．1．2 国家環境行政機関

＜国家環境保護総局＞
1）設立の背景•目的
中国の環境行政を所管する中心的な組織は，「国家環境保護総局」（SEPA：State Environmental Protection Administration of China）である。

同総局の起源は，1974年にさかのぼる。その年，国務院環境保護指導者小組なら びに実務担当組織として弁公室が置された。その後，1982年に小組は廃止され城郷建設環境保護部 環境保護局となった。1984 年，国務院環境保護委員会が設置され， 1988年に城郷建設環境保護部から独立して，国家環境保護局が設立された。現行組織である国家環境保護総局は，1998年3月に行われた国務院機構改革に伴い，副大臣所管機関であった国家環境保護局から現在の大臣所管機関へと昇格し，環境保護業務を主管する政府の直属機関となった。なお，国務院環境保護委員会は同年に廃止されている。

国家環境保護総局の業務は「環境保護法」によって規定されている。同局の主な業務内容は，次のとおりである。
（1）中国の環境保護に関する方針，政策，法規及び行政規定を策定
（2）水，大気，固体廃棄物，騒音，土壌，有害化学物質等に関わる法規•規定を策定，施行
（3）生態環境に影響を及ぼす天然資源の開発利用行為，生態系の保全，修復業務を管理監督
（4）環境基準，標準類等を策定•公布
（5）複数の地域や流域，または地方政府間の環境問題を仲介•調整し解決
（6）環境管理制度の制定•実施，環境影響評価報告書の認可
（7）環境保護技術の振興，重点研究テーマの企画
（8）環境モニタリング，統計データ，環境情報の収集
（9）グローバルな環境問題に対する国家原則を策定
（10）核の安全管理•監督機能

2）組織
国家環境保護総局と地方の環境保護局および環境関係の所管部門の機構図を，下記図 3－3 に示す。組織の事務局的な機能と広報機能は，弁公庁または弁公室が担当 しており，一般に対外的な窓口となる
また，地方に立地した工場などの環境基準の遵守，モニタリング等を担当するの は，各地方の環境保護局の監督管理処である。


図 3－3 国家環境保護総局の機構図
（出所：国家環境保護総局ホームページ（URL http：／／www．zhb．gov．cn／dept／index．htm）等より作成）

## 3．1．3 国家交通行政機関

＜国家海事局（交通部）
1）設立の背景•職責
1998年10月，国務院の許可により国家海事局が設立された。同局は交通部の直属機関である。国家海事局は，交通部内に設置されている。

同局の職責は，「国の水上の安全監督と船舶の汚染防止，船舶および海上施設の検査，航海保障管理と行政執法について責任を持ち，交通部の安全生産等の管理職能 を履行する」行政機関である。

主な業務内容は，国の水上安全の管理監督ならびに船舶の汚染防止，船舶および

海上施設の検査，航海保障および交通業界安全生産の方針，政策，法規ならびに技術規範，基準を制定•実施と水上の交通事故，船舶汚染事故，水上の交通違反案件 についての調査•処理などである。

## 2）組織

国家海事局の機構図は，図3－4 のとおりである。


図 3－4 国家海事局の機構図
（出所 ：国家海事局ホームページ（URL http：／／www．moc．gov．cn／zhuzhan／zuzhijigou／）等より作成）

## 3．1．4 国家漁業行政機開

＜漁業局（農業部）＞
1）設立の背景•目的
農業部は，栽培業，牧畜業，漁業，郷鎮企業，飼料工業，農業機械を含む農村経済を所管する。漁業局は中国農業部傘下の漁業と水産養殖の主要行政管理機構であ
る。主に漁業の計画•戦略•政策の作成と実施を担当する。また漁業関連の法律•規則及び国際または他国籍の漁業協定の施行状況を管理•監督する。

省，自治区，直轄市と県の漁業庁また局は，その所在地域において，農業部漁業局とほぼ同様な職務を担当する。行政組織としては，所在地の省，自治区，直轄市 および県レベルの人民政府に所属されるが，業務施行について農業部漁業局の指導 を受けている。

国家海洋局と国家漁業局は，それぞれ交通部と農業部に所属され，独立の組織と なっているが，地方においては海洋と漁業の行政組織は一つになっているところも あり，所在地の人民政府に管理されているが，業務施行についてはそれぞれ国家海洋局と国家漁業局の指導を受けている。

2）組織
漁業局の機構図は，図 3－5 のとおりである。


図 3－5 漁業局の機構図
（出所：農業部ホームページ（URLhttp：／／www．agri．gov．cn／nyb／jgzz／t20040528＿207683．htm）等より作成）

## 3.2 沿岸域管理機関の管理体制

## 3．2．1 業務分野別の管理体制の概要

沿岸域管理に関わる主な政府機関の業務分野は，海洋環境保護，海域管理，海洋開発管理などに分けられる。その法的根拠と主管機関は，表3－1 のとおりである。

表 3－1 沿岸•海洋管理の業務分野と主管機関及び法的根拠

| 業務分野 | 法的根拠 | 主管機関 |
| :---: | :---: | :---: |
| 海洋環境保護 | 海洋環境保護法 | 国家環境保護総局， <br> 国家海洋局，農業部，交通部（海事局），海軍 等 |
| 海域管理 | 海域使用管理法 | 国家海洋局 |
| 海洋開発管理 | 漁業法 | 農業部 |
|  | 鉱産資源法 | 国土資源部 |
|  | 水上交通安全法 ほか | 交通部，海軍 等 |

（出所：国土交通省 国土技術政策研究所＂国土技術政策総合研究所資料No．326「中国の沿岸海洋管理制度の現状及び課題」（2006 年 9 月）＂，海洋政策研究所財団「平成 17 年度 中国の海洋政策と法制に関 する調査」（2006年3月））

## 3．2．2 沿岸域の環境管理体制

海洋全般の行政については，国家海洋局が中心となって執り行うが，環境行政につ いては国家環境保護総局が主管機関であることから，海洋の環境管理については海洋環境保護法•第 5 条により，行政機関の業務範囲が規定されている。業務内容につい ては，表3－2 のとおりである。
一般的に，海上における環境課題については国家海洋局，陸上における環境課題に ついては，国家環境保護総局が他の部局を含めて優先的に取り扱ら主管機関となる。
例えば洋上の漂流物に関する扱いは国家海洋局が主管することとなるが，それが海岸に漂着した場合，処理等については国家環境保護総局が主管することとなる。

表 3－2 各部門の海洋環境保護に係る監督管理の職責

| 部門 | 内容 |
| :---: | :---: |
| 国務院の環境保護行政主管部門 <br> （国家環境保護総局） | 全国における環境保護業務の一元的監督管理部門として，全国の海洋環境保護業務に対して指導，調整，監督を行うとともに，全国の陸上由来汚染物及び沿岸工事建設プロジェクトによる海洋汚染被害防止 に係る環境保護業務を担当する。 |
| 国の海洋行政主管 <br> 部門（国家海洋局） | 海洋環境に係る監督管理を担当し，海洋環境の調査，モニタリング，監視，評価，科学研究を組織し，全国の海洋工事建設プロジェクト及 び海洋投棄廃棄物による海洋汚染被害防止に係る環境保護業務を担当する。 |
| 国の海事行政主管部門 <br> （交通部 海事局） | 所管する港湾区域水域内の非軍事船舶及び港湾区域水域外の非漁業，非軍事船舶による海洋環境汚染に係る監督管理を担当するとともに，汚染事故の調査処理を担当する。国の管轄海域において航行，停泊，作業を行う外国籍船舶の起こした汚染事故についても乗船して検査•処理を行う。船舶汚染事故が漁業に被害をもたらした場合は，漁業行政主管部門と共同で調査処理を行う。 |
| 国の漁業行政主管部門 <br> （農業部 漁業局） | 漁港水域内における非軍事船舶及び漁港水域外における漁業船舶に よる海洋環境汚染に係る監督管理を担当し，漁業水域における生態環境保護業務を受け持つとともに，前条（第 4 条）に規定された汚染事故以外の漁業汚染事故の調査処理を行う。 |
| 軍の環境保護行政主管部門 | 軍の環境保護行政主管部門は，軍事船舶による海洋環境汚染に係る監督管理及び汚染事故の調査処理を担当する。 |
| 沿海地方人民政府 | 沿海の県レベル以上の地方人民政府で海洋環境に係る監督管理権を行使する部門の職責は，省•自治区•直轄市人民政府が法に従って定 める。 |
| 複数の区域•部門に またがる管理 | 複数の区域にまたがる海洋環境保護事業は，関係する各地方人民政府 が協議して解決にあたるか，もしくは上級の人民政府が調整して解決 する。複数の部門にまたがる海洋環境保護の重要事業は，国務院の環境保護行政主管部門が調整を行う。調整によっても解決できない場合 は，国務院が決定する。 |

（出所：「海洋環境保護法 第 5 条」より）

## 3．2．3 沿岸域の開発管理体制

海洋資源の合理的かつ持続的な利用を実現し，国家の海域所有権及び機関や住民の海域使用権を保障するために2001年10月に「海域使用管理法」が制定された。

沿岸•海洋の海域使用に係る管理体制について，法 7 条より国務院の海洋行政主管部門は，全国の海域の使用に対しての監督管理の責任を持つ。県級以上の沿岸地方政府の海洋行政主管部門は，国務院から管理権限を受け取って，管轄行政区の隣接海域 の使用に対して監督管理の責任を持つ。国務院の漁業行政主管部門は，中華人民共和国漁業法によって，海洋漁業に対して監督管理を実施する。国務院の海事管理機構は，中華人民共和国海上交通安全法によって，海上の交通安全に対して監督管理を実施す ると規定している。

このように海域使用管理法により海域の使用権管理は明確化したものの，使用権を管理する省庁（国家海洋局）と海域を使用して活動を行う機関，また汚染物質を排出 している機関を管理する省庁（例えば，交通部，農業部）との間での連携が十分に行 われていない。そのため，沿岸域管理に関して，中央省庁間の協調•調整•連携を図 る「中国海洋管理委員会」の設置が提案されているが，2007年10月現在では，設置 されていない。
なお，全国海洋標準化技術委員会は2005年10月に設立され，中国の海洋•海岸な どの標準化業務を担当している。主な業務は海洋資源の節約と総合利用，海洋管理と法の施行，海洋ハイテク技術，海洋災害防止と生態環境保護などの基準づくりである。

このほか，沿岸域の開発や海域使用に関しては，水産資源や海底等の鉱物資源，海域を運行する海運業，さらには海洋に係る観光資源といったものについても，それぞ れ法規が定められている。

## 4．中国における沿岸域管理に関する法規制

中国の沿岸域における海洋環境と海洋開発全般における法制度について整理した。

## 4.1 沿岸域の環境保護に関する法規制

環境保護は中国の憲法に定められるとおり基本国策であり，海洋環境保護はこの重要な一部である。

中国の環境保護に関する主な法規制は，6 つの法律によって規定されている。この中で環境保護法は，中国環境の総合法として位置づけられる法律であり，（2）～（6）は個別法である。
（1）環境保護法
（2）海洋環境保護法
（3）水質汚染防止法
（4）固体廃棄物環境汚染防止法
（5）クリーン生産促進法
（6）環境影響評価法

また海洋環境管理に関する主な法律としては，海洋環境保護法のほかに海域使用管理法等がある。

## 4．1．1 環境保護法

（1）環境保護法の概要
1979年に中国で初めての環境総合法となる「環境保護法（試行）」が公布された。 また 1989 年 12 月 26 日，「環境保護法」が第七回全国人民代表大会常務委員会第 11 次会議で通過し，公布施行された。
同法は表 4－1 のとおり，「総則」，「環境監督管理」，「環境保護と改善」，「環境汚染と その他公害の防止」，「法的責任」，「付則」等 6 章 47 条から成っている。

表 4－1 環境保護法の構成内容

| 構成 | 規定範囲 |
| :--- | :--- |
| 「総則」 | 同法の立法目的，適用範囲，基本政策，環境監督管理体制，環境 <br> 保護奨励等について |
| 「環境監督管理」 | 環境基準，環境モニタリング，環境保護計画，環境アセスメント， <br> 現場検査等の環境法律制度，複数の行政区域に跨る環境紛争解決 |


|  | のしくみなどについて |
| :---: | :---: |
| 「環境保護と改善」 | 政府の環境保護の職責，特別保護区域の環境保護，自然資源開発利用の過程における環境保護，農業環境保護，海洋環境保護，都市計画と都市•農村建設における環境保護等について |
| 「環境汚染とその他公害 の防止」 | 環境保護責任制度，「三同時」制度，排出申告登録制度，期限付 き対策制度，環境汚染事故緊急対応処理制度，有毒化学品汚染と放射性汚染防止等に関することについて |
| 「法的責任」 | 関連する環境法規主体が「環境汚染とその他公害の防止」義務規定に違反した場合の法的措置について規定。更に環境行政処罰と行政再議及び救済，環境民事責任の責任負担原則，免責条件，訴訟時効等について |

（出所：「環境保護法」，清華大学•神鋼リサーチ「日本企業のための中国環境法」より）
（2）環境管理部門の業務
環境保護管理体制については，同法 7 条において，国務院環境保護行政主管部門で ある「国家環境保護総局」が，国家の環境保護事業の統括的な管理，監督を行う。県級及びそれ以上の人民政府環境保護行政主管部門がそれぞれの管轄区において，環境保護の統括的管理，監督を行う。

また国家海洋行政主管部門（国家海洋局）も，港湾監督部門，漁政漁場管理の行政部門，軍隊の環境保護部門及び，公安，交通，鉄道，民間航空管理部門とともに法律 の規定に従って，環境汚染防止のために管理，監督を行う。県級及びそれ以上の土地，鉱山，森林，農地や水質保護の行政機関は法律の規定に従い，自然保護の管理監督を実施する，と規定している。
（3）同法の海洋環境に関する条項
海洋環境保護については，同法 21 条に従って，国務院及び沿海地域の地方人民政府 は，海洋の環境保護に務めなければならない。海への汚染物質の排出，廃棄物の投棄，海岸建設プロジェクトの建設や海洋石油の探査•開発にあたつて，法に従って海洋環境の汚染防止をしなければならないと規定している。

## （4）同法の特色

環境保護法の中には，環境汚染を管理する制度が規定されており，特に「三同時」 や，「排汚費（汚染物排出費徴収制度）」など，中国独自の管理制度がある。

主な環境管理制度については，次のとおりである。
－環境影響評価制度
建設部門はそのプロジェクトにより引き起こされる汚染とその環境への影響を評価し，防止処置を行って申請し，環境保護部門の審査を受け，その承認を得る ことが規定されている。
－三同時制度
新設•改築•増設工事や開発事業では，それに伴ら汚染防止対策を同時に計画，施行，供用開始をすることを規定している。
－汚染物排出費徴収制度（排汚費制度）
汚染物質の排出量が一定量を超えた場合，国は一定の費用を排出者から徴収し， その財源を廃棄物の処理や，環境保護の為に使うことが規定されている。
－環境保護目標責任制
地方政府が市や町と環境保護の具体的な目標値を取り決め，その達成に責任を持 たせることを規定している。
－都市環境総合整理定量審査制度
都市における環境保護の範囲，指標の取り方等を統一し，環境保護の目標値の定量審査を行うことを規定している。
－廃葉物排出許可証制度
廃棄物を排出する者は排出の申請を行い，許可を得て排出ができる。排出量の削減目標等が課せられる。
－期限付き汚染処理制度
既設の設備等で新たな環境基準を満たすことができない場合，その期間を定めて改善をする。
－汚染集中規制制度
特定の地域や業種を定めて集中的に処理する処理センターを設け，一括して改善 を行う。

## 4．1．2 海洋環境保護法

## （1）「海洋環境保護法」および関連法の概要

1982年8月23日，「中華人民共和国海洋環境保護法」（以下，「海洋環境保護法」と略す）が採択された。1999年12月25日，同法に対する改訂が行われ，2000年4月1日より施行された。
同法は「総則」，「海洋環境監督管理」，「海洋生態保護」，「陸源汚染物質による海洋環境污染と損害」，「海岸建設プロジェクトによる海洋環境汚染と損害」，「海洋建設プ ロジェクトによる海洋環境汚染と損害」，「廃棄物の投棄による海洋環境汚染と損害」，

など 10 章 98 条から成っている。
なお，「海洋環境保護法」における用語の定義について，同法第 10 章•第 95 条の附則で解釈しており，これらは参考資料 6 に記載しているとおりである。

また中国の海洋環境保護に関わる専門的法規としては，「中華人民共和国海洋石油探査開発に係る環境保護管理条例」，「中華人民共和国船舶による海域汚染防止管理条例」，「中華人民共和国廃棄物海洋投棄管理条例」，「中華人民共和国船舶解撤による環境汚染防止管理条例」，「中華人民共和国陸上由来汚染物による海洋環境汚染防止管理条例」，「中華人民共和国沿岸工事建設プロジェクトによる海洋環境汚染防止管理条例」が挙 げられる。

このほか，関連する法規としては，1994 年の「中華人民共和国自然保護区条例」， 1996年の「中華人民共和国対外海洋科学研究管理規定」，1998年の「中華人民共和国建設プロジェクト環境保護管理条例」等がある。

上記の法律や行政法規に係る細則•規則等では，1990年の国家海洋局「中華人民共和国海洋石油探査開発環境保護管理条例実施規則」，1990 年の国家海洋局「中華人民共和国廃棄物海洋投棄管理条例実施規則」，1995 年の国家海洋局「海洋自然保護区管理規則」，1997 年の農業部「水生動植物自然保護区管理規則」等の行政規則も，海洋環境保護に関連する規定である。

さらに中国では「海水水質基準」，「船舶污染物排出基準」，「海洋石油開発工業石油含有汚水排出基準」，「汚水海洋処置施設汚染規制基準」，「漁業水質基準」等の海洋環境基準も公布され，また国際的な取り決めである，「国際連合海洋法条約」，「国際船舶汚染防止条約」，「国際石油汚染被害民事責任条約」，「投棄廃棄物等の物質による海洋汚染防止に関する国際条約」等の国際条約にも加盟している。

こうした環境基準や国際条約も，中国の海洋環境保護法律体系の構成部分である。
（2）海洋環境保護法の目的と原則
1）目的
海洋環境の保護と改善及び海洋資源の保護と汚染被害の防止，生態系バランスの維持，国民の健康保障，そして経済と社会の持続的な発展を促進するために，本法律を制定する。（第 1 条）

2）原則
－環境保護と経済発展の相協調と持続可能の発展（第 1 条）

- 汚染防止と生態保護の両立（第 1 条）
- 統一管理と細分化管理の両立（第 5 条）
- 予防を主とし防止と処理，総合処理
- 汚染者の負担と開発者の保護責任
- 公衆参加
- 国際公約を基準にする原則
（3）海洋環境保護法の基本制度
海洋環境保護法では「環境保護法」に基づいて，以下の 8 つの基本制度が確立され た。
（1）期限付きの処理制度（第 12 条），環境影響評価制度（第 43 条），三同時制度（第 44 条）
（2）海洋機能区分（第6条），，海洋環境保護計画制度（第7条）
（3）重点海域汚染物総量規制制度（第 10 条）
（4）海洋環境基準制度（第 9 条），汚染排出費徴収制度（第 11 条）と汚染物投棄費徴収制度（第 11 条）
（5）期限付き処理制度（第 12 条），淘汰制度（第 13 条）
（6）海洋環境観測•監視情報管理制度（第 14 条）
（7）海洋汚染事故応急制度（第 18 条），現場検査制度（第 19 条）
（8）船舶油汚染保険及び油汚染損害賠償基金制度（第 66 条）
（4）海洋環境に係る汚染防止

1）陸上由来の汚染源（陸源）の定義
陸地から海域に排出される汚染物が，海洋環境汚染を引き起こすもしくは引き起 こす可能性のある場所，施設などを指す（第 95 条－9）。
また陸源汚染物は陸地から海域に排出され，海洋環境汚染を引き起こすもしくは引き起こす可能性のある物質である（第 95 条－10）。

## 2）排出者の義務

海域に陸上由来の汚染物を排出する場合は，国もしくは地方が定める基準及び関連規定を厳格に遂行しなければならない。そのほか，適切の排出口の設置と汚染物排出の登録などが義務付けられている（第 29 条， 30 条， 32 条）。

3）陸上由来の汚染物質による海洋環境汚染防止
同法の中で，陸上由来の汚染物質による汚染防止のための条項は第 33 条～第 41条のとおりである。

- 有毒•有害物質の汚染防止（第 33 条）
- 病原体含有汚染の防止（第 34 条）
- 海水の富栄養化防止（第 35 条）
- 熱污染の海洋水産資源に対する破壊防止（第 36 条）
- 化学農薬の汚染防止（第 37 条）
- 固体廃棄物，危険廃棄物の汚染防止（第 38 条， 39 条）
- 沿海都市の排水による海洋環境汚濁防止（第40条）

一大気がもたらす海洋環境汚染の防止（第41条）
（4）海洋環境の汚染•破壊防止に係る専門的法規
中国の海洋環境保護に関わる専門的法規としては，表4－2のものが挙げられる。

表 4－2 海洋環境保護に関わる専門的法規

| 制定年 | 法律名 | 概要 |
| :---: | :---: | :---: |
| 1983年 | 「中華人民共和国海洋石油探査開発に係る環境保護管理条例」 | 主に海洋石油探査開発によっ て海洋環境にもたらされる汚染防止について定めたもの。 |
| 1983年 | 「中華人民共和国船舶による海域汚染防止管理条例」（以下，「船舶海域汚染防止管理条例」と略称） | 船舶による海域汚染防止，海域生態環境保護を旨とするも の。 |
| 1985 年 | 「中華人民共和国廃棄物海洋投棄管理条例」（以 <br> 下，「廃棄物海洋投棄管理条例」と略称） | 海洋への廃棄物投棄規制，海洋環境に対する汚染の防止，生態バランスの維持，海洋資源の保護，海洋事業の発展促進を旨とするもの。 |
| 1988年 | 「中華人民共和国船舶解撤による環境汚染防止管理条例」（以下，「船舶解撤による環境汚染防止管理条例」と略称） | 船舶解体による環境汚染の防止，生態バランスの維持，人体健康の保障，船舶解体事業 の発展促進を旨とするもの。 |
| 1990 年 | 「中華人民共和国陸上由来汚染物による海洋環境污染防止管理条例」（以下，「陸上由来污染物 | 主に陸上由来汚染源に対する監督管理の強化，陸上由来汚 |


|  | による海洋環境汚染防止管理条例」と略称） | 染物による海洋環境汚染防止 <br> に関する問題について定めた <br> もの。 |
| :--- | :--- | :--- |
| 1990 年 | 「中華人民共和国沿岸工事建設プロジェクトに <br> よる海洋環境汚染防止管理条例」（以下，「沿岸工 <br> 事建設プロジェクトによる海洋環境汚染防止管 <br> 理条例」と略称） | 主に沿岸工事建設プロジェク環境保護管理強化及び新 <br> た規制について定め <br> たもの。 |

（出所：「環境保護法」，清華大学•神鋼リサーチ「日本企業のための中国環境法」より整理）

1）陸上由来污染物による海洋環境汚染防止管理条例と廃棄物海洋投棄管理条例海洋環境に大きな影響を及ぼしているとされる陸上由来の汚染物（陸源）に関す る法律は，「陸上由来汚染物による海洋環境汚染防止管理条例」である。このほか，海上投棄を防止するのは「廃棄物海洋投棄管理条例」がある。

陸上由来の汚染物による海洋環境汚染被害防止については，中国国務院が 1990 年 に公布した「陸源汚染物による海洋環境汚染被害防止管理条例」において，補完的 な規定をしている。同条例は31条から構成され，法的根拠は「海洋環境保護法」で ある。

同条例によって確立した主な制度とその対策の内容は，①汚染物質の排出届け制度，（2）汚染物質の排出費の徴収制度，（3）排出規準超過の汚染物質の対策制度，（4）期限付き処理制度，（5）一時堆積•処理の書類申請制度などである。

そのほか，同条例では多くの禁止項目を規定している。例えば，（1）海岸において，不法に海水に希釈，浸透させる方法による有毒•有害排水の排出を禁止，（2）海域に高•中レベルの放射性物質含有の排水の排出を禁止，③海域内に油類や酸性液，ア ルカリ液と毒液の排出を禁止，（4）沿岸または海岸に期限切れまたは禁止されている薬物および薬具の放置を禁止，等がある。

汚染物や汚染場所ごとの汚染防止に関しての法律は，次のとおりである。
（1）固形廃棄物による海洋環境汚染防止
近岸•海岸での選鉱くず，スラッジ，石炭灰のかす，ごみなどの放棄，堆積及び処理については，固形廃棄物環境汚染防止法の関連規定に従う（海洋環境保護法 38条）。

なお，「陸源污染物による海洋環境汚染被害防止管理条例」の 11 条では，海辺の周辺に固体廃棄物の投棄または処理•処置を禁止する。臨時的に堆積•処理する場合，沿海省，自治区，直轄市人民政府環境保護行政主管部門の規定により書類申請

の手続きをしなければならないと規定しており，書類申請手続き内容は管理条例を参照する。

さらに条例 12 条では廃棄物の堆積•処理施設について，防護堤や浸透防止，防塵 などの施設を建設しなければならない。使用許可を受けた廃棄物の置き場や処理場内に批准項目以外の廃棄物の処置•処理をしてはいけない。また劇毒や放射線，溶解•揮発のし易い廃棄物の露天置きを禁止することを規定している。
（2）沿海都市の排水による海洋環境汚染防止
海洋環境保護法 40 条では沿海都市の人民政府は都市排水管網を整備し，都市汚水処理場もしくはその他の汚水集中処理施設を計画的に建設して，都市排水総合対策 を強化しなければならないと規定している。汚水処理施設の建設にあたつては，国 の関連規定に合致しなければならない。

省•自治区•直轄市人民政府の環境保護行政主管部門及び水行政主管部門は水質汚濁防止に関連する法律の規定に従い，海に流入する河川の管理を強化して，污濁 を防止し，河口の水質が良好な状態に保たれるようにしなければならない（海洋環境保護法 31 条）。

「管理条例」は沿海都市の排水による海洋環境汚染防止については第 13 条から第 18 条にかけてその規制の内容を明確している。
一海辺において有毒•有害排水を不法な手口により薄めたり，浸透したりして海へ の排出を禁止する（条例 13 条）。
—海域に高，中レベルの放射性物質の排水を禁止する。海域に低放射性物質の排水 を排出する場合，国家の放射性防止規定と基準にしたがわなければならない（条例 14 条）。
—海域に油類，酸性，アルカリ性と毒の液の排出を禁止する。（条例15条）。

③ 海岸工事建設プロジェクトによる海洋環境汚染破壊防止
海洋環境保護法 42 条では沿岸工事建設プロジェクトの新設，改造，拡張にあたつ ては国の建設プロジェクト環境保護管理に関する規定を守り，汚染防止に必要な資金を建設プロジェクト投資計画に組込まなければならない。法によって画定された海洋自然保護区，海浜風致地区，重要漁業水域などの特別な保護を必要とする区域 においては，環境を汚染し，景観を破壊する海岸施設建設などの活動に従事しては ならないと規定している。

沿海の陸域内に有効な対策措置を備えていない製紙，化学，捺染，皮革，メッキ，醸造，石油精製，船舶解体等の海洋環境に重大な汚染をもたらす工業生産プロジェ クトを新設することは禁止されている（海洋環境保護法 45 条）。

また中華人民共和国の海域及び海岸に汚染を転嫁する外国との合弁企業，提携企業，外資企業を設立することも禁止されている。沿岸工事建設プロジェクトで技術 や設備を導入する場合は，しかるべき汚染防止措置を講じて，汚染の転嫁を防がな ければならないと「海岸工事建設プロジェクトによる海洋環境汚染防止管理条例」 の第 9 条で規定している。
（4）投棄廃棄物による海洋環境污染破壊防止
廃棄物の海洋投棄による海洋環境汚染を規制するために，国際社会では1972年に
「廃棄物などの投棄による海洋污染防止条約」が署名された。中国は1985年に同条約に加入した。「海洋環境保護法」では第七章 55 条～61条の条項を設けて，廃棄物投棄による汚染防止についての規定をしている。

さらに，1985年に中国国務院が公布した「廃棄物海洋投棄管理条例」も，これに ついて専門的な規定をしている。

投棄による海洋環境汚染防止に関する規定は，表4－3 のとおりである。

表 4－3 投棄廃棄物による海洋環境污染破壊防止に関する規定

| 項目 | 内容 | 法的根拠 |
| :---: | :---: | :---: |
| 行政主管部門の指定について | 国家海洋局及びその出先機関 | 「廃棄物海洋投棄管理条例」第 4 条 |
| 投棄区域制度に ついて | 国家海洋局が投棄区域を選定し，国家環境保護総局の審査意見を求め てから国務院に報告して認可を受 ける | 「海洋環境保護法」第 57 条 |
| 廃棄物の分類に ついて | 廃棄物はその毒性，有害物質の含有量，海洋環境に対する影響などの要因に応じて， 3 種類に分けられる。 その分類基準については，主管部門 が制定する。 | 「廃棄物海洋投棄管理条例」 <br> 第 11 条 |
| 許可証制度に ついて | 国家海洋局の認可がなければ，海域 への廃棄物の投棄を禁止する。中華人民共和国域外の廃棄物を中華人民共和国の管轄する海域に投棄す ることは禁止されている | 「海洋環境保護法」第 55 条 |

（出所 ：清華大学•神鋼リサーチ「日本企業のための中国環境法」より整理）
（5）有毒•有害物質による海洋環境污染防止
海洋環境保護法 33 条では海域に油類，酸性もしくはアルカリ性の液体，劇毒廃液，高•中レベルの放射性廃水を排出することは禁止されている。低レベルの放射性廃水排出も厳しく規制されており，排出する場合は，国の放射防護規定を厳格に遵守 しなければならないと規定している。また溶解しにくい有機物や重金属を含んだ廃水の海域への排出についても厳しく規制されている（海洋環境保護法 33 条）。

## 2）廃棄物海洋投棄管理条例について

廃棄物の海洋投棄を防止する条例としては「廃棄物海洋投棄管理条例」があり，内容については次のとおりである。なお，詳細については後述の同条例の仮訳を参照のこと。

## （1）陸地由来の汚染源の定義

陸地から海域に排出される汚染物，海洋環境の汚染を引き起こすまたは引き起こ す恐れのある場所，施設などをいう（「廃棄物海洋投棄管理条例」条例2条）。
（2）陸地由来の汚染物の排出に当たって
いかなる事業組織と個人は海域に陸地由来の汚染物を排出することに当たって，国家と地方の汚染物排出規準とその他の関連規定に従わなければならない（「廃棄物海洋投育管理条例」条例5条）

いかなる事業組織と個人は海域に陸源汚染物を排出することに当たつて，その所在地の環境保護行政主管部門に該当の汚染物質排出施設，処理施設，及び正常な作業条件下に排出される汚染物質の種類，数量及び濃度を申請登録しなければならな い。また，陸源汚染物による海洋環境汚染被害防止の資料及び上記環境保護行政主管部門への申請登録書類項目に記載されている内容のコピーを海洋行政主管部門に提供しなければならない（「廃棄物海洋投棄管理条例」条例 6 条）

## （3）基準超過による陸源汚染物の排出費徴収

いかなる事業組織または個人は海域に陸源汚染物を排出することに当たって，国家と地方の汚染物排出規準に満たさない場合，基準超過排出費を支払うと同時に責任をもって処置•処理しなければならない（「廃棄物海洋投葉管理条例」条例 7 条）

3）沿岸工事建設による海洋環境汚染防止
沿岸工事建設プロジェクトによる汚染防止については，『沿岸工事建設プロジェク卜海洋環境汚染防止管理条例』で特別に規定をしている。

4）海洋建設事業による海洋環境汚染防止
中国国務院が 1983 年に公布した『海洋石油探査開発環境保護管理条例』は，海洋石油探査開発による海洋環境汚染被害の防止について専門的な規定をしている。

5）船舶等による海洋汚染防止
中国国務院が 1983 年に公布した『船舶による海域汚染防止管理条例』に関連する作業活動による汚染被害の防止について専門的な規定をしている。

## 4．1．3 固形廃亲物噮境污染防止法

（1）「固形廃棄物環境汚染防止法」および関連法の概要
「固形廃棄物環境汚染防止法」（以下「廃棄物汚染防止法」または「法」と称する） は1995年10月30日，第八期全国人民代表大会常務委員会第16回会議でが審議•可決され，1996年4月1日より施行された。

表 4－4，4－5，4－6に示すように法規則が順次整備されてきている。

表 4－4 固形廃棄物に係る主な法規制

| 発布元 | 法律名 | 施行年 |
| :---: | :---: | :---: |
| 国務院 | 「危険化学品安全管理条例」 | 2002年 |
|  | 「医療廃棄物管理条例」 | 2003 年 |
|  | 「危険廃棄物事業許可証管理方法」 | 2004 年 |
| 国務院関係部門 | 「廃棄物輸入環境保護管理暫定規定」 | 1996年 |
|  | 「廃棄物輸入環境保護管理暫定規定に関する補足規定」 | 1996 年 |
|  | 「資源総合利用認定管理方法」 | 1998 年 |
|  | 「危険廃棄物移送伝票管理方法」 | 1999 年 |
|  | 「家畜飼育汚染防止管理方法」 | 2001年 |
|  | 「都市建築ごみ管理規定」 | 2005年 |
|  | 「廃棄危険化学品環境污染防止方法」 | 2005 年 |
| 行政指導的な性質を持つ技術政策（例） | 「都市生活ごみ処分及び汚染防止技術政策」 | 2000 年 |
|  | 「危険廃棄物污染防止技術政策」 | 2001年 |
|  | 「使用済み電池汚染防止技術政策」 | 2003 年 |

（出所 ：清華大学•神鋼リサーチ「日本企業のための中国環境法」より整理）

表 4－5 固形廃棄物に係る主な法律付帯リスト

|  |
| :--- |
| 「国家危険廃棄物リスト」 |
| 「資源総合利用リスト」 |
| 「輸入禁止物資リスト」 |
| 「輸入を制限する原料として使用可能な廃棄物リスト」 |
| 「自動輸入許可管理を行う原料として使用可能な廃棄物リスト」 |

（出所：清華大学•神鋼リサーチ「日本企業のための中国環境法」より整理）

表 4－6 固形廃棄物に係る主な基準

| 基準名 | 基準番号 |
| :--- | :--- |
| 「輸入固形廃棄物環境保護規制基準」 | GB16487－1996 |
| 「生活ごみ埋め立て汚染規制基準」 | GB16889－1997 |
| 「危険廃裹物貯蔵汚染規制基準」 | GB18597－2001 |
| 「危険廃棄物焼却汚染規制基準」 | GB18484－2001 |
| 「危険廃棄物埋め立て汚染規制基準」 | GB18598－2001 |
| 「一般産業廃棄物貯蔵•処分場汚染規制基準」 | GB18599－2001 |
| 「生活ごみ焼却汚染規制基準」 | GB18485－2001 |
| 「医療廃棄物焼却環境衛生基準」 | GB／T18733－2002 |
| 「月餅に関する強制基準」 | GB19855－2005 |

（出所 ：清華大学•神鋼リサーチ「日本企業のための中国環境法」より整理）

全国人民代表大会常務委員会は，法規制の制定を進めるとともに2003年5月から6月にかけて，当該法律の実施状況を検査し，課題点を提起した。翌2004年12月29日， これらに対応するために，第十期全国人民代表大会常務委員会第13回会議で改正「固形廃棄物環境汚染防止法」（以下，法と称する）が審議•可決され，2005年4月1日 より施行されている。
（2）同法の特色
1）「汚染者負担」の原則
法第5条で，初めて固形廃棄物汚染防止の基本原則として規定し，法による汚染者の責任負担の原則を実施することを明示している。即ち，製品の生産者，販売者，輸入者，使用者は発生させた固形廃棄物について，汚染防止の責任を負らものであ り，固形廃妻物による環境汚染をもたらした事業所と個人は，法により責任を負わ

なければならない。
費用の支払いについては，法第 56 条で，埋め立て方式による危険廃棄物の処分が法規制に合致しなかった場合は，危険廃棄物汚染物質排出費を納入しなければなら ないと規定している。

汚染物質の処分については，法第 33 条で，一時的に活用せず，又は活用できない産業廃棄物は，無害化処理を施すか，貯蔵施設に保管しなければならないと規定し ている。

2）河川，湖沼などの違法投棄禁止
法第 17 条では，いかなる団体や個人も河川，湖沼，運河，水路，ダム及びその最高水位ラインより下の池や岸などの法律や法規で廃棄物の投棄，堆積が禁じられて いる場所に固形廃棄物を投棄，堆積してはならないと明確している。

また，固形廃棄物を収集，貯蔵，輸送，利用，処理する団体と個人は，分散や流出，漏洩またはその他の環境汚染を防ぐ措置を採らなければならない。独断で固形廃棄物を投棄，堆積，廃棄，遺棄してはならないと規定している。

## 3）自然保護区など保護区の固体廃棄物の貯蔵•処置施設の建設禁止

国務院と国務院の関連主管部門及び省，自治区，直轄市の人民政府が画定した自然保護区，景勝区，飲料水水源保護区，基本農田の保護区やその他の特別な保護が必要な地域内で，産業固形廃棄物の集中貯蔵や処理を行う施設，場所や生活系ゴミ埋め立て場を建設してはならない（法 22 条）。

また上記規定を違反の場合の法的責任については，県級以上の人民政府の環境衛生行政主管部門が違法行為の停止を指示し，期限を設けて是正させ，処罰を与える （法第68条）こととなっている。

## 4）農村生活ごみによる環境汚染防止に関する規定

現在，中国の農村固形廃棄物において主要なものは，生活ごみである。経済の発展と農民の生活水準の向上に伴い，農村の生活ごみの構成に変化が生じている。特 に廃棄プラスチック，ガラス等分解しにくい廃棄物が大量に増加し，過剰な包装を施した農薬，洗剤，ペンキ等の有毒•有害物質の包装物が増えている。一部の経済発展地域の農村では，生ごみ等家庭有機ごみの排出量が大幅に増加し，し尿を肥料 として使用しなくなり，し尿が廃棄物となっている。

「固形廃棄物環境汚染防止法」では農村の植物•養殖物などによる固形廃棄物の合理的な利用，汚染防止対策について明確な要求を出し，農村生活ごみの清掃•処理について同法の第 19 条と法の第 20 条ではそれぞれ以下のように規定している。

農業用フィルムを使用する団体や個人は，回収•利用などの措置を採り，農業用 フィルムによる環境汚染を防止または減少させなければならない（法第 19 条）。

家畜の大規模飼育は国家の関連規定に基づいて，飼育過程で産出する家畜の糞便 を収集，貯蔵，利用または処理し，環境汚染を防がなければならない（法第 20 条）。

さらに，法第49条では地方がその地域の実情により地方法規を制定し，農村の生活ごみによる環境汚染防止について具体的に規定できるよう，権限を付与している。

5）生活ごみによる環境汚染の防止
法第40条では，都市生活ごみは環境衛生行政主管部門の規定に基づき，指定した地点に集積しなければならず，みだりに投臬•散布或いは集積してはならないと規定している。

事業所が無断で都市生活ごみを投葉•散布又は放置した場合，県級以上の地方環境衛生部門が違法行為の停止と，期限までの是正を命じ， 5 千元以上 5 万元以下の罰金に処す。個人が上記の行為を行った場合は，200元以下の罰金に処す。

法第 42 条では，都市生活ごみに対しては，直ちに清掃し，漸次分別回収と運搬を行ない，合理的な利用と無害化処理を積極的に展開しなければならないと規定して いる。

ごみの資源化を実現するため，都市生活ごみの回収利用を強化する必要があり， どうしても回収利用が不可能な場合は，措置を講じて無害化処分を行い，環境汚染 を防止しなければならない。無害化処分については，条件によって，衛生的な埋め立て，焼却及び堆肥等異なる処分技術を用い，国の関連環境保護及び環境衛生基準 を厳格に遵守しなければならない。

6）産業廃棄物による環境汚染の防止
法第28条では，老朽化製造プロセスや設備の廃止制度を規定しており，国務院経済総合マクロ調整部門に，国務院関係部門と共同で，重大な環境汚染を引き起こす産業廃棄物を発生させる老朽化プロセス，老朽化設備の期限付き廃止に関するリス ト，即ち通常「ブラックリスト」と呼ばれるリストを公布するよう要求している。 また，法では，期限付き廃止リストに記載され廃止される設備を，他人に譲渡し使用に供してはならないと規定している。ここでいう「譲渡」とは，販売，賃貸，無償贈与等様々な設備の移転を招く恐れのある行為を指している。違反した者に対し ては，県級以上の環境保護部門が違法行為の停止と，期限までの是正を命じ，1 万元以上 10 万元以下の罰金に処す。

7）公共交通輸送生活ごみによる環境汚染防止
法第47条では，公共交通輸送に携わる経営事業所は，国家の関連規定に基づき，輸送過程で発生した生活ごみを清掃•収集しなければならないと規定している。

「都市景観及び環境衛生管理条例」，1997年4月に鉄道部が公布した「鉄道環境保護規定」，1997年7月に全国愛国衛生運動委員会，衛生部，鉄道部，国家環境保護局が共同で公布した「旅客列車，駅及び鉄道沿線の環境衛生維持に関する規定」， 1997年12月に交通部，建設部，国家環境保護局が共同で公布した「船舶ごみと沿岸固形廃棄物による長江水域汚染防止管理規定」等でこれについていずれも具体的 に規定している。

このほか，公共交通輸送に従事する経営事業所が負ら法定義務は，輸送の過程で発生する生活ごみの清掃•収集であるが，利用•処分等は含まない。一般的には，経営事業所はごみを清掃•収集した後，自ら輸送するか専門の輸送会社に委託し環境衛生部門が指定するごみ処理場所に輸送し処分或いは回収利用を行うことができ る。但し，無断で投棄，散布或いは放置することは絶対に許されない。

8）工事施工時の固形廃妻物による環境汚染防止
法第46条では，工事施工業者は施工過程で発生した固形廃棄物を直ちに清掃し，環境衛生行政主管部門の規定に基づいて利用又は処理しなければならないと規定し ている。

工事施工過程で発生する固形廃棄物の多くは回収利用することができ，例えば，道路整備，建築材料製造等に使用される。利用又は処分過程で環境污染が生じない ようにするため，法律では，工事施工事業者が固形廃棄物に対して回収利用或いは処理を行ら場合，環境衛生部門の規定に従って行わなければならないと規定してい る。

建設部が制定した「都市建築ごみ管理規定」はこれについて具体的に定めている。
工事施工事業者が速やかに施工過程中に発生した固形廃棄物を清掃しなかったため に環境汚染をもたらした場合，県級以上の環境衛生部門が，違法行為の停止と，期限までの是正を命じ， 5 千元以上 5 万元以下の罰金に処す。工事施工事業者が環境衛生部門の規定に従わずに施工過程で発生した固形廃棄物を利用又は処分した場合，県級以上の環境衛生部門が違法行為の停止と，期限までの是正を命じ，1 万元以上 10 万元以下の罰金に処す。

9）危険廃棄物による環境汚染の防止
危険廃棄物とは，国家危険廃棄物リストに記載される，或いは国が定める危険廃棄物鑑別基準及び鑑別方法に従って認定される，危険性のある固形廃棄物を指す。

危険廃棄物は，ほとんどが産業廃棄物に分類されているが，一部は生活ごみにも含まれている。危険廃棄物は，国が制定したリストに従い決定されるが，リストに規定されていない一定の危険性を持つ固形廃棄物については，国が制定した鑑別基準又は方法により，危険廃棄物に属すると認定されれば，危険廃棄物の管理の範疇 に入れる。危険廃棄物は，固形廃棄物とは限らず，一部液体も危険廃棄物に分類さ れる。廃酸，廃油等がその一例である。

中国では，危険廃棄物について危険廃棄物リスト制度や危険廃棄物鑑別制度など を実施している。危険廃棄物処分の責任について，法第 55 条では，危険廃棄物を排出する事業所は，国家の関連規定に基づいて危険廃棄物を処分しなければならず，独断で投棄，集積してはならないと明確に規定している。

処分の方式は多種多様であり，自ら処分しても良く，他人に処分を委託しても良 い。どのような形を採ったとしても，危険廃棄物が発生する事業所は，全て国の関連規定に従い処分活動の安全を確保し，無断で投棄又は集積し，環境汚染を引き起 こしてはならない。

10）使用済み電気製品と廃葉原動機付き車両•船舶の解体•利用•処分
近年，経済の持続的かつ急速な成長と市民の生活水準の向上に伴い，電子廃棄物 の汚染問題が顕著になってきた。この問題を解決するため，法第 37 条では，使用済 み電気製品と廃棄原動機付き車両•船舶の解体•利用•処分においては，関連する法律•法規の規定を遵守し，措置を講じ，環境汚染を防止しなければならないと規定している。

現在，国務院及びその関係部門は既に一部法規や規則を制定し，上記の行為を規制している。例えば，2001年6月に国務院は，「廃棄自動車回収管理方法」を公布 し，国の廃棄基準に達した，或いは国の廃棄基準には達していないが，エンジン或 いはシャーシが著しく損傷しており，検査の結果，国家原動機付き車両運行安全技術条件或いは国家原動機付き車両汚染物質排出基準に不適合となった原動機付き車両について，モータサイクル，農業用輸送車も含め，回収管理する規定を制定した。使用済み家電回収に関する規定について，関係部門は制定を急いでいる。
11）拡大生産者責任制度と過剰包装の規制
法第 18 条は，2002年の「クリーン生産促進法」第 27 条をベースに拡大生産者責任制度を明確にし，製品と包装物の設計は国のクリーン生産関連規定を遵守しなけ ればならず，強制回収リストに記載された製品と包装物を生産•販売•輸入する企業は，必ず法により当該製品と包装物を回収しなければならないことを規定してい る。

統計によると，中国の現在の都市生活ごみの体積の $30 \%$ は各種包装物によるもの

であり，月餅，保健食品等の物品の過剰包装は膨大な資源の無駄を生んでいる。こ れについて，法第 18 条第 1 項では，国務院標準化行政主管部門に，実情に応じて関連基準を制定し，過剰包装による環境汚染を防止しなければならないと要求してい る。同時に，「クリーン生産促進法」及び法第 18 条第 2 項の権限付与に基づき，国務院関係部門は一部包装物を強制回収リストに記載し，生産者或いは販売者•輸入者が包装物を回収しなければならないと規定している。

## （3）同法の海洋環境に関する条項

同法は，中華人民共和国内の固形廃棄物環境汚染の防止に適用（第 2 条）される。固形廃棄物による海洋環境の汚染防止と放射性固形廃棄物による環境汚染の防止には適用されない。しかし，陸上の廃棄物汚染が海洋に影響を及ぼすことから，間接的に汚染防止に係わる条項は次のとおりである。
－いかなる団体や個人は河川，湖沼，運河，水路，ダム及びその最高水位ラインよ り下の池や岸などに対する法律や法規で廃棄物の投棄，堆積が禁じられている場所に固形廃棄物を投棄，堆積してはならない（法第 17 条）。
－国務院環境保護行政主管部門は国務院の関連部門と共同で国家危険廃棄物リスト を制定し，統一された危険廃棄物鑑別基準と鑑別方法，識別表示を規定する（法第51条）。
－危険廃棄物の容器と包装物及び危険廃棄物を収集，貯蔵，輸送，処理する施設や場所には，危険廃棄物識別表示を設置しなければならない（法第 52 条）。
－危険廃妻物を収集，貯蔵，処理する経営活動に携わる団体は，県級以上の人民政府の環境保護行政主管部門に経営許可証を申請しなければならない。危険廃棄物 を利用する経営活動に携わる団体は，国務院環境保護行政主管部門または省，自治区，直轄市の人民政府の環境保護行政主管部門に経営許可証を申請しなければ ならない。具体的な管理方法は国務院が規定する（法第57条）。

## 4．1．4 水汚染防止法

（1）水汚染防止法の概要
1984年5月11日，中国の第六期全国人民代表大会常務委員会第5回会議で「水汚染防止法」が可決，同年 11 月 1 日より施行され，その後 1996 年に改正されている。

同法の適用範囲は河川，湖沼，運河，水路，ダムなどの表流水と地下水で，海洋に ついては「海洋環境保護法」がカバーしている。

水汚染防止法では水域環境における環境影響評価の実施，都市汚水の集中処理の推

進，生活飲料水源の保護対策，地表水および地下水の汚染防止，罰則規定など，水質汚染防止に関する幅広い規定を盛り込んでいる。

また水汚染防止法に関する行政法規として，水汚染防止法実施細則，淮海流域水質汚染暫行条約がある。部門記章，国家基準は下表4－7 のとおりである。

表 4－7 環境保護部門法規（部門記章）

| 法令名 | 制定年 |
| :--- | :--- |
| 水汚染物排出許可証管理㟻行方法 | 1988 年 3 月 20 日 |
| 飲用水水源保護区汚染防止管理規定 | 1989 年 7 月 10 日 |
| 汚水処理施設環境保護監督管理方法 | 1988 年 5 月 9 日 |
| 水総合排出基準の国家基準の実施に関する通知 | 1997 年 4 月 15 日 |

（出所：清華大学•神鋼リサーチ「日本企業のための中国環境法」より整理）

表 4－8 水污染に係わる主な基準

| 基準名 | 基準番号 |
| :---: | :---: |
| 都市汚水再生利用（景観環境用水水質基準） | GB／T18921－2002 |
| 都市汚水再生利用（都市雑用水の水質基準） | GB／T18920－2002 |
| 都市污水再生利用（用途別分類） | GB／T18919－2002 |
| 地表水環境品質基準 | GB3838－2002 |
| 漁業水質基準 | GB11607－1989 |
| 農業灌溉水質基準 | GB5084．－1992 |
| 污水総合排出基準 | GB8978－1996 |
| 城鎮汚水処理工場の污染物排出基準 | GB18918－2002 |
| 製紙工場排水污染物の排出基準 | GB3544－2001 |
| 紡績捺染工業水污染物排出基準 | GB4278－1992 |
| 肉類加工工業水污染物排出基準 | GB13457－1992 |
| 合成アンモニア工業水污染物排出基準 | GB13458－2001 |
| 鉄鋼工業水污染物排出基準 | GB13456－1996 |
| 兵器工業水污染物排出基準 | GB14470．1－2002 |
| 燐肥料工業水污染物排出基準 | GB15580－1995 |
| 苛性ソーダ，塩化ビニール工業水汚染物排出基準 | GB15581－1995 |
| 船舶污染物排出基準 | GB3552－1983 |

（出所：清華大学•神鋼リサーチ「日本企業のための中国環境法」より整理）

## （2）水汚染防止に係る管理体系

水質汚染防止に関する主な管理体系は，重点汚染排出総量規制，排出許可制度，都市汚水集中処理制度，生活飲料水源保護区指定制度，水質環境基準制度，保護区にお ける排水口新設禁止措置，水質汚濁事故緊急対応制度，有毒•有害物質の水域への排出•投棄禁止事項，船舶における地表水汚染防止，地下水汚染防止，生活飲料水地下水源保護区の汚染防止，等である。

## （3）水汚染防止の監督管理体制

水汚染防止の監督管理体制については法第 4 条では各等級の人民政府の環境保護行政主管部門は，水質汚濁防止について一元的な監督•管理を実施する機関である。各等級の交通部門の水運監督機関は，船舶による汚染の監督•管理機関である。各等級 の人民政府の水利管理部門，衛生行政部門，地質鉱産部門，都市インフラ管理部門，重要河川の水源保護機関は，それぞれの職責を踏まえて環境保護部門と協力し，水質汚染防止策の監督•管理を行なわなければならないと規定している。

表 4－9 各等級人民政府の水質汚濁防止監督管理部門

| 部門等 | 職責の内容 |
| :---: | :---: |
| 環境保護部門 | 水質汚濁防止法律•法規の実施•遵守の監督，所轄区域内の水質汚染防止計画の作成，水質環境保護基準の公布，水質環境モニタリングの実施 と法律で定められたその他監督管理の職責の実施など |
| 交通部門の水運監督機関 | 港湾区域で行われる港湾区域の水域を汚染する恐れのある作業の審査•認可，船舶の汚染事故の調査処理など |
| 水利管理部門 | 水資源保護，水利建設，水土保全の職責を踏まえて，環境保護行政主管部門と協力し，地表水の汚染防止に関して監督管理を行う。 |
| 地質鉱産部門 | 地質調查，鉱物資源開発管理の職責を踏まえて，環境保護部門と協力し，地下水の污染防止について監督管理を行う。 |
| 衛生行政部門 | 衛生保健，衛生防疫管理の職責を踏まえて，環境保護部門と協力し，飲用水源，病院廃水の汚染防止に関する監督管理を行う。 |
| 都市インフラ管理部門 | 都市インフラ建設の管理を踏まえて，環境保護部門と協力して下水道に流入する汚水とその他都市生活排水について監督管理を行う。 |
| 重要河川の水源保護機関 | 河川整備業務を踏まえて，環境保護部門と協力して複数地域に跨る河川 の水質汚濁防止について監督管理を行う。 |

（出所：「環境保護法」，清華大学•神鋼リサーチ「日本企業のための中国環境法」より整理）
（4）水汚染防止の監督管理制度
水質汚染防止のため，水質汚濁防止法では環境アセスメント，「三同時」，排出費徴収，排出申告登録，汚染事故報告と通報，汚染の脅威に対する緊急対応，老朽化生産設備とプロセスの廃止，期限付き対策，現場検查等汚染防止管理に必ず採用される制度規定のほか，水質汚染防止の特徴に対応した管理制度もある。

ここで今回の調査テーマともっとも関係ある重点汚染排出総量規制と排出許可証制度と都市汚水集中処理制度を紹介する。

1）重点汚染排出総量規制制度
重点汚染排出総量規制制度とは，特定の期間内に，経済•技術•社会等の条件を総合的に評価し，排出源毎に重点水質污濁物質の排出量を分配するという形で，一定の空間範囲内の排出源から発生する水質汚濁物質の量を水域の許容污濁負荷量以下に規制するための汚染規制方式及びその管理規範の総称である。

この制度は従来の濃度規制にあった，汚染源が密集している状況では水質環境の規制や改善が保証できないという欠陥に対して確立されたものである。即ち，たと え全ての排出事業所が濃度基準に従い，排出基準を達成したとしても，必ずしも特定水域の環境品質基準の要件を満たすとは限らない。その理由は，全ての排出事業所の累計排出量が特定水域の環境キャパシティを超え，それによって水質汚濁を招 く可能性が高いからである。この問題を解決する理想的な方法は総量規制制度の実施である。この制度を実施することにより，排出者によるクリーン生産の展開，老朽化プロセス・設備の廃止，水質汚濁防止の強化により，環境保護行政主管部門が通達した総量規制指標の実現，環境品質の改善が促され，更に中国の汚染物質の末端規制業務の定量化と科学的管理が推進され，従来の濃度規制による排出費徴収制度が修正され，環境監督管理の水準の向上につながる。

## 2）水質汚濁排出許可証制度

中国の水質汚濁排出許可証制度とは，直接或いは間接的に水域に汚染物質を排出 する前に，環境保護行政主管部門に申請しなければならず，国家と地方が定める汚染物質排出基準及び国が決める重点汚染物質排出総量指標を超過しないものについ て，審査•認可を経て許可証を発給した後に，水質汚濁物質を排出できるようにな る法律制度である。水質汚濁排出許可証制度は重点汚染物質排出総量規制制度と不可分の重要な水質汚濁防止管理制度である。

この制度は，重点汚染物質排出総量規制制度を実施するための手順と具体的な手段であり，それ自身にも独特の制度機能が具わっている。排出許可証制度により，

汚染物質排出基準の実施，排出申告，環境統計，排出費徴収，総量規制，環境計画，期限付き対策，環境アセスメントと「三同時」等の制度を有機的に結びつけること ができる。

中国の水質汚濁防止関連の法規はこれについて規定している。例えば，1995年8月に国務院が公布•実施した「淮河流域水汚染防止暫定条例」第14条では，「淮河流域の污染排出総量規制計画で確定された重点汚染排出規制区域内の汚染排出部門 および重点汚染排出規制区外の重点汚染排出部門は，国の関係規定に従って汚染排出許可証の受領を申請すると共に，汚水排出口に汚水排出計量機器を取り付けるべ きである。」と規定している。「水汚染防止法実施細則」第10条でもまた，「県級以上の地方人民政府の環境保護行政主管部門は，総量規制実施方案に基づき，その行政区域内の当該水域に汚染物質を排出する事業所の重点汚染物質排出量を審査し，排出総量規制指標を超過しない場合，排出許可証を発給する。排出総量規制指標を超過している場合は，期限付き対策を講じるものとし，期限付き対策の期間は，汚染物質排出臨時許可証を発給する。」と規定している。

## 3）都市汚水集中処理制度

中国の都市汚水集中処理制度とは，国務院関係部門と地方の各等級の人民政府が計画的に都市汚水集中処理施設を建設しなければならず，更に排出者に汚水処理の有償サービスを提供し，汚水処理費を徴収する法律制度である。

「水汚染防止法」第 19 条第 1 項では，「都市汚水は集中処理を施さなければなら ない。国務院の関連部門と地方の各級人民政府は，都市の水源保護と都市の水質汚染防止を都市建設計画に含め，都市排水管網の建設と整備を行い，計画的に都市排水集中処理施設を建設し，都市の水質環境の総合整備を強化しなければならない。」 と規定している。これは「水污染防止法」が都市の水質環境の総合整備強化のため に中国の各都市の人民政府に向けて制定した規定である。この条項の規定により，都市の水質環境保護のため，中国国務院関係部門と地方の各等級の人民政府は，都市整備の際に都市の水源保護と都市の水質污濁防止を都市整備計画に含めなければ ならず，都市排水管網を建設•完備し，雨水排水と生活汚水を分けなければならない。

都市汚水については，汚水集中処理施設を建設し，都市の水質環境について総合的な対策を行わなければならない。「水汚染防止法実施細則」第 14 条にも類似の規定がある。即ち，次のとおりである。「都市建設管理部門は，都市マスタープランに基づいて都市の排水と汚水の処理に関する専門計画を策定し，計画の要求に従って都市汚水集中処理施設の建設を推進すべきである」。

「水汚染防止法」第 19 条第 2 項では，中国の都市汚水処理施設について有償サー ビスを実施し，法により排出者より汚水処理費用を徴収することも規定している。即ち「都市排水集中処理施設は，国の規定に従い，汚染物質の排出者に対して有償 で汚水処理サービスを提供するものであり，汚水処理費を徴収することで汚水集中処理施設の正常な稼働を保証する。都市排水集中処理施設に汚水を排出し，汚水処理費を納めている場合は，重ねて汚染物質排出費を納入する必要はない。徴収した汚水処理費は，都市排水集中処理施設の建設と運営に用いるものとし，他の用途へ の流用は認めない」，となっている。
（5）同法の海洋環境に関する条項
同法は，中華人民共和国領域内の河川，湖，運河，水路，ダムなど地表水体および地下水体の汚染防止に適用（第 2 条）されるが，海洋汚染防止には適用されない。

しかし，河川の汚染が海洋に影響を及ぼすことから，間接的に汚染防止に係わる条項は次のとおりである。
－水域への工業廃棄物，都市ごみ，その他廃棄物の投棄，および排出を禁止（法第 32 条）。
－河川，湖沼，運河，水路，ダムなどの高水位線以下の川辺，岸辺への固形廃棄物 とその他汚染物質の堆積，貯蔵の禁止（法第 33 条）。
－水域に放射性固形廃棄物，または高放射性あるいは中放射性物質を含む廃水の排出，投棄の禁止（法第 34 条）。

## 4．1．5 クリーン生産促進法

クリーン生産促進法（清潔生産促進法）は，2002年6月29日に公布され，2003年 1月1日に施行された。

同法は，排出後の対策ではなく生産過程において排出量を少なくするもので，将来的にはゼロエミッションを目指すものである。同法の内容は次のとおりである。
（1）資源の合理的利用
（2）経済効果の最大化
（3）人類の健康と環境に対する危害の最小化

現在，中国政府全体でクリーン生産の促進を図るべく活動を行っている。同法の中 に，海洋環境管理等に関する条項はないが，企業やクリーン生産や資源の有効利用の観点から廃液などの適正処理等について規定，推奨しており，外部への汚染物質の排出を規制する法令となっている。

## 4．1．6 環境影響評価法

## （1）環境影響評価法の概要

中国の環境影響評価法は2002年10月28日に公布され，2003年9月1日より施行 された。同法制定前は環境保護法の中で環境影響評価を行うことが規定されていたが，同法施行後，評価の方法や手続き，対象事業が明確にされている。

表 4－10 「環境影響評価法」第 16 条の規定

| 環境への影響の大きさ | 内容 |
| :--- | :--- |
| 重大な環境への影響が引き起こされ <br> る可能性のあるもの | 環境アセスメント報告書を作成し，発生する環境への影 <br> 響について全面的な評価を行わなければならない。 <br> 軽度の環境への影響が引き起こされ <br> る可能性のあるもの |
| 環境アセスメント報告表を作成し，発生する環境への影 |  |
| 響について分析もしくは専門的な事項に対する評価を |  |
| 行わなければならない。 |  |
| 環境への影響がきわめて小さく，環 |  |
| 境影響の評価を行う必要のないもの境影響登録表を作成（記入）しなければならない。 |  |

（出所 ：清華大学•神鋼リサーチ「日本企業のための中国環境法」より整理）

事業の規模や目的により環境影響評価の方法（フロー）は異なる。大別すると，（1）土地利用計画，区域，海域，流域の建設および開発プロジェクトの場合，（2）指定事業 の（大型の国家プロジェクト等）の場合，に分けられる。特に（2）の場合には，相当多 くの関連部門，専門家，大衆の意見が反映されることになる。
（2）海洋環境に関係する制度一沿岸工事建設プロジェクトの環境アセスメント制度
「海洋環境保護法」第 42 条では沿岸工事建設プロジェクトを実施する機関は，当該 プロジェクトのフィージビリティ・スタディの段階で海洋環境に関する科学的調査を行い，自然条件•社会的条件に基づいて，合理的に建設場所を選定し，環境アセスメ ント報告書を作成しなければならない。
環境アセスメント報告書は，海洋行政主管部門が審査意見を出した後，環境保護行政主管部門が審査•認可を行う。環境保護行政主管部門は，環境アセスメント報告書 を認可する前に，海事•漁業行政主管部門及び軍の環境保護行政主管部門の意見を求 めなければならないと規定している。

また，「海岸建設プロジェクトによる海洋環境管理条例」の第7条では海の埋め立て で，面積が 5 万ムー（ 1 ムー $=6.667$ アール）以上のもの，もしくは基本建設投資額が

国の定めた大型プロジェクト投資限度額以上のものについては，環境アセスメントは プロジェクト主管部門および関係部門が予備審査を行った後，国務院環境保護主管部門が審査認可を行う。港湾，半閉鎖性の非沖積型海岸地区では海の埋め立てを行って はならない。海の埋め立てが必要な場合は，環境アセスメント報告書（表）を省•自治区•直轄市人民政府の環境保護行政主管部門に提出して審査•認可を受けなければ ならない。砂•石の採取場を建設する場合は，省•自治区•直轄市人民政府の環境保護行政主管部門が審査認可をしなければならない，と規定している。

## 4.2 沿岸域の海洋開笔管理に関する法規制

海洋環境保護を目的とした「海洋環境保護法」以外の沿岸および海洋管理に関する主な法律としては，海域使用管理法が挙げられる。また領土に係る大陸棚法，排他的経済水域法，資源に係る法規として漁業法，鉱産資源法等が制定されている。ここで は海域使用管理法と資源開発に関する法律を紹介する。

## 4．2．1 海域使用管理法

（1）海域使用管理法の概要
海洋の開発と管理については，1993 年に「国家海域使用管理暫定規定」が公布され，海域使用許可制度と有償使用制度が構築されている。同規定は 8 年間の試行期間を経 て2001年に「海域使用管理方法」として採択された。

「海域使用管理法」は2001年10月に制定され，2002年1月1日に発効した。
同法は 8 章 54 条から構成されており，その構成内容は総則，海洋機能区分，海域使用時の申請と審査，海域使用権，海域使用金，監督•検查，法的責任および附則であ る。主に海域の授権制度や海洋機能区域制度，海域有償利用制度等を規定している。

## （2）海域使用の管理体制

海域使用管理体制は，同法は原則的に，国家は海域使用に対して中央統一管理体制 を取っているが，中央政府が地方人民政府に権限を与えることも可能な海域使用管理体制を規定している。

即ち，中央政府の統一管理の前提のもとで，国務院は省，自治区，直轄市人民政府 に権限を与えて，一部の海域の使用•管理権を行使することができる。具体的な管理に ついては，項目別の分類管理と海域使用面積の管理の 2 種類がある。
国務院が審査の権限をもち，国務院の海域使用管理のコントロールを確実にすると ともに，国務院が一部の審査権および海域使用監督•管理権を地方人民政府に与える ことを規定している。

関連行政部門間の管理権限の区分については，国務院海洋行政主管部門（国家海洋局）が全国海域使用の監督•管理をし，漁業行政主管部門が海洋漁業に対して監督•管理を実施し，海事管理機構は海上交通安全の監督•管理を実施することを規定して いる。
（3）同法の特色
同法が規定する主な海域使用管理法制度は，次のとおりである。同制度を設けるこ とにより海洋管理が図れるとしている。
（1）海域権の所属（海域権の明確化）
（2）海洋機能区画制度
（3）海域の有償使用制度
（4）海域使用管理制度 など

そのほか，同法は海域使用の申請および審査，海域の使用監督•検査などについて それぞれ規定をし，さらに海域使用管理における違法行為等について法的責任を明記 している。
（4）主な制度について

1）海域権所属について
同法では中国の海域の所有権は国家にあることを宣言している。つまり埋立てや大規模な海域の占有，または開発利用に 3 ヶ月以上従事する場合など，海域の利用 には国の審査と許可が必要となっており，所有権と使用権の分離が明確化されてい る。具体的な一例として，観光，養殖や鉱業，港湾などの利用は 15 年から 50 年の年限を限って使用権を認めるとしている。海洋使用の期限は表4－11 のとおりである。

また同法では，政府部門が全国海洋機能区分を策定し，地方政府が地方海洋機能区分を策定するとし，沿岸域の機能を行政的に規定して，開発•保全の誘導を図る こととしている。

表 4－11 海域使用の期限

| 利用用途 | 年数 |
| :--- | :---: |
| 1．養殖 | 15 |
| 2．船舶解体 | 20 |
| 3．観光，娯楽 | 25 |
| 4．製塩，鉱業 | 30 |
| 5．公益事業 | 40 |
| 6．港湾，造船所等の建設 | 50 |

（出所：海域使用管理法 第 25 条）

2）全国海洋機能区画について
海域の合理的な使用と海洋環境の保護，海洋経済の持続的な発展の促進を図るた め，国土資源部が「中国海域使用管理法」，「中国海洋環境保護法」及びその他の関

連法，政策などに基づいて制定した《全国海洋機能区画》は国務院の同意書を得て， 2002年8月22日に国家海洋局より公布•実施された。

海洋機能区画とは海域の区位，自然資源，環境条件と開発利用の要求から海洋機能基準に従って海域を用途別に各種の機能区を区画することである。区画範囲は中国管轄範囲の内水，領海，周辺区域，専属経済区，大陸架及びその他の海域（香港， マカオ特別行政区及び台湾省周辺海域が除く）である。
（1）区分実施の基本思想

- 持続発展戦略の実施
- 国民経済と社会発展の促進
- 海洋資源の保護と合理的な利用
- 海域利用効率を向上
- 海洋生態悪化を抑制
- 海洋環境品質の改善
（2）機能区分の原則
－海域の位置と自然資源及び自然環境等の自然的属性によって，科学的に海域機能 を確定する。
- 経済及び社会発展の必要性により，各業種の海洋用途を全体的に計画立案する。
- 生態環境の保護と改善，海域の持続的な利用を保障し，海洋経済の発展を促進す る。
- 海上交通の安全を保障する。
- 国防の安全や軍事的用途の必要性を確保する。
（3）機能区分の目標
－2001～2005年の期間，海洋機能区画の実施•管理を強化して，海域の合理的な開発と持続利用を実現させ，国民経済と社会発展の海洋に対する需要を満足させる。
－2006～2010年の期間，海洋機能区画の制度を実行し，海域の開発利用は海洋機能 の計画立案に合致させ，生態環境品質の改善と海洋経済の安定発展を図る。
（4）中国の海洋区画
中国の海洋は表 4－12 の 10 種類の機能毎に区画される。また，重点海域の主な機能については表 4－13 のとおりである。

表 4－12 海洋機能区分

| 海洋機能区画名 |  | 機 能 |
| :---: | :---: | :---: |
| 1 | 港湾運航区 | 船舶安全運行，停泊，荷役作業，荒天非難のための海域。 |
| 2 | 漁業資源利用及び保護区 | 漁港，漁業施設拠点，養殖，増殖，漁労，重要魚種保護区。 |
| 3 | 鉱産資源利用区 | 鉱産資源の探査，採取海域。石油ガス区，個体鉱産区等含む。 |
| 4 | 景観区（観光区） | 海浜及び海上観光資源の利用開発，観光産業発展の ための海域。 |
| 5 | 海水資源利用区 | 塩田，特殊工業用水（淡水化や海中元素採取），一般工業用水（冷却水，洗浄水利用）のための海域。 |
| 6 | 海洋エネルギー利用区 | 海洋リサイクルエネルギー（潮汐及び潮流発電等） のための海域。 |
| 7 | 工事用海区 | 工事建設プラント（海底ケーブル，海底パイプ，干拓•埋め立てプラント）のための海域。 |
| 8 | 海洋保護区 | 稀少品種，絶滅危惧種，経済品種及びこれらの生息地，科学，文化及び景観面で価値ある海洋自然景観，自然生態系及び歴史遺跡保護のための海域。 |
| 9 | 特殊利用区 | 科学研究，浚渫物及び廃棄物投棄等の特定利用のた めの海域。 |
| 10 | 保留区 | 未開発利用海域及び開発利用予定なしの海域。 |

（出所：藤谷亮一（NPEC），黄川田仁志（松下政経塾）「中華人民共和国海域使用管理法とは」）

表 4－13 重点海域の主な機能

| 海域 | 主要機能 |
| :--- | :--- |
| 渤海 | 港湾運航，海水資源利用，漁業資源利用及び保護，観 <br> 光である。 |
| 遼東半島西部海域 | 鉱産資源の利用，海水資源の利用，漁業資源の利用及 <br> び保護，海洋保護である。 |
| 遼河口周辺海域 | 港湾運航，観光，漁業資源の利用及び保護，鉱産資源 <br> の利用である。 |
| 遼西—河北東海域 | 港湾運航，海水資源利用，鉱産資源の利用，漁業資源 |
| 天津—黄骅海域 |  |


|  | の利用及び保護，海洋保護である。 |
| :---: | :---: |
| 莱州湾及び黄河河口周辺海域 | 漁業資源の利用及び保護，鉱産資源の利用，海水資源 の利用，海洋保護及び港湾運航である。 |
| 庙島群島海域 | 漁業資源の利用，観光及び海洋保護である。 |
| 渤海中部海域 | 鉱産資源及び漁業資源の利用である。 |
| 黄海 |  |
| 遼東半島東部海域 | 港湾運航，観光，漁業資源の利用及び保護，海洋保護 である。 |
| 長山群島海域 | 漁業資源の利用及び保護，観光及び港湾運航である。 |
| 煙台一威海海域 | 港湾運航，観光，漁業資源の利用及び保護である。 |
| 胶州湾及びその周辺海域 | 港湾運航，観光，漁業資源の利用及び保護である。 |
| 江蘇北部海域 | 港湾運航，観光，海水資源の利用，漁業資源の利用及 び保護，海洋保護である。 |
| 黄海重要資源開発利用区 | 漁業源の利用及び保護，鉱産資源の利用である。 |
| 東海 |  |
| 長江口－杭州湾海域 | 港湾運航，海洋工事，観光，漁業資源の利用及び保護，海洋保護である。 |
| 舟山群島海域 | 漁業資源の利用及び保護，観光，港湾運航及び海水資源の利用である。 |
| 浙中南海域 | 漁業資源の利用及び保護，港湾運航，観光及び海洋保護である。 |
| 福建省東部海域 | 漁業資源の利用及び保護，海洋保護，港湾運航及び観光である。 |
| 福建省中部海域 | 港湾運航，観光，海洋保護，漁業資源の利用及び保護 である。 |
| 福建省南部海域 | 港湾運航，観光，海洋保護，漁業資源の利用及び保護 である。 |
| 東海重要資源開発利用区 | 鉱産資源及び漁業資源の利用である。 |
| 南海 |  |
| 広東東海域 | 港湾運航，観光，漁業資源の利用及び保護，海洋保護 である。 |
| 珠江口及びその周辺海域 | 港湾運航，観光，漁業資源の利用及び保護，観光，漁業資源の利用及び保護，海洋保護である。 |
| 広東西海域 | 港湾運航，観光，漁業資源の利用及び保護，海洋保護 |


|  | である。 |
| :--- | :--- |
| 鉄山港—兼州湾海域 | 港湾運航，観光，漁業資源の利用及び保護，海洋保護 <br> である。 |
| 钎州湾—珍珠港海域 | 港湾運航，漁業資源の利用及び保護，観光，海洋保護 <br> である。 |
| 海南島東北部海域 | 港湾運航，観光，漁業資源の利用及び保護，鉱産資源 <br> の利用と海洋保護である。 |
| 海南島西南部周辺海域 | 観光，鉱産資源の利用と港湾運航，海洋保護及び漁業 <br> 資源の利用及び保護，海水資源利用である。 |
| 西沙群島海域 | 漁業資源の利用及び保護，観光，海洋保護である。 |
| 西沙群島海域 | 海洋漁労を促進し，石油ガス資源の探査開発に力を入 <br> れる。 <br> 南海重要資源開発利用区 漁業資源の利用及び保護及び鉱産資源の利用である。 |

（出所：国家海洋局「全国海洋機能区画」資料より整理（2002年12月））

3）海域の有償使用制度
海域を使用する場合，許可海域使用面積と使用年限で，決められた海域使用金を納付することが定められている。また海域使用権を得た機関や個人などは同権利の譲渡または貸し出しを行ら場合，許可部門に海域使用譲渡金あるいは海域貸出料を納付する必要がある。なお，海域使用料は，県クラス以上の海洋行政主管部門によ り徴収される。
（5）地方の省クラス海洋機能区画審査方法
地方の海洋機能区画の審査方法については，次のとおりである。
a）制定目的
—沿海省•自治区，直轄市海洋機能区画に関する審査の規範とする。
b）審査依拠

- 国家海域使用管理と海洋環境保護の法律と法規
- 国民経済と社会発展計画並びに中長期計画
- 全国海洋機能区画及びその他国務院批准の計画
- 国家海洋開発利用と保護に係わる政策

一省クラス国民経済並びに社会発展計画と中長期計画
c）審査基準
一省級海洋機能区画は「海域使用管理法」，「海洋環境保護法」と「国務院の全国海洋機能区画に関する批複」の規定に合致するかどうか

- 省級の海洋機能
- 海洋機能区の位置条件
- 省級海洋機能区画の目標
- 省級海洋機能区の区画
d）審査フロー
一省級海洋機能区画の計画•立案は，省，自治区，直轄市の海洋行政主管部門が作成し，同クラスの人民政府に提出し審査される。国家海洋局はその計画•立案に指導を与える。
一省級海洋機能区画の計画•立案は省人民政府の審査•許可を得て，省人民政府か ら国務院に提出すると同時に国家海洋局にコピー（区画書類，登録表，図表類，報告書，編制説明書，専門家の意見など 1 式 20 部）を提出する。

一国務院は省級人民政府から提出された書類を国家海洋局に審査を依頼する。国家海洋局はその書類を受理後，直ちに国務院傘下の関連部門•部署に意見を求める。関連部門•部署は30日以内に書類をもつて意見を国家海洋局に提出する。期限を超えた場合，意見なしとして処理する。
一国家海洋局は各方面の意見をまとめて 15 日以内に正式な審査意見を提出する。不合格または修正の必要のある計画•立案に対して国家海洋局は該当の省人民政府 に返却し，見直ししてから再度国務院に提出させる。
e）その他
省級海洋機能区画は国務院から批准された後，各級人民政府は批准日から 30 日の業務日以内に公布する。また「中国海域使用管理法」施行前に省級人民政府の批准 により確定した省級海洋機能区画については，本弁法公布日から2年間以内に改正 をし，本実施法の審査手順に基づいて国務院によって審査される。
（6）海域管理の現況
前述のとおり，中国の管轄海域を利用する場合，海域使用管理法に基づいて国に申請し許諾を得る必要がある。海域管理を行う責任機関は国家海洋局である。

同法の施行は2002年からであるが，海域の利用状況については国家海洋局が管理し ており，これによって海域の無秩序な開発や使用に対して一定レベルの抑制ができ，使用状況の把握も行いやすい。

現在の中国の海域の利用状況について，海域使用面積と海域使用権証書の発行数は，図 4－1 のとおりである。当初 62.5 万 $\mathrm{km}^{2}$ であった海域の使用面積は，2007年にはほぼ倍増の 129.9 万 $\mathrm{km}^{2}$ となっており，使用権の証書発行数も累計で 4 万本を超えた。


図 4－1 海域使用面積と海域使用権証書発行数の推移
（出所 ：国家海洋局「海域使用管理公報（2002 年～2007 年）」より作成）

海域の使用面積を用途別にみると，図4－2 のとおり漁業用が最も多く全体の $84 \%$ を占めており，次いで船舶の交通用や，海を埋め立てる造成用地の確保を目的として利用されていることが分かる。また環境面では，都市ごみの廃棄用と見られるごみ等の埋立•浚渫用地は全体の $0.1 \%$ 程度の割合に留まっており，その面積は 2007 年時点で 1，104km となっている。

さらに使用料の徴収額については，図4－3 のとおり海域の利用が増加するに伴って増額しており，2007年の海域使用徴収額は29．6億元（約414．4億円）となっている。 また徴収先の割合としては， $85 \%$ が造成用地からのものとなっている。


図 4－2 2007年における使用用途別海域使用面積の割合と
排汚傾倒用海（ごみ等の埋立•浚渫用地）の面積の推移


図 4－3 海域使用料徴収額の推移と 2007 年の使用用途別海域使用料の割合 （出所 ：図 4－2，図 4－3 とも国家海洋局「海域使用管理公報（2002 年～2007 年）」より作成／但し海域使用料の徴収額について2004年以前は掲載されていない）

## 4．2．2 漁業法

同法は，6章50条から構成される。1986年に採択•施行され，2000年と2004年に改訂されている。主な内容は総則，養殖業，漁労業，漁業資源の増殖と保護，法律責任および附則である。

同法の主な漁業管理の法制度は，水域利用計画制度，養殖証管理制度，漁労限額制度，漁労許可証制度，水産種質資源保護区制度，漁業資源増殖保護費制度，漁業資源品種重点保護制度，漁業水域生態環境監督管理制度などである。

同法において，漁労および加工を含む養殖を中心とした漁業生産の方針が確立され た。また漁業管理体制について，国家が漁業の監督管理に対して統括的，または各級別に管理することを明確した。

海洋漁業については海域を隣接している省，自治区，直轄市の人民政府漁業行政主管部門が監督管理を実施し，河川，湖などの水域内の漁業については，行政区分の指定により，県級またはその以上の人民政府漁業行政主管部門が監督•管理を行う。行政区域を跨る場合，県級またはその以上の人民政府が協議によってその管理方法を決 めるか，または上級人民政府の漁業行政主管部門および所属している漁政監督管理機構によって監督•管理を実施する。

## 4．2．3 鉱産資源法

同法は，7章53条から構成されている。1986年に採択され，1996年に改訂されて いる。

主な内容は，総則，鉱産資源の探査登記と採掘審査批准，鉱産資源の探査，鉱産資源の採掘，集団鉱山企業と個人採鉱，法律責任および付則である。

中国では鉱産資源は国に所属し，国務院が鉱産資源に対する国の所有権を行使する とされ（中略），鉱産資源の探査，採掘は，法に基づきそれぞれ申請し，許可を得，探鉱権，採鉱権を取得し，登記を行ら，としている（第3条）。

特に海洋管理に係る条項としては，次のとおりである。

一中華人民共和国領域及び管轄海域において，鉱産資源を探査，採掘するには，同法を遵守しなければならない。（第 2 条）
—中国の領海及び中国管轄内のその他の海域の鉱産資源を採掘する場合は，国務院地質鉱産主管部門が審査許可し，採鉱許可証を与えることとなっている。（第 16条）

一鉱産資源を採掘する場合，環境保護に関する法律規定を遵守し，環境汚染を防止 しなければならない。（第32条）

## 4.3 海洋ごみの処理•管理について

海洋ごみの処理，管理基準について，2007年10月時点では特定の法制度，基準に ついては存在しておらず，陸上起源のごみと同様，固形廃棄物汚染防止法および廃棄物処理標準に基づいて処理されている。

また同国内では海洋ごみの発生状況やモニタリングについては，過去行われてこな かったが，本調査の大連市政府に対するヒアリング結果によると，2007年から海洋ご みについて調査項目に加え，毎年モニタリング調査を行うこととなった。（後述 4.4 参照）。

一般に，海岸域等に漂着した海洋ごみの処理については，同海外域を管理地域とし ている地方政府の環境保護局が，固形廃棄物処理法とその関係法に従って，処理の監督に当たる。実際の運搬，処理作業については，地方政府の委託を受けた廃棄物回収業者などが実施する。

一方，海上の漂流物については，海洋環境保護法に従って，各地域の海洋局などが船舶等を使って回収し，適正処理を行う。

地方政府の具体的なごみ処理の法制度に関しては，後述 5．に掲載している。

## （1）海洋ごみの回収•運搬

海洋ごみに限らないが，ごみの収集•輸送の面では，ごみの分別収集，処理方式に応じた分別を奨励している。圧縮式収集•輸送方式の採用を奨励し，オープン式収集•輸送はできるだけ速く廃止するよう求めている。また危険廃棄物の生活ごみへの混入 を禁止しているほか，廃電池，蛍光管，殺虫剤容器などについては独立したシステム を段階的に確立することとなっている。
（2）海洋ごみの処分
中国の廃棄物に係る管理制度•法規は，固形廃棄物汚染防止法等に則って規定され ているが，具体的な処理については，2000年5月29日，建設部，国家環境保護総局，科学技術部が共同で公布した「都市生活ごみ処理•汚染防止技術政策」に基づく。

政策文書には，総則，ごみの減量，ごみの総合利用，ごみ収集輸送，衛生埋め立て処分，焼却処理，堆肥化処理が含まれている。

## 4.4 沿岸域のモニタリング

沿岸域のモニタリングについて，陸上の環境負荷低減分野は環境保護総局が担当し ているが，海洋（海域）に関するモニタリングは国家海洋局の海洋環境観測センター が実施している。

同センターは，主に省や市などの地方政府が適正にモニタリングを実施するために必要となるガイドラインの作成や，それら分析の技術的サポートをおこなっている機関である。

センターは年度初めに国内全土にわたる「海洋環境測定計画」を作成し，当該計画 に基づき，必要に応じて自治体へ職員を派遣，現場での緻密な技術的指導や監督を行 っている。また年度末には，各自治体からデータを収集し，その年の「中国海洋環境品質公報」などを作成•公表等を実施している。
（1）海洋管理及びモニタリングの状況
中国全土の公共用水域（海）のモニタリングは，数千カ所で実施されている。その調查規模やその内容，実施体制は，各自治体内で決定されている。
（2）海洋ごみのモニタリングについて
1）海洋ごみのモニタリング実施の背景
国家海洋局は，海洋ごみ問題を重要な海洋汚染問題と捉えていた。そのため，2006年に海洋ごみモニタリングの暫定ガイドラインを作成し，本年2007年から当該ガイ ドラインに基づき，従来の海洋汚染モニタリングの追加項目として 50 カ所でモデル的に実施する予定となっている。対象となっている項目は次のとおりである。
（1）漂流ごみ
（2）漂着ごみ
（3）海底ごみ

海洋ごみ調查の目的は，ごみの分布状況を把握し，今後の変化を予測することで ある。なお，本年作成した暫定マニュアルはアメリカ海洋気象局（NOAA ：National Oceanic and Atmospheric Administration）のものを参考にして作成された。

2）モニタリング範囲
海洋ごみのモニタリング範囲は，南は海南島から，北は遼寧省までの範囲を実施 する予定である。モニタリングポイントの選定にあたっては，特に観光ポイントを重点的に行ら予定となっている。今後，当該調査の結果を踏まえつつ，海洋ごみに関連する予算，人員等を拡充•強化していく予定である。

## 3）調査の手法

海洋ごみの調査方法については，モニタリングマニュアルを作成しており，それ に従って行う。本調査は，様々な手法を組み合わせなければならず，ぞれぞれの媒体毎のモニタリング調査は次のように行う。
（主な調査手法）
①漂流ごみの測定方法として，大きなものは目視で測定し，小さいものはニュー ストンネット（NEUSTON NET）で回収し測定する。
（2）海岸が広い場合は，その海岸内で場所を決め，4 カ所程度で一定区画内の海洋 ごみを収集•調査を行う。
③海底ごみネットと潜水による調査でモニタリングを実施する。

今後の海洋モニタリングの方向性としては，沿岸生態系に関するモニタリング，海水浴場のモニタリング，そして海洋ごみのモニタリングについて特に注視してお行っていく。
（3）海水浴場のモニタリング
海洋ごみが漂着しやすい場所として海水浴場が挙げられるが，海水浴場の環境をモ ニタリングするために，「海水浴場の環境モニタリング技術規程」に則って管理される。海水浴場は，国家海洋局が主管部門である。
中国における海水浴場におけるモニタリングは，下記のとおり実施される。
（1）海水浴シーズン前，海水浴場の環境の概況調査を行い，主に定性試料の取得を行 う。
（2）海水浴シーズン前，海水浴場の環境品質について，全体的且つ総合的にモニタリ ングを行う（気象，水文等）。
（3）海水浴シーズン中，代表的な水文気象と海水品質のパラメータを選択し，定期的 にモニタリングを行う。
（4）突発的な事件が発生した場合は，緊急時モニタリングを行う。

中国では，毎年海水浴シーズン前に，海水浴場となる場所について環境の概要を調査し，海水浴場用の水質に影響を与えるかもしれない汚染源について調査し，海水浴場のモニタリングデータはモニタリング業務終了後と，海水浴シーズン終了後 30 日以内に年度モニタリング結果を主管部門に提出しなければならない。

このほかモニタリングデータは，リアルタイムで中国の海洋環境モニタリング通信 システムもしくは E－mail で国家海洋環境予報センターへ送信されるようになっている。

海水浴場の環境品質についてのモニタリングは，水質に重点を置いている。海水浴場の海水の水質は第 2 類の海水水質要求を満たすか，あるいは，それよりも優れてい なければならない，とされている。

また海水浴場のモニタリングパラメータは，微生物パラメータ，物理パラメータ，化学パラメータ，有毒微藻類の四類とされている。モニタリング必須項目としては，糞便の大腸菌群，水温，水の色，透明度， pH ，塩素濃度，溶存酸素，漂流物となって いる。

また海水浴場での堆積物の品質は，第一類海洋堆積物の品質要求を満たさねばなら ないとされているが，一般的にモニタリングを行わなくてもよいことになっている。

但し，証拠となる堆積物の品質が，遊泳者の健康に危害を及ぼす，または潜在的危害を有していることがはっきりしている場合には先のとおり「海洋堆積物の品質」中 のモニタリング項目と分析方法にもとづいて，海水浴場の堆積物の品質について，モ ニタリングと評価を行う。

同規定は，後述の＂中国の沿岸域に係る特定の法律•仮訳＂に，内容を掲載している。

## 5．中国の沿岸域における環境管理の運用状況

中国の沿海部における海洋汚染の概況と，沿岸域管理の方法，実施状況について整理した。また，地方における法規制や行政部門の管理の運用実態を把握するため，環境模範都市である大連市，煙台市の二都市に対して現地調查を行った。

## 5.1 陸上起源のごみ管理と処理の実態

## 5．1．1 沿海省市部の廃棄物の排出状況と管理対策及び処理実態

（1）沿海 11 省市の工業固形廃棄物排出状況
沿海 11 省市部の工業固形廃妻物の排出量は，図5－1のとおりである。沿海 11 省市 の総排出量は約 5.7 万 t で全国の排出量の $42.5 \%$ にあたる。また 11 省市の中で最も排出量が多かったのは河北省の約 1.6 億 t で，次いで遼寧省，山東省と続く。

一方，総合利用量として再利用率が高いのは江蘇省，上海市，天津市で，いずれも排出量を上回っていることから，他省から廃棄物を受け入れていると見込まれる。

他方，再利用されずに処分された（＝排放）のは，河北省，遼寧省，福建省，広西区等であった。排放量については，広西区が 110.5 万 t ，河北省が 42.2 万 t であった。 なお，全国の中で 2005 年の排放量が最も多かった省は，山西省の 604.7 万 t である。


図 5－1 各地域の工業固形廃棄物の排出状況（2005 年）
（出所：「中国镮境年鑑2006」より整理）
（2）沿海地区都市の工業固形廃棄物排出状況
沿海11省市部の省都及び大連市，煙台市における固形廃棄物の排出状況は次のとお りである。同図の中で，上海市，天津市の排出量等については，前述の省市部と同量 の数値である。また，本調査の対象地域となつた大連市，煙台市も併せて掲載してい る。上海市，天津市を除くと沿海都市部の省都の中で，最も排出量が多かったのは南京市の 1,159 万 t ，次いで済寧市，石家庄市となっている。


図 5－2 沿海地区主要都市の固形廃棄物の排出状況（2005 年）
（出所：「中国環境年鑑 2006」より整理）

また 2005 年の各省都ほかの排出量及び総合利用量が，省市全体の排出量に占める割合を図 5－3 に示す。図5－4 には各都市の工業固形廃棄物の総合利用量を示す。

南京市や広州市，杭州市など排出割合が高い都市ほど，総合利用量の割合も高いが，沈陽市は，他市と比べて総合利用が進んでいない。また上海市や天津市は総合利用量 が排出量を上回っているが，これは他の地域から廃棄物を受け入れているためと考え られる。

各都市の工業固形廃棄物の排放量を図5－5に示す。広西区の南寧市が排放量が多い。
これは2004 年時点で廃棄物処理に係る投資総額が他市と比べて低いこと，また水や

大気分野に重点投資されている背景から，廃棄物の処理能力不足もあるが，排出者や処理業者，行政等監督者の管理能力や問題意識が低いため，適切な処置をされず廃臬 されている可能性が高い。



図 5－3 省市全体に占める各都市の工業固形廃棄物の排出量および総合利用量の割合


図 5－4 各都市の工業固形廃棄物の総合利用率 図 5－5 各都市の工業固形廃棄物の排放量 （出所 ：図 5－3，図 5－4，図 5－5 とも「中国環境年鑑2006」より整理。注：統計デー夕は2005年のもの）
（3）沿海都市部の都市ごみの無害化処理の方法
沿海都市部に係わらず，都市ごみの具体的な処理の方法については，2000年5月29日，建設部，国家環境保護総局，科学技術部が共同で公布した「都市生活ごみ処理•汚染防止技術政策」に基づき処理される。この政策文書には，総則，ごみの減量，ご みの総合利用，ごみ収集輸送，衛生埋め立て処分，焼却処理，堆肥化処理が含まれて いる。

また，都市ごみや工業固形廃棄物の中の危険廃棄物の処理等については，2001 年 12月 17 日，国家環境保護総局の「危険廃棄物汚染防止技術政策」に基づいて処理される。同政策文書には，総則，危険廃棄物の減量化，危険廃棄物の収集•輸送，危険廃棄物の移動，危険廃棄物の資源化，危険廃棄物の貯蔵，危険廃棄物の焼却処理，危険廃棄物の安全埋め立て処分，特殊危険廃棄物の汚染防止，危険廃棄物処理•処置に関連 する技術•設備が含まれている。

都市ごみの処理技術および方法については，次のとおりである。

## 1）ごみの減量

ごみの減量の面では，同政策は，過度の包装の抑制と消費品包装物回収体系の確立，使い捨て消費品によって発生するごみの減少を提起している。また，都市にお ける燃料構造の転換によって，ガスの普及率と集中熱供給率を高め，石炭灰による ごみ発生量を減らすこと，野菜を洗浄してから市場に出し，台所でのごみ発生量を減らすよう提起している。

2）ごみの総合利用
ごみの総合利用の面では，総合利用技術の積極的発展，古紙，廃金属，廃ガラス，廃プラスチックなどの回収利用推進，不用物資の回収網の確立を奨励している。

また，ごみ燃焼余熱利用，埋め立てによって発生するガスの回収利用及び有機ご みの高温堆肥化•嫌気消化によるメタンガス利用なども奨励している。

3）ごみの収集•輸送
ごみの収集•輸送の面では，ごみの分別収集，処理方式に応じた分別を奨励して いる。圧縮式収集•輸送方式の採用を奨励し，オープン式収集•輸送はできるだけ速く廃止するよう求めている。また危険廃棄物の生活ごみへの混入を禁止している。

さらに廃電池，蛍光管，殺虫剤容器などについての収集•輸送•処理の独立した システムを段階的に確立する。

4）衛生埋め立て処分
衛生埋め立て場の計画•設計•建設•運営•管理にあたっては「都市生活ごみ衛生埋め立て技術基準」，「生活ごみ埋め立て汚染規制基準」，「生活ごみ埋め立て場環境モニタリング技術基準」などに従って厳格に行わなければならない。

埋め立て場サイトの自然条件が基準の要求に合致しているものについては，天然止水方式を採用してよい。天然止水条件を備えていないものについては，人工的止水技術措置を用いる。埋め立て場内では雨水と汚水の分流を実施し，運行過程にお ける浸透水の発生量を少なくするとともに，適切に処理されたごみ浸透水が都市活水処理システムに流入するのを奨励している。

上記の条件を備えていないものについては，別途，処理施設を建設し，排出基準 をクリアしてから水域に排出されるようにする。埋め立てガス排気誘導システムを設置し，できるだけガスを回収•利用する。埋め立てが終了したら，埋め立て場の密閉処理と生態環境回復を行い，引き続き浸透水とガスの誘導•処理を行う。衛生埋め立て場が安定するまでは，地下水，地表水，大気について定期的にモニタリン グを行う。安定したら，モニタリング，科学的検討，関係部門の認定を経た後，土地に対して適宜開発利用を行うことができる。ただし建築用地として用いてはなら ない。

5）焼却処理
焼却処理の面では，「焼却は焼却炉進入ごみの平均低位熱量が $5000 \mathrm{~kJ} / \mathrm{kg}$ 以上で，衛生埋め立て場の土地がなく，経済が発達している地区に適用される。

ごみ焼却は現在のところ並列炉をベースとする成熟技術を採用するのが望ましく， その他のタイプの焼却炉採用は慎重に行う。規制基準を達成できない焼却炉の使用 は禁止する。ごみは焼却炉内で充分に燃焼させねばならず，排ガスは後燃焼室に $850^{\circ} \mathrm{C}$ を下回らない条件下で 2 秒以上滞留しなければならない。

また「生活ごみ焼却汚染規制基準」などの関連基準に厳格にしたがい，排ガス，汚水，焼却スラグ，フライアッシュ，臭気，騒音などに対する規制•処理を行い，環境への污染を防がなくてはならない。ごみ焼却によって発生する焼却スラグで，鑑定の結果，危険廃棄物に属さないものは，回収利用もしくは直接埋め立てをして よい。危険廃棄物に属する焼却スラグ・フライアッシュは「危険廃棄物として処置 しなければならない」と定められている。

6）堆肥化
堆肥化の面では，「ごみ堆肥は生物分解の可能な有機物含有量が $40 \%$ 以上のごみ に適用される。ごみの分別収集をベースに，高温堆肥化処理を行うことを奨励する。

高温堆肥化プロセスでは，物質温度 $55^{\circ} \mathrm{C}$ 以上で $5 \sim 7$ 日間維持することを保証しな ければならない。ごみ堆肥化プロセスで発生する浸透水は堆肥物質の水分調節に用 いることができる。外部に排出する場合は処理を経て，「汚水総合排水基準」，「都市生活ごみ堆肥化処理場技術評価指標」の要求をクリアしなければならない。堆肥化 プロセスで発生する臭気の処理を行い，「悪臭汚染物排出基準」をクリアしなければ ならない。堆肥製品は「都市部ごみ農業利用規制基準」，「都市生活ごみ堆肥化処理場技術評価指標」，「糞尿無害化衛生基準」の関連規定に合致しなければならず，堆肥製品中の重金属に対する検査と規制を強化する。堆肥化のプロセスで発生する残余物については焼却処理もしくは衛生埋め立て処分を行うことができる」と定めて いる。

## 5．1．2 海洋投棄防止管理の強化

ごみ等に関する海洋投棄に関しては，1985年に国務院より公布された「海洋廃棄物投棄管理条例」に則り管理されている。同条例については，第一条で「中華人民共和国海洋環境保護法を実施，海洋への廃棄物の投棄を厳格に管理，海洋環境汚染と損害 を防止，生態バランスを維持，海洋資源を保護，海洋事業を発展するために，本条例 を制定する。」とある。

また陸上由来の汚染源に対しては，「陸地汚染源の海洋環境の汚染損害を防止する管理条例」に則って管理されている。

このほか地方の海洋投棄防止管理例として，大連市の「近岸海域汚染抑制に関する大連市人民政府の通知」によると，9 項目に「浚渫及びスクラップ積み貨物船は必ず指定の投棄場所に廃棄物を投棄し，船舶運航中の随時の投棄または中途の投棄を禁止 する。」となっている。また，16 項目には「海岸での生活ごみやその他の固体廃棄物 の堆積，放置，処理を禁止する。海域に油類，酸液，アルカリ液，劇毒廃液の排出と固体廃棄物の投棄を禁止する。」とあり，さらに 17 項目に「生物農薬，有機肥料の使用を推進し，海岸線近辺の陸地地区の化学農薬や化学肥料の使用を規制する。」となっ ている。

## 5．1．3 船舶ごみ，汚水の管理体制および処理実態

（1）船舶ごみの管理体制および処理実態
船舶からのごみの排出については，中華人民共和国海洋環境保護法，中華人民共和国船舶による汚染防止管理条例に従って廃棄物等の投棄を禁止している。
地方においても同様で，一例として大連市の「近岸海域汚染抑制に関する大連市人民政府の通知」では，7 項目に「大連市海域に入る船舶（大連市所有船舶も含め）は「中華人民共和国海洋環境保護法」，「中華人民共和国船舶による污染防止管理条例」

及び関連法規の規定に従い，汚染防止施設を設置しなければならない。水域にオイル含有の廃水，ごみ及びその他の廃棄物の投棄を禁止する。」とあり，また 8 項目に「粉 じん発生の恐れのある汚染物のばら積み貨物船の積み下ろしの際に有効な防止措置を取り，粉じんの汚染防止をしなければならない。ばら積み終了後の貨物船はその甲板 の港湾内の清掃を禁止する。」となっている。

## （2）船舶からの汚水の管理体制および処理実態

船舶からの汚水の処理，処置等については，「中華人民共和国海洋環境保護法」，「中華人民共和国船舶による汚染防止管理条例」に従って廃水などの投棄を禁止している。

地方においても同様で，例えば大連市の「近岸海域汚染抑制に関する大連市人民政府の通知」において，7 項目に「大連市海域に入る船舶（大連市所有船舶も含め）は「中華人民共和国海洋環境保護法」，「中華人民共和国船舶による汚染防止管理条例」及び関連法規の規定に従い，汚染防止施設を設置しなければならない。水域にオイル含有の廃水，ごみ及びその他の廃棄物の投棄を禁止する。」となっている。
また港湾や埠頭，港に停泊している船舶からの排出に関して，12 項目に「港湾，埠頭 では油と水の分離，油の隔離装置などの汚水処理施設を設置しなければならない。ま た回収船を配置し港湾船舶の廃水，ごみ，廃油などの廃裹物を集中的に収集する。廃水は処理してから規制値にクリアしてから排出することができる。ごみは指定の場所 に排出する。廃油は必ず回収して経営資格証を所持している処理メーカに委託して処理しなければならない。」となっている。

## 5．1．4 都市汚水処理の推進

（1）沿海都市汚水処理場の建設状況
沿海地域の省都および大連市，煙台市の汚水処理状況については，表 5－1 のとおり である。

表 5－1 各省都の汚水処理状況（2005 年）


| 南京 | 7 | 914,600 | 25,391 | 24,549 | 88 |
| :---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: |
| 広州 | 11 | $1,827,000$ | 53,097 | 52,146 | - |
| 済南 | 5 | 505,000 | 10,872 | 10,746 | 20 |
| 瀋陽 | 5 | $1,120,000$ | 29,669 | 27,585 | 4,900 |
| 福州 | 7 | 353,000 | 10,345 | 9,850 | 349 |
| 石家庄 | 10 | 710,000 | 12,862 | 6,223 | 713 |
| 海口 | 1 | 300,000 | 7,551 | 7,273 | - |
| 南寧 | 1 | 103,900 | 4,376 | 4,345 | - |
| 小計 | 106 | $13,518,500$ | 343,098 | 303,168 | 7,017 |
| （大連） | 6 | 430,000 | 12,441 | 11,561 | 680 |
| （煙台） | 8 | 431,000 | 10,189 | 8,642 | 383 |
| （全国） | 559 | $42,554,089$ | $1,060,897$ | 888,178 | 48,924 |

（出所：「中国環境年鑑 2006」）
（2）都市汚水処理の方法
2003 年 5 月 29 日，建設部，国家環境保護総局，科学技術部が連名で「都市汚水処理•汚染防止技術政策」を公布した。この政策文書には，総則，目標および原則，都市汚水の収集システム，汚水処理，汚泥処理，汚水の再生利用，二次汚染防止に関し て規定している。

ここでいう「都市汚水」とは，生活汚水と工業廃水の混合汚水を指し，都市汚水収集システムに組み込まれているものと組み込まれていないものの両方が含まれる。こ の政策は都市汚水処理施設建設，汚水処理プロセスおよび関連技術の選択•推進指導 に適用され，水環境管理の技術的根拠となるものである。

1）都市汚水の収集システム
都市汚水収集の面では，同政策は，「新市街地では雨水と汚水の完全な分流制を優先的に考慮しなければならない。再開発が難しい大きな旧市街地の合流式排水シス テムについては，これを維持してもよいが，滞留倍数を合理的に定める。降雨量の少ない都市では，実情に応じて合流式を採用してもよい」と定めている。

## 2）汚水処理

汚水処理の面では，同政策は処理プロセスの選定準則と相応の主要技術経済指標 を定め，さらに 1 段階処理， 2 段階処理， 2 段階強化処理，自然浄化処理プロセスの適用技術およびその範囲を定めている。2段階処理プロセスについては，「日処理能

力が 20 万 $\mathrm{m}^{3}$ を超える汚水処理施設は，通常の活性汚泥法を採用する。日処理能力 $10 \sim 20$ 万 $\mathrm{m}^{3}$ の汚水処理施設は，通常の活性汚泥法，酸化溝法， SBR 法， AB 法など の成熟したプロセスを選定してよい。日処理能力が 10 万m ${ }^{3}$ 以下の汚水処理施設は，酸化溝法， SBR 法，水分解好気法， AB 法，生物濾過池法などの技術を選定してもよ いし，通常の活性污泥法を選定してもよい」と定めている。

## 5.2 地方の現地事例調査結果

中国国内で現地調査を行うにあたり，特に同国内で沿岸•海洋管理，海洋環境管理制度が整備されている先進地域である大連市，煙台市を選定した。

## 5．2．1 事例1：遼寧省大連市

大連市環境保護局および海洋漁業局ほかに対して行ったヒアリング結果ならびに文献資料に基づく，同市の沿岸域管理ならびに海洋ごみに関する調査結果は次のとおり である。
（1）大連市の社会，経済の基礎概況
大連市は遼東半島の先端に位置し，中国有数の大都市である。遼寧省内においても人口数で第二位，市の生産総額では省都•瀋陽市（沈陽市）を上回りトップである。
同市は重要な港湾都市でもあり，物流拠点であることから東北三省の海の玄関口と いえる。さらに1997年には中央政府より環境模範都市としても認定されている。

大連市の社会，経済概況及び環境関係の主なデータは表 5－2，5－3，5－4 のとおりであ る。

表 5－2 大連市の社会，経済概況

|  | $\begin{aligned} & \text { 人口 } \\ & \text { (万人) } \end{aligned}$ | 地区総生産額 （億元） | 一人当生産額 <br> （元） | 産業構造（\％） |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  | 第一次 | 第二次 | 第三次 |
| 大連市 | 565.3 | 2，152 | 38，070 | 8.5 | 46.3 | 45.2 |
| 瀋陽市 | 698.6 | 2，084 | 29，834 | 6.1 | 43.5 | 50.5 |
| （遼寧） | 4，221 | 8，009 | 18，974 | 11.0 | 49.4 | 39.6 |

（出所：「中国城市統計年鑑 2005」，「中国統計年鑑 2006」）

表 5－3 大連市の環境関係データ（1）

|  | 都市ごみ |  | 工業固体 |  | 工業廃水 |  | 生活汚水処理率 <br> （\％） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 排出量 <br> （万 t） | $\begin{aligned} & \text { 無害化処 } \\ & \text { 理率 (\%) } \end{aligned}$ | 廃棄物排 <br> 出量（万 t ） | 総合利用率 <br> （\％） | 排放出量 <br> （万 t） | 排放達成 率 (\%) |  |
| 大連市 | －－－ | 100 | 225 | 75 | 4，2769 | 98 | 74.5 |
| 瀋陽市 | －－－ | 100 | 475 | 69 | 6，307 | 96 | 71.0 |
| （遼寧） | 768 | 50 | 10，242 | 42 | 105，072 | 95 | 44.3 |

（出所：「中国統計年鑑 2006」，「中国環境年鑑 2006」）

表 5－4 大連市の環境関係データ（2）

|  | 地方財政一般 <br> 予算内支出額 <br> $($ 億元 $)$ | 汚染源処理年 <br> 間投資総額 <br> （億元） | 都市環境施設 <br> 投資額 <br> $($ 億元） | 三廃総合利用 <br> 産品産値 <br> （億元） | （参考）教育 <br> 関係の予算額 <br> （億元） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 大連市 | 174.5 | 28.5 | 14.3 | 2.0 | 13.8 |
| 瀋陽市 | 133.9 | 7.4 | 42.1 | 1.1 | 23.5 |
| （遼寧） | $1,204.4$ | 129.0 | 75.0 | 25.6 | 142.2 |

（出所：「中国統計年鑑 2006」「中国環境年鑑 2006」，「中国城市統計年鑑 2005」）
（2）大連市政府の沿岸•海洋環境管理部門の概況
1）大連市政府の主な部門
大連市の沿岸•海洋管理に係わる主な組織としては，次のとおりである。

- 市発展改革委員会
- 市財政局
- 市建設委員会
- 市環境保護局
- 市海洋•漁業局
- 市城建局 など 40 部署
- 大連市管轄区（10区，3市，1県）
- 区（環保局，海洋•漁業局，城建局）
- 県（環保局，海洋•漁業局，城建局）
- 市（環保局，海洋•漁業局，城建局）
-2 郷 3 鎮（大长山岛镇，小长山乡，广鹿乡，獐子岛镇，海洋乡）

2）市の海洋環境所管部門の業務内容
大連市の沿岸•海洋環境管理に係わる組織の業務内容としては，表5－5 のとおり である。市及び省政府内では，海洋環境保護法の規定により海洋環境に関する諸問題を協議等するため，関係する海洋局，海事局，港湾管理局，及び環境保護局の 4 つの部署が集まって年一回，会議を開催している。

表 5－5 沿岸域の環境管理に関する業務内容

| 部署名 | 業務内容 |
| :---: | :---: |
| 環保局 | - 海岸を含む陸上（産業廃棄物，危険廃棄物等）の環境汚染防止 <br> - 海洋環境に影響を及ぼす全ての事象について，各部門を含めて監督 など |
| 海洋•漁業局 | －海上の環境汚染防止（油の流出，海洋投棄，船舶事故）など |
|  | - 入港してきた船舶の汚水の調査 <br> - 造船施設の汚水処理施設の調査 など |
| 城市建設局 | - （陸上の）生活ごみの清掃•収集•輸送•処理 <br> - 海水浴場の管理，海洋ごみ処理など |
| その他の関係部署 | －各自管轄区内の環境汚染防止 |

（出所：大連市政府へのヒアリング結果まとめより）
（3）沿岸•海洋環境保護の管理状況

1）沿岸•海洋環境管理に係る政策，法規
海洋ごみが漂着しやすい海水浴場での法規は「大連市海水浴場管理弁法」によっ て定められている。また海洋管理に関連する規定として「市海域使用管理条例（旧市海域使用暫定管理弁法）」，「近岸汚染弁法」，「市環境機能区画弁法」等を制定して いる。

海域使用に関する法令として，旧「市海域使用暫定弁法」は《大連市人民政府の政府の一部規章およびその他の規範性書類を廃止するに関する通知》に従い，2004年 7 月 1 日に廃止された。その後「大連市海域使用管理条例」が 2007 年 5 月 25 日 に遼寧省第 10 回人民代表大会常務委員会第 31 回の会議にて批准•公布され，2007年8月1日から施行されている。

また，「近岸海域汚染抑制に関する大連市人民政府の通知」を公表し，海洋環境保護の強化に努めている。

2）沿岸•海域の汚染防止に関する政策と活動
海洋ごみの問題については，海洋漁業局が主体的に動いているようだが，大連市内の海水浴場の海洋ごみ処理を含む管理は，主に都市建設局が景観保護の観点から行っている。
（1）養殖（の生産）の増加への対応
陸に近いところで行われている養殖漁場を湾奥から沖合に移動させたり，従来の海面漁具を水中に沈めたりして，景観にも配慮した養殖施設の整備が実施されてい る。
（2）海洋資源開発（東北アジア中心プロジェクトに伴ら港湾建設）への対応海域使用管理条例に基づいた適切な開発の実施を行っている。
（3）海水浴場の管理
海水浴場の管理については，都市建設局が管理しており，当該管理主体が民間人 を雇って清掃を実施している。

海水浴場を清掃する様子は，写真 5－1 のとおりである。


写真 5－1 海水浴場を清掃する清掃員
（出所 ：現地調查時に摄影）

3）陸源環境汚染防止に関する施策と活動
陸上からの環境汚染の原因については，特に都市汚水の増加や工業廃水の放流に よって，富栄養化や赤潮が発生しており，これらの問題解決のため，関係部署が連携，協力体制の構築を行っている。
（1）都市汚水の増加への対応
汚水処理施設の整備を進めている。具体的には，市沿岸部に位置する汚水処理施設は 7 カ所あり，その汚水衛生処理率は $80 \%$ である。

現在，新規に 14 力所の処理施設の建設を計画している。
（2）工業廃水への対応
従来の大連市内の企業立地状況としては，その殆どが沿岸部に集中しており，そ れら事業活動から生じる排水は直接海に流されてきた。これらが原因で，海洋環境 が悪化していた。このため，大連市第 11 次 5 ヶ年計画（2006～2010年）において，都市（沿岸）部の環境改善のため 90 の企業を市中心部から郊外へ移されることにな っている。

移転先での産業排水の放流にあたっては，汚水の処理レベルを向上させた設備を整備するよう，企業側に指導等を行っている。

また，観光面を考慮し，沿岸部に存在する企業を極力郊外に移転するように指導等を行っている。
（4）廃棄物処理の状況
1）廃棄物処理の取扱について
大連市の一般廃棄物の所管部署は都市建設局である。10年前までの市内の一般廃棄物の処理方法は，ほぼ $100 \%$ が埋め立てであったが，現在は埋め立てと焼却の両方を行っている。一般廃棄物の海面埋め立ては行っていない。

産業廃棄物は民間で処理しており，医療系廃棄物も専門処理施設で適正に処理し ている。

また大連市の海洋投棄は，法律で許可を受ければ認められている。例えば，汚染 レベルの低い船舶からの食品残飯や港建設の時に発生する廃重物は海底に投棄され ている。しかしながら陸上起因活動の廃棄物については，養殖に対する悪影響のた め許可をしていない。

2）海洋ごみの取扱について
港湾，海水浴場など場所（機能区分）や，または漁業など活動分野毎によって海洋ごみ対策の主体はそれぞれ異なる。港湾は港湾局，陸上起因については環境保護局，その他は海洋局などが担当する。

通常，発生したごみについては，その処理責任は発生者に帰すると固形廃棄物活染防止法に定められているが，漂流，漂着した海洋ごみについては，その大半につ いて発生者が不明である。そのため回収作業等は，漂着した沿岸域を管理する海岸管理部局等が委託する民間業者で実施することとなる。即ち，大連市では環境保護局，海洋漁業局の管理監督のもと，都市建設局が主管となって処理を実施している。

3）海洋ごみの流出経路
環境保護局の担当者によると，大連市内は河川自体が少なく，水が不足している

ような状況である。そのため，海洋ごみの流出経路について，河川から海へごみが流出したものとは考えにくい，との回答があった。
（5）沿岸•海洋のモニタリング状況
沿岸•海洋のモニタリング状況について，国家海洋局•海洋環境観測センターの指導を受けて実施している。収集したデータは年度末に同センターへ提供される。

また陸上汚染源となり得る企業からの排水等のモニタリングに関しては環境保護局 が実施している。企業から直接海に排水される排水口及び汚水処理場からの排水口を ターゲットとして，計 56 カ所のモニタリングポイントを設置している。中国環境年鑑 によると，2005年時点では排水口は 457 カ所，うち直接海に排水する排水口が 96 力所であったが，大連市の担当者によると，以前は 100 力所程度を測定ポイントとして いたが環境品質の向上によりモニタリングポイントを整理した，と回答した。

企業の中には，陸域から海へ 700 m 突き出したパイプから排水しているところもあ り，測定力所の中にはそこの排水濃度と総量を検査し，モニタリング結果によっては，原因企業に対して排出基準を規制値以下にするよう，改善指導を実施している。

なお，大連市の工業排水に関し，2005 年時データによると，工業廃水の排出量は約 4.3 億 t で，その約 $93 \%$ に当たる約 3.9 億 t が直接海に排出されている。排出された廃水のらち，適切に処理された排水量は約 4.1 万 t であった。

一方，海域等に排水を直接放流する企業は，汚染•汚水排出許可証を毎年更新しな ければならない。そのため方法等も含め，毎年綿密に書類検査をし，監視を行ってい る。当然ながら企業は排水基準を遵守しなければ許可証を更新できない。

以上のとおり，モニタリング監視体制及び運営については，しつかり行われている との回答を得た。

## （6）海域使用管理について

海域の使用の管理については，中央政府が定めた「海域使用管理法」に則り，同市 の海域使用条例を制定，実施している。

同市の海域の使用権の申請方法，監視•管理体制については大連市海域使用管理条例に規定されている。

管理体制について，同法 4 条では，市の海洋行政主管部門は，全市の海域の使用に対する監督管理の責任を持つ。

区（市）県級の海洋行政主管部門は与えられた権限範囲内に，該当行政区に隣接し ている海域使用の監督管理の責任を持つ。

海洋行政主管部門に所属している中国海監機構は本行政区域内の海域使用活動に対 する監督•検査を実施することとなっている。

沿海郷鎮の人民政府は区（市）県人民政府の海洋行政主管部門は養殖の海域使用の監督管理をし，養殖の海域使用のトラブルの解決をする。

また，使用権の申請手続きと審査許可について法3章で規定されている。
申請について，部門あるいは個人は，①海域使用申請書，（2）関係する資産の信用調査証明の書類，（3）海域使用論証報告書または海域使用論証報告表，（4）海岸工事または海洋工事の海域使用の場合，環境影響評価報告書（表）または海洋影響評価報告書（表）， ⑤法律と法規に規定したその他の書類が必要となる。
（7）その他の課題
ヒアリング先の担当者によると，大連市内の環境問題に関する最大の懸念は，火力発電所等から発生する二酸化硫黄による大気汚染問題である。現在のところ国で示さ れた基準が達成されていない，とのことであった。

但し，COD などの有機系の汚濁による海洋汚染問題も，重要な問題として認識して いる。同市における COD の主な発生源は，主に沿岸部に立地している機械，製紙，電子•電気分野の重工業企業である。

## （8）NPO による海洋環境管理活動の補完

昨今，中国においても NPO 団体が設立され，環境問題などに取り組んでいる。これ らの団体組織は，その大半が地方の政府部門が出資などを行っている。

大連市にも，「大連市環境保護ボランティア協会（大连市环保志愿者协会）」という NPO があり，これは，2003 年 6 月に大連市の環境保護局が中心となって作った団体で ある。

当該団体の設立のきっかけは，市内の環境問題解決にあたり，一般市民との連携•協力が不可欠であるとの認識が大連市環境保護局内部で高った結果，その拠点施設と して市主導で設立された。

1）協会の概要
現在協会は，4 名体制で運営されている。責任者の責任者である秘書長は専任で あるが，他の 3 名は他の職場との兼務である。

また，秘書長自身の出身も元大連市の職員で，協会設立にあたり，出向してきた。 このため，現在の本人の給与は大連市からの助成金で充当しており，公務員待遇 での給与が支給されている。

2）漂着ごみ調査結果
同協会は，漂着ごみ調査は昨年•2006年から開始され，同年6月5日の環境デー に，海岸等の清掃活動を行った。当該清掃活動には，共産党青年団共青年団大連市委員会，海洋局，海事局，海洋局の他，様々な企業が多数参加している。またこの清掃活動には，現地に立地する日系企業も参加している。

同協会が実施しているボランティア活動の状況は，写真5－2 のとおりである。


写真 5－2 ボランティア活動の状況
（出所：大連市環境保護ボランティア協会）

2006 年 8 月には企業が数隻の船で同時に調査を行い，2日間で約 $2,000 \mathrm{~kg}$ のごみ を拾った。このときは市の海事局が船を確保してごみ回収に協力している。

また本年2007年8月16日には，大連石油化学工場の行った清掃活動にて，約200人のボランティアが約 $1,000 \mathrm{~kg}$ ごみを拾った。それらの内訳は，次のとおりである。 （回収ごみの重量計：1，036kg）
内訳：
一木 250 kg （ $25.1 \%$ ）
ープラ袋 250 kg

- 紙くず 200 kg
- 発泡スチロール 120 kg

一漁網 100 kg 等

3）活動体制
企業や団体からの協力支援体制としては，清掃活動にボランティアとして参加し たりするほか，調査時に人員を提供といったことも行っている。

また大連市からの支援として，環境部門だけでなく，船を保有している海事局が当該清掃活動に船を確保するなどのサポートが行われている。

4）協会が抱える課題
担当者によると，現時点では企業等との連携•協力はある程度うまくいっている と思われるが，協会活動の強化•拡大に伴ら事務職員の人員不足や，人件費等の予算確保が課題であるとのことであった。

また海洋ごみに対する市民の意識は，現在，他の環境問題と比較して高くないも のの，これらの活動への参加人数やその経過を見る限り，今後一層認識，理解され るものと期待されている。その根拠として，大連市民の中では海水浴はライフスタ イルの一部になっており，それらの背景からも同協会の活動に理解が得られると考 えられる。

## 5．2．2 事例2：山東省煙台市

煙台市環境保護局および海洋漁業局ほかに対して行ったヒアリング結果と文献資料 に基づく，同市の沿岸域管理ならびに海洋ごみに関する調査結果は，次のとおりであ る。
（1）煙台市の社会，経済の基礎概況
煙台市は山東半島の東部に位置し，渤海湾に面している。海岸線 909 km ，海域面積約 $26,000 \mathrm{~km}^{2}$ を管理している。山東省内において，有数の漁港でもあり，沿岸域の養殖面積は，約 10 万ha，煙台市の（淡水域を含めた全対の）養殖面積の $80 \%$ を占める。
煙台市では1994年から毎年 1，000 万元程度（約 1.5 億円）を投資し，養殖業分野の発展を促進し，累計約 1 億元を投資した。クラゲ・エビ・カニなどは，現在，日本に輸出している。これまでの投資効果として，概算で投資 1 に対し回収利益が 20 倍にも なっている。

また同市は初期に対外経済開放されたことから産業都市としても発展してきた。
そのほか良好な海浜を持つことから著名な観光地でもある。2006年の煙台市の海洋産業の総生産高は 658 億元であり，前年より 2 割程度増加した。
煙台市の社会，経済概況及び環境関係の主なデータは次のとおりである。

表 5－6 煙台市の社会，経済概況

|  | 人口 <br> （万人） | 地区総生産額 <br> （億元） | 一人当生産額 <br> （元） | 産業構造 |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| 第一次 | 第二次 | 第三次 |  |  |  |  |  |
| 済台市市 | 647.78 | $2,012.5$ | 31,067 | 9.8 | 59.5 | 30.7 |  |
| （山東） | 9,248 | $1,876.6$ | 31,411 | 7.2 | 46.0 | 46.8 |  |

（出所：「中国城市統計年鑑 2005」，「中国統計年鑑 2006」）

表 5－7 煙台市の環境関係データ（1）

|  | 都市ごみ |  | 工業固体 |  | 工業廃水 |  | 生活汚水処理率 <br> （\％） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 排出量 （万 t ） | 無害化処 <br> 理率（\％） | $\begin{aligned} & \text { 廃宩物排 } \\ & \text { 出量 (万 } \mathrm{t} \text { ) } \end{aligned}$ | 総合利用率 <br> （\％） | 排放出量 （万 t ） | 排放達成 <br> 率（\％） |  |
| 煙台市 | －－－ | 94.3 | 1，246 | 89 | 6，881 | 98 | 69.3 |
| 済南市 | －－－ | 100 | 874 | 97 | 5，255 | 99 | 61.7 |
| （山東） | 1，046．5 | 58.2 | 9，175 | 95 | 139，071 | 98 | 55.4 |

（出所：「中国統計年鑑 2006」，「中国環境年鑑 2006」）

表 5－8 煙台市の環境関係データ（2）

|  | 地方財政一般 <br> 予算内支出額 <br> $($ 億元 $)$ | 汚染源処理年 <br> 間投資総額 <br> （億元） | 都市環境施設 <br> 投資額 <br> $($ 億元） | 三廃総合利用 <br> 産品産値 <br> $($ 億元） | （参考）教育 <br> 関係の予算額 <br> （億元） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 煙台市 | 54.4 | 46.0 | 33.8 | 4.3 | 6.3 |
| 済南市 | 91.7 | 34.3 | 28.7 | 9.8 | 5.4 |
| （山東） | $1,466.2$ | 238.8 | 156.6 | 93.6 | 248.7 |

（出所：「中国統計年鑑 2006」「中国環境年鑑 2006」，「中国城市統計年鑑 2005」）
（2）煙台市政府の沿岸•海洋環境管理部門の概況
1）煙台市政府の主な部門
煙台市の沿岸•海洋管理に係わる主な組織としては，次のとおりである。

- 市発展改革委員会
- 市財政局
- 市建設局
- 市環境保護局
- 市海洋•漁業局
- 市城建局 など 62 部署
- 煙台市管轄区（6 区，6市，1県）
- 区（環保局，海洋•漁業局，城建局）
- 県（環保局，海洋•漁業局，城建局）
- 市（環保局，海洋•漁業局，城建局）

2）市の海洋環境所管部門の業務内容
煙台市の沿岸•海洋環境管理に係わる組織の業務内容としては，次のとおりであ る。

市及び省政府内では，海洋環境保護法の規定により海洋環境に関する諸問題を協議等するため，関係する海洋局，海事局，港湾管理局，及び環境保護局の 4 つの部署が集まって年一回，会議を開催している。

3）今後の海洋利用計画
煙台市は環境保護計画（中期•長期を含む）を毎年，策定しているが，同市は2010年までに国際海浜都市になることを目指している。過去，同市は1997年には国家環境保護局より環境モデル都市にも指定されており，さらに国連からも環境に対する取組みが表彰されている。

国際海浜都市に向けた具体的な取組みとしては，（1）産業構造の変更，（2）環境に配慮したクリーン政策の実施，③生態建設の実施，などである。

なお，生態建設とは，生態系（自然）再生や造成のことである。
（3）沿岸•海洋環境保護の管理状況

1）沿岸•海洋環境管理に係る政策，法規
煙台市ではこれまで，海洋環境や生態系の保護とその開発にともに力を注いでき た。

例えば国が定めた「渤海碧海行動計画」の実施と生態保護都市の建設計画を実施 するため，海洋生物資源の回復や海島生態系保護施設の建設などの海洋環境保護プ ロジェクトを実施してきた。「渤海碧海行動計画」は2001年度から実施している。同計画の具体的な活動内容は，エコ養殖モデル地区や海洋自然保護区などの建設，海洋環境モニタリングの強化，漁業船舶による汚染の抑制対策の実施である。これ らの取組みによって海洋生態系の環境が改善されてきた。さらに2003年からは，「煙台市生態都市建設計画」により，生態養殖モデル地区の建設，港湾の総合整備，海島の生態施設の建設，海洋環境モニタリング，警報（トラブル・事故の事前警報，予告）システムの整備などが実施された。

ヒアリング先の担当者によると，これら海洋開発の推進と経済の急速な発展の中，先に上げた施策を着実に実施してきたため，煙台市の沿岸域の水質は，ほぼ規制値 の $98 \%$ 程度までに抑制され，海洋の沿岸評価は機能区分毎に＂清潔（＝きれい）＂ または＂比較的きれい＂などと評価されており，そのように評価された海域は $95.8 \%$ に達し，煙台市での海洋経済の持続的可能な発展の取組みが進んでいることを裏づ けている，との回答があった。

また 2005 年には，同市は 300 万元余りを投資し，「煙台市海洋機能区画」，「煙台市海洋環境保護計画」，「煙台市海洋経済発展計画」などを策定した。

海洋開発，利用の面から，煙台市内の沿岸域に関する海洋の位置条件，自然環境•資源，社会経済，海洋開発の利用等の現状と課題を分析した上で，特徴にあった「煙台市海洋機能区画」を各沿岸域に設置する計画である。

その各機能区設置の目標として，2010年までに，海岸沿線の破壊された生態系を修復し，その機能を最大限利活用するものとしている。さらに2015年までには，全 ての海域を煙台市の機能区画どおりに適正かつ効果的に利用し，環境基準をクリア することとしている。

そのほか環境保護業務を細分化し，その責任と環境指標を県市区人民政府および実施機関に分散し，責任者の実施状況とその業績と一体化して，市人民政府は定期的にその実施状況に対して監督•観察を行う環境保護目標責任制を実施したり，国内外の有識者らと共同で環境対策を取りまとめ，科学的に環境保護の発展計画を立案したりしている。さらに総量規制を導入し，環境管理の重点を汚染物の濃度規制 から総量規制へと逐次に移行し，さらに汚染物質の総量規制指標を直接汚染源の企業に分散し，汚染物質の排出指標を毎年比例削減させるとしている。

ここ数年の努力の結果，陸上由来の汚染物質による海への排出総量は，年々減少 され，海洋環境が年々改善されている。

2）沿岸•海域の汚染防止に関する政策と活動
（1）漁業（養殖業）等についての対応
同市の沿岸域には，大きな人工漁礁が 4 カ所存在し，それらを整備するために 4,000万元投資した。投資概算内訳は，1割が国の予算，3割が民間の資金，残りは市の予算である。人口漁礁には 350 隻程度の廃船や 21 万個あまりの石を使用している。こ れには，1，000 万元投資した。

漁業分野における海洋ごみによる水産資源への影響は特に把握していない。また，海洋ごみになる可能性がある廃船を，漁礁として利活用するなど海洋ごみの発生抑制に努めている。
（2）海洋工事建設プロジェクトへの対応
環境アセスメントの実施と「三同時」制度の実施を徹底的に実施する。
具体的には，船から海に廃棄物等を投棄する場合は，許可申請手続きが必要であ る。船舶による運搬事業を行ら場合も申請•手続きが必要である。行政機関は廃葉物を追跡できるよう一つ一つチェックし登録を行う。

また環境アセスメントは煙台市政府だけでなく山東省政府でも同時に実施され， その審査はアセスメントの評価資格がある機関が評価する。

環境へのマイナスの影響（が見られた場所）については，適宜，汚染起源となる場所等に行って，監視•検查を実施している。
（3）廃棄物の海洋投棄についての対応
a）海洋投棄区画の選定及び審査
海洋投棄区画の選定や審査は海洋機能区分の条件に合うことが必須条件であり，手続きとして海洋環境アセスメントの実施が義務付けられている。
b）海洋投棄管理の強化
廃棄物の海洋投棄作業にあたる船舶は，必ず記録機器を搭載し，投棄作業のすべ てを記録しなければならない。また海洋監視部門は海洋投棄活動に対して監督•管理し，追跡モニタリングを行う。
（4）海水浴場の管理
海水浴場の使用及び管理（監視）について，煙台市の環境保護部門が海水浴場の水温，pH，大腸菌，石油類，浮遊物などに対してモニタリングを行い，海水水質のレ ベルによって良い，比較的良い，普通，悪いと 4 級に分けて海水浴の適宜度を評価 している。良い都評価された場合，海水浴の利用が最適とされるが，悪いと評価さ れた場合，海水浴の利用が適宜されないと評価される。モニタリング結果は週一度公開されている。

「煙台市海水浴場管理規定」そのものは制定されてないが，煙台市人民政府が発布した「煙台市都市市容と環境衛生管理実施弁法」の第三章の環境衛生管理第 25 条 の 6 項では海水浴場などの公共場所の衛生管理は経営または管理事業所が責任をも つて行い，7 項では河流や湖，沿海水域の漂着ごみに対しては都市環境衛生行政主管部門指定の部署が担当すると規定している。

各海水浴場には，監督所の電話番号も掲載された管理規定の看板が設置されてい る。それにより各規定の周知と，電話番号を掲載することにより，一般市民による監視を期待している。このため，何か海岸のごみの不適切な管理等があった際には，一般市民が監督所に通報ができるシステムとなっている。

各海水浴場の清掃作業は，季節に関係なく使用者が管理規定に基づき実施してい る。なお，海岸によっては使用者が自治体の場合もあり，その場合の清掃経費は，上級官庁から下級官庁等に充当される場合がある。

また有名な海水浴場は，通常，行政が清掃者を雇用して管理•運営等を行ってい るが，場合によっては管理を民間で実施している場所も存在する。清掃•維持管理費は利用者から海水浴場使用料金を徴収する場合があり，当該料金を充当している ケースもある。また行政や民間等で管理されていない海岸については，ボランティ アが清掃活動を行っている。

昨今の海水浴場は，1990年代に比べると，海水の水質は良くなっており，その改善の主要因は下水道整備である。また，それらの海岸には，風向きによって，時折 ごみが漂着するが，市民が気づいたら率先してすぐに拾う人も出てきている。

このような住民の意識変化は，（1）きれいな状態を市民に視覚的に訴えた市政府の努力，（2）海洋環境保護法の制定，（3）民衆の海洋環境保護意識の向上によるものが大 きい，と考えられている。

3）陸源環境汚染防止に関する施策と活動
（1）都市汚水への対応
煙台市では下水道の整備にも注力し，1996年にはドイツ製の処理施設を導入して汚水処理場の整備を行っている。これら取組みは中国国内でも早いものである。
（2）工業廃水への対応
企業からの排水の一部は直接海に放流しているものもあり，汚水処理場では1日 20 万トン処理可能であるものの，まだ処理不足であるため，現在二期工事が始まっ ている。海洋を含む環境への汚染排出の早期抑制に努めており，法に基づいて違法行為は発見次第，直ちに追及するようにしている。

なお，同市の 2005 年時のデータによると，工業廃水の排出量は 6,881 万 t で，そ の約 $39 \%$ に当たる約 2,702 万 t が直接海に排出されている。排出された廃水のうち，適切に処理された排水量は，約 6,774 万であった。

## （3）産業の高度化の実施

煙台市は中国の大気污染防止重点都市と渤海碧海行動重点都市である。また近年 では，同市のプロジェクトとして＂環境品質改善プロジェクト＂，＂環境品質持続改善プロジェクト＂等に取り組んでいる。
a）産業構造の優良化，高汚染度，高消耗の企業の廃止
主にセメント，製紙，合金精練，化学などの業種に対して単独に汚染処理を行い， これまで 200 あまりの小規模，汚染度の高い，プロセスの構造の不合理の企業を閉鎖した。こうして産業構造の優良化をすることによって根本的に陸源の汚染物の海洋への排出総量を削減した。
b）汚染処理レベルの向上，クリーン生産の実施
ここ数年，400あまりの汚染源に対して汚染処理技術改善プロジェクトを実施し

た。またクリーン生産と ISO1400 環境管理システム認証を行い，重点区域，重点企業のISO14000認証とクリーン生産改造を実施し，省エネや省消耗，汚染削減との連携効果をあげた。

## （4）廃棄物処理の状況

1）廃棄物処理の取扱について
固形廃棄物はすべて陸上処理しており，海への投棄はない。一般廃棄物は焼却•埋め立てするものと，リサイクルするものとがある。処理処分方法として，これま で埋め立てが中心であったが，今後は焼却量を増やしていく予定となっている。

また煙台市の人口は 647 万人で，そこから出される生活系ごみは $2,000 \mathrm{t}$／日にな る。ごみの収集•処理は民間で実施しており，その業者は入札によって決定される。市はそれを監視•監督する立場である。

2）海洋ごみの取扱について
海洋ごみに対する管理責任として，基本的には，ごみの発生，漂着した場所（領域）が海洋局の管轄であれば海洋局が，環境保護局の管轄であれば環境局が清掃の監督管理を行う。海水浴場のごみ管理については都市管理局で実施している。

市内のどの海岸をどの組織が管理するかは，事前に市の内部で調整済みである。海上•海岸ごみの処理の所管例は表5－9 のとおりである。

表 5－9 海上•海岸ごみの処理の所管の一例

| 海洋ごみの発生場所 | 主管部門 | 具体的な活動内容 |
| :---: | :---: | :---: |
| 港湾内の漁業活動から発生した海洋ごみ | 港湾管理者 | 漁業者自ら又は港湾管理者にそれら適正な処理を指導。 |
| 市内の有名な海水浴場 での海洋ごみ（例：煙台市第一海水浴場） | 都市建設局 | 一市の都市建設局が所管する管理所（同管理所は，行政が管理する団体）で実施。 —実際の清掃作業は，この管理所が清掃員 を雇用し，清掃を実施（清掃経費は煙台市が充当） |
| 東方漁港での海洋ごみ <br> （同港は海洋漁業局の近隣に位置） | 海洋漁業局 | 海洋漁業局の近隣に位置する東方漁港は，煙台市海洋漁業局の研究基地として機能区分されており，その管理は市（海洋漁業局） が実施。 |

（出所：煙台市政府へのヒアリング結果まとめより）

都市管理局は，環境保護局や海洋局と連携して，市内の港湾や海水浴場について，当該区域を使用•管理している主体に対し清掃等を指示している。
管理所の監督は都市建設局が行っているものの，一般市民の通報やパトロール監視等で海洋ごみが多数確認されれば，上級官庁から口頭又は文書で管理所の管理者 に対し是正命令がなされる。それでも改善されない場合は，規定に基づき罰則等が適用される。

それら管理を行うための人件費は，原則，（地方）政府から支出される。しかし，県•鎮レベルでの海岸管理は財政的に非常に厳しいので海岸清掃等がなされていな い場所も存在する。

現地調査時に撮影した煙台市の海岸の状況は，写真5－3 のとおりである。


写真 5－3 煙台市の海岸に漂着したごみ
（出所：現地調査時に撮影）

3）医療系廃棄物の処理について
医療系廃棄物の処理については，日本と同様に 1 袋ごとに管理マニフェストを作成し，排出者はそれがどのように処理されるかを確認等している。

2003 年の SARS 問題以降，特に医療廃棄物の処理や関連規定が整備されており，市内にも専門の処理施設が存在する。医療廃棄物の処理は一般廃棄物処理同様，入札•許可制度で民間企業が営業権を獲得し，管理•運営等を行っている。煙台市の場合，処理施設の建設も民間で行われており，現在の処理量は年間で $1,800 t$ 程度で ある。
（5）沿岸•海洋のモニタリング状況
海洋環境モニタリングについて2001年に，煙台市は山東省内の市レベルで初めて海洋•漁業環境のモニタリング関連施設を整備した。2004年には，海洋•漁業環境モニ

タリングセンター内に，煙台市内の海洋環境監測事故・トラブル予報•予告センター を整備している。
2006 年現在，煙台市の沿岸域に各種の監視ポイント 118 力所が設置され，この 118力所すべて海が測定水域であり，2隻の船を使って毎日，監視を実施している。
陸域の海洋環境に影響を及ぼすポイントの監視は環境保護局が陸上監視している。陸域の排出汚染源を調べるため，モニタリング測定を定期的に実施し，陸域起源によ り海洋汚染経路の監視及び特定された排出源には排出抑制を指導している。中国環境年鑑によると，2005年時点で汚水の排水口は 447 カ所，らち海へ直接排水する排水口 は92 カ所であった。

上記機関の監視内容としては，主に以下の 6 項目について重点的に実施している。
（1）煙台市の近海域の現状と将来の動向（影響）
（2）陸域発生源から海への汚染排出口の状況とその影響
③ 海洋機能区（海水浴場，海水養殖区，海洋自然保護区，建設工事用海区，海洋投棄区など）の適正な運用及びその効果
（4）生態系の監視•測定
（5）赤潮の監視•測定
（6）汚染事故の監視

過去，4，545 あまりの関連データをとってきたが，2007年からは上記 6 項目のほか，海洋ごみの監視•測定も始めた。これらの全ての監視•測定結果は，2003年から公布 した煙台市海洋環境質量公報に掲載されるほか，2007年からは海洋ごみのモニタリン グ結果も環境保護広報に掲載していくこととなっている。
海洋環境モニタリングの課題として，監督人員の不足，監視管理能力の欠如，資金不足等が挙げられる。
（6）海域使用管理について
中国では海域使用管理法に基づき，沿岸域（陸や海）が機能区分され使用されてい る。沿岸の機能区分分け（海水浴場区，海水養殖区，海洋自然保護区，建設工事用海区，海洋投棄区など）は，海域使用管理法に基づく許可制度であり，規模等により国，省，市に申請する。山東省内の自然保護区は 4 カ所であり，面積が約 $1,826 \mathrm{~km}^{2}$ で海域全体の 7\％を占める。

沿岸財産の所有権は国が保有し，海域の使用権を民間等に貸与するシステムが出来上がっている。また，それら使用権を保有するものが適正にそれら管理を使用•運用等されているのかを，省，市等の地方政府が監視•監督している。

今後の海洋（沿岸域）利用計画として，「煙台市海洋環境保護計画」では，陸域污染

源の排出口，海上投入区，河川•港湾，海水浴場及び流動污染源と埋め立て工事など の計画•管理•監督について明確に規定している。その他，煙台市は「煙台市海域使用計画」を作成している。
（7）その他の情報，課題
煙台市では，海洋汚染•事故等の未然防止対策として，担当組織や対応システムな ど海洋災害予防の仕組みである＜海洋災害の予報•予告システム＞を整備し，その規定として下記の計画，マニュアルを作成している。
（1）《煙台市突発海洋環境汚染事件応急予案（予測対策案）》
（2）《煙台市赤潮応急予案（予測対策案）》
（3）《煙台市海域 油汚染応急予案（予測対策案）》 など

これにより，事故等が発生した場合，メディアを通して事故•災害情報を直ちに公開している。

## 6．我が国における沿岸域管理の課題と今後の展開

本調査は，我が国の海洋ごみ削減に向けた最適な沿岸域管理制度のあり方を検討す ることを目的として，排他的経済水域を接する隣国で早くから海洋開発•管理制度の整備を進める中国を調查対象とした。前述のとおり同国の沿岸域管理，海洋環境保護制度の整備状況と運用実態について取りまとめた。本章では我が国と中国の沿岸域管理，海洋環境保護と比較し，我が国における沿岸域管理の課題と今後の展開について検討した。

## 6.1 我が国と中国の沿岸域管理の比較

日本と中国の沿岸域管理に係る取り組みを比較すると，表 6－1 のとおりである。両国は政治形態や社会体制などが異なり，政策や法規，制度の整備状況を単純に評価す ることは難しいものの，日本と比べて，中国のほうが海洋に係る政策•法制度等が充実し，積極的な姿勢が見受けられる。

表 6－1 日中の沿岸域管理の比較

|  | 中国 | 日本 |
| :---: | :---: | :---: |
| 国土面積（ $\mathrm{km}^{2}$ ） | 9，596．9 | 377.8 |
| 海岸線延長（km） | 32.0 | 34.8 |
| 排他的経済水域（EEZ） $\text { (千 } \mathrm{km}^{2} \text { ) }$ | $964(3,000) * 1$ | 4，470 |
| 海洋（基本）法 | 海域使用管理法 <br> （2002年1月1日施行） <br> 海洋環境保護法 <br> （2000年4月1日施行） | 海洋基本法 <br> （2007年7月20日施行） |
| 海洋基本政策 | 中国海洋アジェンダ 21 <br> （1996 年制定） <br> （China Ocean Agenda21） | 海洋基本計画 （2008 年 3 月策定） |
| 海洋管理主管（大臣） | 国務院国家海洋局（SOA：State Oceanic Administration） | なし（海洋政策担当大臣 <br> （現•国土交通省内）） |
| 海洋行政連絡調整会議 | （計画中） | なし |
| 海洋管理（調整）事務局 | 国家海洋局 | 総合海洋政策本部 （内閣官房内） |
| 広範な利用者の意見を反映する制度 | なし | なし |


| 海洋保護区（MPAs） | - 海洋環境保護法 <br> - 海洋自然保護区管理取決 <br> （72 力所（国 20，地方 52）） | －自然公園法に基づく海中公園地区（139 力所） <br> －自然環境保全法に基づく海中特別地区（1 力所） |
| :---: | :---: | :---: |
| 沿岸管理法（政策） | 海域使用管理法（海洋機能区画） | なし（国土庁に指針あり。国土交通省•沿岸域政策大綱（2006 年）） |
| 河川と沿岸域の一体的管理 | 水法（2002 年），地方政府 | なし |
| 沿岸管理における法的 な管理範囲（対象範囲） | 内水：海域のみ | 海岸保全区域として平均高 <br> 潮水面から海陸両側 50 m |
| 国の所管（管理機関） | 国家海洋局 | 関係省庁 |
| 計画等の策定主体 | 地方政府 | なし |
| 計画等の位置づけ | 海域の合理的な使用に係る指針 | なし |
| 計画策定（推進）誘導 | 処罰を伴ら法的規制 | なし |
| 計画等の認定 | 国，地方政府（段階的審査） | なし |
| ゾーニング | 3 つに区分しさらに細分化 | なし |
| 住民参加 | 殆どみられない | なし |
| 主な特徴 | 海域の国有化 | 沿岸管理主体の不在 |
| 海洋ごみの定期調査 | 国家海洋局 <br> （2007 年より開始） | なし（一部エリアを NPEC と NGO が共同で実施。不定期に地方自治体，環境省，海上保安庁 等） |

（出所：海洋政策研究財団「海洋と日本～21世紀の海洋政策への提言～」，国土交通省国土計画局「国内外における沿岸域の総合的管理実態調査報告書」ほかに基づき作成／注＊${ }^{1}$ 印：中国では管轄水域を約 300 万 $\mathrm{km}^{2}$ としている。）

## 6.2 我が国における沿岸域管理の課題と今後の展開

日本は，1977年の第三次全国総合開発（三全総）において沿岸域管理の必要性が認識されたものの，陸域と海域を一体化した管理や，保全と利用のバランスのとれた開発はなされず，今日に至っている。一方で，中国は1990年代後半から積極的に海洋管理に関する法整備を進め，機能的かつ計画的な沿岸域管理に取組んでいる。日本は，このような中国の沿岸域管理から見習らべきことが多い。特に沿岸域に関す る諸権利の設定，計画的なゾーンニングの設定，海洋政策を一元的統括できる体制の整備，「海洋経済（海洋産業）」という分野の枠組みづくり，海洋ごみの全国規模調査 の実施について注目するべきである。

## 6．2．1 沿岸域に関する諸権利の設定

現時点において，日本には，沿岸域の管理を包括的に取り扱った法律は存在しない。港湾法，海岸法，河川法，都市計画法，公有水面埋立法や工場三法（工場等制限法，工場等用配置促進法，工場立地法）などの公物管理を主体とする法令が混在して水際線を挟む陸域と水域の規制管理を行っているものの，沿岸（水域）の所有権や使用権等は明確に定められてはいない。
規定が存在するのは，沿岸の管理についてであり，港湾では港湾管理者が定められ ている。地方公共団体（都道府県または政令市）または地方公共団体が設立した港務局が港湾管理者となっている（港湾法第 2 条）。漁港についても漁港漁場整備法が定め る地方公共団体が漁港管理者となる。また，1999年の海岸法改正によって，都道府県知事が定める海岸保全区域では，それぞれの都道府県知事が，原則，海岸管理者とな っている（海岸法第 5 条）。

このように，日本では公共事業として整備等された公物の管理者については明確な規定がなされているが，所有権については明確な規定がなされていない。中国では，海域使用管理法により，海域の所有権が国家にあることを明確に宣言している。この ことにより，中国では総合的かつ戦略的に沿岸域の利用形態を決めることができる。前述4章で紹介したように，海域ごとに主要な機能をもたせて，国家として沿岸域を どのように利用，または保全していくかの意思を示している。また所有者である国は，使用を希望する団体または個人に対して，海域を使用する権利を有償で譲渡している のである。この海域使用権は，公的機関が認めた基準評価額で売買することが可能で，市場メカニズムによる沿岸域管理が試されている。使用者が適正に沿岸域を管理して， その海域の価値を高めれば，次に使用権を高く売却することも可能だからである。そ して管理義務は，使用の権利の付与によって生じる。管理義務を果たさない場合は，所有者である国が使用権の停止または剥奪などの処置がされる。このような制度は，海岸管理面において適正管理のためのインセンティブが働くと考えられ，さらに無秩

序な開発や使用をも未然に防止できる。実際に現地調査で見た大連市と煙台市の海岸 は，日本よりもきれいであった。常にごみ清掃員が配置されていて，海岸にごみが見当たらなかった。
我が国も海域の所有や使用に関する権利と義務を法的に明確にし，沿岸域の適正な管理を促す動機付けを行ってはどうか。また管理するにあたっては，規制のみならず経済的手法を用いた管理など，様々な角度からのアプローチも試されるべきであろう。

## 6．2．2 計画的なゾーンニングの設定

1980 年代までは，経済成長のために埋め立てを含めた沿岸開発が進められてきた。 その結果，日本の沿岸には 1,064 もの港湾，約 3,000 もの漁港が存在している。近年は環境問題が重要なテーマとなり，環境保全区域が設定されたが，それは既存の港湾，漁港，開発区の間を縫うように存在している。環境保全区域は連続性を欠き，憩いの場としてのオープンスペースをしっかり確保しているとは言い難い。自然生態系や，物質循環を考慮にいれた持続可能な開発を計画的に行らことが求められる。

我が国は，土地利用のコントロールに関わる諸制度が未成熟といわれており，計画的なゾーンニングによる沿岸域開発及び保全の事例は少ない。瀬戸内海沿岸域におけ る総合的管理の在り方調査（2005年）において，ゾーンニングの概念を入れた沿岸管理の試みが検討された。環境保全ゾーン，環境修復ゾーン，産業活動推進ゾーンなど の目的別に沿岸域を分けて管理する方法が示された。しかし，本来は瀬戸内海全域を対象として行うべきところ，時間と資金の制約もあって狭いモデル地域について細か な機能分担を提案するに止まった。中国の沿岸計画に見られるような広範囲に及ぶ沿岸域の区画整理の提案に至らなかった。矮小化された区画整理を行っていく，という構造になってしまっており，様々な用途の沿岸域が入り交ざった虫食い状態の計画の観が否めない。中国のように，より大きな構造で沿岸域を捉える必要があると思われ る。例えば，首都圏の中で東京湾をどのように全体の中で位置付けるのか，というこ とを考えなければならない。千葉中央港から，横浜，本牧にかけての京浜工業地帯を将来どのようにするか，ということを背後の都市の特徴や，すでに開発され尽くされ た海域の状況を踏まえて判断されなければならない。

中国では渤海，黄海，東海，南海の海域を，それぞれ 6 から 10 の区画に整理し，そ の沿岸の主要な機能を定めている。我が国には沿岸域の利用に対するビジョンがない。中国のように，計画的に効率よく沿岸域を利用し，開発し，保全していく，というこ とを考えていくべきではないだろうか。港湾計画など地方分権が進んでおり，その開発には地方の意思が尊重されている。確かに地方分権の流れはよいが，国としてどの ような沿岸域の計画をもっているのかを示した上で，開発が行われるとすれば，無駄 な自然破壊や資源の浪費を防ぐことができると考える。

## 6．2．3 海洋政策を一元的統括できる体制の整備

上記で述べたように，我が国の沿岸域には様々な法律が混在している。この行政の縦割りによる規制が，総合的な沿岸管理や政策の立案の障害となってしまうことがあ る。また海洋環境の管理は環境省，海事，港湾管理および海の安全•災害は国土交通省（海上保安庁）が所管し，海底資源政策や産業分野は経済産業省，海洋科学政策は文部科学省，水産資源および水産業は水産庁（農林水産省），さらに防災に対しては各地方公共団体といったように，それぞれ所管官庁，機関が独立して施策を実施する傾向にあった。このような状況を改善するために，2000 年には関係する 17 省庁がまと まり「沿岸域圏総合管理策定の指針」を策定した。そして2006年には国土交通省が海洋•沿岸域政策大綱を発表したが，その中で，沿岸域の利用•開発について，経済活動の活性化や低未利用地の利用について挙げられたが，総合的沿岸管理に関する具体的な方針は示されなかった。環境保護及び保全に関しては，環境のモニター体制の充実，油流出•漂着ごみなどの海洋汚染への的確な対応が挙げられ，自然環境や美しい景観を取り戻すために，藻場•干潟の再生と陸域からの流入負荷の低減について述べ られたが，持続可能な発展のための沿岸域の開発と保全のあり方については言及はな かった。

一方，中国の沿岸域の主な管理は，国家海洋局，交通部，農業部，国家海洋保護総局らが関わっているが，その中でも特に中国の海洋管理政策の中心を担っているのは， 1964 年に発足した国家海洋局（SOA）である。国家海洋局は，発足当時に海洋環境モ ニタリングと測量業務を担当したが，1988年から統合海洋管理，海洋関連法制度整備，国家海洋開発プログラム策定，海洋利用区策定，海上石油開発と関連した環境保全措置などの業務が加えられ，1993年以降は海洋利用管理と海洋資源保全も担うことにな った。さらに，1998年には海洋科学開発と環境関連基準設定，海洋総量污染物資管理 などの業務も加えられた。現在，同局が海洋政策の調整機関として国家計画，海洋環境，海洋開発，海事，防災等の所管部門と調整を行っている。

我が国においても，ようやく 2007 年に制定された海洋基本法によって，総合海洋政策本部が設置され，関係省庁の調整を行うことになり一歩前進した。今後，この総合海洋政策本部によって，海洋や沿岸域の諸問題を一元的に取扱われ，総合的な海洋政策及び沿岸域管理が行われることが期待される。

## 6．2．4「海洋経済（海洋産業）」という分野の枠づくり

中国においては「海洋経済」という分類を行って，海洋産業の発展状況を把握して いる。これは，2003年に採択された「全国海洋経済発展計画綱要」に則り，海に係わ る特定の産業を「海洋産業」として，同分野の発展を促していくことになっている。国家海洋局はこれらの発展状況を調查，分析している。ここで海洋産業とされている

ものは，海洋漁業，海洋交通，海洋石油•天然ガス，海浜観光，海洋開発，海洋船舶，海塩及び海洋化成，海洋生物医薬等である。

一方，我が国は造船，海運，海洋開発など，海に係わる産業と捉える場合が多いが， これらでさえ，横断的に調査研究，分析等を行い，産業政策の策定や研究開発に結び つけている例は少ない。また，日本近海には熱水鉱床やメタンハイドレートなどの資源が大量に存在する可能性があるが，周辺海域の資源量の把握も十分でなく，技術開発についても動きが鈍い。

我が国も中国にならい，海洋に関する経済活動を大きな枠で捉え，海洋に関する産業活動を育てていけばどうか。

このような取り組みは，海洋の利用面からの価値の正当な評価•認識に継がり，ひ いては海洋保全の大きな推進力になると考えられる。

## 6．2．5 海洋ごみ（漂流，漂着ごみ）の全国規模の調査実施

国連環境計画 北大西洋行動計画（NOWPAP）では，2006 年度から海洋ごみ問題に対する MALITA プロジェクトを開始するなど，海洋ごみ問題が国際的にも注目されて いる。

中国政府においても，2007年度から国家海洋局が海洋ごみ調査を実施しており，海洋汚染問題の 1 つとして位置付けされている。

我が国においても，日本沿岸に漂流または漂着されるごみについては，（財）環日本海環境協力センター）が漂着ごみ調査を続けてきたものの，中国のような全国国家規模での海洋ごみの実態調査は実施されていない。COD，窒素，リンなどと違って，海洋ごみ汚染の状況は，直接，人の目に訴える。調査には高度な専門的技術や知識の必要はなく，子供から大人まで一般の人が容易に調査に参加でき，海洋ごみ問題を通じ て沿岸域管理や海洋環境を身近に考えることができ，良い環境教育となる。海洋基本計画において海洋ごみ問題に対して言及がされていることもあり，海洋ごみの全国規模調査が実施されることを期待している。

## おわりに

2007 年に海洋基本法が制定され，第 25 条では我が国も沿岸域の総合的管理に関し て適切な取組みを行うことになった。我が国でも持続可能な発展のための沿岸域の開発と保全のために，陸と海とを一体とした総合的管理の必要性については有識者のみ ならず行政の中でも，その認識が深まりつつある。他方，中国では日本より早く，1992年の地球サミットの参加や 1996 年の国連海洋法条約批准以降，持続可能な発展を目標 に海洋及び沿岸域に関する法律や制度をつくり，それに則った行動を行ってきた。
成長する中国については，単に我が国の経済的なパートナーという見方だけでなく，隣接する「海洋国家としての中国」として認識し，その動向を把握することは大切で ある。そして中国の海洋政策制度やその運用管理等を学ぶことは，今後の我が国の沿岸域管理制度の整備，運用等にとって参考になると思われる。また同時に，海洋を挟 んだ両国間の協力関係の新しい枠組みを考える上でも必要であると考えられる。

今後は，海から陸上を眺望する視座を両国で共有することが，両国の施策や行動計画にとって新たな可能性を創出し，両国間の友好•協力関係を一層深めるものになる と考える。

## 参 考 資 料

## （目 次）

参考資料1 中国の行政区画 ..... －1－
参考資料2 中央政府の主要機関 ..... －2－
参考資料3 中国の国家計画の推移と近年の環境保護計画• ..... －3－
参考資料4 中国の地表水，海水の水質基準について ..... －7－
参考資料5 中国の海洋環境保護法における用語の定義 ..... －15－
参考資料 6 中国の固体廃棄物の定義 ..... 16－
参考資料7 国連海洋法条約の概要 ..... 17－
参考資料 8 環境保護模範都市 ..... 18－
参考資料9 中国アジェンダ 21 について ..... 20－

## 参考資料1 中国の行政区画

現在の行政区画は，図1－1のとおりである。憲法第30条の規定によって直轄市，省，自治区が設置されている。


図 1－1 地方行政機構

## 参考資料2 中央政府の主要機関

中国の中央政府の機構図は，図 2－1 のとおりである。


図 2－1 中央政府の行政機構図（主要部局）

## 参考資料3 中国の国家計画の推移と近年の環境保護計画

## （1）中国の国家計画の変遷

中国では，旧ソ連にならい，国民経済や社会発展の中期目標として五力年計画を立案 している。同国では1953年から導入し，現在は第 11 回を数える。第 1 次から第 10 次 までの五力年計画の時期と概要については，表3－1 のとおりである。

また，第11次5 カ年計画からは，「十一•五く規画＞」と呼ばれるようになった。こ れは市場の役割を重視した結果，従来計画と違って詳細な数値目標が削減されたためで ある。その目標は「所期性」と「拘束性」の二つに区分され，「所期性」は，あくまで達成目標として市場を通じて達成が図られるもの，「拘束性」は，市場で調整されない分野である公共分野における業務等，法律に基づいて管理が強化されるもので，必ず達成しなければならないとされている。

表 3－1 中国の 5 力年計画（第 1 次～第 10 次）

| 計画 | 時期 | 概要 |
| :---: | :---: | :---: |
| 第1次 | 1953～1957年 | - 工業建設 <br> - 農業，手工業，私営工商業の社会主義化 |
| 第2次 | 1958～1962年 | - 重工業を中心とした工業建設 <br> - 集団所有制と全人民所有制の拡大 <br> - 工業，農業，手工業の更なる発展，運輸業と商業の発展 <br> - 人材の育成，科学研究の強化 <br> - 国防の強化，国民物質•文化生活レベルの向上 |
| 第3次 | 1966～1970年 | - 国防建設最優先 <br> - 農業の発展 |
| 第4次 | 1971～1975年 | －工業•農業の発展 |
| 第5次 | 1976～1980年 | - 工業システムと国民経済システムの建設 <br> - 「調整•改革•整頓•向上」方針 |
| 第6次 | 1981～1985年 | - 「調整•改革•整頓•向上」方針の継続 <br> - 経済発展を阻害する遺留問題の解決 <br> - 経済貿易の発展，外資の利用，人口増加の抑制 |
| 第7次 | 1986～1990年 | - 改革優位 <br> - 経済体制改革に資する経済環境と社会環境の整備 <br> - 需要と供給のバランス化 <br> - 科学，教育事業の強化，科学技術進歩の促進 <br> - 国民生活の改善 |
| 第8次 | 1991～1995年 | －改革開放と現代化建設 |
| 第9次 | 1996～2000年 | - 1980年と比較し，一人当たり GNPを倍増 <br> - 貧困現象を基本的に解消し，小康レベル（そこそこの生活ができるレベ <br> ル）に到達 <br> －現代企業制度改革の加速，社会主義市場経済制度を概ね設立 |
| 第10次 | 2001～2005年 | - 発展重視 <br> - 産業構造の調整，国際競争力の強化 <br> - 科学技術，イノベーション能力の増強，教育の強化 <br> - 持続可能な発展の実現 <br> - 国民生活レベルの向上，公共サービスの完備 <br> - 西部大開発の実施 |

注：1949～1952年の期間は国民経済の回復期，1963～1965年の期間は調整期として，五力年計画は実施されず。
（出所 国務院発展研究センター情報ネット等）
（2）過去の国家環境保護計画
1）環境保護に関する九•五計画
1996年に発表された国家環境保護に関する第 9 次 5 カ年計画（九•五計画（期間： 1995～2000 年））では，2000年までに環境管理体制と環境法体系を確立し，環境汚染 と生態破壊の悪化を抑制することを目標とした。

具体的な取り組みとして挙げられた項目は次のとおりである。
（1）工業汚染の防止•改善に取り組む（大気汚染•水質汚染防止対策に重点をおくと ともに，固体廃棄物，騒音，放射線汚染対策にも力を入れる）
（2）特定地域（重点流域•地域）の環境保全対策に取り組む
（3）県レベルにおける環境保全組織の設立など環境管理能力の建設•強化に取り組む

また九•五計画とほぼ同時に発表された「環境保護に係る諸問題に関する国務院の決定（1996 年 8 月）」においては，九•五計画の環境保全目標を達成させるため，下記項目の実施を決定した。
（1）環境改善目標の明確化と環境行政責任制の実施
（2）重点課題の明確化と地域環境問題の抜本的の解決（三河三湖への対策，大気汚染抑制区の指定（酸性雨と二酸化硫黄対策），一都市（北京市）を重点的環境抑制区 に指定）
（3）三同時制度の強化による厳格な検査と新たな汚染の断固たる抑制

2）環境保護に関する十•五計画
国家環境保護に関する第 10 次 5 力年計画（十•五計画（期間：2001～2005年））
では，2005 年を目標に都市と農村，特に大，中都市の環境品質を顕著に改善するこ とを挙げた。それら目標について表3－2 に示す。また，この目標を実現させるための対策を表3－3に，結果について表3－4に取りまとめた。

表 3－2 国家環境保護～十•五計画の目標

| 目標 | 目 標 |
| :---: | :---: |
| 全体目標 | - 環境汚染状況を軽減させる。 <br> - 生態環境の悪化傾向を食い止める。 <br> - 都市と農村の環境の質，とりわけ大•中都市と重点地域の環境の質を改善する。 <br> －社会主義市場経済システムに適応した環境保護法規，政策と管理体系 を完備させる。 |


| 具 体 的な <br> 指標 | －化学的酸素要求量，アンモニア性窒素，固形廃棄物など主要汚染物の排出量を 2000 年より $10 \%$ 減少させる。 <br> －工場排水に含まれる重金属，シアン化物，石油類などの汚染物を効果的に抑制する。 <br> －酸性雨規制区域と二酸化硫黄規制区域における二酸化硫黄排出量を 2000 年に比べ $20 \%$ 削減させる。 <br> －重点流域及び海域の水質汚染防止の計画目標を達成し，国の抑制対象 である主要指標について劣 V 類をなくし，水環境の質を改善する。 <br> －都市の地下水汚染悪化の状況を緩和し，集中的飲料水源の水質を基準 に達成させる。 <br> －大•中都市の空気，地表水，騒音環境の質を改善し，国の環境モデル都市を数多くつくる。 |
| :---: | :---: |

（出所：清華大学•神鋼リサーチ「中国環境ビジネス 2002」）

表 3－3 十•五計画の実施項目と対策の内容

| 実施項目 | 対策の内容 |
| :---: | :---: |
| －排出総量規制の実施 | 排出総量規制を引き続き実施，工業生産による主要汚染物質の排出総量を 2000 年より $70 \%$ 減らす。 |
| －環境対策保護資金の増加 | 環境保護への投入資金を増加させる。＂十•五＂実施期間中，汚染予防対策ための投入資金は同期のGDP の $1 \%$ 以上を占 めるように図る。 |
| －都市インフラ建設の強化 | 都市のインフラ建設を強化し，汚水とゴミ処理の費用徴収制度を全面的に推進する。2005年までに都市下水処理の集中処理率を $45 \%$ ，重要な都市においては $60 \%$ を達成する。 |
| －次世代グリーン国家 プロジェクト・第II期工事の実施 | 第二期工事の実施を強力に推進する。酸性雨と二酸化硫黄抑制地域（略称：両制御区）での大気汚染の予防対策を実施し，重点的に発電所の硫黄酸化物対策を推進する。 |
| －クリーン生産•消費の推進 | クリーン生産を推進し，重点分野の汚染予防対策を行い，工業の汚染源を抑制する。 |
| －農村環境保護対策の強化 | 積極的に農村の環境保護対策を実施する。化学肥料や農薬 の乱用を抑制し，また，基準を超えた汚染水を排除し，農村飲用水の水源を保護する。 |
| －酸性雨対策 | 酸性雨と二酸化硫黄の抑制地域での大気汚染予防対策を実施する。 |


| •海洋汚染予防対策 | 海洋汚染の予防対策を強化し，引き続き渤海の環境整備を <br> 行う。2005年までに渤海のCOD，トータル窒素，トータル <br>  <br> リンの流入総量を抑制する。 |
| :--- | :--- |

（出所：清華大学•神鋼リサーチ「中国環境ビジネス2002」）

表 3－4 十•五計画における主要指標の達成状況

|  | $2000 \text { 年 }$ <br> 実績 | $2005 \text { 年 }$ <br> 計画目標 | $2005 \text { 年 }$ <br> 実績 | 期間中の <br> 増減 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1．二酸化硫黄排出量（万 t） | 1，995 | 1，800 | 2，549 | 27．8\％ |
| うち両抑制区の排出量 | 1，316 | 1，053 | 1，354 | 2．9\％ |
| 2．煤塵排出量（万 t） | 1，165 | 1，100 | 1，183 | 1．5\％ |
| 3．工業粉塵排出量（万 t） | 1，092 | 900 | 911 | －16．6\％ |
| 4． COD 排出量（万 t ） | 1，445 | 1，300 | 1，414 | －2．1\％ |
| 5．工業固体廃棄物排出量（万 t） | 3，189 | 2，900 | 1，655 | －48．1\％ |
| 6．工業用水リサイクル率（\％） | － | 60 | 75 | － |
| 7．工業二酸化硫黄排出量（万 t） | 1，613 | 1，450 | 2，168 | 34．5\％ |
| 8．工業煤塵排出量（万 t） | 953 | 850 | 949 | －0．5\％ |
| 9．工業 COD 排出量（万 t） | 705 | 650 | 555 | －21．3\％ |
| 10．工業固体廃棄物総合利用量 <br> （\％） | 51.8 | 50 | 56.1 | 4．3\％ |
| 11．都市空気品質の国家二級基準達成率（\％） | 36.5 | 50 | 54 | 17．5\％ |
| 12．都市污水処理率（\％） | 34.3 | 45 | 52.0 | 17．7\％ |
| 13．都市完成区の緑化被覆率 （\％） | 28.1 | 35 | 33 | 4．9\％ |
| 14．自然保護区の国土面積占有率（\％） | 9.9 | 13 | 15 | 5．1\％ |

（出所 ：国務院関于印発国家環境保護＂十一五＂規画的通知）
（1）地表水環境基準
表 4－1 地表水環境基準
（単位：mg／L）

| No | 分類•標準値•項目 | I 類 | II 類 | III類 | IV類 | V 類 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 | 水温 | 人為的に引き起こされる水温変化の限界は，次のとおりとする。 <br> - 週平均最大温度上昇範囲は $\leqq 1^{\circ} \mathrm{C}$ 。 <br> - 週平均最大温度上昇範囲は $\leq 2^{\circ} \mathrm{C}$ 。 |  |  |  |  |
| 2 | pH | 6～9 |  |  |  |  |
| 3 | 溶存酸素 $\geqq$ | 飽和率 $90 \%$ <br> （或いは7．5） | 6 | 5 | 3 | 2 |
| 4 | 総マンガン塩指数 $\leqq$ | 2 | 4 | 6 | 10 | 15 |
| 5 | COD $\leqq$ | 15 | 15 | 20 | 30 | 40 |
| 6 | $\mathrm{BOD}_{5} \leqq$ | 3 | 3 | 4 | 6 | 10 |
| 7 | アンモニア窒素 $\left(\mathrm{NH}_{3}-\mathrm{N}\right) \leqq$ | 0.15 | 0.5 | 1.0 | 1.5 | 2.0 |
| 8 | 総リン（TP）§ | $\begin{aligned} & 0.02 \\ & \text { (湖, ダム } \\ & 0.01 \text { ) } \end{aligned}$ | $\begin{gathered} 0.1 \\ \text { (湖, ダム } \\ 0.025 \text { ) } \\ \hline \end{gathered}$ | $\begin{aligned} & 0.2 \\ & \text { (湖, ダム } \\ & 0.05 \text { ) } \\ & \hline \end{aligned}$ | $\begin{gathered} 0.3 \\ \text { (湖, ダム } \\ 0.1 \text { ) } \\ \hline \end{gathered}$ | $\begin{aligned} & 0.4 \\ & \text { (湖, ダム } \\ & 0.2 \text { ) } \end{aligned}$ |
| 9 | $\begin{aligned} & \text { 窒素 (N) (湖, ダム) } \\ & \leqq \end{aligned}$ | 0.2 | 0.5 | 1.0 | 1.5 | 2.0 |
| 10 | 総銅§ | 0.01 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 |
| 11 | 総亜鉛§ | 0.05 | 1.0 | 1.0 | 2.0 | 2.0 |
| 12 | フッ化物（F）§ | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.5 | 1.5 |
| 13 | セレン | 0.01 | 0.01 | 0.01 | 0.02 | 0.02 |
| 14 | 全砒素§ | 0.05 | 0.05 | 0.05 | 0.1 | 0.1 |
| 15 | 総水銀§ | 0.00005 | 0.00005 | 0.0001 | 0.001 | 0.001 |
| 16 | 総カドミウム | 0.001 | 0.005 | 0.005 | 0.005 | 0.01 |
| 17 | クロム（6価）§ | 0.01 | 0.05 | 0.05 | 0.05 | 0.1 |
| 18 | 鉛§ | 0.01 | 0.01 | 0.05 | 0.05 | 0.1 |
| 19 | 総シアン化合物引 | 0.005 | 0.05 | 0.2 | 0.2 | 0.2 |
| 20 | フェノール引 | 0.002 | 0.002 | 0.005 | 0.01 | 0.1 |
| 21 | 石油類§ | 0.05 | 0.05 | 0.05 | 0.5 | 1.0 |
| 22 | イオン活性剤引 | 0.2 | 0.2 | 0.2 | 0.3 | 0.3 |
| 23 | 硫化物§ | 0.05 | 0.1 | 0.2 | 0.5 | 1.0 |
| 24 | 総大腸菌群（個／L）§ | 200 | 2，000 | 10，000 | 20，000 | 40，000 |

注）単位はppm とする。（2002 年 6 月 1 日より施行）
（2）第一類汚染物質の排水基準値

表 4－2 第一類汚染物質（13 項目）の排水基準（単位：mg／L）

|  | 対象物質 | 最高許容排出濃度 |
| :---: | :---: | :---: |
| 1 | 総水銀 | 0.05 |
| 2 | アルキル水銀 | 検出されないこと |
| 3 | 総カドミウム | 0.1 |
| 4 | 総クロム | 1.5 |
| 5 | 六価クロム | 0.5 |
| 6 | 総砒素 | 0.5 |
| 7 | 総鉛 | 1.0 |
| 8 | 総ニッケル | 1.0 |
| 9 | 3.4 ベンゾ $(a)$ ビレン | 0.00003 |
| 10 | 総ベリウム | 0.005 |
| 11 | 総銀 | 0.5 |
| 12 | 総 $\alpha$ 放射線 | $1 \mathrm{~Bq} / \mathrm{L}$ |
| 13 | 総 $\beta$ 放射線 | $10 \mathrm{~Bq} / \mathrm{L}$ |

（3）第二類汚染物質の排水基準（1998 年 1 月 1 日以降に建設された部門を対象）

表 5－3 排水基準
（単位：mg／L）

|  | 污染物質名 | 部門 | 一級基準 | 二級 <br> 基準 | 三級 <br> 基準 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 | pH | 全ての汚染物排出部門 | $6 \sim 9$ | $6 \sim 9$ | 6～9 |
| 2 | 彩度（希釈倍数） | 全ての汚染物排出部門 | 50 | 80 | － |
| 3 | 汚濁物質（SS） | 採鉱，選鉱，選炭工業 | 70 | 300 | － |
|  |  | 金脈選鉱 | 70 | 400 | － |
|  |  | 辺境地区金砂選鉱 | 70 | 800 | － |
|  |  | 都市二級汚水処理場 | 20 | 30 | － |
|  |  | その他汚染物排出部門 | 70 | 150 | 400 |
| 4 | 生物化学的酸素要求量 $\left(\mathrm{BOD}_{5}\right)$ | 砂糖黍製糖，芋麻脱ガ <br> 么，湿気法繊維板工業 | 20 | 60 | 600 |
|  |  | 甜菜製糖，アルコール，化学調味料，皮革化絨維，パルプ工業 | 20 | 100 | 600 |
|  |  | 都市二級汚水処理場 | 20 | 30 | － |
|  |  | その他汚染物排出部門 | 20 | 30 | 300 |
| 5 | 化学的酸素要求量$\left(\mathrm{COD}_{\mathrm{Cr}}\right)$ | 甜菜製糖，コークス，合成脂肪酸，湿気法繊維板，染料，毛皮洗浄，有機燐農薬工場 | 100 | 200 | 1000 |
|  |  | 化学調味料，アルコー ル，医薬原料薬，生物製薬，芋麻脱ガム，皮革，化繊パルプ工業 | 100 | 300 | 1000 |
|  |  | 石油化学工業（石油精製含む） | 60 | 120 | 500 |
|  |  | 都市二級汚水処理場 | 60 | 120 | － |
|  |  | その他汚染物排出部門 | 100 | 150 | 500 |
| 6 | 石油類 | 全ての汚染物排出部門 | 5 | 10 | 20 |
| 7 | 動植物油 | 全ての汚染物排出部門 | 10 | 15 | 100 |
| 8 | 揮発フェノール | 全ての汚染物排出部門 | 0.5 | 0.5 | 2.0 |


| 9 | 総シアン化合物 | 全ての汚染物排出部門 | 0.5 | 0.5 | 1.0 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 10 | 硫化物 | 全ての汚染物排出部門 | 1.0 | 1.0 | 1.0 |
| 11 | アンモニア窒素 | 医薬原料薬，染料，石油化学工業 | 15 | 50 | － |
|  |  | その他汚染物排出部門 | 15 | 25 | － |
| 12 | フッ化物 | 黄燐工業 | 10 | 15 | 20 |
|  |  | 低フッ素地区 <br> —水体のフッ素含有量 $<0.5 \mathrm{mg} / \mathrm{L}$ | 10 | 20 | 30 |
|  |  | その他汚染物排出部門 | 10 | 10 | 20 |
| 13 | 燐酸塩（P で計算） | 全ての汚染物排出部門 | 0.5 | 1.0 | － |
| 14 | メチルアルコール | 全ての汚染物排出部門 | 1.0 | 2.0 | 5.0 |
| 15 | アミノベンゼン類 | 全ての汚染物排出部門 | 1.0 | 2.0 | 5.0 |
| 16 | ニトロベンゼン類 | 全ての汚染物排出部門 | 2.0 | 3.0 | 5.0 |
| 17 | 陰イオン界面活性剤 <br> （LAS） | 全ての汚染物排出部門 | 5.0 | 10 | 20 |
| 18 | 総銅 | 全ての汚染物排出部門 | 0.5 | 1.0 | 2.0 |
| 19 | 総亜鉛 | 全ての汚染物排出部門 | 2.0 | 5.0 | 5.0 |
| 20 | 総マンガン | 合成脂肪酸工業 | 2.0 | 5.0 | 5.0 |
|  |  | その他汚染物排出部門 | 2.0 | 5.0 | 5.0 |
| 21 | カラー現像剤 | 映画フィルム現像 | 1.0 | 2.0 | 3.0 |
| 22 | 現像剤と酸化物総量 | 映画フィルム現像 | 3.0 | 3.0 | 6.0 |
| 23 | 元素燐 | 全ての汚染物排出部門 | 0.1 | 0.1 | 0.3 |
| 24 | 有機燐農薬（P で計算） | 全ての汚染物排出部門 | 検出されない こと | 0.5 | 0.5 |
| 25 | ジメトエート | 全ての汚染物排出部門 | 検出されない こと | 1.0 | 2.0 |
| 26 | パラチオン | 全ての汚染物排出部門 | 検出されない こと | 1.0 | 2.0 |
| 27 | メチルパラチオン | 全ての汚染物排出部門 | 検出されない こと | 1.0 | 2.0 |
| 28 | マラチオン | 全ての汚染物排出部門 | 検出されない | 5.0 | 10 |


|  |  |  | こと |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 29 | $\begin{aligned} & \text { ベンクロフェノール } \\ & \text { とベンクロナトリウ } \\ & \text { ムフェノラード (ベン } \\ & \text { クロフェノールで計 } \end{aligned}$ <br> 算） | 全ての汚染物排出部門 | 5.0 | 8.0 | 10 |
| 30 | 吸着可能有機 ハロゲン化物 （AOX）（Cl で計算） | 全ての汚染物排出部門 | 1.0 | 5.0 | 8.0 |
| 31 | クロロホルム | 全ての汚染物排出部門 | 0.3 | 0.6 | 1.0 |
| 32 | 四塩化炭素 | 全ての汚染物排出部門 | 0.03 | 0.06 | 0.5 |
| 33 | 三塩化エチレン | 全ての汚染物排出部門 | 0.3 | 0.6 | 1.0 |
| 34 | 四塩化エチレン | 全ての汚染物排出部門 | 0.1 | 0.2 | 0.5 |
| 35 | ベンゼン | 全ての汚染物排出部門 | 0.1 | 0.2 | 0.5 |
| 36 | トルエン | 全ての汚染物排出部門 | 0.1 | 0.2 | 0.5 |
| 37 | エチルベンゼン | 全ての汚染物排出部門 | 0.4 | 0.6 | 1.0 |
| 38 | oーキシレン | 全ての汚染物排出部門 | 0.4 | 0.6 | 1.0 |
| 39 | p－キシレン | 全ての汚染物排出部門 | 0.4 | 0.6 | 1.0 |
| 40 | m－キシレン | 全ての汚染物排出部門 | 0.4 | 0.6 | 1.0 |
| 41 | クロベン | 全ての汚染物排出部門 | 0.2 | 0.4 | 1.0 |
| 42 | $\begin{aligned} & \text { oージクロル } \\ & \text { ベンゼン } \end{aligned}$ | 全ての汚染物排出部門 | 0.4 | 0.6 | 1.0 |
| 43 | $\begin{aligned} & \text { pージクロル } \\ & \text { ベンゼン } \end{aligned}$ | 全ての汚染物排出部門 | 0.4 | 0.6 | 1.0 |
| 44 | $\mathrm{p} \text {-ニトロ }$ <br> クロルベンゼン | 全ての汚染物排出部門 | 0.5 | 1.0 | 5.0 |
| 45 | $\begin{aligned} & 2.4 \text { ジニトロ } \\ & \text { アニリン } \end{aligned}$ | 全ての汚染物排出部門 | 0.5 | 1.0 | 5.0 |
| 46 | フェノール酸 | 全ての汚染物排出部門 | 0.3 | 0.4 | 1.0 |
| 47 | $\begin{aligned} & \mathrm{m} \text {-メチル } \\ & \text { フェノール } \end{aligned}$ | 全ての汚染物排出部門 | 0.1 | 0.2 | 0.5 |
| 48 | $\begin{aligned} & 2.4 \text { ジクロロ } \\ & \text { フェノール } \end{aligned}$ | 全ての汚染物排出部門 | 0.6 | 0.8 | 1.0 |


| 49 | $\begin{aligned} & \text { 2.4.6 - 三塩化 } \\ & \text { フェノール } \end{aligned}$ | 全ての汚染物排出部門 | 0.6 | 0.8 | 1.0 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 50 | フタル酸 ジノニル | 全ての汚染物排出部門 | 0.2 | 0.4 | 2.0 |
| 51 | フタル酸 ジオクチル | 全ての汚染物排出部門 | 0.3 | 0.6 | 2.0 |
| 52 | $\begin{aligned} & \text { アクリル酸 } \\ & \text { ニトリル } \end{aligned}$ | 全ての汚染物排出部門 | 2.0 | 5.0 | 5.0 |
| 53 | 総セレニウム | 全ての汚染物排出部門 | 0.1 | 0.2 | 0.5 |
| 54 | 賚便性大腸菌群数 | 病院＊a，獣医院，医療機関の病原体を含む汚水 | 500 個／L | 1000 個／L | 5000 個／L |
|  |  | 伝染病，結核病院の汚水 | 100 個／L | 500 個／L | 1000 個／L |
| 55 | 総残留塩素塩化消毒を採用 | 病院＊a，獣医院，医療機関の病原体を含む汚水 | $\begin{gathered} <0.5 \\ * \mathrm{~b} \end{gathered}$ | $>3$（接触時 <br> 間 $\geqq 1.5 \mathrm{~h}$ ） | $>2$（接触時 $\text { 間 } \geqq 1.5 \mathrm{~h})$ |
|  | する病院の汚水 | 伝染病，結核病院の汚水 | $\begin{gathered} <0.5 \\ * \mathrm{~b} \end{gathered}$ | $>6.5$（接触時 $\text { 間 } \geqq 1.5 \mathrm{~h})$ | $>5$（接触時 $\text { 間 } \geqq 1.5 \mathrm{~h})$ |
| 56 | 総有機炭素（TOC） | 合成脂肪酸工業 | 20 | 40 | － |
|  |  | 芋麻脱ガム工業 | 20 | 60 | － |
|  |  | その他汚染物排出部門 | 20 | 30 | － |

（注：その他汚染排出部門は，当規制項目に挙げられている業種以外の全ての汚染排出部門／＊a はベッド
数が 50 以上の病院／＊b は塩素添加消毒した後塩素脱却処理し基準をクリアする必要がある。
（4）中国の海水の水質基準（mg／L）
表 4－4 海水の水質基準

（出所：国土技術政策総合研究所資料「中国の沿岸管理制度の現状及び課題」／＂中国海水品質標準 GB3097－1997＂）
（1）中国海洋環境質量公報に関する追加情報
前述1．3において記述されている海域および海水水質の分類についての解説は，表 4－4 のとおりである。

表 4－4 海域および海水の水質の分類

| 分類 | 凡例の解説 |
| :---: | :---: |
| 清潔海域 | 海水水質標準の第 1 類（一類海水）に該当する水質の海域に該当。主に海洋漁業水域，海上自然保護区，絶滅危惧種に指定されている海洋生物の生息域等の海水。 |
| 比較的清潔海域 | 海水水質標準の第 2 類（二類海水）に該当する水質の海域に該当。養殖や海洋漁業水域，海水浴場といった直接人体へ影響がない海水。 |
| 軽度污染海域 | 海水水質標準の第 3 類（三類海水）に該当する水質の海域に該当。一般に工業用水に利用できる海水。 |
| 中度污染海域 | 海水水質標準の第4類（四類海水）に該当する水質の海域に該当。港湾や開発作業を行っている海水で一般には利用できない。 |
| 重度污染海域 | 海水水質標準の第 4 類（四類海水）にも該当しない水質の海域に該当。 |

（出所 ：国家海洋局「2006 年中国海洋質量公報」より）
（2）中国における海水の COD 測定方法の留意点
中国の標準にあるとおり，排水等の COD 測定には，クロム酸処理方式（注：重ク ロム酸ナトリウムで酸化する方法）で行う。

但し，「海水」の水質を測定する場合は，日本と同じ過マンガン酸カリウムによる試験を行っている。そのため，国家海洋局や国家環境保護総局が発行している各種報告書には採取した地点の水ごとに試験方法が違うことから注意が必要である。なお， COD の測定試験法は，HY003－91 にあるとおり「碱性高锰酸钾法」である。

一方，日本では特例をのぞき水の測定は，日本工業規格K0102（工場排水試験方法） によって過マンガン酸カリウムによる試験を行っている。

## 参考資料5 中国の海洋環境保護法における用語の定義

「海洋環境保護法」の第 10 章•第 95 条の附則では本法の用語を定義している。参考 として用語の解説については表 5－1 のとおりである。

表 5－1 用語の解説

| 用語 | 解説 |
| :---: | :---: |
| 海洋環境汚染によ る被害 | 物質またはエネルギーを直接または間接に海洋環境に流入することによ ってもたらされる海洋生物資源への被害，人体の健康への危険，漁業お よびその他の海上における合法的活動に対する障害，海水の使用への被害，環境の質低下などの有害な影響をさす。 |
| 内水 | わが国（中国）の領海基線から内陸に面する全ての海域 |
| 海浜湿地 | 干潮時に水深が 6 m 以下の水域及び沿岸浸湿地帯のことを言う。水深が 6 m を超えない永久性の水域，潮間帯及び沿岸湿地等のことも含む。 |
| 海洋機能区画 | 海洋の自然属性と社会属性ならびに自然資源および環境の特定条件に基 づいて，海洋利用の主要機能と使用範囲を区分する計画である。 |
| 漁業水域 | 魚介類の産卵場，餌場，越冬場，回遊路および魚介類，海藻類の養殖場 のことをいう。 |
| 油類 | あらゆる種類の油およびその精製品のことを指す。 |
| 油性混合物 | 油分を含むあらゆる混合物。 |
| 排出 | 污染物質を海洋中に放出する行為を指し，あらゆる流出を含む |
| 陸地起因污染源 | 陸地から海域に向かって汚染物質を排出することによって，海洋環境汚染を引き起こすまたは引き起こす可能性のある場所，施設等。 |
| 陸上起因污染物 | 陸地汚染源から排出される汚染物質。 |
| 投軬 | 船舶，航空機，プラットフォーム，またはその他の積載道具を用いて，海洋に向かって廃棄物またはその他の有害物質を処分する行為。船舶，航空機，プラットフォーム，およびその補助設備ならびにその他の浮遊体を放棄する行為も含む。 |
| 沿海陸域 | 沿岸にあるパイプなどの施設，直接または間接に海洋に対する汚染物質 の排出またはそれに関連する活動が行う一帯区域 |
| 海上焚焼 | 熱により焼却する目的で，海上の燃焼設備で故意に廃棄物またはその他 の物質を焼却する行為。但し，船舶，プラットフォームまたはその他の人工構造物が正常に操業を行ら過程で付帯的に発生する行為は除外す る。 |

（出所：海洋環境保護法 10 章•第 95 条の附則より仮訳）

## 参考資料 6 中国の固体麻萰物の定義

現在，中国の固体廃棄物の定義は「固体廃棄物識別ガイドライン（試行）」（国家環境保護総局•公告 2006 年第 11 号）により定められ，2006年4月1日に施行された。

同廃棄物の識別ガイドラインを表 6－1 に示す。なお，下記表の（I）に含まれる物質•物品で，かつ（II）に含まれないものを固体廃棄物と定義し，（II）に含まれるものは固体廃棄物ではないとしている。

表 6－1 固体廃棄物識別ガイドライン

| （I）固体廃棄物に含まれる物質等 | （II）固体廃棄物に含まれない物質または物品 |
| :---: | :---: |
| （1）家庭から収集されたごみ <br> （2）生産過程で発生した廃棄物質，廃棄製品 <br> （3）実験室で発生した廃棄物質 <br> （4）オフィスで発生した廃棄物質 <br> （5）都市汚水処理場で発生した汚泥，生活ごみ処理場で発生した残渣 <br> （6）その他汚染抑制施設で発生するごみ，残渣，汚泥 <br> （7）都市河川の浚渫汚泥 <br> （8）標準•規格の不合格製品（本来の用途で使用されるものを除く） <br> （9）偽物•模倣製品 <br> （10）所有者またはその代表者が廃棄物と宣言 したもの <br> （11）汚染された原料（例：PCB に汚染された油） <br> （12）使用が禁止された材料•物質または物品 <br> （13）国家環境保護総局が固体廃棄物と宣言 した物質または物品 | （1）放射性物質 <br> （2）貯蔵されず，現場で直接生産ラインに再送，再投入される物質または物品 <br> （3）本来の用途で使用される物質または物品 <br> （4）実験室用のサンプル <br> （5）国家環境保護総局が認可したその他の 固体廃棄物に含まれない物質または物品 |

（出所：「固体廃棄物識別ガイドライン（試行）」（国家環境保護総局に公告2006年第11号））

## 参考資料7 国連海洋法条約の概要

国連海洋法条約の概要については，表 7－1 のとおりである。

表 7－1 国連海洋法条約の概要

|  | 内 容 |
| :---: | :---: |
| 名 称 | 国連海洋法条約（United Nations Convention on the Law of the Sea ：UNCLOS） <br> （中国語：联合国海洋法公约） <br> （日本語：海洋法に関する国際連合条約（略：国連海洋法条約）） |
| 概 要 | （1）海洋法秩序に関する包括的な条約として，1982年に第三次国連海洋法会議において採択され，1994年11月に発効した。 <br> （2）国連海洋法条約は，全 17 部 320 条の本文及び 9 つの附属書並びに実施協定からなり，その内容は，領海，公海，大陸棚といったこれまでジュネ ーブ海洋法 4 条約に規定されていた分野に加え，国際航行に使用されて いる海峡及び排他的経済水域といった新たな規定，国際海底機構及び紛争の解決のための国際海洋法裁判所といった新たな国際機関の設立を伴 ら規定を含む多岐にわたるものとなっている。 <br> （3）2007年7月現在， 155 力国•地域が締結。 |
| 主な内容 | - 領海の幅は 12 海里以内とする。 <br> - 沿岸国は 200 海里までの排他的経済水域を設定することができ，その中 にいる魚などの生物資源，鉱物などの非生物資源の探査と開発について，沿岸国の権利が認められる。 <br> －海洋環境の保護について国家の権利と義務を規定し，沿岸国の管轄権を強化する。 <br> －平和的目的の海洋の科学調査について，国際協力を進める。 |
| 同法の <br> 特 徴 | - 海洋法秩序に関する包括的な条約である点。 <br> - 排他的経済水域という，公海でも領海でもない水域を設定し，沿岸国に その中の資源の開発などを認めるかわりに，資源の管理と海洋汚染防止 の義務を負わせている点。 |
| 新設され <br> た機関 | （1）国際海洋法裁判所（ITLOS） <br> （2）大陸棚の限界に関する委員会（CLCS） <br> （3）国際海底機構（ISBA） |

（出所：外務省 HP 内 http：／／www．mofa．go．jp／mofaj／gaiko／kaiyo／unclos．html，農林水産省「水産白書（平成 7年度）」http：／／www．maff．go．jp／hakusyo／sui／h07／html／index．htm より）

## 参考資料 8 環境保護模範都市

## （1）環境保護模範都市の概要

1997年に，国家環境保護総局は全国において，環境保護模範都市建設活動を始めた。 その活動の目的は都市経済高速発展に伴い，持続可能な発展な都市環境を改善するため である。2007年2月まで，国家環境保護総局は67の国家環境保護模範都市と5つの国家環境模範区を命名した。環境保護模範都市を表 8－1 に示す。

表 8－1 環境保護模範都市リスト

| 指定年 | 指定地区名 |
| :--- | :--- |
| 1997 年 | 張家港市，大連市，深圳市，アモイ市，威海市，珠海市 |
| 1998 年 | 煙台市，中山市，昆山市，莱州市，栄成市 |
| 1999 年 | 海口市，汕頭市，蘇州市，天津市大港区，上海市闵行区 |
| 2000 年 | 青島市，江陰市，大慶市，文登市 |
| 2001 年 | 寧波市，杭州市，常熟市，太倉市 |
| 2002 年 | 招遠市，恵州市，昭興市，乳山市，海門市，長春市，楊州市，胶州市 |
| 2003 年 | 呉江市，南京市，東営市 |
| 2004 年 | 綿江市，無錫市，金坛市，溧陽市，福州市，鎮江市，常州市，沈陽市，克 <br> 拉玛依市，库尔勒市，江門市，重慶市渝北区 <br> 2005 年 <br> 成都市，富陽市，宝鶏市 <br> 2006 年 <br> 㟶，市馬鞍，天津市市，廊坊市，北碚区，重慶市，上海市，浦東新区，南 <br> 通市，湖州市，肇慶市，市，泉州宜興市，即墨市，平度市， |

（2）環境保護模範都市の認定プロセス
自己申請の原則に基づいて，都市（区）は国家環境保護総局の要求に基づいて，模範環境都市計画を作成•実施し，国家環境保護模範都市審査基準に依拠して自己審査し合格した後，所在地の省，自治区の環境保護局より推薦され，国家環境保護総局に検収の申請を申入れ，国家環境保護総局が審査チームを組閣して現場検収を行う。

その審査結果は公示され，さらに都市経局務会に審議•可決されてはじめて国家環境保護模範都市の称号が授与される。

認定に係る審査条件については表 8－2 のとおりである。

表 8－2 環境保護模範都市の認定に係る審査条件

| 基本要求事項 | 具体的な指標 |  |
| :---: | :---: | :---: |
| 1．都市環境綜合整理定量審査結果が 3 年連続全国または省 トップレベル の都市 | 社会経済 | （1）一人あたりの GDP が 1 万元以上の都市（西部地区の都市 は 1.5 万元以上とする。） |
|  |  | （2）経済の持続成長率が全国の平均成長率より高い都市 |
|  |  | （3）人口の出生率が国家計画指標より低い都市 |
|  |  | （4）単位 GDP エネルギー消耗が全国都市平均レベル以下の都市 |
|  |  | （5）単位 GDP 用水量が全国都市平均レベル以下の都市 |
| 2．国家衛生都市審査•検収合格 の都市 | 環境品質 | （1）年間空気汚染指標の API 指数がく100日数以下 $>$ 全年日数 の $80 \%$ の都市 |
|  |  | （2）集中式飲用水水源地の水質が基準達成率の $96 \%$ 以上の都市 |
|  |  | （3）都市水域機能区の水質が基準達成率の $100 \%$ 以上の都市 |
|  |  | （4）区域環境騒音の平均値が 60 dB （A）である都市 |
|  |  | （5）交通幹線の騒音の平均値が 60 dB （A）である都市 |
|  | 環境建設 | （1）自然保護区の覆盖率が $5 \%$ 以上である都市 |
| 3．環境保護投資指数が $1.5 \%$ 以上の都市 |  | （2）区の緑化覆盖率が $35 \%$ 以上（西部都市は一人あたりの園林緑地面積の全国平均値）である都市。 |
|  |  | （3）都市生活汚水処理率が $60 \%$ 以上の都市 |
|  |  | （4）工業排水の規制値の達成率が $95 \%$ 以上の都市 |
|  |  | （5）都市がス化率が $90 \%$ 以上である都市 |
|  |  | （6）都市集中熱の供給率が $30 \%$ 以上の都市 |
|  |  | ⑦生活ごみの無害化処理率が $80 \%$ 以上の都市 |
|  |  | ⑧産業固体廃棄物の処置利用率が $70 \%$ 以上の都市，危険廃棄物の排出がない都市 |
|  |  | ⑨煤塵規制区の覆盖率が $90 \%$ 以上の都市 |
|  |  | （11）騒音の規制値達成区の覆盖率が $60 \%$ 以上の都市 |
|  | 環境管理 | （1）都市環境管理目標責任制度が碓実に実施し，環境模範都市計画を作成し，実施している都市 |
|  |  | （1）環境保護機構が独立に設置されている都市 |
|  |  | （3）公衆の都市環境の満足率が $80 \%$ 以上の都市 |
|  |  | （4）中小学校の環境教育の普及率が $80 \%$ 以上の都市 |
|  |  | （5）計画通りに総量規制計画を完了した都市 |

## 参考資料9 中国アジェンダ 21 について

1994年3月に「中国アジェンダ 21 （中国 21 世紀の人口，環境及び発展に関する白書）」 が制定されている。同アジェンダは，20章•78項目からなる。

この「中国アジェンダ 21 」には，中国の持続的発展戦略と対策が明記され，「第 2 章持続的発展のための戦略と重要行動」において，「中国は経済が急速に発展する歴史段階に入っているが，経済基盤が弱く，技術水準が低いため，資源消費量が多く，汚染が深刻である。また，生態系の基礎が弱いために，各種の矛盾が交錯し，激化している」 との認識の下で，「中国社会経済の基本的特徴と資源環境の拘束状況から，合理的な資源の活用，生態環境の保護を経済発展の枠組みに組み込まなければ，経済成長の持続は困難であり，後世に持続的発展の条件を残すことも難しい」としている。

また，「中国の現有の発展戦略，政策，計画及び管理メカニズムでは，持続的発展要求に応えることは難しく，総体的な発展戦略，目標の制定並びに重要行動を採択し，持続的発展に関する構想を十分に反映させるとともに，人口，経済，社会，生態系及び環境の協調的発展を実現しなければならない」とした今後の環境問題への取組の方向性が位置付けられており，同アジェンダに基づいた環境行政の進展が期待されている。

[^1]
## 添 付 資 料

## （目 次）

添付資料1 中国の沿岸•海洋管理に係る主な法律 概要 ..... －21－
添付資料2 中国の沿岸域管理に係る特定の法律 仮訳 ..... －53－
添付資料3 現地調査ヒアリング結果 ..... 99－
添付資料 4 参考文献 ..... －123－

## 添付資料1 中国の沿岸•海洋管理に係る主な法律 概要

本調査の主眼である海洋ごみに関する沿岸•海洋管理に係る主な法規，基準について，特に参考となる 28 法規•基準について， $1 ~ 2$ 頁を基本に法律の内容整理を行った。
整理した項目は，法律名，発布機関，発布•施行日，法律の構成（条項数），制定目的，適用範囲，法の管理体制の概要，基本制度，規定内容を中心に要約している。

NO． 1

| 項目 | 内容 |
| :---: | :---: |
| 法律名（原文） | 中华人民共和国环境保护法 |
| 法律名（訳文） | 中華人民共和国環境保護法 |
| 発布機関 | 全国人民代表大会常務委員会 |
| 発布•施行 | 1989年12月26日に発布，1989年12月26日から施行 |
| 構成 | 「総則」，「環境監督管理」，「環境保全と改善」，「環境污染とその他公害の防止」，「法的責任」，「附則」の 6 章 47 条から構成される |
| 制定目的 <br> （法1条） | 生活環境および生態環境の保護と改善，汚染およびその他公害の防止，人体の健康の保障，近代化建設の発展の促進をするためである。 |
| 適用範囲 <br> （法3条） | 中華人民共和国領域と，中華人民共和国管轄しているその他の海域 |
| 法の管理体制 （法7条） | 国務院環境保護行政主管部門が国家の環境保護事業の統括的な管理，監督を行う。県級及びそれ以上の人民政府環境保護行政主管部門がそ れぞれの管轄区において，環境保護の統括的管理，監督を行う。国家海洋行政主管部門，港湾監督部門，漁政漁場管理の行政部門，軍隊の環境保護部門，及び各クラスの公安，交通，鉄道，民間航空管理部門 が法に基づいて，環境汚染防止の管理，監督を行う。県級及びそれ以上の土地，鉱山，森林，農地や水質保護の行政機関は法に基づいて，自然保護の管理•監督を実施する。 |
| 基本制度 | 次の 9 つの基本制度が確立されている。（1）環境基準制度，（2）期限付き処理制度，（3）＂三同時＂制度，（4）現場検査制度，（5）汚染物排出申告•登録制度，（6）環境影響評価制度，（7）汚染排出費徴収制度，8）公衆参加制度，（9）環境モニタリング制度（法 2 章 9 条～14条，法4章24条～29条）。 |
| 規定内容 | 海洋環境保護について，国務院及び沿海地域の地方人民政府は，海洋 の環境保護に務めなければならない。海への汚染物質の排出，廃棄物 の投棄，海岸建設プロジェクトの建設や海洋石油の探査•開発に当た って，法に基づいて海洋環境の汚染防止をしなければならないと規定 している（法21条）。 |

NO． 2

| 項目 | 内容 |
| :---: | :---: |
| 法律名（原文） | 中华人民共和国海洋环境保护法 |
| 法律名（訳文） | 中華人民共和国海洋環境保護法 |
| 発布機関 | 全国人民代表大会常務委員会 |
| 発布•施行 | 1982年8月23日に発布，1999年12月25日に改正，1999年12月25日に発布，2000年4月1日から施行 |
| 構成 | 総則，海洋環境監督•管理，海洋生態保護，陸源由来汚染物による海洋環境汚染損害防止，海岸工事建設プロジェクトによる海洋環境の汚染損害防止，海洋工事建設プロジェクトによる海洋環境の汚染損害防 <br> 止，廃棄物の投棄による海洋環境の汚染損害防止，船舶および関連作業活動による海洋環境の汚染損害防止，法的責任と附則の 10 章 98 条 |
| 制定目的 （法1条） | 海洋環境の保護と改善及び海洋資源の保護と汚染被害の防止，生態系 バランスの維持，国民の健康保障，そして経済と社会の持続的な発展 を促進するためである。 |
| 適用範囲 <br> （法2条） | 中華人民共和国内水，領海，近隣地区，排他規定経済水域（専属経済区），大陸棚（大陸架）および中華人民共和国管轄しているその他の海域。上記管轄している海域での航海，探査，開発，生産，旅行，科学研究およびその他の活動，沿海陸地内の海洋環境に影響を与える活動 に係るいかなる事業者と個人に適用する。 |
| 法の管理体制 | 法1章5条において国務院環境保護行政主管部門，国家海洋行政主管部門，国家海事行政主管部門，国家漁業行政主管部門および軍隊環境保護部門のそれぞれの責務を明確している。また，沿海県級またはそ れ以上の人民政府の海洋監督•管理を担当する部署の責務については省•自治区，直轄市人民政府が法に基づいて定める（法 1 章 5 条）。 |
| 基本制度 | 8 つの基本制度が確立されている。 <br> （1）期限付きの処理制度（第 12 条），環境影響評価制度（第 43 条），三同時制度（第44条） <br> （2）海洋機能区分（第6条），，海洋環境保護計画制度（第7条） <br> （3）重点海域汚染物総量規制制度（第 10 条） <br> （4）海洋環境基準制度（第 9 条），污染排出費徴収制度（第 11 条）と汚染物投棄費徴収制度（第 11 条） <br> （5）期限付き処理制度（第 12 条），淘汰制度（第 13 条） <br> （6）海洋環境観測•監視情報管理制度（第 14 条） |


|  | （7）海洋污染事故応急制度（第 18 条），現場検査制度（第 19 条） <br> （8）船舶油濁汚染保険及び油濁汚染損害賠償基金制度（第 66 条） |
| :---: | :---: |
| 用語定義 | 法 10 章 95 条の附則において本法の用語の定義について解釈している。 |
| 規定内容 <br> （法7章） | 同法は特に行政強制措置と行政処罰手段，海洋生態系破壊行為への処罰，海洋環境汚染または破壊の行為に対する民事的な賠償責任につい て詳細に規定している。 |

NO． 3

| 項目 | 内容 |
| :---: | :---: |
| 法律名（原文） | 中华人民共和国水污染环境防治法 |
| 法律名（訳文） | 中華人民共和国水質污染防止法 |
| 発布機関 | 全国人民代表大会常務委員会 |
| 発布•施行 | 1984年5月11日に可決，同年11月1日から施行。1996年5月15日 に改正発布，同日から施行 |
| 構成 | 総則，水質環境品質基準および汚染物質排出規準の制定，水質汚染防止の管理•監督，地表水の汚染防止，地下水の汚染防止，法的責任と附則の 7 章 62 条 |
| 制定目的 <br> （法1条） | 水質汚染の防止，環境の保護と改善，人体健康の保障，水資源の有効利用と社会近代化建設の発展の促進するためである。 |
| 適用範囲 （法2条） | 中華人民共和国領域内の河川，湖，運河，水路，ダムなど地表水体お よび地下水体の汚染防止に適用する。海洋汚染防止は適用されない。 |
| 定義 | 法 60 条において本法の用語の定義について解釈している。 |
| 法の管理体制 （法3条） | 国務院の関係部門と地方の各級人民政府は，水質環境保護事業を計画 に入れ，水質汚染防止対策と措置をとらなければならない。 <br> 各級地方人民政府の環境保護部門は，水質汚染防止対策の統括した監督•管理機構である。各級交通部門の航運行政部門は，船舶による汚染の監督•管理機関である。 <br> 各級人民政府の水利管理部門，衛生行政部門，地質鉱産部門，市政管理部門，主要河川の水源保護機構は，各自の職責を務めるとともに環境保護部門に協力して，水質汚染防止策の監督•管理を行う。 |
| 管理制度 <br> （法3章） | 環境基本制度のほかに，水質汚染防止の特徴に適応する管理制度が導入されている。例えば：重点汚染排出総量規制と排出許可証制度，省 の境界水域の水質環境品質基準およびそのモニタリング報告制度，都市汚水集中処理制度，生活飲用水源保護区指定制度，水質環境基準制度など。 |
| 関連規定 | 水域への工業廃棄物，都市ごみ，その他廃棄物の投棄，および排出を禁じる（法 32 条）。 <br> 河川，湖沼，運河，水路，ダムなどの高水位線以下の川辺，岸辺への固形廃棄物とその他污染物質の堆積，貯蔵を禁じる（法 33 条）。 <br> 水域に放射性固形廃棄物，または高放射性あるいは中放射性物質を含 む廃水の排出，投棄を禁じる（法 34 条）。 |

NO． 4

| 項目 | 内容 |
| :---: | :---: |
| 法律名（原文） | 中华人民共和国固体废物污染环境防治法 |
| 法律名（訳文） | 中華人民共和国固体廃充物污染環境防止法 |
| 発布機関 | 全国人民代表大会常務委員会 |
| 発布•施行 | 1995年10月30日に可決•発布，1996年4月1日から施行，2004年 12月29日に改正，2004年12月29日発布，2005年4月1日から施行 |
| 構成 | 総則，固体廃棄物汚染防止の監督•管理の規定，固体廃棄物汚染防止 の規定，危険廃棄物の環境汚染防止の特別規定，法的責任と附則の 6章 91 条 |
| 制定目的 <br> （法1条） | 固形廃棄物による環境汚染の防止，人体健康の保障，生態安全の維持 と経済社会の持続可能な発展の促進のためである。 |
| 適用範囲 <br> （法2条） | 中華人民共和国内の固形廃棄物環境汚染の防止に適用される。固形廃棄物による海洋環境の汚染防止と放射性固形廃棄物による環境汚染の防止には適用されない。 |
| 用語定義 | 法 74 条において本法の用語の定義について解粎している。 |
| 法の管理体制 （法10条） | 国務院環境保護行政主管部門は全国の固形廃棄物の環境汚染防止対策 の統括監督•管理を行なう。その他の国務院の関連部門は各自の責務範囲内で固形廃棄物の環境汚染防止の監督•管理業務を担う。 <br> 県級以上の地方人民政府の環境保護行政主管部門は同行政区内の固形廃棄物の環境汚染防止業務に対して統括監督•管理を行なう。県級ま たはそれ以上の地方人民政府の関連部門は各自の責務範囲内で固形廃棄物の境汚染防止の監督•管理業務を担う。 <br> 国務院建設行政主管部門と県級または以上の地方人民政府環境衛生行政主管部門は生活ゴミの清掃，収集，貯蔵，輸送と処理の監督•管理業務を担う。 |
| 関連規定 | いかなる団体や個人は河川，湖沼，運河，水路，ダム及びその最高水位ラインより下の池や岸などに対する法律や法規で廃棄物の投棄，堆積が禁じられている場所に固形廃棄物を投棄，堆積してはならない（法 17条）。 <br> 国務院環境保護行政主管部門は国務院の関連部門と共同で国家危険廃棄物リストを制定し，統一された危険廃棄物鑑別基準と鑑別方法，識別表示を規定する（法 51 条）。 <br> 危険廃棄物の容器と包装物及び危険廃棄物を収集，貯蔵，輸送，処理 |



NO． 5

| 項目 | 内容 |
| :---: | :---: |
| 法律名（原文） | 中华人民共和国清洁生产促进法 |
| 法律名（訳文） | 中華人民共和国清潔生産促進法 |
| 発布機関 | 全国人民代表大会常務委員会 |
| 発布•施行 | 2002年6月29日に可決•発布，2003年1月1日から施行 |
| 構成 | 総則，清潔生産の推進および実施，優遇策，法的責任と附則の 6 章 42条。 |
| 制定目的 <br> （法1条） | クリーン生産の促進，資源利用率の向上，汚染物発生の現象と回避，環境の改善と保護，人体健康の保障，経済と社会の持続発展を促進す るためである。 |
| 定義 <br> （法2条） | 本法で言らクリーン生産とは，常に設計の改善に努め，クリーン・エ ネルギーや原料を利用し，優れた技術と設備を採用し，管理の改善と綜合利用などの措置を取る。源から汚染を削減し，資源の利用効率を高め，生産活動やサービス及び製品使用段階での汚染物の発生と排出 の削減又は回避して，人体健康及び環境への危害を防止すること。 |
| 法の管理体制 <br> （法5条） | 国務院経済貿易行政主管部門は，全国のクリーン生産推進業務を協調 する。国務院の環境保護，計画，科学技術，農業，建設，水利及び品質技術監督などの行政主管部門は，各自の責務範囲のクリーン生産促進関係の業務を実施する。 <br> 県レベルまたはそれ以上の地方人民政府は所管行政管轄区域内のクリ <br> ーン生産の促進業務を指導する。県レベルまたはそれ以上の地方人民政府の経済貿易行政主管部門はその行政管轄区域内のクリーン生産促進業務を協調する。県レベルまたはそれ以上の地方人民政府の環境保護，計画，科学技術，農業，建設，水利及び品質技術監督などの行政主管部門は，各自の責務範囲のクリーン生産促進関係業務を実施する。 |
| 関連規定 | 過剰な資源消耗や深刻な環境汚染をもたらす遅れた生産技術，プロセ スおよび老朽化設備と製品に対して，期限付き淘汰制度を導入する。国務院の経済貿易行政主管部門は国務院関連行政主管部門と連携し，期限付きで淘汰する生産技術，プロセス，設備及び製品のリストを制定し，公布する（法 12 条）。 <br> 新設，改築や増築の際，環境影響評価を実施しなければならない。原材料の使用，資源の消耗，資源の総合利用および汚染物の発生と処理等に関しては，分析や評価を行い，資源利用効率の高い又は汚染物発 |


|  | 生量が少ないクリーンな生産技術，工程，設備を優先的に利用しなけ <br> ればならない（法 18 条）。 |
| :--- | :--- |

NO． 6

| 項目 | 内容 |
| :---: | :---: |
| 法律名（原文） | 中华人民共和国环境影响评价法 |
| 法律名（訳文） | 中華人民共和国環境影響評価法 |
| 発布機関 | 全国人民代表大会常務委員会 |
| 発布•施行 | 2002年10月28日に可決•発布，2003年9月1日から施行 |
| 法的根拠 | 総則，計画の環境影響評価，建設事業の環境影響評価，法的責任，附則の 5 章 38 条から構成される。 |
| 構成 | 持続可能な発展戦略を実施し，事業計画と建設事業の実施後の環境へ の悪影響の防止と経済，社会及び環境の協調がとれた発展の促進をす るためである。 |
| 制定目的 | 本法でいう環境影響評価とは，計画と建設事業の実施後に発生する可能性のある環境影響について分析，予測及び評価を行い，環境への悪影響の防止と軽減の対策と措置を提起し，フォローアップ・モニタリ ングを行う方法と制度のことを指す。 |
| 適用範囲 | 本法第 9 条に規定する範囲内（土地利用事業計画，区域，流域，海域 の建設，開発利用計画，工業，農業，牧畜業，林業，エネルギー，水利，交通，都市建設，観光，自然資源開発の関連セクター計画および すべての建設プロジェクト）の計画を立てる場合，中華人民共和国領域及び中華人民共和国管轄のその他海域内で環境に影響のある事業を建設する場合，本法に従い環境影響評価を行うべきである。 |
| 関連規定 | 海洋工程建設事業の海洋環境影響報告書の承認は，「中華人民共和国海洋環境保護法」の規定に従い関連手続を行う（法 22 条）。 |

NO． 7

| 項目 | 内容 |
| :---: | :---: |
| 法律名（原文） | 中华人民共和国海域使用管理法 |
| 法律名（訳文） | 中華人民共和国海域使用管理法 |
| 発布機関 | 全国人民代表大会常務委員会 |
| 発布•施行 | 2001 年 10 月 27 日に可決•発布，2002年月1日から施行 |
| 構成 | 総則，海洋機能区分，海域使用時の申請と審査，海域使用権，海域使用金，監督•検査，法的責任および附則の 8 章 54 条から構成される |
| 制定目的 （法1条） | 海域の使用管理，国家海域の所有権と海域使用権人の法的権利を保護 し，海域の有効的な開発と持続可能な利用を促進するためである。 |
| 定義 <br> （法2条） | 本法でいう海域は中華人民共和国の内水，領海の水面，水体，海床と底土をいう。内水とは，中華人民共和国領海基線から陸地側から海岸線までの海域を指す。 |
| 法制度 | 海洋機能区画制度（法 4 条），海域の有償使用制度（法 33 条），海域権所属制度（法 25 条），海域使用管理制度（法 19 条） |
| 管理体制 （法7条） | 原則的に国家は海域使用に対して中央統一管理体制を取るが中央政府 が地方人民政府に権限を与えることも可能な海域使用管理体制を規定 している。すなわち：中央政府の統一管理の前提のもとで，国務院は省，自治区，直轄市人民政府に権限を与えて，一部の海域の使用•管理権 を行使することができる。具体的管理においては，項目別の分類管理と海域使用面積の管理の 2 種類がある。国務院が審査の権限をもち，国務院の海域使用管理のコントロールを確実にするとともに，国務院が一部の審査権および海域使用監督•管理権を地方人民政府に与えること を規定している。関連行政部門間の管理権限の区分については国務院海洋行政主管部門が全国海域使用の監督•管理をし，漁業行政主管部門が海洋漁業に対して監督•管理を実施し，海事管理機構は海上交通安全の監督•管理を実施することを規定している。 |
| 規定内容 | 同法は海域使用の申請および審査（法 3 章），海域の使用監督•検査（法 6 章）などについてそれぞれ規定をした。さらに海域使用管理における各違法行為について法的責任（法 7 章）を明記している。 |

NO． 8

| 項目 | 内容 |
| :---: | :---: |
| 法律名（原文） | 中华人民共和国渔业法 |
| 法律名（訳文） | 中華人民共和国漁業法 |
| 発布機関 | 全国人民代表大会常務委員会 |
| 発布•施行 | 1986年1月20日に可決•発布，2000年10月31日に改正，2004年8月 28 日に 2 回目改正，同日から施行 |
| 構成 | 総則，養殖業，漁労業，漁業資源増殖の保護，法的責任および附則の 6章 50 条から構成される。 |
| 制定目的 （法1条） | 漁源の保護，増殖，開発と合理的な利用，人工養殖の発展，漁業生産者の法的権利の保障，漁業生産の発展と社会主義の建設と国民生活の需要を満たすためである。 |
| 適用範囲 <br> （法2条） | 中華人民共和国の内水，滩涂，領海，専属経済区および中華人民共和国管轄のすべてのその他の海域での養殖，漁労，水生物などの漁業生産活動に適用する。 |
| 法の管理体制 （法7条） | 国家が漁業の監督管理に対して統括的または各級別に管理することを明確した。海洋漁業については，海域を隣接している省，自治区，直轄市の人民政府漁業行政主管部門が監督管理を実施し，河川，湖など の水域内の漁業については，行政区分の指定により，県級またはその以上の人民政府漁業行政主管部門が監督•管理を行う。行政区域を跨 る場合，県級またはその以上の人民政府が協議によってその管理方法 を決めるか，または上級人民政府の漁業行政主管部門および所属して いる漁政監督管理機構によって，監督•管理を実施する。 |
| 法制度 | 水域利用計画制度，養殖証管理制度，漁労限額制度，漁労許可証制度，水産種質資源保護区制度，漁業資源増殖保護費制度，漁業資源品種重点保護制度，漁業水域生態環境監督管理制度などがある。 |

NO． 9

| 項目 | 内容 |
| :---: | :---: |
| 法律名（原文） | 中华人民共和国防治海岸工程建设项目污染损害海洋环境管理条例 |
| 法律名（訳文） | 中華人民共和国海岸工事建設プロジェクトによる海洋環境汚染防止管理条例 |
| 発布機関 | 国務院 |
| 発布•施行 | 1999年6月25日に発布，1999年8月1日から施行，2007年9月25日に改正，2008年1月1日から施行 |
| 法的根拠 | 【海洋環境保護法】 |
| 構成 | 30 条 |
| 制定目的 | 海岸工事建設プロジェクトの環境保護管理の強化と新たな汚染源の規制と海洋環境の保護と改善をするために制定したものである。 |
| 定義 | 海岸工事建設プロジェクトは海岸または海岸と隣接しているもの；プ ロジェクトの本体は海岸線から陸上側に面しているもの；海洋環境に影響を与える新設，改築，増築の建設プロジェクトをいう。 |
| 法の管理体制 | 国務院環境保護行政主管部門は全国の海岸工事建設プロジェクトの環境保護を担当する。 <br> 沿海県またはそれ以上の地方人民政府の環境保護行政主管部門は担当行政区域内の海岸工事建設プロジェクトの環境保護を担当する。 |
| 規定内容 | 同条例は海岸工事建設プロジェクトの海洋環境保護の義務に対する一般的な規定をしているほか，港湾や埠頭の建設，海岸に立地する造船所，船修理所の建設，海浜原子力発電所やその他の原子力発電施設の建設，海岸に立地するオイルタンクの建設，海浜鉱山の建設，海浜ご み処理場または産業廃棄物の埋立場の建設などといった特殊な海岸工事建設プロジェクトについても具体的な規制項目を規定している。 |

NO． 10

| 項目 | 内容 |
| :---: | :---: |
| 法律名（原文） | 中华人民共和国防治海洋工程建设项目污染损害海洋环境管理条例 |
| 法律名（訳文） | 中華人民共和国海洋工事建設プロジェクトによる海洋環境污染防止管理条例 |
| 発布機関 | 国務院令 第475号 |
| 発布•施行 | 2006年9月19日に発布，2006年11月1日から施行， |
| 法的根拠 | 【海洋環境保護法】 |
| 構成 | 8 章 59 条 |
| 制定目的 | 海洋工事建設プロジェクトによる海洋環境污染の軽減と防止をすると ともに，海洋生態のバランスを維持し，海洋資源を保護するために制定したものである。 |
| 主な内容 | 1）海洋工事建設の環境アセス評価制度の確立 <br> 例えば，海洋工事の環境アセス評価の原則と要求，海洋工事建設の環境報告書の新たな審査手続きの内容を規定している。 <br> 2）海洋工事建設，実際稼動している過程で発生した汚染•損害の監督•管理の明記 <br> 例えば，海洋工事の環境保護施設の三同時制度および海洋工事環境影響の評価制度を確立し，使用満期後の撤退または他の目的使用の改造工事建設の監督•管理を強化した。 <br> 3）海洋プロジェクト稼動後の廃棄物質の排出の監督•管理の明確化例えば，汚染物質の排出規制と禁止項目を明記している。 <br> 4）海洋プロジェクトの汚染事故の予防と処置の具体化 <br> 例えば海洋プロジェクトによる海洋環境応急予案作成の要求を追加 して汚染事故報告制度を確立した。 |

NO． 11

| 項目 | 内容 |
| :---: | :---: |
| 法律名（原文） | 中华人民共和国防止拆船污染环境管理条例 |
| 法律名（訳文） | 中華人民共和国船舶解撤による環境污染防止管理条例 |
| 発布機関 | 国務院令 |
| 発布•施行 | 1988年5月18日に発布，1988年6月1日から施行， |
| 法的根拠 | － |
| 構成 | 28 条 |
| 制定目的 | 船舶解撤による環境汚染防止し生態系のバランスを維持し，人々の健康の保障と船舶解撤事業の発展のために制定したものである。 |
| 適用範囲 | 中華人民共和国管轄水域内に海岸と水上の船舶解撤活動を従事してい る事業者と個人に適用している。 |
| 用語定義 | 海岸の船舶解撤とは，廃船が船舶解撤の埠頭においての解撤をいう。 <br> ドックでの船舶解撤とは廃船沖合（海難事故中の船舶が砂浜に突き進 むが除く）の船舶解撤をいう。 <br> 水上の船舶解撤とは完全に水上の状態で船舶解撤のことをいう。 |
| 管理体制 | 県またはそれ以上の人民政府の環境保護部門が窓口になって，船舶解撤による環境汚染防止における各関係部門との協調，監督•検査を行 う。また港の港湾水域外の海岸の船舶解撤による環境污染防止を主管 する。 <br> 県またはそれ以上の人民政府の環境保護部門，港務監督，国家漁政漁港監督管理部門と軍隊環境保護部門はそれぞれの責務範囲内に水域の船舶解撤による環境汚染防止において監督•管理の主管部門である。 |
| 規定内容 | 船舶解撤工場の設置，船舶解撤事業者に対する作業手順の要求，船舶解撤による汚染防止対策の実施監督と船舶解撤による汚染損害事故の処理•処置，船舶解撤事業者の遺留汚染物の処理など。 |

NO． 12

| 項目 | 内容 |
| :---: | :---: |
| 法律名（原文） | 中华人民共和国国家突发环境事件应急预案 |
| 法律名（訳文） | 中華人民共和国国家突発環境事件応急予備案 |
| 発布機関 | 国務院令 |
| 発布•施行 | 2006年1月24日に発布，2006年1月24日から施行， |
| 法的根拠 | 『環境保護法』，『海洋環境保護法』，『安全生産法』，『国家突発公共事件総体応急予備案』およびその他の関連法規 |
| 構成 |  |
| 制定目的 | 健全的な突発環境事件の応急システムの構築と政府の公共的な危機と される突発環境事件の対応能力を高めることと社会安定，大衆の生命•健康および財産の安全の保障と環境の保全，社会の全面，協調，持続可能な発展を促進するために制定したものである。 |
| 適用範囲 | 地•省（区•市）人民政府の突発環境事件処置能力を超える処理業務，省を跨る（区•市）の突発性の環境事件の処理業務，国務院または全国環境保護の部門連絡会議による協調，指導の必要と判断される突発性の環境事件またはその他の突破性の事件の関連環境事件に適用され る。 |
| 規定内容 | 突破性環境事件は事件の重大性と緊急の度合いによって「特別重大環境事件（I 級），重大環境事件（II 級），比較的大きい環境事件（III級） および一般環境事件（IV級）の4クラスに分かれている。 |

NO． 13

| 項目 | 内容 |
| :---: | :---: |
| 法律名（原文） | 中华人民共和国淮河流域水污染防治暂行条例 |
| 法律名（訳文） | 中華人民共和国淮河流域水污染防止暫行条例 |
| 発布機関 | 国務院 第183号 |
| 発布•施行 | 1995年8月8日に発布，1995年8月8から施行 |
| 法的根拠 | － |
| 構成 | 43 条から構成される |
| 制定目的 | 淮河流域の水質汚染の防止と水質の保護•改善，人体の健康と国民の生活，産業用水の保障をするために制定したものである。 |
| 適用範囲 | 淮河流域の河川流域，湖，ダム，水路などの地表水体の污染防止に適用する。 |
| 管理体制 | 淮河流域水資源保護指導組が主管部門として淮河流域の水資源の保護 と水質汚染対策の重大課題の解決において各部門との調整•処理をす る。また淮河流域の水質污染防止の実施の監督•検査を担当すると同時に，国務院から与えた権限を行使する。例えば：河南省，安徴省，江蘇省，山東省の人民政府はそれぞれ管轄している淮河流域の水質環境 に対して責任をもって改善し，該当流域の淮河流域の水質環境目標を達せしなければならない。 |
| 規定内容 | 国家は淮河流域に対して水質汚染物質の排出総量の規制制度，汚染物質の排出の許可証制度，淮河流域の排水基準超過した企業を対象に期限付きの処理制度などの実施をしなければならないと規定している。 そのほか，淮河流域に発生した水質汚染事故の処理プロセスと具体策 などを明記している。 |

NO． 14

| 項目 | 内容 |
| :---: | :---: |
| 法律名（原文） | 中华人民共和国防治船舶污染内河水域环境管理规定 |
| 法律名（訳文） | 中華人民共和国船舶污染による内河水域環境防止管理規定 |
| 発布機関 | 交通部 2005 年第 11 号 |
| 発布•施行 | 2005年8月20日に発布，2006年6月11日から施行 |
| 法的根拠 | 『水質汚染防止法』，『水質污染防止法実施細則』など。 |
| 構成 | 10 章 60 条 |
| 制定目的 | 船舶汚染による内河水域の環境汚染防止の監督•管理の強化，内河水域の環境および資源の保護，経済と社会の持続可能な発展の促進のた めに制定したものである。 |
| 適用範囲 | 中華人民共和国の河川，湖，ダムなど内河水域の運航，停留，作業お よびその他の内河水域の環境活動に影響のある船舶に適用する。 |
| 管理体制 | 国務院交通主管部門が，全国の船舶汚染による内河水域の環境汚染防止の監督•管理を実施する。国務院交通主管部門の海事管理機構は，具体的な業務実施を担当する。 |
| 規定内容 | 総則，一般規定，船舶搭載危険性貨物および関連する作業，船舶ごみ と生活排水，排出と引き受け，船舶の解撤，引き上げ，修理•製造お よびその他の水上，水底の作業，船舶污染事故の応急処理，汚染事故 の事後処理，法的責任と附則などについて規定している。 |

NO． 15

| 項目 | 内容 |
| :---: | :---: |
| 法律名（原文） | 中华人民共和国海洋倾废管理条例 |
| 法律名（訳文） | 廃棄物海洋投棄管理条例 |
| 発布機関 | 国務院 |
| 発布•施行 | 1985年3月6日に発布，1985年4月1日から施行 |
| 法的根拠 | － |
| 構成 | 24 条から構成される |
| 制定目的 | 『海洋環境保護法』を実施し，廃棄物の海洋投棄管理を厳しく抑制し て海洋環境の汚染•損害の防止をすることによって生態のバランスの保持，海洋資源の保護および海洋事業の発展のために制定したもので ある。 |
| 適用範囲 | （1）中華人民共和国の内海，領海および大陸架およびその他の管轄海域 に投棄する廃棄物とその他の物質，（2）海洋投棄目的のために中華人民共和国陸地または港で廃棄物とその他の物質を搭載する，（3）海洋投葉目的のために中華人民共和国の内海，領海およびその他の管轄海域で廃棄物とその他の物質を搬送する，（4）中華人民共和国の管轄海域内で廃棄物とその他の物質を焼却する場合に適用する。 |
| 管理体制 | 国家海洋局およびその派遣機構が廃棄物海洋投棄管理の主管部門であ る。 |
| 規定内容 | （1）廃棄物海洋投棄許可証の審査手順と管理内容を規定，（2）毒性•有害物質の含有量と海洋環境への影響度合いなどの要素を考慮して廃棄物 を 3 種類に分けて管理する。（3）廃棄物海洋投棄による汚染損害が生じ た場合の法的責任を規定 |

NO． 16

| 項目 | 内容 |
| :--- | :--- |
| 法律名（原文） | 中华人民共和国近岸海域环境功能区管理办法 |
| 法律名（訳文） | 中華人民共和国沿岸海域環境機能区管理方法 |
| 発布機関 | 国家環境保護総局令 第 8 号 |
| 発布•施行 | 1999 年 12 月 10 日に発布，1999 年 12 月 10 日から施行 |
| 法的根拠 | - |
| 構成 | 4 章 20 条から構成される |
| 制定目的 | 『海水水質基準』を実施し，沿岸海域の生態環境の改善•保護，態の <br> バランスの保持，海洋資源の保護および海洋事業の発展のために制定 <br> したものである。 |
| 適用範囲 | - |
| 管理体制 | 沿海県またはそれ以上の地方人民政府の環境保護行政主管部門が当該 <br> 当の行政区域の沿岸海域環境機能区の環境保護に対して統括の監督•• <br> 管理を実施する。 <br> 規定内容 <br> 総則，沿岸海域環境機能区の区画，沿岸海域環境機能区の管理と附則 <br> 沿岸海域環境機能区は 4 種類に分かれている。各種の沿岸海域環境機 <br> 能区はそれぞれ適応の海水水質基準に従う。 |

NO． 17

| 項目 | 内容 |
| :---: | :---: |
| 法律名（原文） | 中华人民共和国省级海洋功能区划审批办法 |
| 法律名（訳文） | 中華人民共和国省級海洋機能区区画の審査方法 |
| 発布機関 | 国務院 |
| 発布•施行 | 2003年3月7日発布，2003年3月7日から施行 |
| 法的根拠 | － |
| 構成 | 4 条から構成される |
| 制定目的 | 沿海省，自治区，直轄市の海洋機能の区画の審查と許可のために制定 したものである。 |
| 適用範囲 | － |
| 管理体制 | － |
| 規定内容 | 審査の根拠，審査の内容，審査手続きの手順と，その他の事項が規定 されている。 <br> 審査の根拠として，（1）国家海域使用管理と海洋環境保護の法規，（2）国民経済と社会発展計画および中長期計画，（3）全国海洋機能区画および その他の国務院の批准による計画，（4）国家海洋開発利用と保護の関連政策，（5）省級国民経済と社会発展計画および中長期計画，⑥海洋機能区画管理制度と技術マニュアルが明確にされている。 <br> 審査手続きの手順として，省級海洋機能区の区画書類は，省，自治区，直轄市の海洋行政主管部門によって作成して，同レベルの人民政府に審査を受ける。国家海洋局は区画書類の作成に当たって指導を行う。省級海洋機能区の区画書類審査が人民政府の許可を受けた後，国家海洋局が代わりに審査意見と答復の原稿を書いて，法に決められた手順 に従って国務院に提出する。 <br> 許可後の公示方法についても明確している。 |

NO． 18

| 項目 | 内容 |
| :---: | :---: |
| 法律名（原文） | 中华人民共和国排放污染物申报登记管理规定 |
| 法律名（訳文） | 污染排出物の申告•登録管理規定 |
| 発布機関 | 国家環境保護総局令 第 10 号 |
| 発布•施行 | 1992年8月14日に発布，1992年10月1日から施行 |
| 法的根拠 | 『環境保護法』およびその他の関連法規 |
| 構成 | 17 条から構成される |
| 制定目的 | 汚染排出物の監督•管理を強化するために制定したものである。 |
| 適用範囲 | 中華人民共和国領域および管轄したその他の海域に直接または間接的 に汚染物質を排出し，産業および建築工事による騒音または固体廃棄物を発生した企業•事業者に適用する。 |
| 管理体制 | 県級またはそれ以上の環境保護行政主管部門は汚染排出物の申告•登録に対して統括監督•管理をする。 <br> まず，汚染物の排出先は汚染排出の事実を間違いなく《汚染排出物の申告•登録表》に記入して，該当業界の主管部門に提出し，審査して もらう。業界の主管部門の審査を受けてから所在地の環境保護行政主管部門に《汚染排出物の申告•登録表》を提出し登録の手続きを済ま せてから《汚染排出物の申告•登録済証明書》を受領する。 |
| 規定内容 | 汚染排出の先は国家の規定に従い，排出した汚染物質に対してモニタ リングや統計をしなければならない。また登録後に，排出汚染物質の種類，数量，濃度，排出の経路，排出の場所，排出の方式，騒音源種類，数量および騒音の強度，騒音による汚染防止施設または固体廃棄物の貯蔵•利用および置き場など重大な変更が生じた場合，《污染排出物変更の申告•登録表》を記入して提出しなければならない。 |

NO． 19

| 項目 | 内容 |
| :---: | :---: |
| 法律名（原文） | 中华人民共和国水污染物排放许可证管理暂行办法 |
| 法律名（訳文） | 水質汚染物の排出許可証管理の暫定方法 |
| 発布機関 | 国家環境保護総局 |
| 発布•施行 | 1988年3月20日に発布，1988年3月20から施行 |
| 法的根拠 | 『水質污染防止法』と『海洋環境保護法』 |
| 構成 | 第6章29条 |
| 制定目的 | 水質汚染を有効に抑制し，水質汚染源の監督•管理を強化するために制定したものである。 |
| 適用範囲 | 水体に直接または間接的に汚染物質を排出する企業•事業者に適用す る。 |
| 管理体制 | 国務院環境保護行政主管部門と各級人民政府の環境保護行政主管部門 が水質汚染物の《汚染排出許可証》の発行に当たつての監督•管理を する。各地の環境保護行政主管部門は該当地域の実際の状況に合わせ て申告•登録の上で，重点的に監視対象となる汚染源と汚染物質に対 して時期別に排出許可証の発行制度を実施する。地方環境保護行政主管部門は管轄地域内において，汚染物質排出総量の抑制を実施して，水体の機能または水質目標の要求に合わせて総量を分配し，さらに水質汚染と汚染物質の排出現状をみて汚染物質の削減量を確定する。地方環境保護行政主管部門は管轄地域の汚染排出総量規制値によって汚染排出事業者の排出量を審査•許可する。 |
| 規定内容 | 総則，汚染排出の申告•登録制度，汚染排出許可証制度，監督•管理，処罰および附則。 <br> 汚染物質の排出濃度抑制管理の上，汚染排出の申告•登録と水質汚染物の《汚染排出許可証》の発行を実施して，徐々に汚染物質排出総量 の抑制を実施する。 |

NO． 20

| 項目 | 内容 |
| :---: | :---: |
| 法律名（原文） | 中华人民共和国排放污染物申报登记管理规定 |
| 法律名（訳文） | 中華人民共和国污染排出費徴収基準管理方法 |
| 発布機関 | 国務院令 369 号 |
| 発布•施行 | 2003年1月2日に発布，2003年7月1日から施行 |
| 法的根拠 | － |
| 構成 | 総則，汚染物質の排出種類，数量の査定，汚染物排出費の徴収，汚染物排出費の使用，罰則と附則の 6 章 26 条から構成される。 |
| 制定目的 | 汚染排出費徴収および使用に関する管理の強化をするために制定した ものである。 |
| 適用範囲 | － |
| 管理体制 | 県級またはそれ以上の人民政府環境保護主管部門，財政部門，価格主管部門が各自の責務に応じて，汚染物排出費の徴収，使用の管理業務 に対して，指導，監督•管理を行う。国務院の価格主管部門，財政部門，環境保護行政主管部門と経済貿易主管部門は汚染物処理産業化の需要，汚染防止の要求と経済，技術の条件および汚染物排出者の対応能力に応じて，国家汚染排出費の徴収基準を定める。 |
| 規定内容 | 汚染排出費の徴収は四分類されている。（1）大気汚染防止法，海洋環境保護法の規定による汚染排出費の徴収，（2）水質汚染防止法の規定によ る汚染排出費の徴収，（3）固体廃棄物污染環境防止法の規定による汚染排出費の徴収，（4）環境騒音汚染防止法の規定による汚染排出費の徴収。汚染排出費は環境保護の単独予算金として管理され，主に重点規制対象汚染源の防止，区域性の汚染防止，污染防止技術，新しい処理技術 の開発，普及などのプロジェクトの補助金などに使われる。 |

NO． 21

| 項目 | 内容 |
| :---: | :---: |
| 法律名（原文） | 中华人民共和国防止船舶垃圾和沿岸固体废物污染长江水域管理规定 |
| 法律名（訳文） | 中華人民共和国船舶ごみと沿岸固体廃棄物による長江水域管理規定 |
| 発布機関 | 交通部，建設部，国家環境保護総局 |
| 発布•施行 | 1997年12月24日に発布，1998年3月1日から施行 |
| 法的根拠 | 『水質汚染防止法』および『固体廃棄物汚染環境防止法』，『都市市容 および環境衛生管理条例』などの関連法と国際条約 |
| 構成 | 7 章 35 条 |
| 制定目的 | 船舶ごみと沿岸固体廃棄物の汚染防止，長江水域環境を保護するため に制定したのである。 |
| 適用範囲 | 長江水域内の運航，停留，作業する船舶および船舶所有者（経営者） および埠頭の積み下ろし施設所有者（経営者），長江沿岸都市のすべて の事業者または個人およびごみの引き受け処理する事業者と作業員に適用する。 |
| 管理体制 | 国務院環境保護行政主管部門は長江水質汚染防止および固体廃棄物汚染防止の監督•管理を実施する。国務院交通行政主管部門は船舶ごみに よる長江水域汚染防止の監督•管理を実施する。国務院建設行政主管部門は沿岸都市生活ごみの清掃，収集，貯存，運送および処置の管理•監督を実施する。 |
| 規定内容 | 総則，船舶ごみの汚染防止，沿岸固体廃棄物の汚染防止，ごみの引き受け施設と管理，特別規定，法的責任および附則 |

NO． 22

| 項目 | 内容 |
| :---: | :---: |
| 法律名（原文） | 中华人民共和国城市生活垃圾管理办法 |
| 法律名（訳文） | 中華人民共和国都市生活ごみ管理方法 |
| 発布機関 | 建設部 令第 157 号 |
| 発布•施行 | 2007年4月28日に発布，2007年7月1日から施行 |
| 法的根拠 | 『固体廃棄物環境汚染防止法』，『都市市容および環境衛生管理条例』 などの環境法規 |
| 構成 | 総則，処理•処置計画と施設の建設，清掃•収集•運送，処置，管理監督，法的責任および附則の 7 章 51 条 |
| 制定目的 | 都市生活ごみの管理，都市市容と環境衛生の改善のために制定したも のである。 |
| 適用範囲 | 中国都市部の生活ごみの清掃，収集，運送，処置およびその管理活動 に適用する。 |
| 管理体制 | 国務院建設主管部門は全国都市生活ごみの管理を行う。直轄市，市，県レベルの人民政府（環境衛生）の主管部門は，都市計画などの担当部署と連携して都市全体計画およびその地区の国民経済と社会発展計画などに基づいて，都市生活ごみ処理の計画を策定する。都市生活ごみ の収集•処置施設のレイアウトの配置，用地および規模を決定する。 |
| 規定内容 | 都市生活ごみの 3 化（減量化，資源化，無害化）処理原則と，ごみ発生者の連帯責任の原則を明確している。 <br> 生活ごみを排出する事業者と個人は，市人民政府が定められた生活ご み処理費の基準とその他の関連基準に従って都市生活ごみ処理費を支払わなければならない。都市生活ごみ処理費は都市生活ごみの収集•搬送•処置活動専用の資金源とする。 |

No． 23

| 項目 | 内容 |
| :---: | :---: |
| 法律名（原文） | 全国污染源普査条例 |
| 法律名（訳文） | 全国污染源普及調査条例 |
| 発布機関 | 国務院 |
| 発布•施行 | 2007年10月9日発布，同日から施行 |
| 制定目的 | 十一次 5 力年計画に掲げた汚染物質排出総量 $10 \%$ 削減する目標を実現 させるためである。 |
| 構成 | 総則，汚染源普及調査の対象，範囲，内容および方法，実施，データ の処理•公開，資料の管理および開発応用，表彰および処罰，附則の 7章42条から構成される。 |
| 定義 | 汚染源とは生産，生活およびその他の活動を行ら過程で排出した汚染物質または環境に悪影響を与える場所，施設，装置およびその他の汚染発生源をいう。 |
| 対象 | 中華人民共和国の国境内に汚染源発生する事業者および個人経営者を対象とする。 |
| 管理体制 | 全国汚染源調査指導組が全国の污染源調査を指導•統括し，全国汚染源調査法案の作成および調査公報などを公布する。 |
| 規定内容 | 同条例は汚染源調査の範囲を工業汚染源（6 項目），農業汚染源（4 項目），生活汚染源（ 5 項目），集中式汚染処理施設（4 項目）およびその他汚染物質の発生•排出する施設であることを規定している。 <br> また，法的責任について担当責任者，調査担当者任，調査対象者のそ れぞれの違法行為に対する処分•処罰の内容を規定している。 <br> 全国汚染源調査期間は 10 年に 1 回行い，調査の標準時間は調査年 の 12 月 31 日とする。 |

NO． 24

| 項目 | 内容 |
| :---: | :---: |
| 法律名（原文） | 中华人民共和国国家标准一海洋沉积物质量（GB18668－2002） |
| 法律名（訳文） | 中華人民共和国海洋沈殿物の品質（GB18668－2002） |
| 発布機関 | 国家品質監督検査検疫総局 |
| 発布•施行 | 2002年3月10日に発布，2002年10月1日から施行 |
| 制定目的 | 『環境保護法』と『海洋環境保護法』の実施，海洋沈殿物の汚染防止 と抑制，海洋生物資源とその他の海洋資源の保護，海洋資源の持続利用，海洋生態バランスの保持，人体健康の保障のために制定したもの である。 |
| 適用範囲 | － |
| 管理体制 | － |
| 規定内容 | 海域の各種類の使用機能別に沈殿物質の基準を規定している。 <br> 海域の異なった使用機能とそれぞれの環境目標に合わせて，佩用沈殿物の品質基準を 3 種類に分けられている。 <br> 1 類基準：海洋漁業水域，海洋自然保護区，珍奇および瀕危生物の自然保護区，海水養殖区，海水浴場，人体が直接沈殿物に接触する海上ス ポーツまたは娯楽エリア，人類の食品と直接関係のある工業用水区に適用。 <br> 2 類基準：一般工業用水区，海浜景勝地に適用。 <br> 3 類基準：海洋港湾水域，特殊用途の海洋開発作業エリアに適用。 <br> 同基準では各種類の沈殿物の品質の分類指標について具体的な規定を しているほか，海洋沈殿物のサンプルの採集，前処理，実験および保存などの分析方法と根拠となる基準について明確な規定をしている。 |

NO． 25

| 項目 | 内容 |
| :---: | :---: |
| 法律名（原文） | 中华人民共和国海洋沉积物质量（GB18421－2001） |
| 法律名（訳文） | 中華人民共和国海洋生物品質（GB18421－2001） |
| 発布機関 | 元 城郷建設環境保護部 |
| 発布•施行 | 1983年10月1日から施行 |
| 法的根拠 | － |
| 構成 | 排出規定とその他の規定，基準のモニタリング，付属説明などから構成される。 |
| 制定目的 | 『環境保護法（試行）』の実施と船舶汚染物による水域汚染防止のため に制定したものである。 |
| 適用範囲 | － |
| 管理体制 | － |
| 規定内容 | 船舶含油汚水の最高許容排出濃度，船舶生活汚水の最高許容排出濃度 および船舶ごみ排出についての 3 項目を規定している。船舶含油汚水 の最高許容排出濃度について標準区は内河，もつとも近い陸地より 12海里以内の海域ともつとも近い陸地より 12 海里以外の海域に対してそ れぞれ 3 種類の基準が規定されている。船舶生活汚水の最高許容排出濃度において，生化需氧量（COD），浮遊物および大腸菌の規制値が示 され，内河と沿海の規制値が区別されている。船舶ごみの排出につい て，プラスチック，漂着物，食品廃棄物とその他のごみの 3 類指標に対して内河と沿海の規制値が区別されている。そのほか，同基準はプ ラスチック製品，漂着物，食品廃棄物およびその他のごみ，船舶，も っとも近い陸地，含油汚水，生活汚水，漂着物質およびその他のごみ の定義について解釈した。 |

NO． 26

| 項目 | 内容 |
| :---: | :---: |
| 法律名（原文） | 中华人民共和国海洋功能区划技术导则（GB17108－2006） |
| 法律名（訳文） | 中華人民共和国海洋機能区画技術マニュアル（GB17108－2006） |
| 発布機関 | － |
| 発布•施行 | 1997年に元国家技術監督局により発布，2006年12月29日に現国家品質監督検査•検疫総局，国家標準化管理委員会により改正，2007年5月1日から施行 |
| 法的根拠 | － |
| 構成 | 範囲，規範性引用文献，用語，定義，区画の原則，区画の作業手順，海洋開発保護の現状と課題の分析，海洋機能区の区画，海洋機能区区画の成果などの 7 つの付録から構成される。 |
| 制定目的 | － |
| 適用範囲 | 中華人民共和国の内水，領海，海南，大陸架および必要とする陸域を含む専属経済区に適用する。 |
| 管理体制 | － |
| 規定内容 | 海洋機能区画の作業手順，方法および成果などの要求を規定している。 また海洋機能区区画の原則，海洋機能区の分類体系，分類の指標およ び海洋環境保護の要求などが明確している。 7 つの付録の主な内容とし て，資料の収集と調査の内容，海洋機能区の分類体系，海洋機能区の指標体系，海洋機能区の環境保護配慮，海洋機能区の区画マニュアル要綱，海洋機能区の登録票の様式，海洋機能区の区画図例などである。 さらに海洋機能区の区画原則について（1）自然属性と社会属性をともに配慮した原則，（2）統一計画と重点配慮の原則，（3）経済発展と資源環境保護の両立原則，（4）協調と協議の原則，（5）準備と選択性のある原則， ⑥展望性のあるものを規定している。 |

NO． 27

| 項目 | 内容 |
| :--- | :--- |
| 法律名（原文） | 大连市海域使用管理条例 |
| 法律名（訳文） | 大連市海域使用管理条例 |
| 発布機関 | 大連市人民代表大会常務委員会 |
| 発布•施行 | 2007年3月22日に大連市第 13 回人民代表大会常務委員会第 30 次会議 <br> にて可決，2007年5月25 日の遼寧省第 10 回人民代表大会常務委員会 <br> 第31回会議にて許可され，2007年 8 月 1 日から施行。 |
| 法的根拠 | 『中華人民共和国海域使用管理法』などの関連法規 |

NO． 28

| 項目 | 内容 |
| :---: | :---: |
| 法律名（原文） | 大连市人民政府关于控制近岸海域污染的通知 |
| 法律名（訳文） | 近岸海域污染抑制に関する大連市人民政府の通知 |
| 発布機関 | 大連市人民政府 |
| 発布•施行 | 2001年7月6日発布，同日から施行 |
| 法的根拠 | 『中華人民共和国環境保護法』，『大連市環境保護条例』 |
| 構成 | 汚水排出の抑制，船舶による汚染防止，海域の開発利用活動による汚染防止，海岸汚染排出物の汚染防止，海岸汚染防止の宣伝教育と法の実施の 19 条から構成される。 |
| 規定内容 | 1）汚水排出の抑制 <br> 全市の汚水排出パイプの使用状況を調査して徐々に市政排水網か らの直接の排出を廃止して，すべての汚水を都市汚水処理場に集中処理してから排出する。 <br> 汚水処理場には，必ず消毒施設と汚水流量計および COD オンライ ンモニタリングの装置を設置しなければならない。汚水処理場の事業者は集中処理後の水質に対して責任を持たなければならない。 <br> 2）船舶による汚染防止 <br> 3）海域の開発利用活動による汚染防止 <br> 4）海岸汚染排出物の汚染防止 <br> 5）海岸汚染防止の宣伝教育と法の実施 |

## 添付資料2 中国の沿岸域管理に係る特定の法律 仮訳

本調査の主眼である海洋ごみに関する沿岸域管理に係る特定の法律について，仮訳を掲載した。

掲載した法律は，次のとおりである。
（1）中国海洋環境保護法
（2）中国海域使用管理法
（3）海水浴場の環境モニタリング技術規程
（4）陸地汚染源による海洋環境汚染管理条例
（5）海洋廃棄物投棄管理条例
（6）近岸海域汚染抑制に関する大連市人民政府の通知

## 中国海洋環境保護法

（出所 ：海洋政策研究財団 2006－3 「中国の海洋政策と法制に関する研究」から引用）

第1章 総則

第1条 海洋環境の保護と改善及び海洋資源の保護と汚染被害の対策，並びに生態系均衡の維持，国民の健康保障，そして経済と社会発展の継続性の可能を促進する ために，本法を制定する。
第2条 本法の適用範囲は中国の内水，領海，接続水域，排他的経済水域，大陸棚及び中国が管轄する他の海域である。中国の管轄する海域内で行う航行，調査，開発，生産，観光，科学的研究及びその他の活動，或いは沿岸陸域内での海洋環境に対して影響を及ぼす活動を行ういかなる団体と個人が本法を守らなければ ならない。中国管轄以外の海域からの原因で中国管轄海域が汚染された場合も，本法を適用する。
第3条 国家は重点海域における汚染物質の排出総量に対する規制を制定して当該制度 を執行する。また，主要な汚染物の排出総量の規制指標を確定すると共に主要 な汚染源の排出規制量を分配する。具体的な方法は国務院によって制定する。
第4条 すべての団体と個人は海洋環境保護する義務があると同時に，海洋環境を汚染被害した団体と個人及び海洋環境の管理監督者の職務上の過失行為に対して監督または告発する権限を持つ。
第5条 国務院環境保護の行政主管部門は国家全体の環境保護を統一管理•監督する団体として，全国の海洋環境保護に対して指導，調整及び監督すると共に，陸上起因汚染物の予防管理及び海岸建設事業により海洋汚染被害に対して環境保護 の責任を負う。国家の海洋行政管理部門は海洋環境の監督管理及び海洋環境に対する調査，監視，判断と科学研究を実施すると共に，全国海洋建設事業と廃棄物の投棄による海洋汚染被害に対して環境保護の責任を負う。国家の海事行政主管部門は港湾区域内の非軍事船舶と港湾区域外の非漁業，非軍事船舶の海洋環境汚染に対する監督管理の責任を負い，汚染事故に対して調查及び処理責任を負ら；中国が管轄する海域での航行，停泊または作業する外国籍の船舶に よって汚染事故があった場合は，当該船に対して乗船検査及び処理することが できる。船舶の汚染事故が漁業に被害を及ばした場合は，漁業行政主管部門と共同に調査及び処理をしなければならない。国家の漁業行政主管部門は漁港区域内の非軍事船舶と漁港区域外の漁業船舶による海洋環境汚染に対する監督管理責任を負う。漁業水域の生態環境を保護すると共に前条に定めた汚染事故以外の漁業の汚染事故を調査及び処理するに責任を負う。軍隊の環境保護部門は

軍事船舶による海洋環境汚染を監督管理及び汚染事故に対する調査または処理 する責任を負う。沿岸県級以上の地方人民政府が海洋環境の監督管理権権限を行使しその職責は省，自治区，直轄市の人民政府が本法及び国務院の関連規定 によって確定する。

## 第2章 海洋環境の監督管理

第6条 国家の海洋行政主管部門は国務院の関連部門と沿岸省，自治区，直轄市の人民政府と共に全国の海洋機能区画管理方案を策定し，国務院に許可を申請する。沿岸地方の各級人民政府は全国及び地方の海洋機能区画に基づいて科学的かつ合理的に海域を使用しなければならない。
第7条 国家は海洋機能区画に基づいて，全国海洋環境保護計画及び重点海域地区など の海洋環境保護計画を策定する。重点海域と隣接する関連沿岸省，自治区，直轄市の人民政府及び海洋環境の監督管理の権限を行使する部門は海洋環境保護地域協力体の組織を構成することができる。そして，重点海域地区などの海洋環境保護計画の執行，海洋環境汚染防止対策及び海洋生態保護に対する責任を負う。

第8条 地区の範囲を超える海洋環境問題は関連する沿岸海の地方人民政府によって協議解決する。あるいは上級人民政府の参加によって協議解決する。部門の権限 を越える重大な海洋環境問題は国務院の環境保護行政主管部門によって調整す る；調整しても解決ができない場合は国務院によって決定する。
第9条 国家は海洋環境状況及び国家の経済と技術条件に基づいて，国家海洋環境基準 を制定する。国家海洋環境基準で規定されてない項目に対しては，沿岸省，自治区，直轄市の人民政府が地方海洋環境基準を制定することができる。沿岸地方の各級人民政府は国家及び地方の海洋環境基準規定と当該行政区近辺海域の環境水準の状況に基づいて，海洋環境保護の目標と任務を確定し，人民政府の事業計画に組み入れて管理を執行する。
第10条 国家と地方の水汚染物排出基準を制定する際には，国家と地方の海洋環境基準 を重要な根拠にしなければならない。国家が制定し，執行している汚染物排出総量規制の重点海域においては水汚染物排出基準を制定する際，主要汚染物の排出総量規制指標も重要な根拠にしなければならない。
第11条 直接海洋に汚染物を排出している団体と個人は国家規定に従って，汚染物排出費を納めなければならない。海洋に廃棄物を投棄するときには，国家規定に従 って投棄費を納めなければならない。本法によって徴収した汚染物質の排出費，

投棄費は必ず海洋環境汚染の整備に用いなければならないし，他の用途に流用 してはならない。具体的な内容は国務院によって規定する。
第12条汚染物の排出が標準を超えた場合，あるいは限定期間内に汚染物排出を削減が満 たさない場合，あるいは海洋環境に重大な汚染被害を及ぼした場合に対しては限定期限内に問題を処理しなければならない。限定期限内に処理することは国務院 の規定権限によって決定する

第13条 国家は海洋環境汚染対策のため科学技術の研究と開発を強化する。海洋環境に重大な汚染を及ぼす後進生産技術及び設備に対して，使用を最大限抑制する。企業 も海洋汚染防止のため，清潔なエネルギー及び効率的な資源利用と低污染生産技術を優先的にしようしなければならない。
第14条 国家の海洋行政主管部門は国家の環境監視測定と監視規範または標準によって，全国の海洋環境の調查，監視測定，監視管理すると共に，具体的な実施方法を制定し，関連部門と共同に全国の海洋環境を監視測定と監視するネットワーク を組織し，定期的に海洋環境水準を点検して，海洋調査結果を発表する。本法 によって海洋環境監督管理の権限を持つ部門はそれぞれ管轄する水域の監視測定する責任を負う。他の関連部門は全国海洋環境監視測定ネットワークの業務 によって，それぞれ河口及び主要な汚染物排出口を監視測定する責任を負う。

第15条 国務院の関連部門は国務院の環境保護の行政主管部門が全国環境観測官報に必要な海洋環境監視測定資料を提供しなければならない。環境保護の行政主管部門 は関連部門に海洋環境監督管理関連資料を提供しなければならない
第16条 国家の海洋行政主管部門は国家が制定した環境監視測定及び監視情報の管理制度に基づいて，海洋の総合情報システムの管理に責任を負って，海洋環境保護 の監督管理にサービスを提供する。
第17条 事故あるいはその他の突発的事件の発生によって，海洋環境汚染が及ぼした， あるいは及ぼす可能性のある団体と個人が必ず直ちに有効な措置をとらなけれ ばならない。同時に直ちに恐れがある被害者に通達すると共に本法に規定され た海洋環境の監督管理の権限を持つ部門に報告し，そして調查及び処理を受け る。沿岸海の県級以上の地方人民政府は当該行政地域近辺の海域環境が重大な汚染を受ける時，必ず被害を解除あるいは軽減に有効な措置をとらなければな らない。
第18条 国家は海洋の環境汚染を防止するため，国家重大海上汚染事故応急計画を制定 する。国家の海洋行政主管部門は海洋石油探査開発による海上石油流出汚染応急計画を制定する責任を負って，国務院の環境保護行政部門に該当計画を提出 する義務がある。国家の海事行政主管部門は全国の船舶による重大な海上石油流出汚染事故応急計画を制定する責任を負って，国務院の環境保護の行政部門

に当該計画を提出する義務がある。重大な海洋環境汚染の事故が発生する可能性のある部門が国家の規定に基づいて，汚染事故の応急計画を制定すると共に現地の環境保護の行政主管部門と海洋の行政主管部門に当該計画を提出する義務がある。沿岸県級以上の地方人民政府と関連部門は重大な海上汚染事故が発生する際，必ず応急計画に従って被害を解除あるいは軽減しなければならない。第19条 本法によって，海洋環境の監督管理の権限を持つ部門は海上で必要なとき，連合で法律を執行することができる。監視による海上で汚染事故あるいは本法規定を反する行為を発見する際，制止及び調査して証拠を取ることができる。必要な場合は有効な措置をとって，汚染事態の拡大を防止と共に関連主管部門に報告し，処理を求める権限がある。本法によって海洋環境の監督管理の権限を持つ部門が管轄範囲内に汚染物を排出する団体と個人に対して現場の検査を行 うことの権限がある。検査される側は検査者に実際情況の反映された必要の資料を提供しなければならない。検査機関は検査される側の技術秘密と業務秘密 を守られなければならない。

## 第3章 海洋生態保護

第20条 国務院と沿岸地方の各級人民政府は有効な措置をとって，マングローブ，サン ゴ礁，沿岸湿地，島，湾，河口，重要な漁業の水域など典型的かつ代表性のあ る海洋の生態システムを持つ地域，稀少で絶滅のおそれがある海洋生物の天然集中生息地，重要な経済価値を持つ海洋生物生息地および重大な科学文化価値 を持つ海洋歴史遺跡と自然の観を保護しなければならない。破壊された重要な経済及び社会価値を持つ海洋生態系に対しては，整備と回復の努力をしなけれ ばならない。

第21条 国務院の関連部門と沿岸省級人民政府は海洋生態を保護するため，必要な場合海洋自然保護区を設定することができる。国家水準の海洋自然保護区の指定は国務院の承認を得なければならない。
第22条下記の条件に該当する場合は海洋自然保護区の指定が可能である。
（1）典型的な海洋自然•地理特性をもつ地区，代表的な自然生態地区及び破壊さ れたが保護により回復可能な海洋自然生態地区
（2）海洋生物の種類が非常に豊富な地区，あるいは稀少で絶滅のおそれがある海洋生物種の天然集中生息地
（3）特殊な保護価値を持つ海域，海岸，島，沿岸湿地，河口と湾など
（4）重大な科学文化の価値をもつ海洋自然遺跡地区
（5）その他の特殊な保護の必要がある地区
第23条 特殊な地理条件，生態系，生物または非生物資源及び海洋開発利用の特殊な需要を持つ地区に対しては，海洋特別保護区として指定し，有効的な保護措置及 び科学的な方式で特殊管理を行うことができる
第24条海洋資源の開発利用するときには，海洋機能区画配置に基づいて，海洋生態環境破壊をもたらしてはならない。
第25条 新種の海洋動植物を導入する際，科学的な論証を行い，海洋生態システムに対 して危険を及ぼすことを避けなければならない。
第26条 島と周囲海域の資源を開発する際，厳格な生態の保護の措置をとり，島の地形，岸の浜，植生及び島の周囲海域の生態環境に対して破壊をもたらしてはならな い
第27条沿岸地方の各級人民政府は，現地の自然環境特徴を結び付けで，海岸保護施設，沿岸防護林，沿岸都市及び町の園林と緑地を造成し，海岸浸食と海水侵入地区 に対しては総合的な管理を行わなければならない。海岸保護施設，沿岸防護林，沿岸都市及び町の園林と緑地を壊すことを禁止する。
第28条 国家は親環境的な漁業の発展，多様かつ親環境的な漁業生産様式の拡散，海洋生態の改善を促進する。海水養殖場の新設，改築または拡張する際，環境影響判断を実施しなければならない。海水養殖の場合には，科学的で養殖の密度を確定し，合理的に餌と肥を投入し，正しく薬物を使用し，海洋環境の汚染を起 こさないようにしなければならない。

第4章 陸上起因汚染物による海洋環境汚染被害に対する対策

第29条海域に陸上から源汚染物を排出するのは必ず国家あるいは地方に規定した標準 と関連規定を厳格に執行しなければならない。
第30条海への汚染物排出口の位置を選択するときには，海洋機能区画，海水水利条件及び関連規定に基づいて，科学論証を通じた後，設ける市級以上の人民政府の環境保護行政主管部門に審査，承認を得なければならない。環境保護の行政主管部門は海への汚染物の排出口を設けることを許可する前に，必ず海洋，海事，漁業の行政主管部門及び軍隊の環境保護部門の意見を求めなければならない。海洋自然保護区，重要な漁業の水域，海辺の名勝及びその他の特殊な保護地区 で，新たに汚染物排出口を設置してはならない。条件が可能な地区では，汚染物排出口を深海に設けて，離岸排出を執行することができる。陸上起因源汚染物を深海で，離岸排出する排出口を設けるときには，海洋機能区画，海水水利

条件と海底施設などの関連情況を考慮しなければならない。具体的な内容は国務院によって定める。
第31条省，自治区，直轄市の人民政府の環境保護行政主管部門と水行政主管部門は水 の汚染予防•対策に関連する法律の規定に基づいて，河口管理を強化し，汚染 を防いで，河口の水質が良好な状態に維持しなければならない。
第32条 陸上から汚染物質を排出する部門は必ず環境保護行政主管部門の方に所有して いる污染物排出施設，処理施設及び正常作業条件での排出陸源汚染物の種類，数量及び濃度を申告する。並びに海洋環境汚染管理の関連技術と資料を提供し なければならない。排出する汚染物の種類，数量と濃度が重大な変化がある際，直ちに申告しなければならない。汚染物処理施設を取り除く，或いは使わずに置きする前には，必ず環境保護の行政主管部門の許可を得なければならない。
第33条海域に油類，酸液体，塩基の液体，猛毒の廃液及び中，高レベルの放射性廃水 の排出は禁止する。海域に低レベルの放射性廃水を排出することを厳格に制限 する。確かに排出しなければならない場合は，国家の輻射予防保護に関する規定を必ず厳格に執行しなければならない。海域に分解しにくい有機物と重金属 を含んでいる廃水の排出することは厳格に制御する。
第34条病原体を含む医療の汚水，生活廃水及び工業廃水は必ず処理を通って，国家の関連排出基準に合ったから，海域に排出しなければならない。
第35条 有機物と栄養物質を含む工業廃水，生活廃水を湾，半閉鎖海及び他の自浄能力 の弱い海域への排出は厳格に制御する。
第36条海域に熱廃水の排出は必ず有効な措置を取り，近隣漁業水域の水温が国家の海洋環境基準に合わせて，熱污染による水産資源危険を避けなければならない。第37条沿岸耕地，林地で使用する化学農薬は必ず国家の農薬安全使用規定に従って使 わなければならない。沿岸耕地，林地では適切な化学肥料及び植物生長調整剤 を使わなければならない。
第38条岸の浜で選鉱くず，スラッグ，石炭灰のかす，ごみなど固体廃棄物を放棄，積 んで置き及び処理するときは，中国の固体廃棄物環境汚染対策法の関連規定に従って執行する。
第39条 中国の内水及び領海を通じて危険な廃棄物を転送することが禁止する。中国の管轄するその他の海域を通じて危険な廃棄物を転送する前は，必ず国務院の環境保護の行政主管部門の書面の許可を得なければならない。
第40条沿岸都市の人民政府は都市の排水管網を建設及び改善し，計画的に都市の汚水処理場あるいはその他の汚水を集中的処理する施設を建設し，都市汚水の総合的整理を強化しなければならない。汚水の海洋処理施設の建設は，必ず国家の関連規定に合致しなければならない

第41条 国家は必要な措置をとって，大気圏からの，あるいは大気圏がもたらす海洋環境汚染を防止，減少または制御する措置をとる。

第5章 海岸建設事業による海洋環境汚染被害に対する対策

第42条海岸建設事業の新たに推進，改築及び拡張するときには，必ず国家の関連建設事業の環境保護管理に関する規定に従わなければならないし，汚染を防ぐため の必要な資金を建設投資計画に反映される。法律に基いて確定した海洋自然保護区，海辺の名勝，重要な漁業水域及びその他の特殊な保護が必要な地区で，環境を汚染するまたは景観を破壊する海岸建設事業及びその他の活動を遂行し てはならない。
第43条海岸建設事業関連部門は必ず建設事業の妥当性調査の段階で，海洋環境を科学的な調査を行い，自然環境及び社会の条件に基づいて，合理的に建設用地を選 んで，環境影響に関する報告書を作成する。環境影響の報告書が海洋行政部門 によって審查を受けた後，環境保護行政主管部門から審査と承認を申請する。環境保護の行政主管部門は環境報告書を承認する前に，必ず海事，漁業行政主管部門及び軍隊の環境保護部門の意見を求めなければならない。
第44条海岸建設事業の環境保護施設は必ず主体工事と同時に設計•施工•運転しなけ ればならない。環境保護施設が環境保護行政主管部門の検査を経ていない場合 は，建設施設の試運転をしてはならない；環境保護施設が環境保護行政主管部門を経ていない，または検査に不合格の場合は，建設施設の運転•生産，ある いは使用してはならない。
第45条沿岸陸域で有効な管理措置を備えていないまま化学製紙，化学工業，染色，製革，電気メッキ，醸造，油の精製，海岸での船解体及びその他の海洋環境に重大な汚染をもたらす工業生産の新開発を禁止する。
第46条海岸建設事業推進する際，必ず有効な措置をとり，国家と地方の重点的に保護 する野生の動植物及びその生存環境と海洋水産資源を保護しなければならない。海岸で砂利と石を採取，掘ることを厳格に制限する。露天で海岸の砂鉱山を掘 るあるいは岸で井戸を掘って海底の鉱物資源を採掘することは，必ず有効な措置をとって，海洋汚染を防止しなければならない。

第6章 海洋建設事業による海洋環境污染被害に対する対策

第47条海洋建設事業は必ず海洋機能区画，海洋環境保護計画及び国家の関連環境保護基準に合致して推進し，妥当性調査の段階で，海洋環境影響報告書を作成し，

海洋行政主管部門の審査とともに環境保護行政主管部門に予備案を提出し，環境保護行政主管部門の監督を受ける。海洋行政主管部門が海洋環境影響の報告書を審査する前，必ず海事，漁業行政主管部門及び軍隊の環境保護部門の意見 を求めなければならない。
第48条海洋建設事業の環境保護施設は必ず主体工事と同時に設計し・施工•運転しな ければならない。環境保護施設は海洋行政主管部門の検査を経ていない場合は，建設施設の試運転をしてはならない；環境保護施設は海洋行政主管部門を経て いない，または検査に不合格の場合は，建設施設の運転•生産，あるいは使用 してはならない。環境保護施設を取り除く，あるいは使わずに置くことは，必 ず事前に海洋行政主管部門の同意を得なければならない。
第49条海洋建設事業のときには，基準以上の放射性物質を超えるあるいは溶けて出る有害物質が含む材料を使用してはならない。
第50条海洋建設事業が爆破作業を伴ら際，必ず有効な措置をとり，海洋資源を保護し なければならない。海洋石油探査及び開発においては，必ず有効な措置をとり，油流出事故の発生を避けなければならない
第51条海洋の石油さくせい船，油田掘削のプラットフォーム及び採油するプラットフ オームの含油汚水と油性の混合物は，必ず処理して基準を満たした後，排出す る ；残り油と廃棄油は必ず回収し，海に排出してはならない。回収処理を通じ た後で排出するときの油含量は国家規定基準を超えてはならない。油田掘削の使った塗る泥水とその他の毒の複合泥水を海に排出してはならない。油田掘削 の使った塗る泥水とその他の毒の複合泥水の排出は必ず国家の関連規定に合致 しなければならない。
第52条海洋の石油さくせい船，油田掘削のプラットフォームと採油するプラットフォ ーム及び他の関連海上施設は海域で油性工業ごみを処理してはならない。その他の工業ごみの処理も海洋の環境汚染をもたらしてはならない。
第53条海上で石油を試す際，オイルガスが十分に燃えるようにして，油と油性の混合物は海に排出ならないように注意しなければならない。
第54条 海洋石油開発を探査するときには必ず関連規定に基づいて，油流出応急計画を立つ，国家の海洋行政主管部門に審査と承認を申請しなければならない。

## 第 7 章 廃棄物の投育による海洋環境汚染被害に対する対策

第55条いかなる団体または個人も国家の海洋行政主管部門の許可を得ってない場合は，中国の管轄海域にいかなる廃棄物を投棄することができない。廃棄物を投棄し ようとする団体または個人は，必ず国家の海洋行政主管部門に書面の申請を提

出し，国家の海洋行政主管部門の審査•承認を得て，許可証が交付された後で投棄することができる。中国境界線以外で発生した廃棄物を共和国の管轄海域 に投棄することは禁止する。
第56条 国家の海洋行政主管部門は廃棄物の毒性，有毒物質の含有量及び海洋環境への影響程度によって，海洋に廃棄物の投棄における判断プログラムと基準を制定 する。海洋に廃棄物を投棄するときには，廃棄物の類別及び数量によって，級別に管理を執行する。海洋に投棄することができる廃棄物の種類は国家の海洋行政主管部門によって定め，国務院の環境保護行政主管部門の審査意見を通じ た後，国務院に承認を申請する。

第57条 国家の海洋行政主管部門は科学的，合理的，経済的，安全的な原則に基づいて，海洋投棄区を選んで，国務院の環境保護行政主管部門の審査を受けた後，国務院に承認を申請する。臨時海洋投棄区は国家の海洋行政主管部門によって承認 を得ると共に国務院の環境保護の行政主管部門に登録を申請する。国家の海洋行政主管部門は海洋投棄区及び臨時海洋投棄区を選んで承認する前に，必ず国家の海事，漁業行政主管部門の意見を求めなければならない。
第58条 国家の海洋行政主管部門が投棄区の使用に対して監督管理し，投棄区の環境を組織的に監視測定する。引き続き使ってはならない投棄区は国家の海洋行政主管部門によって閉鎖され，当該投棄区で行ういかなる行動を中止させると共に国務院に登録を申請する。

第59条 廃棄物の投棄許可を得た団体または個人は，必ず許可証の明記した期限と条件 に従って，指定した地区に投棄する。承認をした団体または個人は廃棄物を積載した後に確かめなければならない。
第 60 条 廃棄物の投棄許可を得た部門は詳しく投棄情況を記録し，投棄した後，承認を下した部門に書面の報告を提出しなければならない。廃棄物を投棄する船舶は必ず出港するとき，海事行政主管部門に書面の報告を提出しなければならない。第61条海上で発棄物を焼却することは禁止する。放射性の廃棄物あるいはその他の放射性物質を海上で処理することは禁止する。廃棄物の中の放射性物質許可濃度 は国務院によって制定する。

第 8 章 船舶及び各種活動による海洋環境汚染被害に対する対策

第62条 中国の管轄海域でのいかなる船舶及び関係作業は本法の規定に違反して海洋に汚染物，廃棄物，バラスト水，船舶ごみ及びその他の有害物質の排出をしては ならない。船舶汚染物，廃衰物，船舶のごみの接収，船舶客室の清潔，客室の洗ら作業の活動に従事するものは必ず相応的処理能力を備なければならない。

第63条船舶は必ず関連規定に基づいて，海洋の環境汚染を防止する証明書及び文書を持ち，汚染物の排出及び操作に関連する行動を行う場合は，確実に記録しなけ ればならない。
第64条船舶は必ず相応する汚染防止設備及び器材を配置しなければならない。汚染の危険性のある貨物を運送する船舶は，必ず運送する貨物が海洋環境に対する汚染を防止あるいは軽減できる構造と設備をしなければならない。
第65条船舶は海上環境汚染を惹起する可能性がある衝突，座礁，火災あるいは爆発な ど海難事故を防止するため海上交通安全法律と法規規定を守らなければならな い。
第66条 国家は船舶の油汚染による被害の民事弁償制度を設置•執行する；船舶の油汚染による被害の責任は船主と荷主が共にリスクを負って弁償するのを原則とし て，船舶の油汚染の保険，油汚染の被害の弁償基金制度を策定する。船舶の油汚染の保険及び油汚染の被害の弁償基金制度の具体的な執行方法は国務院によ って規定する。
第67条汚染危険性のある貨物を運送して，港に出入りする船舶，その運送人，貨物所有者あるいは代理人は必ず事前に海事行政主管部門に申告しなければならない。承認を得た後，港の出入り，境界線の通過滞在あるいは積み卸し作業ができる。第68条船舶に積載された汚染危険性貨物の種類証明，包装，標識，数量制限などの交付のときは，必ず積載した貨物に対する関連規定に合致しなければならない。船舶に汚染危険性の不明な貨物を積載輸送する場合は，輸送する前に関連規定 によって検査する。油類及び有毒有害な貨物の積み卸し作業をする際，船と海岸の両方は必ず安全汚染防止操作規定を守らなければならない。
第69条港，埠頭，積み卸しターミナルと造船所は関連規定によって必す船舶汚染物を処理する，廃葉物処理施設を十分に備えると共にこの施設が良好な状態を維持 しなければならない。油類を積みおろす港，埠頭，積み卸しターミナル及び船舶は油流出汚染応急計画を作成すると共に相応的な油流出汚染に対する応急設備及び器材が配置しなければならない。
第70条 下記の活動を行う際，事前に関連規定によって関連部門に申告し，承認あるい は許可を得なければならない。
（1）船舶が港湾区域内で焼却炉を使用するとき
②船舶が港湾区域内で船倉を洗う，船倉を清潔，排気，バラスト水の排出，残り油，含油汚染水の処理，塗料塗り作業
（3）船舶，埠頭，施設で化学の梢油剤の使用
（4）船舶が水で汚染物あるいは有毒有害物の付いた甲板を洗い流すと
（5）船舶は散装の液体の汚染の危険性の貨物の作業

⑥船舶の水上での解体，引き上げること，建造及びその他の水上，水底の船舶作業
第71条船舶が海難事故を起こした際，海洋環境に重大な汚染被害をもたらしたあるい は被害をもたらす可能性のある場合は，国家の海事行政主管部門は強制的に汚染被害を免れる，あるいは減少させる措置をとる権限を持つ。公海の上で海難事故の場合，中国海域に重大な汚染を及ぼす脅しの船舶，海上施設に対して，国家の海事行政主管部門は実際的に発生可能な被害に対する必要な措置をとる権限がある。
第72条すべての船舶は海上汚染を監視する義務である，海上で汚染事故あるいは本法 の規定に反する行為を見つけた場合は，直ちに本法により最寄りの海洋環境監督管理権限を持つ部門に報告しなければならない。民間用の航空機が海上で汚染物の排出あるいは汚染事件を見つけた場合は，直ちに最寄りの民間用の航空空中交通管理部門に報告しなければならない。報告を受け取った部門は，直ち に本法により海洋環境の監督管理の権限の持つ部門に通報しなければならない。

## 第9章 法律責任

第73条 本法の関連規定に違反して以下のいずれかの行為を行った者は，本法の規定に従って海洋環境監督管理権を行使する部門により期限内に違反を終了すること を命じられ，あわせて罰金を科せられる。
（1）海域に本法が排出を禁ずる汚染物質またはその他の物質を排出する者
（2）本法の規定に従わず海洋に汚染物質を排出し，または基準値を超えて汚染物質を排出する者
③海洋投棄許可証を取得しないまま海洋に廃棄物を投臬する者
（4）事故または突発的事件を発生させ，海洋汚染事故を引き起こしたにもかかわ らず，速やかに対応措置をとらない者
上記の（1），（3）項のいずれかに該当する者は三万元以上十二万元以下の罰金に処す。 （2）（4）項のいずれかに該当する者は，二万元以上十万元以下の罰金に処す。
第74条 本法の関連規定に違反して以下のいずれかの行為を行った者は，本法の規定に従って海洋環境監督管理権を行使する部門により警告を受け，または罰金を科 せられる。
（1）規定に従って申告せず，汚染物質排出に関連する事項を報告しない者，また は申告時に虚偽の申告をする者
（2）事故または突発的事件を発生させたにもかかわらず，規定に従って報告しな い者
③規定に従って投棄の状況を記録しないか，または規定に従って投棄の報告を

## しない者

（4）船舶に積載する汚染有害貨物についての申告事項を申告しないか，または虚偽の申告をする者
上記の（1），（3）項のいずれかに該当する者は二万元以下の罰金に処す。（2），（4）項の いずれかに該当する者は，五万元以下の罰金に処す
第75条 本法第十九条第二項の規定に違反して，現場検査を拒否し，または検査を受け るときに虚偽の説明をする者は，本法の規定に従って海洋環境監督管理権を行使する部門により警告を受け，あわせて二万元以下の罰金を科せられる。
第76条 本法の規定に違反して珊瑚礁，マングローブ林等の海洋生態系および海洋水産資源ならびに海洋保護区に破壊をもたらした者は，本法の規定に従って海洋環境監督管理権を行使する部門により期限内に違反を終了し原状回復措置をとる ことを命じられ，あわせて一万元以上十万元以下の罰金を科せられる。不法に利得を得た者は，その不法利得を没収される。
第77条 本法第三十条第一項，第三項に違反し海洋に向けて汚水口を設置した者は，県級以上の地方人民政府の環境保護行政主管部門により閉鎖を命じられ，あわせ て二万元以上十万元以下の罰金を科せられる。
第78条 本法の第三十二条第三項の規定に違反し，環境保護設備を撤去したり使用せず に放置した者は，県級以上の地方人民政府の環境保護行政主管部門により再び設置し使用することを命じられ，あわせて一万元以上十万元以下の罰金を科せ られる。

第79条 本法第三十九条第 2 項の規定に違反して，中国の管轄海域を経由して危険な廃棄物を移送する者は，国家海事行政主管部門より違法に当該危険廃棄物運送を行ら船舶の中国の管轄海域からの退出を命じられ，あわせて五万元以上五十万元以下の罰金を科せられる。
第 80 条 本法第四十三条第一項の規定に違反して，審査および許可を経た環境影響報告書を所持しないまま海岸の工事建設計画を実行した者は，県級以上の地方人民政府より期限内に撤去することを命じられる。
第81条 本法第四十四条の規定に違反して，海岸建設事業において環境保護のための設備を建設しない者，または環境保護設備が規定の要求を満たさないまま生産活動や運転に移行，または使用した者は，環境保護行政主管部門よりその生産行為または使用の停止を命じられ，あわせて二万元以上十万元以下の罰金を科せ られる。
第82条 本法第四十五条の規定に違反し，海洋環境を重大に汚染する工業施設を新たに建設した者は，管理権限に従って，県級以上の人民政府により閉鎖を命じられ る。

第83条 本法第四十七条第一項，第四十八条の規定に違反して，海洋建設事業を進行す る者，または海洋工事建設計画において環境保護設備を設置しないか，環境保護設備が規定の要求を満たさないまま生産活動や運転に移行，または使用した者は，海洋行政主管部門より工事または生産，使用の停止を命じられ，あわせ て五万元以上二十万元以下の罰金を科せられる。

第84条 本法第四十九条の規定に違反して，規準値を超える放射性物質または有毒有害物質が溶け出す物質を含む材料を使用する者は，海洋行政主管部門により五万元以下の罰金を科され，かつ汚染の危険がなくなるまで当該建設計画の実施停止を命じられる。

第85条 本法の規定に違反して，海洋において石油の探査開発活動を行い，海洋環境の汚染をもたらした者は，国家海洋行政主管部門により警告を受け，あわせて二万元以上二十万元以下の罰金を科せられる
第86条 本法の規定に違反して，許可証の規定に従わず投棄を行い，または既に閉鎖さ れた投棄地区に廃棄物を投棄した者は，海洋行政主管部門により警告を受け， あわせて三万元以上二十万元以下の罰金を科せられる。事情が重大な場合には，許可証を一時とりあげもしくは取り消すことができる。
第87条 本法の第五十五条第三項に違反して，廃棄物を中国の国境外より移送して中国 の管轄海域に投棄した者は，国家海洋行政主管部門により警告を受け，かつ発生させたまたは発生させる可能性のあった危険の結果にしたがって十万元以上百万元以下の罰金を科せられる。
第88条 本法の関連規定に違反して以下のいずれかの行為を行った者は，本法の規定に従って海洋環境監督管理権を行使する部門により警告を受け，または罰金を科 せられる。
（1）港湾，垣頭，積み下ろしターミナル及び船舶に汚染防止設備，機材を配置し ていない者
（2）船舶に防汚証，防汚文書を搭載していない者，または規定に従って汚染排出記録をなしていない者
③水上および港区水域で船舶解体，旧船改装，引き揚げ，その他の水上，水中 での工事作業に実施して，海洋環境汚染被害を引き起こした者
④船舶に積載された貨物に汚染防止のための運送条件を備えさせていない者上記の（1），（4）項のいずれかに該当する者は二万元以上十万元以下の罰金に処 す。（2）項に該当する者は，二万元以下の罰金に処す。（3）項に該当する者は，五万元以上二十万元以下の罰金に処す。

第89条 本法の規定に違反して，船舶，石油プラットフォームおよび油類を積みおろし する港湾，埠頭，積み下ろしターミナルに石油流出に対する対応計画を策定し ていない者は，本法の規定に従って海洋環境監督管理権を行使する部門により警告を受け，または期限内の策定を命じられる。
第 90 条海洋環境に汚染，被害をもたらした責任者は，危険を除去しかつ損失を賠償し なくてはならない。完全に第三者の故意または過失によって海洋環境の汚染ま たは被害が引き起こされた場合には，その第三者が危険を除去しかつ賠償責任 を負わなければならない。
第91条本法の規定に違反して，海洋環境汚染事故を起こした団体または個人は，本法 の規定に従って海洋環境監督管理権を行使する部門により，発生させた危険と損失に基づいて罰金を科される。直接の責任を負ら主管責任者及びにその他の直接責任を負う者が国家の公務員である場合には，法に従って行政処分がなさ れる。前項の罰金額は，直接損失の $30 \%$ とする。但し，最大三十万元を超え てはならない。重大な海洋環境汚染事故を起こし，公私の財産に重大な損失を与えたか，人を傷害，死亡させるなど重大な結果をもたらした者は，法に従い刑事責任を追及させる。
第 92 条 以下の状況のいずれかに該当し，速やかな合理的措置をとったにも関らず，海洋環境に対する汚染被害の発生を避けることができなかった場合には，汚染被害の発生についての責任者は責任負担を免れる。
（1）戦争
（2）不可抗力による自然災害
③灯台その他航行補助施設を担当する主管部門が，職責を遂行する際の不注意 によるミス，あるいはその他の過失行為
第 93 条 本法第 11 条，第 12 条に関連して支払うべき汚染排出費，投棄費ならびに規定の実施のための期限についての行政処罰は，国務院が規定する。
第94条海洋環境の監督管理者の職権濫用，職務总慢，汚職の結果，海洋環境に汚染被害がもたらされたときは，法に基づいて行政処分を与える。犯罪を構成する場合には，法に基づいて刑事責任を追及する。

第10章 附則

第95条 本法において下記の用語の意味は，以下のとおりである。
①海洋環境汚染被害：直接または間接に物質またはエネルギーを海洋環境中に引入 することによってもたらされる海洋生物資源への被害，人体の健康への危険，漁

業およびその他の海上における合法的活動に対する障害，海水の使用への被害，環境の質低下などの有害な影響をさす。
（2）内水：わが国の領海基線の内陸側の全ての海域
（3）海浜湿地：干潮時に水深 6 M 以下になる水域及び沿岸浸湿地帯で，水深が 6 M を超えない永久性の水域，潮間帯及び沿岸湿地等を含む。
（4）海洋機能区画：海洋の自然属性および社会属性ならびに自然資源および環境の特定条件に従って，海洋利用の主要な機能と使用範囲を区分した計画
（5）漁業水域：魚介類の産卵場，餌場，越冬場，回遊路およびに魚介類，海藻類の養殖場。
（6）油類：あらゆる種類の油およびにその精製品。
（7）油性混合物：油分を含むあらゆる混合物。
（8）排出：汚染物質を海洋中に放出する行為を指し，あらゆる流出を含む。
（9）陸上起因汚染源：陸地から海域に向かって汚染物質を排出することによって，海洋環境汚染を引き起こすまたは引き起こす可能性のある場所，施設等。
（11）陸上起因汚染物：陸地汚染源から排出される汚染物質。
（11）投棄：船舶，航空機，プラットフォーム，またはその他の積載道具を用いて，海洋に向かって廃棄物またはその他の有害物質を処分する行為。船舶，航空機，プ ラットフォーム，およびその補助設備ならびにその他の浮遊体を放棄する行為も含む。
（11）沿海陸域：沿岸にあるパイプなどの施設，直接または間接に海洋に対する污染物質の排出またはそれに関連する活動が行う一帯区域
（13）海上焚焼：熱により焼却する目的で，海上の燃焼設備で故意に廃棄物またはその他の物質を焼却する行為。但し，船舶，プラットフォームまたはその他の人工構造物が正常に操業を行ら過程で付帯的に発生する行為は除外する。

第96条 海洋環境の監督管理に関る部門の具体的な職権の配分については，本法は未だ規定していない。国務院により規定する。
第97条 中国が締結または参加する海洋環境保護に関連する国際条約と本法との間で異 なる規定がある場合には，国際条約の規定を適用する。但し，中華人民共和国 が留保を宣言した条項は除外する。

本法は2000年4月1日より施行する。

## 中華人民共和国海域利用管理法

（出所 ：東京財団研究 報告書2006－9 「中国の海洋政策と日本～海運政策への対応～」から引用）
＜第1章 総 則＞
第1条 海域の使用管理を強化し，国の海域所有権及び海域使用権者の合法的権益を維持し，海域の適正な開発及び継続可能な利用を促進するため，本法律を制定する。

第2条 本法にいう海域とは，中華人民共和国内水，領海の水面，水体，海床及び底土を指 す。本法にいう内水とは，中華人民共和国領海基線より陸地側で，海岸線に至る海域を指す。

中華人民共和国の内水，領海において，特定の海域を継続的に使用して，三ヶ月以上の排他的な海域使用活動を行うものについては，本法を適用する。

第3条 海域は国の所有に帰し，国務院は国を代表して海域の所有権を行使する。如何なる団体又は個人も海域を侵してこれを占拠し，売買し又はその他の手段により海域を不法に譲渡してはならない。

団体及び個人が海域を使用するに当たつては，法に従がって海域使用権を取得しな ければならない。

第4条 国は海洋機能区画制度を実施する。海域を使用するに当たつては，海洋機能区画に適合させなければならない。
国は，埋め立て，干拓等，海域本来の属性を変化させる海域活動に対し，これを厳格に管理する。

第5条 国は海域使用管理情報システムを構築し，海域の使用状況に対し，監視，観測を実施する。

第6条 国は海域使用権登記制度を制定し，法に従がって登記された海域使用権については，法に依りこれを保護する。

国は海域使用統計制度を制定し，海域使用統計資料を定期的に公表する。

第7条 国務院の権限ある海洋行政管理部門（以下，海洋行政主管部門）は全中国の海域使用に関する監督管理の責を負う。沿岸各県クラス以上地方人民政府の権限ある海洋行政管理部門は，委譲された権限に従がって，当該行政区域接続海域使用に関する監督管理の責を負う。

権限ある漁業行政管理部門は『中華人民共和国漁業法』に従がって，海洋漁業を監督管理する。

海事管理機構は『中華人民共和国海上交通安全法』に従がって，海上交通安全の監督管理を実施する。

第8条 如何なる団体及び個人も海域使用管理法令を遵守する義務を負うとともに，海域使用管理法令に違反する行為を告発，告訴する権利を有する。

第9条 海域の保護及び適正利用並びに関連科学研究等の面で顕著な功績があった団体及び個人については，人民政府から褒章が授与される。
＜第2章 海洋機能区画＞
第10条 国務院海洋行政主管部門は同院の関係部門及び沿岸各省，自治区，直轄市人民政府 と協力し，全国海洋機能区画を制定する。

沿岸各県クラス以上の人民政府海洋行政主管部門は，同クラス人民政府の関係部門 と協力し，一級上の海洋機能区画に基づき，地方海洋機能区画を制定する。

第11条 海洋機能区画は以下の原則に従がって制定する。
（一）海域の区レベル，自然資源及び自然環境等本来の属性に従い，科学的に海域の機能を決定する。
（二）経済及び社会発展の需要に応じて，各関係業種を統括，調整して海域を使用さ せる。
（三）生態環境を保護，改善し，海域の継続可能な利用を保障し，海洋経済の発展を促進させる。
（四）海上交通安全を保障する。
（五）国の防衛，安全を保障し，軍事面での海域の使用需要を保証する。

第12条 海洋機能区画は，級別に審査許可を実施する。
中国海洋機能区画は，国務院に報告のうえ承認を得るものとする。
沿岸各省，自治区，直轄市海洋機能区画は，当該省，自治区，直轄市人民政府の審査同意を得て，国務院に報告のうえ承認を得るものとする。

沿岸各市，県の海洋機能区画は，当該市，県人民政府の審査，同意を得て，所属 する省，自治区，直轄市人民政府の許可を得た後，国務院海洋行政主管部門に報告して登録するものとする。

第13条 海洋機能区画の修正は，元制定機関が同クラスの関係部門と協力し修正案を提出し，許可機関に報告して許可を得るものとする。海洋機能区画が決定した海域機能を許可なく変更してはならない。
国務院の許可を得て，公共の利益，国家の防衛及び安全又は大型エネルギー，交通等の基礎施設建設のため，海洋機能区画の変更が必要となった場合は，国務院 の許可文書に基づき海洋機能区画を修正するものとする。

第14条 海洋機能区画が許可された後，これを公布しなければならない。但し，国の秘密に関わるものについては，この限りでない。

第15条 養殖，製塩，交通，観光等の業種が立てた計画が海域使用に影響する場合は，海洋機能区画に適合させなければならない。
沿岸部の土地利用総合計画，都市計画，港湾計画が海域使用に影響する場合は，海洋機能区画との関連性を考慮しなければならない。
＜第3章海域使用の申請及び審査許可＞
第16条 団体及び個人は県クラス以上の人民政府海洋行政主管部門に対し海域使用を申請 することができる。
海域使用を申請するに当たっては，申請者は以下の書類を提出しなければならない。 （一）海域使用申請書
（二）海域使用証明資料
（三）関係資産及び証明資料
（四）法令が規定するその他の書類

第17条 県クラス以上の人民政府海洋行政主管部門は海洋機能区画に基づき，海域使用申請 の審査許可に当たるとともに，本法及び省，自治区，直轄市人民政府の規定に照ら して，許可権限を有する人民政府に報告し許可を得るものとする。海洋行政主管部門が海域使用申請の審査許可に当たる場合は，同クラス関係部門の意見を求めなければならない。

第18条以下のプラントにより海域を使用する場合は，国務院に報告し許可を得なければな らない。
（一）50アール以上の埋め立てプラントにより海域を使用する場合
（二）100アール以上の干拓プラントにより海域を使用する場合
（三）海域本来の属性を変化させることなく700アール以上のプラントにより海域

を使用する場合
（四）国の重要建設プラントにより海域を使用する場合
（五）国務院が規定するその他のプラントにより海域を使用する場合前項以外のプラントにより海域を使用する場合の審査許可権限は，国務院から権限を委譲された省，自治区，直轄市人民政府がこれを規定する。
＜第4章 海域使用権＞
第19条 海域使用申請が法に基づき許可され，国務院が海域使用を許可したものについては，国務院海洋行政主管部門がこれを登記整理し，海域使用申請者に対し海域使用許可書を交付する。地方人民政府が海域使用を許可したものについては，地方人民政府 がこれを登記整理し，海域使用申請者に対し海域使用許可書を交付する。海域使用申請者は海域使用許可書を受け取つた日から海域使用権を取得する。

第20条 海域使用権は本法第十九条が規定する方法で取得するほか，入札又は競売方式によ り取得することができる。入札又は競売の方法については，海洋行政主管部門がこ れを決定し，審査許可権限を有する人民政府に報告し許可を得た後，調整実施する。海洋行政主管部門が入札又は競売方法を決定する場合は，同クラス関係部門の意見 を求めなければならない。
入札又は競売が完了した後，法に従がって落札者又は購入者に対し海域使用許可書 を交付する。落札者又は購入者は海域使用許可書を受け取った日から海域使用権を取得する。

第21条 海域使用許可書を交付した場合は，これを公布しなければならない。海域使用許可書を交付するに当たつて，法に従がって海域使用費を徴収するほか， その他の費用を徴収してはならない。 海域使用許可書の発行及び管理規則は，国務院がこれを定める。

第22条 本法施行以前から，農村経済組織又は村民委員会が経営管理する養殖のために海域 を使用している場合であって，海洋機能区画に適合するものについては，現地の県 クラス人民政府が審査許可をした後，海域使用権を決定して当該農村経済組織又は村民委員会にこれを与え，当該経済組織の構成者が請け負って，養殖に使用するこ とができる。

第23条 海域使用権取得者が法に従がって海域を使用して得た収益に係る権利は法の保護 を受け，如何なる団体及び個人もこれを侵害してはならない。

海域使用権取得者は法に従がって海域を保護し適正に使用する義務を負う。海域使用権取得者による合法的で海域使用を妨害しない非排他的海域を使用する活動につ いては，これを阻害してはならない。

第24条 海域使用権取得者は海域を使用する期間中，法に従がって許可を得た場合を除き，海洋基礎測量作図に従事してはならない。

海域使用権取得者が使用海域の天然資源及び自然条件に重大な変化が生じたことを発見した場合は，遅滞なく海洋行政主管部門に報告しなければならない。

第25条 海域使用権の期限は以下の用途に従がって決定する。
（一）養殖により海域を使用する場合は 15 年とする。
（二）船舶解体により海域を使用する場合は20年とする。
（三）観光，娯楽により海域を使用する場合は 25 年とする。
（四）製塩，鉱業により海域を使用する場合は30年とする。
（五）公益事業により海域を使用する場合は 40 年とする。
（六）港湾，造船所等の建設に伴い海域を使用する場合は50年とする。

第26条 海域使用の期限となって，海域使用権取得者が継続して海域を使用したい場合は，期限切れの二ヶ月前までに元の海域使用許可を与えた人民政府に対し更新申請を行 わなければならない。公共の利益又は国の安全のため海域使用権を取り消す場合を除いて，元の海域使用許可を与えた人民政府は更新申請を許可するものとする。更新使用を許可された場合は，海域使用権取得者は法に従がって海域使用更新に係る費用を納入しなければならない。

第27条 企業の合併，分割又は他者との合資，経営協力により，海域使用権取得者を変更す る場合は，元の海域使用許可を与えた人民政府の許可を得なければならない。海域使用権は法に従がって譲渡することができる。海域使用譲渡に関する具体的規則は，国務院がこれを規定する。

海域使用権は法に従がって継承することができる。

第28条 海域使用権取得者はみだりに許可海域の用途を変更してはならない。やむを得ず変更する場合は，海洋機能区画に適合さるとともに，元の海域使用許可を与えた人民政府に報告し許可を得なければならない。

第29条 海域使用の期限となって，更新申請を行わないもの又は更新申請の許可を得られな いものについては，海域使用権は消滅する。
海域使用権消滅後は，元の海域使用権取得者は海洋環境污染につながる恐れがある もの又はその他の海域使用プラントに影響を及ぼす海上施設及び構造物を解体しな ければならない。

第30条 公共の利益又は国の安全のため，元の海域使用許可を与えた人民政府は法に従がっ て海域使用権を取り消すことができる。
前項規定により海域使用権の期限切れを条件に海域使用権を取り消す場合は，海域使用権取得者に相応の補償を行うものとする。

第31条 海域使用に係る争議が発生し，当事者協議の一致を見ないものについては，県クラ ス以上の人民政府海洋行政主管部門が調停に当たる。このほか，当事者は人民法院 に提訴することができる。
海域使用争議が解決されるまでは，双方とも現海域使用状況を変更してはならない。

第32条 埋め立てプラント竣工後形成された土地については，国の所有に帰す。
海域使用権取得者は埋め立てプラント竣工日から三ヶ月以内に，海域使用許可書に根拠として，県クラス以上の人民政府土地行政主管部門に対し土地登記申請を行い，県クラス以上の人民政府により登記整理が為され，国有地使用件許可書に変更し，土地使用権を確認しなければならない。
＜第5章 海域使用費用＞
第33条 国は海域有償使用制度を実施する。
団体及び個人が海域を使用する場合，国務院の規定に従がって海域使用費用を納入 しなければならない。海域使用費用は国務院の規定に従がって国庫に収められる。海域を使用し養殖に従事する漁民からの海域使用費用徴収の具体的手続及び規則は，国務院がこれを別に規定する。

第34条それぞれの海域使用形態又は状況に従がって，海域使用費用は規定に基づき一括納入又は各年度納入を行うことができる。

第35条以下の海域使用については，海域使用費用を免除する。
（一）軍事のための海域使用
（二）公務船舶専用岸壁のための海域使用
（三）非営利航路，錨地等の交通基礎施設のための海域使用
（四）教学，科学研究，防災，海難救助サルベージ等の非営利性の公益事業のための海域使用

第36条 以下の海域使用については，国務院財政部門及び国務院海洋行政主管部門の規定に基づき，許可権限を有する人民政府財政部門及び海洋行政主管部門が審査許可のう え，海域使用費用を軽減又は免除することができる。
（一）公的施設のための海域使用
（二）国の重大建設プラントのための海域使用
（三）養殖のための海域使用
＜第六章 監督検査＞
第37条 県クラス以上の人民政府海洋行政主管部門は海域使用に対する監督検査を強化す るものとする。

第38条 海洋行政主管部門は組織を充実させ，海域使用管理監督検査要員の政治，業務面の資質を向上させるものとする。海域使用管理監督検査要員は公平に法を執行し，職務に忠実であり，清廉潔白で，真摯に勤務するとともに，法に基づき監督を受け入 れなければならない。海洋行政主管部門及び当該職員は海域使用に関わる生産経営活動に参与及び従事し てはならない。

第39条 県クラス以上の人民政府海洋行政主管部門が監督検査業務を実施する場合は，以下 の措置を講ずる権限を有する。
（一）被検査団体又は個人に対し海域使用関係文書及び資料の提出を要求する。
（二）被検査団体又は個人に対し海域使用に関わる問題について説明を要求する。
（三）被検査団体又は個人が占有する海域現場の立入検査を実施する。
（四）当事者に対し違法状態の停止を命ずる。

第40条 海域使用管理監督検査要員が監督検査業務を実施する場合は，有効な職務執行証書 を提示しなければならない。

関係団体及び個人は海洋行政主管部門の監督検査に協力しなければならず，監督検査要員の法に基づく公務の執行を拒絶し，妨害してはならない。

第41条 法律の規定に基づき海洋監督管理権限を行使する関係部門は，海上における法令の励行に当たって，密接に協力し，相互に指示し，共同で国の海域所有権及び海域使用権取得者の合法権益を維持するものとする。
＜第7章 法律責任＞
第42条 許可無く又は違法に許可を取得し，不法に海域を占拠したものについては，不法占拠海域を退去し，海域を現状復帰させるよう命じ，不法所得を没収するとともに，海域の不法占拠期間中における当該使用海域の納入費用の五倍以上十五倍以下の額 の罰金を科す。許可無く又は違法に許可を取得し，不法に干拓し，埋め立てを行っ たものについては，海域の不法占拠期間中における当該使用海域の納入費用の十倍以上二十倍以下の額の罰金を併科する。

第43条 海域使用許可権限のない機関が不法に海域使用を許可した場合，許可権限を越えて不法に海域使用を許可した場合，又は，海洋機能区画に基づくことなく海域使用を許可した場合，許可書は無効となり，不法に使用されている海域は，これを回収す る。不法に海域使用を許可した直接責を追う主管要員及びその他の直接の責任者に対しては，法に基づき行政処分を行う。

第44条 本法第二十三条の規定に違反し，海域使用権取得者の法に基づく海域使用を阻止，妨害した場合，海域使用権取得者は海洋行政主管部門に対し妨害排除の要求を行い，又は，人民法院に提訴することができる。損失については，法に従がって損害賠償 を請求することができる。

第45条 本法第二十六条の規定に違反し，海域使用期限となって，関係手続を行うことなく海域を継続使用したものについては，期限を定め処理を命ずるとともに，一万元以下の罰金を科すことができる。処理を拒否したものについては，不法な海域占拠と して取り扱う。

第46条 本法第二十八条の規定に違反し，みだりに海域の用途を変更したものについては，期限を定め改正を命じ，不法所得を没収するとともに，不法に海域の用途を変更し た期間中における当該使用海域の納入費用の五倍以上十五倍以下の額の罰金を科す。改正を拒絶したものについては，海域使用許可書を交付した人民政府が海域使用許可書を取り消し，海域使用権を無効にする。

第47条 本法第二十九条第二項の規定に違反して海域使用権が消滅し，元の海域使用権取得

者が規定に従がって海上施設及び構造物を解体しないものについては，期限を定め解体を命ずる。期限切れとなって解体を拒絶するものについては，五万元以下の罰金に処すとともに，県クラス以上の人民政府海洋行政主管部門が委託する関係団体 が解体を代行し，主要経費を元の海域使用権取得者が負担する。

第48条 本法規定に違反し，各年度の海域使用費用を納入すべき海域使用権取得者が期限内 に海域使用費用を納入しない場合は，期限を定め納入させる。期限内に依然として納入しないものについては，海域使用許可書を交付した人民政府が海域使用許可書 を取り消し，海域使用権を無効にする。

第49条 本法規定に違反し，海洋行政主管部門の監督検査を受け入れず，虚偽の状況を提示 し，関係資料を提供しないものについては，期限を定め改正させ，警告を行うとと もに，二万元以下の罰金に処すことができる。

第50条 本法が規定する行政処罰は，県クラス以上の人民政府海洋行政主管部門が職権に基 づき決定する。但し，本法が処罰機関に対する規定を設けるものについてはこの限 りでない。

第51条 国務院海洋行政主管部門及び県クラス以上の地方人民政府が本法規定に違反し海域使用許可書を交付し，海域使用許可書を交付した後監督管理を実施せず，違反行為を発見したにもかかわらず調査処理を行わないものについては，直接の責を負う主管要員及びその他の直接の責任者に対し，法に基づき行政処分を行う。不正行為，職権乱用又は職務念慢により犯罪を構成するものについては，法に基づき刑事責任 を追及する。
＜第8章附則＞
第52条 中華人民共和国の内水，領海において特定の海域を使用し三ヶ月に満たないものに ついて，国防及び安全，海上交通安全及びその他の海域使用活動に重大な影響を及 ぼす恐れがある排他的な海域使用活動については，本法の関係規定に準じて臨時海域使用許可書に関する手続を行う。

第53条 軍事のための海域使用管理規則は，国務院，中央軍事委員会が本法に準じて制定す る。

第 54 条 本法は 2002 年 1 月 1 日から施行する。

## 海水浴場の環境モニタリング技術規程

## 1．範囲

当技術規程は，海水浴場の環境品質のモニタリング方法と品質についての要求を規定 したものである。当規程は，中華人民共和国が管轄する海域内の海水浴場に適用される。

## 2．規範的引用文献

下記の文献の条項は，当規程を引用し当規程の条項となる。期日を明記した引用文献 はすべて，その後のあらゆる修正書（訂正の内容は含まない）あるいは，修訂版につい ては，当規程はいずれも適用されない。但し，当規程にもとづいて合意に達した各方面 が，これらの文献の最新版を使用することができるか否かを検討することは，奨励する。期日が明記されていない引用文献については，その最新版を当規程に適用する。

GB3097 海水水質基準
GBXXXX 海洋堆積物の品質
GB 12763.2 海洋調査規範 海洋水文観測
GB 12941－91 景観・レジャー用水水質基準
GB 17378.2 海洋モニタリング規範 第2部分：データ処理と品質分析規制
GB 17378.3 海洋モニタリング規範 第 3 部分：試料採取，貯蔵と輸送
GB 17378.4 海洋モニタリング規範 第 4 部分：海水分析
GB 17378.7 海洋モニタリング規範 第 7 部分：近海汚染についての生態調査と バイオアッセイ 海洋赤潮モニタリング技術規程 国家海洋局2002年

## 3．総則

海水浴場におけるモニタリングは，4分野の内容を含んでいる。
ーシーズン前，海水浴場の環境の概況調査を行い，主に，定性試料の取得を行う。
ーシーズン前，海水浴場の環境品質について，全体的に且つ総合的にモニタリングを行う。

ーシーズン中，代表的な水文気象と海水品質のパラメータを選択し，定期的にモニタ リングを行う。

一突発的な事件が発生した場合は，緊急時モニタリングを行う。

海水浴場の水域と人体は直接接触するため，その環境品質は，GB 3097 《海水水質基準》と GB XXXX《海洋堆積物の品質》中の関連の要求に適応せねばならない。すなわ ち，海水浴場としての海水の水質として第二類の海水水質要求を満たすか，あるいは，

それよりも優れていなければならず，海水浴場の堆積物の品質は，第一類海洋堆積物の品質要求を満たさねばならない。海水浴場の環境品質について適切で有効なモニタリン グと管理を行い，モニタリング結果を速やかに発表して結論を評価し，遊泳者の健康と安全を保証するようにする。

海水浴場の環境品質についてのモニタリングは，水質に重点を置き，堆積物の品質に ついては，特に必要なく，一般的に，モニタリングを行わなくてもよい。もし証拠があ れば，堆積物の品質は，遊泳者の健康に危害を及ぼすか，潜在的危害を有していること がはっきり表せる。すなわち，GBXXXX《海洋堆積物の品質》中のモニタリング項目 と分析方法にもとづいて，海水浴場の堆積物の品質について，モニタリングと評価を行 う。
海水浴場における水文気象の要素の変化は，直接，遊泳者の生命の安全に影響するた め，現場の海洋環境についてリアルタイムでモニタリングを行わねばならない。海水浴場の環境についての予報に科学的根拠を提供し，総合的な分析を経ることにより，適切 な実際の海水浴場の環境についての予報が出し，管理を強化し，遊泳者の健康と生命の安全を保証するようにする。

## 4．海水浴場の環境の概要調査

毎年海水浴シーズン前に，海水浴場となる場所について環境の概要を調査し，海水浴場用の水質に影響を与えるかもしれない汚染源について調査せねばならない。また，遊泳者の健康と身に影響を与えるかもしれない，その他の要素についても，分析と評価を行う。付録 A に，海水浴場の環境について概況調査を行う際，評価を要する項目と調査報告の具体的な様式を，列記した。一般的に，海水浴シーズンが始まる 15 日前に，当該調査報告を終えなければならない。
海水浴場で調査，分析を実施する際には，（以下の事項に）注意せねばならない。
—汚水処理が適切ではなく，糞便または化学物質が排出あるいは水域に流入すれば，海水浴場の水質環境が危険になる。
—海水浴場の周囲のすべての汚染物質排出口を調查する場合，市の雨水，農業廃水あ るいは表面流出の排出口を含む。
—海水浴場の周囲における，遊泳者の人体の安全を脅かしうる潜在的リスクを調査す る。

- 当該海水浴シーズンにおける遊泳者の密度や水深の変化を，おおよそ見積もる。
- 降雨による，水質の変動。

情報のフィードバックメカニズムを構築し，市または工業廃水または汚水処理施設が いったん故障し，海水浴場の水質悪化を引き起こす可能性がある場合，確実に速やかに関連の機関と管理員に通報して関連の対策を取ことができるようにする。

上記の評価結果にもとづき，海水浴場の環境初期評価報告において「公告建議」の欄 にて，当該海水浴場の環境を，おおまかに総合評価し，総合評価の結論を出す。

## 5．海水浴場におけるシーズン前の系統的モニタリング

シーズン開始 15 日前に，海水浴場の環境についての全体的なモニタリングを終了す る。
5.1 モニタリングパラメータ

海水浴場のモニタリングパラメータは，微生物パラメータ，物理バラメータ，化学パ ラメータ，有毒微藻類四類に分けられる。具体的なモニタリング項目は，表1を参照の こと。

モニタリングパラメータは，すべてのモニタリング必須項目と海水浴場の具体的状況 にもとづいて選出した選択測定パラメータを網羅しなければならない。

そのうち，モニタリング必須項目は，糞の大腸菌群，水温，水の色，透明度，p H，塩素濃度，溶存酸素，漂流物である。その他は，すべて選択項目とする。

モニタリング項目を選択する際は，海水浴場の現況，汚水排出口の調査データ，海域 の長年に渡る歴史データ等の現状にもとづいて，モニタリングパラメータを適宜選択し，当海水浴場の海水の品質を確保するように努めなくてはならない。

## 5.2 モニタリング時期

海水浴場は，シーズンの 15 日前には，海水浴場の環境を一度，全体的にモニタリン グしなければならない。

## 5.3 試料採取地点

原則的に無作為選択が均等に，重点代表的な地点を取れるように，調査断面と設置が ほぼ均一に，海水浴場全体に設置できるようにし，同時に海水浴場全体を網羅せねばな らない。調査の主断面は，今まで毎日平均して，海水浴客が最も多い所にすべきであり，海水浴場のモニタリング地点数が 3 箇所より少なくてはいけない。試料採取地点は，海水浴客の密度が最大で，且つ，外部の糞便の汚染を受けやすい地点を選定する。

## 5.4 試料の採取方法

試料の採取は，按照 GB17378．3 およびGB17378．7 の関連規定にもとづいて実施する。

表面水の試料については，採取する試料の深度が水面下 30 cm とすることが望ましい。微生物試料の採取は，無菌状態で行わねばならない。

## 5.5 試料の分析方法

資料の分析方法と引用する基準については，表1を参照のこと。

## 5.6 モニタリング結果

試料のモニタリング結果については，付録 B の要求にもとづいて表を作成し報告す る。

## 5.7 海水浴場におけるシーズン前の環境評価

得られたモニタリング結果にもとづいて，単因子評価法を採用し，海水浴場の環境に ついて全体的に評価を行う。

## 6．海水浴のシーズン中における通常モニタリング

## 6.1 モニタリング期間

海水浴のシーズン中は，定期的にモニタリングを実施し，シーズン終了後は，モニタ リングを中止する。

## 6.2 モニタリングパラメータ

必須項目は，糞の大腸菌群，水の色，透明度，pH，溶存酸素，塩度，漂流物，水温，潮時，潮位，波，風力，総雲量，降水である。
a）B1241－91の規定にもとづいて，水温が $20^{\circ} \mathrm{C}$ より高く， $\mathrm{pH} \geq 8$ の際，非イオン アンモニアを採用し，水質を規制する指標とする。換算方法は GB3097 の規定を参照のこと。
b）修正した GB17378． 4 において，原子蛍光光度法で測定した海水中のヒ素につい て明確に規定する。
c）修正した GB17378．4 において，原子蛍光光度法にで測定した海水中の水銀につい て明確に規定する。
d）有毒微藻のモニタリング方法については，《海洋赤潮モニタリング技術規程》中の関連規定を参照のこと。
6.3 モニタリングの頻度，時間，サンプリング地点

そのうち，糞の大腸菌群，水の色，透明度， pH ，溶存酸素，塩度，漂流物の測定方

法については，表1参照のこと。これらのパラメータは，毎週火曜と金曜に各一回ずつ測定する。資料採取地点は，5．3の関連規定にもとづいて行い，試料採取の方法は，5．4 の関連規定にもとづいて行う。試料は，当日遊泳者の密度が最大の時（例えば，午後 2 $~ 3$ 時頃）に採取せねばならない。糞大腸菌群の濃度が，周期的変動を生じた場合（例 えば，汚水が定時に排出されたことにより，あるいは潮汐の周期的変動により生じた影響），遊泳者の密度が最大の時を除いて試料を採取することとし，試料採取の時間を設定する際も，この周期的な変動要素を考慮せねばならない。

水温，潮時，潮位，波，風向，風速，総雲量，降水量のモニタリング時間は，毎日の 08 時， 14 時（北京時間）とする。モニタリング方法については，表 2 を参照のこと。

## 6.4 モニタリング結果

試料のモニタリング結果については，付録 C の要求にもとづいて，表を作成し報告 せねばならない。

## 6.5 総合評価

海水浴場の水文気象要素，海水水質要素についてのモニタリング結果にもとづいて，海水浴場の環境に対して総合分析を行い，当該海水浴場が，遊泳に適切，比較的適切，不適切といった 24 時間における総合評価予報と水温，波が高い，潮の満ち干時間につ いての予報を出さなければならない。

## 6.6 モニタリングデータの伝送

海水浴場のモニタリングデータをリアルタイムで，中国の海洋環境モニタリング通信 システムを通じて，あるいは E－mail で，国家海洋環境予報センターへ送信する。

## 7．緊急時モニタリング

海水浴シーズン期間中は，下記のような状況がひとつでも起これば，すぐに相応の措置を取り，海水浴場の環境について緊急時モニタリングを行わなければならない。

一水質に明らかな悪化傾向が現れた場合は，関連のパラメーラについてモニタリング を行わねばならない。
—現地で，水に伝送病の感染状況が伝播した際には，海水浴場の微生物の数量につい てのモニタリングを強化し，異なった疫病発生状況にもとづいて，相応の微生物モ ニタリングパラメータを選択し，例えば，サルモネラ菌，腸道レン球菌，病原体等 のパラメタータをモニタリングせねばならない。
一周辺海域で，一旦，突発的事件が起これば，油流出，赤潮等のように，実際の状況 にもとづいても，海水浴場の環境品質について状況に合ったモニタリングを行わね

ばならない。
一緊急時モニタリングを実施時に選択したモニタリングパラメータとモニタリング頻度は，突発的事件および海水浴場の実際の状況にもとづいて決める。

## 8．海水浴場の年度モニタリング報告

上記のモニタリング業務が終了後，付録Dの内容にもとづき，毎年海水浴シーズンが終了後 30 日以内に年度モニタリング結果を提出しなければならない。

当規程において，海水浴場のモニタリングパラメータの評価基準は，ほぼ《GB3097海水水質基準》の規定にもとづいて実施し，GB3097 で言及されていないパラメータの評価基準は，欧州共同体の《海水浴場で使用する水の品質についての要求》（76／160／EC） の規定にもとづいて実施できる。

- 当規程の付録 A ，付録 B ，付録 C ，付録 D は，規範的な付録とする。
- 当規程は，国家海洋局海洋環境保護司が最初に提出したものである。
- 当規程の起草機関：国家海洋環境モニタリングセンター。

一当規程の主な起草者：王菊英，林鳳躬躭，韓庚辰，鞠紅岩

## 中華人民共和国 陸地汚染源による海洋環境汚染管理条例

（1990年5月25日に国務院の第61回常務会議で通過，1990年6月22日中華人民共和国国務院の第61号令で発布。1990年8月1日より施行。）

第1条 陸地由来汚染源の監督管理を強化し，陸地由来汚染物の海洋環境への汚染と損害を防止するために，「中華人民共和国海洋環境保護法》に基づいて，本条例を制定す る。

第2条 当条例の陸地由来污染源（以下陸源と略称する）とは，陸地から海域に污染物を排出することによって，海洋環境へ汚染損害を与える，或いは汚染損害の恐れのある場所や施設などを指す。当条例の陸源汚染物とは前項目の陸源から排出した汚染物 を指す。

第3条 当条例は中華人民共和国の国境内の海域に陸源污染物を排出するすべての事業者 と個人に適用する。船舶解体による海洋環境污染損害について，「船舶解体環境汚染防管理条例」に基づいて施行する。

第4条 国務院の環境保護行政主管部門は全国の陸源污染物による海洋環境汚染損害の防止整備活動を主管する。沿海の県レベル以上の地方自治体の環境保護行政主管部門 は本行政区域内の陸源汚染物による海洋環境污染損害の防止整備活動を主管する。

第5条 いかなる事業者と個人が海域に陸源汚染物を排出する際に，国家と地方が定められ た汚染物排出基準と関係規定を厳守しなければならない。

第6条 いかなる事業者と個人が海域に陸源汚染物を排出する際に，所在地の環境保護行政主管部門に所有している汚染物排出施設，処理施設，及び通常の作業条件の下で排出する汚染物の種類，数量と濃度を登記•申告しなければならない。また，陸源汚染物の海洋環境への汚染損害防止対策に関する資料を提供しその資料のコピーを海洋行政主管部門に届けなければならない。汚染物の排出種類，数量及び濃度に重大 な変更があった場合，或いは，放置中の汚染物処理施設を撤去する場合，所在地の環境保護行政主管部門の許可，従来の審査部門の批准が必要である。

第7条 いかなる事業者と個人が海域に排出する陸源污染物は国家と地方の汚染物の排出基準を超過した場合，必ず汚染物基準超過排出費を払うとともに責任を持って処置 しなければならない。

第8条 いかなる事業者と個人が海洋特別保護区，海上自然保護区，海浜観光地区，天日製塩場保護区，海水浴場，重要な漁業水域とその他の特別保護区に汚染物排出口を設置してはならない。 前述項目の区域内にすでに設置した汚染物排出口について，排出する汚染物が国家と地方の排出基準を超えた場合，期限付けで処理させる。

第9条 海域に陸源汚染物を排出することによって海洋環境に深刻な污染や損害を与えた企業や事業所に対して，期限付けで処理させる。

第 10 条 国務院の各部門又は省，自治区，直轄市人民政府の直轄する企業や事業所の期限付 け処理に対して，省，自治区，直轄市の人民政府の環境保護行政主管部門が処理意見を同クラス人民政府に提出して決定して貫うこととする。市，県又は市，県以下 の人民政府の管轄する企業や事業所の期限付け処理に対して，市，県人民政府の環境保護行政主管部門が同クラスの人民政府に処理意見を提出して決定してもらうこ ととする。期限付けの処理命令書を受けた企業また事業所は決められた期限内に必 ず処理を完成しなければならない。

第11条 岸浜に勝手に固体廃妻物を堆積したり，放置したりすることを禁止する。臨時的に固体廃棄物を堆積•処理する必要がある場合，必ず沿海省，自治区，直轄市人民政府の環境保護行政主管部門の定めた審査プロセスに従って，書類申請を提出しなけ ればならない。主要な書類申請内容は以下の通りである。
（1）申請者の名称，住所
（2）堆積•処理場所と敷地面積
（3）固体廃棄物の種類，成分，年間堆積量，処理量，合計堆積量，全体処理総量と堆積の高さ
（4）固体廃葉物の堆積•処理の期限，最終処分方式
（5）固体廃棄物の堆積•処理による海洋環境に与える汚染と損害
（6）堆積•処理による固体廃棄物の海洋環境への污染損害防止技術とその施策
（7）審査批准機関が必要とされるその他の説明資料
県レベル以上の地方人民政府の環境保護行政主管部門の許可を受けずに，固体廃棄物の臨時堆積•処理の場所について，県レベル以上地方人民政府の環境保護行政主管部門が期限をつけて批准の追加審查の手続きを命令する。

第 12 条 廃棄物堆積場の設置許可を受けた会社と個人は防護堤と漏湡防止，粉塵飛散防止施設を建設しなければならない，許可による設置した廃棄物堆積場，処理場は環境保護行政主管部門の検査を受け，合格になってはじめて使用可能となる。また，使用許可を受けた廃棄物の堆積場，処理場内に，勝手に未許可の他の種類の廃棄物を堆積や放置してならない。露天に猛毒，放射性，溶解し易い揮発しやすい廃妻物を堆積してはならない。上記廃棄物の非露天堆積は，最終処分方式にしてはならない。

第 13 条 岸浜で不当な希釈，浸透の方式による有毒有害廃水の排出を禁止する。

第 14 条 海域への高，中放射性物質の廃水の排出を禁止する。海域に低放射性物質の廃水を排出する場合，国家の放射線防止規定と標準を厳守しなければならない。

第 15 条 油類，酸液，アルカリ性液体，毒液の海域への排出を禁止する。海域に含油廃水，有害重金属廃水とその他の産業の廃水を排出する場合，必ず処理して，国家と地方 の定めた排出基準と関係規定に符合しなければならない。処理後の残り涬は海に投棄してはならない。

第 16 条 海域に病原体の含有廃水を排出する場合，必ず処理して，国家と地方の定めた排出基準と関係規定に符合しなければならない。

第 17 条 海域に排出する熱のある廃水の水温は国家関係規定に符合しなければならない。

第 18 条 自浄能力の低い海域に有機物と栄養物質の工業廃水と生活汚水を排出する場合，排出量を管理すべきである。汚染物排出口は海水交換の良い場所に設置し，そして合理的な排出方式を使って，海水の富栄養化を防止するべきである。

第19条 期限切れ又は使用禁止の薬物と器具を岸浜に放棄することを禁止する。

第 20 条 海の河口で陸源汚染物の海洋環境損害事故が発生した場合，河川を流れた汚染物の原因であると確実な証拠があれば，海の河口の所在地の省，自治区，直轄市人民政府の環境保護行政主管部門が調查し処理する。河川は他の省，自治区，直轄市を跨 る場合，海の河口所在地の省，自治区，直轄市人民政府の環境保護行政主管部門と水利部門が関係省，自治区，直轄市人民政府の環境保護行政主管部門，水利部門，流域管理機関と協力して調査し処理する。

第21条隣り合ら地区が同一海域に陸源污染物を排出する場合，関係地方人民政府が協力し て陸源污染物の海洋環境への污染損害予防対策を相談し制定する。

第 22 条 いかなる事業者と個人が陸源汚染物の海洋環境污染損害事故を起こした場合，直ち に措置を取って処理し，そして事故の発生後の 48 時間以内，現地人民政府の環境保護行政主管部門に事故発生時間，場所，類型と廃棄物の排出数量，経済損失，人身被害などの初期情況の報告書を提出し，そして報告書のコピーを関係部門に届ける。事故調查解明後，現地人民政府の環境保護行政主管部門に更に関係証明書類を添付 して書面報告を提出する。各人民政府の環境保護行政主管部門が陸源污染物の海洋環境汚染損害事故の初回目の報告を受けたら直ちに関係部門と協力して措置を取り，汚染を除去や軽減すべきである。そして県レベル以上の人民政府環境保護行政主管部門或いは県レベル以上の人民政府環境保護行政主管部門の授権した部門が事故を調査し処理する。

第23条 県レベル以上の人民政府環境保護行政主管部門がプロジェクト管理権限によって， プロジェクト主管部門と協力して陸源汚染物排出会社と個人に対し，現場検査を行 い，検査を受けた者は事実通りの状況を報告し資料を提供すべきである。検査者は検査を受けた者の技術秘密と業務秘密を保持する責任がある。但し法律法規に規定 がある場合を除く。

第 24 条 当条例の規定を違反して，以下のいずれの行為に当たる場合，県レベル以上の人民政府環境保護行政主管部門が是正を命令し，そして 3 百元以上の 3 千元以下の罰金 を処罰する。
（1）污染物質排登録を拒否したり偽る報告した場合
（2）環境保護行政主管部門の現場検査を拒否したり妨害したり，或いは検查中ペテン にかけたりする場合。

第 25 条 廃棄物体積場，処理場の汚染防止施設は環境保護行政主管部門の検収がない場合，或いは検収不合格であっても無理やりに使用する場合，環境保護行政主管部門が是正を命令し，そして 5 千元以上の 2 万元以下の罰金を処罰する。

第 26 条 当条例の規定を違反して，以下のいずれの行為にあたる場合，県レベル以上の人民政府環境保護行政主管部門が是正を命令し，そして 5 千元以上の 10 万元以下の罰金 を処罰する。
（1）所在地の環境保護行政主管部門の同意と原批准部門の批准がない限り，勝手に廃棄物の排出種類を変更したり，廃棄物の排出量や濃度を増やしたり，或いは汚染物の処理施設を撤去したり放置したりする場合。
（2）当条例の第八条の第 1 条項の区域内に汚染物排出口を設置する場合。

第 27 条 当条例の規定を違反して，以下のいずれの行為に当たる場合，県レベル以上の人民政府環境保護行政主管部門が是正を命令し，そして 1 千元以上の 2 万元以下の罰金 を処罰する；状況が深刻な場合，2 万元以上の 10 万元以下の罰金を処罰する：
（1）岸浜で不当な希釈，浸透方式によって有毒有害廃水を排出する場合
（2）海域に高，中の放射性物質の廃水を排出する場合
（3）海域に含油液，液体酸，アルカリ性液と毒液を排出する場合
（4）岸浜に期限切れ或いは使用禁止の薬物と器具を放棄する場合
（5）海域に含油廃水，病原体の含有廃水，熱のある廃水，低放射性物質の廃水，有害 な重金属の廃水及びその他の，国家と地方の定めた排出基準と関係規定を越えた工業排水又は残り滓を海に排出する場合
（6）県レベル以上地方人民政府の環境保護行政主管部門の許可がないのに，勝手に岸浜に廃棄物を堆積，放棄，処理する場合；或いは廃棄物堆積処理場に勝手に未許可のその他の廃棄物を堆積する場合；或いは露天の猛毒，放射性，溶解しやすい揮発しやすい廃棄物を堆積する場合。

第 28 条 期限内に整備未完成の企業や事業所に対して， 2 倍の汚染物基準超過排出費を徴収 する，そして被害結果によって，1 万元以上 10 万元以下の罰金を処罰する，あるい は休業，閉鎖させる。罰金は環境保護行政主管部門が決定するものとする。休業や閉鎖は期限をつけて整備させる命令を決定した人民政府が決めるものとする；国務院各部門の直轄企業，事業所を休業，閉鎖させる場合，国務院許可が必要とする。

第29条 規定に基づいて汚染物基準超過排出費を納付しない場合，汚染物基準超過排出費と滞納金を追徴する以外，そして県レベル以上の人民政府環境保護行政主管部門が 1千元以上 1 万元以下の罰金を処罰する。

第30条 陸源汚染物による海洋環境汚染損害事故に対して，重大経済損失を招く場合，県レ ベル以上の人民政府環境保護行政主管部門が直接に与えた損失の $30 \%$ に基いて罰金額を計算する。但し最高額は 20 万元を越えてはならない。

第 31 条 県レベル人民政府環境保護行政主管部門が 1 万元以下の罰金ができる， 1 万元以上罰金について上級環境保護行政主管部門の許可が必要。省の直轄市の人民政府環境保護行政主管部の 5 万元以下の罰金ができる， 5 万元以上罰金について上級環境保護行政主管部門の許可が必要。省，自治区，直轄市人民政府の環境保護行政主管部門 が 20 万元以下の罰金ができるが，罰金は全部国庫に上納するものとする。いかなる部門と個人が差し止めたり分けたりしてはならない。

## 中華人民共和国 海洋廃葉物投葉管理条例

（1985年3月6日 国務院公布）
第 1 条 「中華人民共和国海洋環境保護法」の実施，海洋廃棄物投棄の抑制，海洋環境汚染 と損害の防止，生態バランスの維持，海洋資源の保護，海洋事業の発展を促進する ため，本条例を制定する。

第2条 当条例の「投棄」とは，船舶，航空器，プラットフォーム及びその他の輸送工具を使 って海洋に廃蓑物とその他の物質を処置すること；海洋へ船舶，航空器，プラット フォームとその他の海上人工構造物を投棄し，海洋へ海底鉱物資源の探査開発及び探査開発関係の海上加工の廃棄物とその他の物質を放棄することをいう。 なお，ここでいう「投棄」には船舶，航空器及びその他の輸送工具と施設が正常作業 による発生した廃棄物の排出が含まない。

第3条 当条例の適用範囲は以下の通りである。
（1）中華人民共和国の内海，領海，大陸棚とその他の管轄海域への廃棄物とその他の物質の投重
（2）投棄目的で，中華人民共和国の陸地又は港で廃棄物とその他の物質の積載
（3）投棄目的で，中華人民共和国の内海，領海及びその他の管轄海域での廃棄物と その他の物質の輸送
（4）中華人民共和国の管轄海域での廃棄物とその他の物質の焼却処分
また，海洋石油探査開発過程中において，発生した廃竦物は「中華人民共和国海洋石油探查開発環境保護管理条例」の規定に基づいて処分するものとする。

第4条 海洋廃棄物投棄の主管部門は中華人民共和国国家海洋局及び出張機関（以下は「主管部門」と略称する）とする。

第5条 海洋投棄区の区分について，科学，合理，安全かつ経済的な原則に基づいて主管部門と関係部門と協議し，その結果を国務院に提出して批准を受ける。

第6条 海に廃棄物を投棄する必要のある事業者は，事前に決まった申請書類に廃棄物の項目を記入して，主管部門に申請しなければならない。また廃棄物の特性や成分を記入した書類の添付も必要である。
主管部門は申請書を受理してから2ヶ月以内に審査を行い，批准する。投棄許可を受けた者に対して廃棄物投棄許可証を発行する。

主管部門の法による許可書がない限り，いかなる部門と船舶，航空器，プラットフ オーム及びその他の輸送工具による海洋への廃棄物の投棄をしてはならない。

第7条 船舶，航空器，プラットフォーム及びその他の海上人工構造物を含む外国の廃棄物 を中華人民共和国の管轄海域に投葉してはならない。違反者に対して主管部門が期限付け処理の命令を下すとともに，廃棄物の除去にかかる費用を負担させるなど損害賠償と罰金を求めることができる。

中華人民共和国が管轄する以外の海域に廃棄物を投棄することによって，中華人民共和国の管轄海域に汚染損害を与えた場合，本条例の第 17 条の規定に基いて処理す る。

第8条 投棄する目的で，中華人民共和国の管轄海域を通過する廃棄物を輸送するいかなる船舶とその他の輸送工具は，中華人民共和国管轄海域に入る 15 日前までに，主管部門に中華人民共和国海域に入る時間，航路及び廃棄物名，数量及び成分などを通告 しなければならない。

第9条 外国籍の船舶，プラットフォームが中華人民共和国の管轄海域で，海底鉱物資源の探査•開発及びそれと関連する海上加工作業によって発生した廃棄物とその他の物質を海洋に投棄する必要がある場合，決めたプログラムに基づいて主管部門を申し込み，許可を取得する必要がある。

第 10 条 投棄許可証には，廃棄物を投棄する事業者名，有効期限，廃棄物の数量，種類及び投棄方法などの項目を明記しなければならない。許可証の発行にあたって，主管部門は当条例の関係規定に基づいて厳しく管理し，海洋生態環境の変化と科学技術の発展に基づいて，許可証の変更または取り消しす ることができる。

第11条 廃棄物は毒性や有害物質の含有量と海洋環境への影響などの要素によって，3 種類 に分かれる。主管部門はその区分基準を制定する。また，主管部門は海洋生態環境変化や科学技術的発展及び海洋環境保護の需要に応じて，付属書類を改正すること ができる。
（1）付属書類 1 にリストアップしている廃棄物及びその他の物質の投棄を禁止する （付属書 1 参照）。緊急事態が発生し，陸上での処理は国民の健康に危害を与え る恐れのある場合，国家海洋局の許可を得て，緊急処置許可証を取得することが

できる。その緊急処置許可証を取得してから規定の方法で指定の区域に投棄する ことができる。
（2）付属書 2 にリストアップしている廃棄物（付属書 2 参照）の投棄については，事前に特別許可証を取得する必要がある。
（3）付属書 1 と付属書 2 にリストアップされていない毒性の低いまたは毒性のない廃裹物については，事前に一般許可証を取得する必要である。

第12条 海に廃棄物の投棄と許可証を取得した事業者は廃棄物を積載する際に主管部門に届けを出して事実確認してもらら必要がある。
許可証に記載されている項目に対して，確認する。主管部門の確認によって，実際 の積載物と許可書の項目内容と不一致であることが発見された場合，廃妻物の積載停止の命令をしなければならない。状況が深刻な場合，許可証の中止と取消ができ る。

船舶を利用して廃重物を投棄する場合，出港の港務監督部門または最寄の港務監督部門に届けを出し，事実確認してもらう必要がある。港務監督部門は実際に積載し た廃棄物と許可書記載項目の内容と不一致であることを発見した場合，出港ビザを発行せず，直ちに主管部門に知らせなければならない。

第13条 主管部門は海洋投妻活動を監視•監督すべきである。必要に応じて，人を派遣して同行させる。海洋廃棄物を投棄したものは同行する公務員に便宜を提供しなければ ならない。

第14条 海洋廃棄物投棄許可証を取得した事業者は，許可証に記載した期限と条件に従つ て，指定の区域に廃棄物を投棄する。さらに事実のまま詳細な情況を記録書に記入 し，許可証に明記した注意事項に従って，記録書を主管部門に提出する。廃棄物を投棄する目的の船舶，航空器，プラットフォーム及びその他の輸送工具に対して， はっきりした標識と信号を付け，航行日誌に投妻状況の詳細な状況を記録しなけれ ばならない。

第 15 条 廃棄物を投棄する目的の船舶，航空器，プラットフォーム及びその他輸送工具に対 して，「中華人民共和国海洋環境保護法」第 43 条の規定に合致した場合，賠償責任 の免除ができる。
緊急避難や人命救助のため，許可証に記載した条件と指定の区域外に投棄した場合，投棄による被害を極力避けるか軽減するかの努力をしなければならない。そしてで

きるだけ早く主管部門に報告しなければならない。廃棄物を投棄する側はと緊急避難または救助の受益者がその汚染被害に対してを補償すべきである。
第三者の過失による汚染•損害に対して，廃棄物投棄をする側は主管部門に確な証拠を提供し，主管部門の了解を受けてから，第三者に賠償責任を追及することがで きる。

海上航行と作業中の船舶，航空器，プラットフォームとその他輸送工具は不可抗力 の原因で放棄される場合，持主は主管部門と最寄りの港務監督に報告すると同時に，直ちに引き上げ作業をしなければならない。

第 16 条 漁業資源とその他の海上活動への被害を避けるために，主管部門は海洋投棄区に対して，定期的にモニタリングを行い，管理強化しなければならない。主管部門 の判断によってこれ以上投棄することが不可能の投棄区を封鎖させることができ る。

第 17 条 本条例を違反し，海洋環境に汚染損害を与えた場合，主管部門が加害者に期限付 けの処理•処置をさせ，汚染除去費の支払いを求めることができる。また，被害者への損害賠償をさせることができる。被害などの状況によって，警告又は人民元 10 万元以下の罰金を処罰することができる。

第18条 損害賠償を求める会社と個人は，できるだけ早く主管部門に污染損害賠償報告書 を提出しなければならない。報告書の内容は汚染損害時間，場所，範囲，対象，損害リスト，技術鑑定及び公証証明書類などが含まれる。またできるだけオリジ ナル証明書と写真などを添付することが望ましい。

第19条汚染除去の委託を受けた業者は除去作業が終了後に，できるだけ早く主管部門に汚染除去費用の請求報告書を提出しなければならない。請求報告書には汚染除去時間，場所，投入した人件費，設備，船舶，除去に必要な材料の数量，単価，計算方法，除去作業に係わる管理費，交通費及びその他の関係費用，除去効果及び情況，その他の関係証拠と証明書類が含まれるべきである。。

第 20 条 違法行為の処罰基準は以下の通り
一，以下のいずれの一つ行為がある場合，警告又は人民元 2 千元以下の罰金を処罰する
（1）廃棄物検証書類を偽造した場合
（2）当条例の第十四条の規定に基いて投棄情況を記録しない場合
（3）当条例の第十五条の規定に基いて直ちに主管部門と港務監督に報告しない場合。
二，実際積載物が許可証に登載した内容と一致しない，しかも情状が深刻な場合，許可証中止又は取り上げる以外，人民元 2 千元以上 5 千元以下の罰金を処罰す ることもできる。

三，当条例第十二条の定めた規定に基づいて主管部門に事前知らせずに無断投棄 する場合，人民元 5 千元以上， 2 万元以下の罰金を処罰することができる。

四，以下のいずれの行為にあたる場合，人民元 2 万元以上 10 万元以下の罰金を処罰する。
（1）許可なしで海洋に廃乗物を投棄した場合；
（2）許可の条件と指定区域外で投棄した場合；但し当条例の第 15 条に定めた情況を除く。

第21条当条例を違反し海洋環境汚染損害を与えるまたは与える恐れのある直接責任者に，主管部門が警告或いは罰金を処罰することができる。両方処罰の同時執行も可能 である。当条例を違反して海洋環境に汚染や損害を与え，重大な財産又は人身死傷事故を引き起こした場合，司法機関が法律に基いて直接責任者に刑事責任を追及することができる。

第 22 条 当事者が主管部門の処罰決定を不服する場合，処罰通知書を受けた日より 15 日以内に，人民法院に起訴することができる。期限を満了しても処罰決定を起訴もし ない，履行もしない場合，主管部門が人民法院に強制執行を要請することができ る。

第 23 条 当条例を違反して海洋環境に被害を与える行為に対して，自発的に告発や摘発す るなど，積極的に証拠を提供する，または有効な措置を取って被害を軽減する個人に表彰又は奨励を与えるものとする。

第 24 条 当条例は1985年4月1日から施行される。
付属書一：投棄禁止物質
一，有機ハロゲン化合物，水銀と水銀化合物，カドミウムとカドミウム化合物を含む廃棄物，但し微量又は海水によってすぐに無害物質に転化するものを除く；
二，強い放射性の廃棄物とその他の強い放射性物質；
三，原油及びその廃棄物，石油精錬製品，残油，及びこれらの物質を含有する混合物；

四，魚網，ロープ，プラスチック製品及びその他の海面又は水中の浮遊物，航行，漁猟及びその他の活動を深刻に妨害する，或いは海洋生物に被害を与える人工合成物質。

五，当付属書の第 1，2 項目の物質を含有する下水汚泥と浚い泥。

付属書二：特別許可証が必要な廃棄物
一，以下の物質を大量含有する廃棄物：
（1）ヒ素及びその化合物
（2）鉛及びその化合物
（3）銅及びその化合物
（4）亜鉛及びその化合物
（5）有機シリコン化合物
（6）シアンカ物
（7）フッ化物
（8）ベリリウム，クロム，ニッケル，バナジウム及び化合物
（9）付属書一以外の殺虫剤と副産物。
但し，無害又は海水で迅速に無害物質に転化するものを除く

二，弱放射性物質を含有する廃棄物

三，漁猟と航行を深刻に妨害する海底に沈下し易い容器，廃金属及びその他の大きな廃棄物。

四，本付属書第 1 ， 2 項目の物質を含有する下水汚泥と浚い泥

## 地方の海域汚染抑制に関する制度の例〔近岸海域汚染抑制に関する大連市人民政府の通知〕

## 1．汚水排出の抑制

（1）全市の汚水排出パイプの使用状況を調査して徐々に市政排水網からの直接の排出 を廃止してすべての汚水を都市汚水処理場に集中処理してから排出する。汚水処理場に は必ず消毒施設と汚水流量計および COD オンラインモニタリングの装置を設置しなけ ればならない。汚水処理場の事業者は集中処理後の水質に対して責任を持たなければな らない。
（2）関連企業（事業者）の汚水排出口を整理•整頓しなければならない。現在の汚水排出口に対して通し番号で統一させ，ラベルをつけたりしてサンプリングできる条件を揃 わなければならない。2002 年までに重点企業（事業者）の汚水排出口には流量測定の自動装置と排水処理設備稼働の監視装置をつけなければならない。海洋自然保護区，重要漁業水域，海浜風景名勝区，海浜浴場およびその他の特別保護区域内に汚水排出口の新設をしてはいけない。既設の汚水排出口は環境保護部門の規定に従い期限内に閉鎖しなければならない。汚水は都市汚水処理場に集中して処理する。
（3）河川における都市部を流れる河川については清水と汚水の分流をさせ，河床の汚泥 を処理しなければならない。海岸には連帯状の公園を建設しなければならない。汚水は必ず汚水処理場で処理してから排出規準値を達成してから排水しなければならない。排出基準値を超過した場合，2002年までに達成しなければならない。
沿岸企業は汚染物質の排出総量の規制を実施しなければならない。
（4）各病院，療養院，衛生院，診療所から排出された汚水は必ず排出する前に消毒処理 をして規準値以内に排出しなければならない。2001 年末までに汚水処理場吸収範囲内 で 300 床以上の病院，療養院は必ずしも水処理施設を建設しなければならない。
（5）市政排水施設が設置されてない住宅においては市人民政府の計画に基づいて活水処理場の建設や汚水排出施設と汚水処理施設を完備しなければならない。郷鎮計画を立 てる時，必ずそれに適応する汚水処理施設の建設をしなければならない。
（6）大量に汚水を排出される事業者は節水や汚水排出削減の有効対策をとらなければ ならない。
関係企業は水汚染排出物の登録制度を実行しなければならない。排出汚染物の種類，水

量，濃度の発生変化及び汚水処理場，加圧ポンプが停止•点検•廃止•更新などの場合，直ちに現地の環境保護部門に報告しなければならない。

## 2．船舶による汚染防止

（7）大連市海域に入る船舶（大連市所有船舶も含め）は《中華人民共和国海洋環境保護法》，《中華人民共和国船舶による汚染防止管理条例》及び関連法規の規定に従い，汚染防止施設を設置しなければならない。水域にオイル含有の廃水，ごみ及びその他の廃棄物の投棄を禁止する。
（8）粉じん発生恐れのある汚染物のばら積み貨物船の積み下ろし際に有効な防止措置 を取り，粉じんの汚染防止をしなければならない。ばら積み終了後の貨物船はその甲板 の港湾内の清掃を禁止する。
（9）浚渫及びスクラップ積み貨物船は必ず指定の投棄場所に廃棄物を投棄し，船舶運航中の随時の投棄または中途の投棄を禁止する。
（10）船舶の埠頭での貨物卸しや燃料の補充，点検などの作業の際に船舶と埠頭の経営者は作業マニュアルを遵守し専人を指定して現場管理をし，海域汚染防止の有効な措置 をとらなければならない。
（11）海域汚染事故発生の恐れのある船舶は直ちに汚染削減または汚染解除の有効な措置を取り，関係部署に報告して調查を受ける。
（12）港湾，埠頭では油と水の分離，油の隔離装置などの汚水処理施設を設置しなけれ ばならない。また回収船を配置し港湾船舶の廃水，ごみ，廃油などの廃棄物を集中的に収集する。廃水は処理してから規制値にクリアしてから排出することができる。ごみは指定の場所に排出する。廃油は必ず回収して経営資格証を所持している処理メーカに委託して処理しなければならない。

## 3．海域開発利用活動による汚染防止

（13）海域の開発利用は海域環境機能区画と海域使用機能区画の要求に合致しなければ ならない。海の埋め立て工事の建設を最低限に抑え，確かに建設する必要がある場合，法に基づいて審査手続きをしなければならない。
海岸工事の建設プロジェクトは工事中に海域への汚染をなるべく削減し，海洋資源の保護につとめなければならない。
（14）水産養殖は計画範囲内と許可された使用の海域内に限定する。養殖過程において化学肥料の使用や放置及び各種類の廃棄物の投棄を禁止する。
（15）海水浴場には漁船，貨物船，遊覧船の停留を禁止する。また水産品または漁具類 などの干しを禁止する。海面は常に清潔を保ち，漂着物と油汚れがあってはならない。管理側は廃棄物排出の指定居場所を設置しなければならない。旅行者は廃棄物をビーチ に放置してはいけない。廃棄物排出の場所及びその他の衛生重点区は定期的に消毒をし なければならない。

## 4．海岸汚染防止の宣伝教育と法の実施

（16）海岸での生活ごみやその他の固体廃棄物の堆積，放置，処理を禁止する。海域に油類，酸液，アルカリ液，劇毒廃液の排出と固体廃棄物の投葉を禁止する。
（17）生物農薬，有機肥料の使用を推進し，海岸線近辺の陸地地区の化学農薬や化学肥料の使用を規制する。

## 5．近岸海域汚染削減の宣伝活動と法の実施を強化

（18）市環境保護局は市のその他の関連部署とともに近岸海域汚染削減の宣伝活動計画 を作成し，環境法，関連法規と近岸海域污染削減の対策を宣伝し，速やかに海洋環境保護の成果と環境保護の先進的な事例をメディアなどを通して報道する。一方環境法の違法や海洋環境破壊などの行為について社会に公開しなければならない。市環境保護局は定期的にその他の関連部署を召集して近岸海域汚染削減対策連絡会を開き，各部門の監督•検査の状況などを確認し，その結果を市人民政府に報告する。
（19）各区，市，県人民政府と大連経済技術開発区，大連保税区，産業園区高新技術大連，金石灘大連国家旅遊度暇区管理委員会及び大連市経済委員会，建設委員会，土地計画局，都市建設局，環境保護局，水産局，海洋局などの関連部署は本通知の規定に従い，緊密な連携をして，近岸海域汚染防止の監督•管理をし，本通告の規定に違反する事業者または個人に対して各自の責務範囲内において法的処置をしなければならない。市の監察局は市の環境保護局などの部署に協力して行政的な監察を強化して，本法の規定を無視するまたは真剣に対応しない事業者に対して，責任者の責任を追及する。

## 添付資料3 現地調査ヒアリング結果

## 1．現地調査期間

2007年9月6日～9月13日（8日間）

## 2．調査対象地域

（訪問先）：中華人民共和国

- 大連市
- 煙台市
- 北京市

訪問先の詳細については，後述 調査票のとおり。

## 3．現地調査要員（3名）

- 藤谷 亮一
- 黄川田 仁志
- 章 燕麗

財団法人 環日本海環境協力センター
主任研究員
財団法人 松下政経塾
神鋼リサーチ株式会社
上席主任研究員

## 4．調査の目的

中国の沿岸•海洋管理制度と海洋環境保護のあり方について，地方（＝現場レベル） における運用状況，実態を把握するため，環境模範都市で，沿岸域管理が進んでいると される地方政府（大連市，煙台市）等を訪問，視察すると共に地方行政機関や有識者ら に聞き取りと意見交換を行うことを目的に実施した。

## 5．調査結果

後述 調査票のとおり。

## 6．所感

中国政府における環境関連法制定に携わる有識者や地方の行政官らと面識を持つこ とができたものの，訪問先の担当者が急遽仕事に戻らなければならないなど等の諸事情 のため，当初予定していたヒアリングは完全にはできなかった。

しかしながら，こちらがどのような機関で，どのような活動をおこなっているかとい うことを丁寧に説明したため，NPEC の活動について理解•賛同を得られたものと思わ れる。結果として，ヒアリング自体では詳細な情報は得られなかったものの，相手との信頼関係と，今後の協力関係については築けたものと考えている。
（訪問日：2007年9月7日）

| 訪問機関名 <br> （中文表記） | 大連市環境保護ボランティア協会 <br> （大连市环保志愿者协会） |  |  |
| :---: | :--- | :--- | :--- |
| 所 在 地 | 遼寧省大連市中山区 |  |  |
| 連 絡 先 <br> （TEL） | （0411） 82704122 | （04X） | （0411）82704102 |
| 担当者 名 | 陳 江寧 秘書長 <br> （e－Mail：dlchenjn＠126．com ） |  |  |

## －質問項目

## Q1 同協会の活動と海洋ごみの収集等，状況について

## （回答）

－2003年6月に大連市の環境保護局が中心となって作った NPO 団体である。当該団体 の設立のきっかけとしては，市内の環境問題解決にあたり，一般市民との連携•協力 が不可欠であるとの認識が，大連市環境保護局内部で高まり，その拠点施設として市主導で設立等されたものである（※なお，中国内の他のボランティア組織はこのよう な官製団体がほとんどを占める）。
－現在協会は，4名体制で運営されている。陳秘書長は専任であるが，他の 3 名は他の職場との兼務である。また，陳秘書長自身は元市の職員であったが，協会設立にあた り出向したものである。このため，現在の本人の給料は大連市からの助成金を充当し ており，公務員待遇での給料が支給されている。
－漂着ごみ調査は2006年から開始し，同年6月5日の環境デー（の清掃活動）には日系企業も参加した。8月には企業が数隻の船で同時に調査を行い，2日間で約 $2,000 \mathrm{~kg}$ のごみを拾った。このときは市の海事局が船を確保してごみ回収に協力している。ま た，2007年8月16日には，大連石油化学工場のおこなった清掃活動にて，約 200 人 のボランティアが，約 $1,000 \mathrm{~kg}$ ごみを拾った（計 $1,036 \mathrm{~kg}$／内訳：木 250 kg （ $25.1 \%$ ）， プラ袋 250 kg ，紙くず 200 kg ，発泡スチロール 120 kg ，漁網 100 kg ，等）。
－当該清掃活動には，共産党青年団共青年団大連市委員会，海洋局，海事局，海洋局の他，様々な企業が多数参加している。企業の協力支援体制としては，様々な形態があ る。例えば，調査の時に人員の提供という方法である。
－なお，現時点では企業等との連携•協力はある程度うまくいっていると思えるが，協会活動の強化•拡大に伴ら，事務職員の人員不足や人件費等の予算確保が課題である とのことであった。

Q2 海洋ごみの収集等について，市民，NGO 等が参加するなどの活動状況は？

## （回答）

－大連市は中国で初めて環境模範都市として政府に認定された。中国の固体廃棄物環境汚染防止法において，その処理責任は発生者にあると法律で定められているものの，漂着ごみの場合は，そのほとんどが発生者を特定できないため，回収作業等は，漂着 した沿岸域を管理する海岸管理部局等が委託する民間業者で実施している。
－海洋ごみに対する市民の意識は，現在，他の環境問題に比べまだ高くないものの，こ の活動への参加人数やその経過を見る限り，理解•認識度等は今後一層向上するもの と期待している。

## Q3 政府部門及び企業の環境保護公益活動への支援などについて

## （回答）

－陳秘書長の人件費は大連市環境保護局より支出されている。また，企業からの支援と しては他の職員（3人）の人件費（※派遣を含む）や各種保全活動への参加などの形態 で支援を受けている。さらに，市の支援は環境部門だけでなく，船を保有している海事局が当該清掃活動に船を確保するなどの支援等をもしている。追加情報等
－大連市内の海水浴場の利活用状況を勘案すると，大連市民は海水浴が生活の一部にな っているようである。宿泊したホテルの前に位置する海水浴場には，早朝六時前後に なると海水浴客でいっぱいになっていた。市民の海水浴に対する認識は，自身のリフ レッシュや健康管理にもよいと考えているようである。

| 訪問機関名 <br> （中文表記） | 大連市環境保護局 <br> （大连市环保局） |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 所 在 地 | 遼寧省大連市中山区華楽街1号 |  |  |
| 連 絡 先 （TEL） | （0411）82738499（科技標準処） （0411）8273－8778（自然生態保護処） | （FAX） | （0411） 82738181 |
| 担当 者 名 | 科学技術標準処 副処長 陳延平，自然生態保護処 処長王蔚 （e－Mail：dlchampion＠163．com） |  |  |

## －質問項目

Q1 中央政府と遼寧省，大連市政府の環境（海洋）関係部門の部門概況（部局名）

## （回答）

－市及び省政府内では，海洋環境保護法の規定により海洋環境に関する諸問題を協議等 するため，関係する海洋局，海事局，港湾管理局，及び環境保護局の 4 つの部署が集 まって年一回会議を開催している。
－油の流出，海洋投棄，船舶事故については海洋漁業局，港に入ってきた船舶の汚水の調査や造船施設の汚水処理施設の調査は港湾管理局が担当している。それら諸活動の海洋環境影響及び全体のとりまとめを環境保護局が担当している。
－大連市における関係部局の役割分担（発生源対策）としては，海（水）域活動起源につ いては海洋漁業局が所管で，陸域活動起源からの環境負荷に対しては，環境保護局が所管となっている。（※海洋ごみ問題は海洋漁業局が主体的に動いているようであ る。）
－これら役割分担は「大連市海水浴場管理弁法」など各種規定が定められており，例え ば大連市内の海水浴場の海洋ごみ処理を含む管理は主に都市建設局が景観保護の観点から行っている。
－その他，海洋ごみ問題が関連する規定として「市海域使用暫定管理弁法」，「近岸汚染弁法），「市環境機能区画亣法」などを制定等している。
－「大連市海域使用暫定弁法」は《大連市人民政府の一部規章およびその他の規範性書類を廃止するに関する通知》に従い2004年7月1日に廃止された。その代わりに「大連市海域使用管理条例」が 2007 年 5 月 25 に遼寧省第 10 回人民代表大会常務委員会第31回の会議にて批准•公布され，2007年8月1日から施行される。

Q2大連市の陸源環境汚染防止に関する政策及び措置

## （回答）

－海洋環境の質の向上と資源の有効利用のために，ここ数年間，各種施策を総合的に実施している。主に 3 つの事項に関するアプローチが必要と考えている。（1）養殖 （の生産）の増加，（2）海洋資源開発（東北アジア中心プロジェクトに伴ら港湾建設），（3）都市汚水の増加である。これらの活動により富栄養化や赤潮が発生して いる。これら問題を解決するため，関係部署が連携，協力体制の構築を行っている。 －市沿岸部に位置する汚水処理施設は 7 箇所あり，その汚水衛生処理率は $80 \%$ である。現在，新規に 14 箇所の処理施設の建設を計画している（※算定根拠は不明）。
－これまでの大連市内の企業立地状況としては，そのほとんどが沿岸部に集中しており， それら事業活動から生じる排水は直接海に流されている。これらが原因で，海洋環境 が悪化していた。このため，大連市第 11 次 5 ヶ年計画（2006～2010年）において，都市（沿岸）部の環境改善のため 90 の企業を市中心部から郊外へ移されることになっ ている。また，移転先での，産業排水の放流にあたっては，汚水の処理しベルを向上 させた設備を整えるように指導等を行っている。
－一方，大連市は景観にも配慮した養殖施設の整備を考えている。例えば，陸に近いと ころで行われている養殖漁場を湾奥から沖合いに移動したり，従来の海面漁具を水中 に沈めたりするのもその一例である。
－大連市内の環境問題に関する最大の懸念は，火力発電所等から発生する二酸化硫黄に よる大気汚染問題である。現在のところ国で示された基準が達成されていない。しか しながら，COD などの有機汚濁問題による海洋汚染問題も重要な問題として認識し ている。COD の主な発生源は（沿岸部に立地している）主に機械，製紙，電子•電気分野の重工業企業である。
－大連市は観光面を考慮し，沿岸部に存在する企業を極力郊外に移転するように指導等 している。
－一方，大連市の海洋投棄は，法律で許可を受ければ認められている。例えば，汚染レ ベルの低い船舶からの食品残飯や港建設の時に発生する廃棄物は海底に投棄されて いる。しかしながら陸上起因活動の廃棄物については，養殖に対する悪影響のため許可をしていない。
－大連市の一般廃棄物の所管部署は都市建設局である。10年前までの市内の一般廃棄物の処理方法は，ほぼ $100 \%$ が埋立であったが，現在は埋立と焼却の両方（※処理割合は不明）で行っている。一般廃棄物の海面埋め立ては行っていない。
－なお，産業廃棄物は民間で処理しており，医療系廃棄物も専門処理施設で適正に処理 している。
※ 大連市内は河川自体が少なく，水が不足しているような状況であり，シーズンを通して河川から海へのごみが流出したものとは考えにくい。

## Q3

中国全体の海洋管理監視システムの設置，運用状況 等について
## （回答）

－企業から直接海に排水される排水口及び汚水処理場からの排水口をターゲットとし て，計 56 箇所のモニタリングポイントを設けている（※従来は 100 箇所程度で実施 していたが環境質の向上によりモニタリングポイントを整理した。）。
－企業の中には，陸域から海へ 700 m 突き出したパイプから排水しているところもあり，測定箇所の中にはそこの排水濃度と総量を検査し，そのモニタリング結果によって は，原因企業に対して排出基準を規制値以下にするように改善指導等している。この ようにモニタリング 監視体制及び運営については，しつかりおこなわれているとい ら説明がなされた。
－一方，海域等に排水を直接放流する企業は，汚染•汚水排出許可証を毎年更新しなけ ればならない。そのため方法等も含め，毎年綿密に書類検査をし，監視を行っている。当然ながら企業は排水基準を遵守しなければ許可証を更新できない。
（訪問日：2007年9月7日）

| 訪問機関名 <br> （中文表記） | 国家海洋局 環境監測定中心 <br> （国家海洋环境监测中心） |  |  |
| :---: | :--- | :--- | :--- |
| 所 在 地 | 遼寧省大連市沙河口区凌河街 42 号 |  |  |
| 連 絡 先 <br> （TEL） | $0411-84782526$ | （FAX） | $0411-84782586$ |
| 担当 者名 | 海洋生態研究室研究員 関春江，外事 公室主任高級工程師 林新珍， <br> 環境化学室主任研究員 王菊英，栗俊氏 <br> （e－Mail：jwwang＠nmemc．gov．cn） |  |  |

## －質問項目

Q1 中央政府と遼寧省，また大連市政府の海洋関係部門の部門概況（部局名）
（回答）
－国家海洋局の海洋環境観測センターは，遼寧省や大連市などの地方政府が適正にモニ タリングを実施するためのガイドラインの作成や，それら分析の技術的サポートをお こなっている国家機関である。
－当センターは，年度初めに，国内全土にわたる「海洋環境測定計画」を作成し，当該計画に基づき，必要に応じて自治体へ職員を派遣，現場での緻密な技術的指導や監督 を行っている。また，年度末には各自治体からデータを集め，その年の「中国環境品質広報」などを作成•公表等を実施している。

## Q2

中国全体の海洋管理監視システムの設置，運用状況 等について
## （回答）

- 海洋モニタリングの部局の業務範囲について
- 中国において，海に関連する環境分野については海洋局（SOA），陸域活動の環境負荷低減分野については環境保護総局が担当している。
- 海洋管理及びモニタリングについて
- 中国全土の公共用水域（海）のモニタリングは数千箇所で実施されている。その調査規模やその内容，実施体制は，各自治体内で決定されている。一昨年度から，海洋局 は海洋ごみ問題を重要な海洋污染問題ととらえており，2006 年に海洋ごみモニタリ ングの暫定ガイドライン（対象：漂流ごみ，漂着ごみ，海底ごみ）を作成し，今年 2007 年から当該ガイドラインに基づき，従来の海洋汚染モニタリングの追加項目と して 50 箇所でモデル的に実施する予定である。モニタリングは，南は海南島から，

北は遼寧省までの範囲を実施する予定である。
－ポイントの選定にあたっては，特に観光ポイントを重点的に行う予定である。今後，当該調査結果を踏まえつつ，海洋ごみに関連する予算，人員等を拡充•強化していく予定である。
－海洋ごみ調査の目的は，ごみの分布状況を把握し，今後の変化を予測することである。調査方法については，モニタリングマニュアルを作成し，それに従っておこなう。本年作成した暫定マニュアルはアメリカ海洋気象局のものを参考にして作ったもので ある。（※当該調査マニュアルの提供をお願いしたところ，暫定版のため提供できな いとのことであった。）
－また，海洋ごみの調査には，様々な手法を組み合わせなければならず，ぞれぞれの媒体毎のモニタリング調査は次のようにおこなっている。
（1）小さい漂流ごみは（ニューストン）ネットで，大きなものは目視で測定。
（2）海岸が広い場合は，その海岸内で場所を決め，4箇所程度で一定区画内の海洋ごみ を収集•調查する。
③海底ごみネットと潜水で調查する。
今後の海洋モニタリングの方向性としては，沿岸生態系に関するモニタリング，海水浴場のモニタリング，そして海洋ごみのモニタリングについて特に注視しておこなって いく。
－海洋ごみ対策の主体について
港湾，海水浴場など場所（機能区分）や，または漁業など活動分野毎によって海洋ご み対策の主体はそれぞれ異なる。港湾は港湾局，陸上起因については環境保護局，その他は海洋局などが担当する。
－海水浴場の管理について
大連の海水浴場は都市建設局がしつかり管理しており，当該管理主体が民間人を雇つ て掃除をしている。

## Q3大連市周辺の海域のモニタリングポイントについて

## （回答）

－大連市には海洋環境モニタリングポイントとして 1 箇所予定している。

## Q4 海洋使用権の実態

## （回答）

－使用権の申請方法，監視•管理体制については大連市海域使用管理条例に規定されて いる。管理体制について法 4 条では，市の海洋行政主管部門は，全市の海域の使用に

対する監督管理の責任を持つ。区（市）県級の海洋行政主管部門は与えられた権限範囲内に，該当行政区に隣接している海域使用の監督管理の責任を持つ。
－海洋行政主管部門に所属している中国海監機構は本行政区域内の海域使用活動に対す る監督•検査を実施する。
－沿海郷鎮の人民政府は区（市）県人民政府の海洋行政主管部門は養殖の海域使用の監督管理をし，養殖の海域使用のトラブルの解決をする。
－また，使用権の申請手続きと審査許可について法3章で規定されている。
部門あるいは個人は，（1）海域使用申請書，（2）関係する資産の信用調査証明の書類，（3）海域使用論証報告書または海域使用論証報告表，（4）海岸工事または海洋工事の海域使用の場合，環境影響評価報告書（表）または海洋影響評価報告書（表），⑤法律と法規に規定したその他の書類。
（訪問日：2007年9月10日）

| 訪問機関名 <br> （中文表記） | 煙台市環境保護局 <br> （烟台市环境保护局） |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 所 在 地 | 山東省煙台市統西路15号 |  |  |
| 連 絡 先 （TEL） | （0535） 6676969 | （FAX） | （0535） 6247159 |
| $\begin{array}{lll} \text { 担 当 者 } \\ \text { 名 } & & \end{array}$ | 局長 王瑞氏，科技標準科•国際合作科 科長 劉陸軍氏 他 2 名 （e－Mail：wangrui1226＠hotmail．com） |  |  |

## $\square$ 質問項目

Q1 中央政府と山東省，また煙台政府の環境（海洋）関係部門の部門概況（部局名）

## （回答）

- 中央政府との関係
- 中国の海洋環境に関する中央政府と地方政府の関係について中央政府レベルでは国家環境保護総局が環境保護の主管部門として，国家海洋局，漁業局，国家海事局などの関連部署と連携して各省，自治区，直轄市人民政府の海洋環境污染防止の実施状況に対して監督•管理，評価する。各省，自治区，直轄市人民政府はさらに海洋環境保護の実施項目と目標を順番に下級の人民政府と環境保護目標責任書の実施状況を管理•監督•評価する。

Q2 中国全体の海洋管理監視システムの設置，運用状況 等について

## （回答）

－海洋ごみに対する管理責任として，基本的には，ごみのある場所（ゾーン）が海洋局 の管轄であれば海洋局が，環境保護局の管轄であれば環境局が清掃をおこなう。また，煙台市の海水浴場のごみ管理は都市管理局で実施しており，維持管理費は市政府内で予算化している。なお，市内のどの海岸をどの組織が管理するかは，事前に市の内部 で調整等している。
－環境保護局では海洋ごみのモニタリングポイントは特にもっていない。

## Q3 <br> 煙台市周辺の海域のモニタリングポイントについて

## （回答）

－環境保護局では海洋環境のモニタリングは実施していない。

Q4 海上•海岸ごみ（漂流／漂着物）の処理方法

## （回答）

－有名で大きな海水浴場は通常，行政が清掃者を雇って管理•運営等しているが，場合 によっては管理を民間で実施している箇所も存在する。清掃•維持管理費は利用者か ら海水浴場使用料金を徴収する場合があり，当該料金を充当することもある。
－また，行政や民間等で管理されていない海岸は，ボランティアが清掃活動をおこなっ ている。
－（宿泊した）ホテルの前の海水浴場は，90年代に比べると，海水の水質は比べもの にならないほどよくなっており，その改善主要因は下水道整備である。また，ホテル周辺の海岸には，時折，風の向きで時々ごみが来るが，一般市民が気づいたら率先し てすぐに拾う人も出てきている。このような変化は，（1）きれいな状態を市民に視覚的 に訴えた市政府の努力，（2）海洋環境保護法の制定，（3）民衆の海洋環境保全意識の向上 によるものが大きいと思われる。
（陸上のごみ処理及び汚水処理について）
－個体廃棄物はすべて陸上処理しており，海への投棄はない。一般廃棄物は焼却•埋立 するものと，リサイクルするものとがある。処理処分方法として，これまで埋立が中心であったが，今後は焼却量を増やしていく予定である。
－煙台市の人口は 647 万人で，そこから出される生活系ごみは 2000 t 旧になる。ごみ の収集•処理は民間で実施しており，その業者は入札によって決定される。市はそれ を監視•監督する立場である。
－医療系廃棄物の処理については，日本と同様に 1 袋ごとに管理マニフェストを作成し，排出者はそれがどのように処理されるかを確認等している。
－2003年の SARS 問題以降，特に医療廃棄物の処理や関連規定が整備されており，市内にも専門の処理施設が存在する。医療廃棄物の処理は一般廃棄物処理同様，入札•許可制度で民間企業が営業権を獲得し，管理•運営等を行っている（※煙台市の場合，処理施設の建設も民間で行われている。）。現在の処理量は，年間で 1800 t 程度で ある。

## Q5 今後の海洋利用計画（煙台市）

## （回答）

- 煙台市の環境保護計画（中期•長期を含む）を毎年，策定している。
- 煙台市は2010年までに国際海浜都市（になること）を目指しており，1997年には国家環境保護局より環境モデル都市にも指定され，さらに国連からもその取組みが表彰等されている。その具体的な取組みとしては，（1）産業構造の変更，（2）環境に配慮した

クリーン政策の実施，③生態建設の実施などである。（※生態建設とは，生態系（自然）再生や造成のことである。）
－煙台市では下水道の整備にも力を注いでおり，1996年にはドイツ製の処理施設を導入して汚水処理場の整備を行っている。これら取組みは中国国内でも早いものである。企業からの排水の一部は直接海に放流しているものもあり，汚水処理場では1日20万トン処理可能であるものの，まだ処理不足であるため，現在二期工事が始まってい る。海洋を含む環境への汚染排出の早期抑制に努めており，法に基づいて違法行為は （発見次第）直ちに追及するようにしている。追加情報等

## 【質問】

－排水の測定方法は指標によって基準も異なるが，どの指標を使っているのか？
【回答】
－中国ではクロム酸処理方式である（注：重クロム酸ナトリウムで酸化する方法）。基準は COD：60mg／L，BOD：30mg／L である。
（訪問日：2007年9月10日）


## $\square$ 質問項目

Q1 中央政府と山東省，また煙台市政府の海洋関係部門の概況（部局名）

## （回答）

－中国はトップダウン方式による施策の実施が強い。つまり，中央政府（上級官庁）で決めたことを各下級官庁が順次，適正に実行していく。

> Q2煙台市周辺の海域のモニタリングポイントについて

## （回答）

- 海洋環境モニタリングについて
- 2001年，煙台市は山東省内の市レベルで初めて海洋•漁業環境のモニタリング関連施設を整備した。
－2004年，海洋•漁業環境モニタリングセンターの中に，煙台市内の海洋環境監測事故・トラブル予報•予告センターを整備している。
－2006年，煙台市の沿岸域に各種の監視ポイント 118 力所が設置された。この 118 箇所すべて，海が測定水域であり，2隻の船を使って毎日，監視を実施している。また，陸域の海洋環境に影響を及ぼすポイントの監視は環境保護局が陸上監視している。監視内容としては，主に以下の 6 項目について重点的に実施している。
（1）煙台市の近海域の現状と将来の動向（影響）
（2）陸域発生源から海への汚染排出口の状況とその影響
③ 海洋機能区（海水浴場，海水養殖区，海洋自然保護区，建設工事用海区，海洋投棄区など）の適正な運用及びその効果
（4）生態系の監視•測定
（5）赤潮の監視•測定
（6）汚染事故の監視

これまで 4，545 あまりの関連データをとつてきたが，2007 年からは上記 6 項目の他，海洋ごみの監視•測定も始めた。
－すべての監視•測定結果は，煙台市海洋環境質量公報に掲載される。（※煙台市海洋環境質量公報は2003年から公布された。）

- 2007年からは，海洋ごみのモニタリング結果も，環境保護広報に掲載している。
- 海洋環境モニタリングの課題として，監督人員の不足，監視管理能力の欠如，資金不足などがあげられる。
－（煙台市が抱く）日本国政府（自治体）の行う海洋環境施策への感想としては，政府全体として海洋環境保護に力を注いでいると感じており，興味を示している。今後の相互の情報交換は有益であると考えている。
- 海洋環境保護施策ついて
- 陸域の排出汚染源を調べるため，モニタリング測定を定期的に実施し，陸域起源によ り海洋汚染経路の監視及び特定された排出源には排出抑制を指導等している。
- 中国では海域使用管理法に基づき，沿岸域（陸や海）が機能区分され使用されている。
- 沿岸の機能区分分け（海水浴場区，海水養殖区，海洋自然保護区，建設工事用海区，海洋投棄区など）は，海域使用管理法に基づく許可制度であり，規模等により国，省，市に申請する。山東省内の自然保護区は 4 箇所であり，面積が約 1,826 平方キロメー トルで海域全体の7 \％を占める。
- 海水浴場の使用及び管理（監視）について
- 海水浴場における環境保護については，煙台市の環境保護部門が海水浴場の水温，p H，大腸菌，石油類，浮遊物などに対してモニタリングを行い，海水水質のレベルに よって良い，比較的良い，普通，悪いと 4 級に分けて海水浴の適宜度を評価している。良い都評価された場合，海水浴の利用が最適とされるが，悪いと評価された場合，海水浴の利用が適宜されないと評価される。モニタリング結果は，週一度公開されてい る。
「煙台市海水浴場管理規定」そのものは制定されてないが，煙台市人民政府が発布し た《煙台市都市市容と環境衛生管理実施弁法》の第三章の環境衛生管理第 25 条の 6項では海水浴場などの公共場所の衛生管理は経営または管理事業所が責任をもって行い，7項では河流や湖，沿海水域の漂着ごみに対しては都市環境衛生行政主管部門指定の部署が担当すると規定している。
－各海水浴場には，監督所の電話番号も掲載された管理規定の看板が設置されている。 それにより各規定の周知と，電話番号を掲載することにより，一般市民による監視を

期待している。このため，何か海岸のごみの不適切な管理等があった際には，一般市民が監督所に通報ができるシステムとなっている。（※中国では，沿岸財産の所有権 は国が保有し，使用権を民間等に貸与するシステムができあがっている。また，それ ら使用権を保有するものが適正にそれら管理を使用•運用等されているのかを，省，市等の地方政府が監視•監督している。）
－各海水浴場の清掃作業は，季節に関係なく使用者が管理規定に基づき実施している。 （※海岸によっては，使用者が自治体等で行う場合もあり，その場合の清掃経費は，上級官庁から下級官庁等に充当される場合がある。）

Q3 中国の漁業権

## （回答）

- 漁業（養殖業）等について
- 沿岸域の養殖面積は，約 10 万ヘクタールで，煙台市の（淡水域を含めた全対の）養殖面積の $80 \%$ を占める。
－煙台市では1994年から毎年1， 000 万元程度（ $※ 1$ 億 6 千万円程度）を投資し，養殖業分野の発展を促進してきた。これまで約 1 億元をも投資した。クラゲ・エビ・カニな どは，現在，日本に輸出している。
－これまでの投資効果として，概算ではあるが投資 1 に対し，回収利益が 20 。すなわ ち 1 億元投資すると， 20 億元の利益を回収できている。
－沿岸域には，大きな人工漁礁が 4 箇所存在し，それらを整備するために 4,000 万元投資した（※投資概算内訳は，1割が国の予算， 3 割が民間の資金，残りは市の予算で ある。）。
－人口漁礁には 350 隻程度の廃船や 21 万個あまりの石を使用している。これには，1，000万元投資した。
- 海洋ごみによる水産資源への影響は特に把握していない。
- 海洋ごみになる可能性がある廃船を，漁礁として利活用するなど海洋ごみの発生抑制に努めている。


## Q4 海上•海岸ごみ（漂流漂着物）の処理方法

## （回答）

－市内の港湾や海水浴場にごみがあれば，当該区域を使用•管理している主体に対し て，清掃等を指示している。例えば，港湾内の漁業活動から発生した海洋ごみは，漁業者自ら又は港湾管理者にそれら適正な処理を指導等している。
－市内の有名な海水浴場（例えば煙台市第一海水浴場）の清掃は，市の都市建設局が所管する管理所（※この管理所は，行政が管理する団体である。）で実施している。
－実際の清掃作業は，この管理所が清掃員を雇用し，清掃を行っている。それら清掃経費は煙台市が充当している。
－管理所の監視は都市建設局が行っているものの，一般市民の通報やパトロール監視等で海洋ごみが多数確認されれば，上級官庁から口頭又は文書で管理者に対し是正命令がなされる。それでも改善されない場合は，規定に基づき罰則等が適用される。
－海洋漁業局の近隣に位置する東方漁港は，煙台市海洋漁業局の研究基地として機能区分されており，その管理は市（海洋漁業局）が行っている。
－使用権には管理権が発生せず，あくまで管理は政府関係機関（省，市，県等）が責任 と権限を持ってあたっている。
－また，それら管理を行うための人件費は，原則，（地方）政府から支出される。こ のため，県•鎮レベルでの海岸管理は財政的に非常に厳しいので海岸清掃等がなさ れていない場所も存在する。

Q5 今後の海洋（沿岸域）利用計画（煙台市）

## （回答）

－「煙台市海洋環境保護計画」では，陸域污染源の排出口，海上投入区，河川•港湾，海水浴場及び流動汚染源と埋め立て工事などの計画•管理•監督について明確に規定 している。その他，煙台市は「煙台市海域使用計画」の作成している。
－煙台市ではこれまで，海洋環境や生態系の保護とその開発にともに力を注いできた。 また，国が定めた「渤海碧海行動計画」の実施と生態保護都市の建設計画を実施する ため，海洋生物資源の回復や海島生態系保護施設の建設などの海洋環境保全プロジェ クトを実施してきた。
－「渤海碧海行動計画」は2001年度から実施している。具体的には，エコ養殖モデル地区や海洋自然保護区などの建設，海洋環境モニタリングの強化，漁業船舶による污染 の抑制対策の実施である。これらの取組みによって海洋生態系の環境が改善されてき た。さらに，2003 年からは，「煙台市生態都市建設計画」により，生態養殖モデル地区の建設，港湾の総合整備，海島の生態施設の建設，海洋環境モニタリング，警報
（トラブル・事故の事前警報，予告）システムの整備などが実施された。
－海洋開発の推進と経済の急速な発展の中，先に上げた施策を着実に実施してきたため，煙台市の沿岸域の水質は，ほぼ規制値の $98 \%$ 程度までに抑えられている。海洋の沿岸評価は機能区分毎に＂清潔（＝きれい）＂または＂比較的きれい＂などと評価され ており，そのように評価された海域は $95.8 \%$ に達し，煙台市での海洋経済の持続的可能な発展の取組みが進んでいることを裏づけている。（※海洋経済とは海洋の開発•利用と海洋を保護する各産業活動及びそれらと関連する活動の総称である。）
－ 2005 年，煙台市は 300 万元あまり投資し，《煙台市海洋機能区画》，《煙台市海洋

環境保護計画》，《煙台市海洋経済発展計画》などを策定した。
－「煙台市海洋機能区画」では，煙台市内の沿岸域に関する海洋の位置条件，自然環境•資源，社会経済，海洋開発の利用等の現状と課題をよく分析した上で，特長にあった海洋機能区を各沿岸域に設置する計画である。その各機能区の目標として，2010年 までに，海岸沿線の破壊された生態系を修復し，その機能を最大限利活用するものと している。そして，2015 年までには，すべての海域を煙台市の機能区画どおりに適正かつ効果的に利用し，環境基準をクリアするよう記述されている。

## ※備考：《渤海碧海行動計画》

「渤海碧海行動計画」は，渤海の水質及び生態環境の改善を目的とし，該当地域の生産・ライフスタイルの調整と改善とを実施し，経済発展偏重方式を転換•促進させるた めの計画である。さらに陸と海との関係を重視し，河川と海洋を総合的にとらえ，陸域汚染源の処理を重点的に実施することにより，海域環境の継続的悪化を封じ込め，質の改善を促進し，海洋生態環境の浄化機能を強化することにより，渤海地域の社会経済の持続可能な発展を確保するものである。
$\square$ 追加情報等

- 煙台市の基礎情報
- 煙台市は黄海•渤海に面し，海岸線 909 km ，海域面積約 26,000 平方キロメートルを管理している。
－2006年の煙台市の主な海洋産業の総生産高は 658 億元であり，これは前年より 2 割程度アップした。
－中国における海洋産業とは，主に海洋船舶業，海洋石油•天然ガス業，海洋工事建築業，港湾観光業などを指す。中国国家海洋局の発表によれば，2006年の船舶業や海 の天然ガス開発など，中国の海洋経済の生産高は 2 兆 958 億元に上り，GDP•国内総生産に占める割合が初めて $10 \%$ を突破したとのことである。
－海洋災害の予報•予告システムについて
煙台市では，海洋汚染•事故等の未然防止対策規定としてこれまで《煙台市突発海洋環境污染事件応急予案（予測対策案）》，《煙台市赤潮応急予案（予測対策案）》，《煙台市海域油濁污染応急予案（予測対策案）》を作成し，海洋災害予防の仕組みをも整備している（※担当組織や対応システムなどを作っている。）。特に事故等が発生した場合，メディアを通して事故•災害情報を直ちに公開している。
－海洋投棄，海洋工事建設に関して
1）廃棄物の海洋投棄の管理

①海洋投棄区画の選定及び審査
海洋投棄区画の選定や審査は海洋機能区分の条件に合うことが必須条件であり，手続きとして海洋環境アセスメントの実施が義務付けられている。
（2）海洋投棄管理の強化
－廃棄物の海洋投棄作業にあたる船舶は，必ず記録機器を搭載し，投棄作業のすべてを記録しなければならない。
－海洋監視部門は海洋投棄活動に対して監督•管理し，追跡モニタリングを行う。

2）海洋工事建設プロジェクトの管理
－環境アセスメントの実施と「三同時」制度の実施を徹底的に実施する。具体的に海に船から海に廃重物等を投棄する場合は，許可申請手続きが必要である。 （船の）営業をする場合も申請•手続きが必要である。行政はこれらを一つ一つチェ ックする。（廃棄物がどこにいったかも登録するようにしている。）
－環境アセスメントは山東省でも同時に実施され，その審査はアセスメントの資格があ るところが評価している。
－環境へのマイナス影響（が見られた場所）については，適宜，汚染源に行って監視•検査をしている。

| 訪問機関名 <br> （中文表記） | 清華大学 環境科学与工程系（余 教授） <br> （清华大学环境与工程系） |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 所 在 地 | 北京市 清華大学環境楼 |  |  |
| 連 絡 先 <br> （TEL） | $\begin{aligned} & \text { 010-62787137(オフィス) } \\ & \text { 010-62773519 (研究室) } \end{aligned}$ | （FAX） | 010－62773519 |
| 担当者名 | 余 剛 教授 <br> （e－Mail：env．tsinghua．edu．cn） |  |  |

## －質問項目

Q1 中国の河川，海洋の環境の状況と課題（主に廃水）
（回答）

- 中国における河川の状況について
- 中国国内の河川やその川道周辺には，生活系のごみが存在し，その一部が海岸に漂着等することは考えられなくもない。海岸に河川経由で漂着されたものは，洪水•大雨 のとき，それら川道付近のごみが雨水といっしょに押し流され，その一部が海岸に漂着しているのかもしれない。しかし，中国の河川の多くは，日本のそれと異なり，長 さが長く，川幅も太いので，川道付近に存在する内陸地のごみが，恒常的に河川を経由して海に漂着するとは考えにくい（※移動途中で様々な川道に存在する障害によ り，ごみが捕獲されているとの主張）。
－日本の場合は，河川延長距離が短く，流れも急であるので，人家から出たごみが，い ったん川道に投入された場合は，速やかに海岸等に漂着されると考えられる。中国の状況は少し異なると考えている。
－中国の河川環境問題としては，（固形）ごみ問題ごみよりも，むしろ工場排水に含ま れる有機汚濁物質や化学物質などによる水質汚濁が重要である。河川は飲料水等にも利活用されており，早急にその水質を改善しなければならない。生活系排水活水につ いては， $50 \sim 60 \%$ は処理されずにそのまま海等の公共用水域（川など）に流出されて いると言われている。また，産業系排水については第 11 次国家規制（注：第 11 次 5 ヶ年計画によりの規制といら意味か？）で総量規制を行っている。
－黄河の一部の水質は改善されつつあるものの，中国全体としては，水質汚濁が改善さ れているとはいえない。
- 海岸の状況について
- 中央政府自体は，環境問題に相当力を入れているが，省，市，県…鎮など下級機関に行くほど環境保全施策よりも経済施策が優先されているのが現実であると思われる。

今回，訪問した大連市や煙台市の海水浴場がきれいだったのは，それらの市は観光分野での経済的波及効果を期待しており，海水浴場は外貨も獲得できる観光スポットと して位置づけられているためであると思われる。
－それらの市では，観光スポットに特化すると，むしろ国の関連施策より厳しく管理さ れているようである。当該環境問題を抱える地方自治体とって，それら問題に真剣に取り組んだ先進事例等が非常に参考になっていると思われる。
－なお，今回訪問した大連市や煙台市における環境行政施策は，中国国内の中でも模範的な都市である。もっと南の東シナ海や上海沿岸，広東州の海岸などは適正に管理が なされていない。それらの地域では海洋ごみ等で汚れている場所が多数存在すると思 われる。
－中国は広く，それらの地域を訪問•調査することは，国内の海岸管理体制や今回の報告書をまとめる上で非常に大事なことと思われる。

Q2 $\quad$ 河川の管理•監測について

## （回答）

- 河川管理について
- 中国の水汚染防止法になるものの中には，汚染課徴金制度が定められている。企業が排出基準を守れなかった場合には，その企業は超過分を罰金として支払わなければな らない。
－しかし，お金さえ払えば規制値を超えてもよいと考える企業が出てくることが問題で ある。排水処理施設の建設費やそのランニングコストは高額であることが多く，企業 にとって，法を遵守すること（のコスト）が，違反を犯すよりも高くつく場合がある。
－つまり，企業としては罰金を払っているほうが経済的に見合うのである。しかしなが ら，昨今，このような当該制度のあやまった運用行為に対して，政府として企業等を厳しく指導等している。

Q3 環境アセスメントについて（水の管理）

## （回答）

－三峡ダム建設に伴う長江流域の生態系への影響については，竣工前から多くの科学者達が無視できない問題として，その影響を懸念してきた。環境アセスメントの結果に ついては，（余先生自身は）よくわからないが，このような大型プロジェクト実施に おいては，環境アセスメントの結果や経済財波及効果等を総合的に勘案し，事業実施 の判断がされていると思われる。確かに，政治的または経済的要素が，環境影響より も優先されることはありらるのでないか。日本でも同様でなかろうか。
－三峡ダムの堰堤には，上流から流されてきた大量のごみがたまっており，毎日，掃除

をする専門のスタッフが除去作業をしている。ダムの下流域の漂流物除去はよくわか らないが，多分，そのような専門スタッフはいないように思われる。
－中国の現在の社会状況としては，日本の1960年代に似ていると思っている。事実，一部の省•市のレベルでの人民政府では，都合の悪いようなデータ等は積極的に公開 しない傾向がみられる。中央政府では環境問題解決には，環境データの公開は重要な ステップと考えている。このため，最近になって中国では環境情報の公開を義務付け る「環境情報公開弁法」が制定され，これらがしつかり浸透されれば，中国の環境問題は，飛躍的に改善傾向に進むと思われる。この点に関しては，中国政府は日本政府 がこれまで実施してきた経験やノウハウを参考にしつつ，中国国内の一般市民の環境保全意識の高揚を図るべきであると考えている。
－また，情報公開手段としては，様々なメディア等を通して環境情報を伝えるようにし ている。環境モニタリング結果の公表により，住民自らが，自分の住んでいるところ が汚いかどうかを知ることが改善に向けた第一歩であると考えている。

## Q4 廃棄物の海洋投棄の現状，河川への不法投棄の現状について

## （回答）

－河川環境への廃棄物の投棄防止については，「固体廃棄物環境汚染防止法」や「水污染防止法」によって廃棄物の投棄禁止の規制等がされている。
－中国環境年鑑にある「排放量」の詳細については，よくわからない。
$\square$ 追加情報等
漂流物の越境問題について
－海洋での油流出により，隣国へ被害を及ぼした場合，賠償責任が発生するので，事故 が発生したらどのように対処するかなど，国際的な危機管理マニュアルや基金があ る。中•日•韓間の漂流ごみについても，政府間会議に提案すれば（取り組みが）可能ではないか。（ $~=~$ NOWPAP について説明）

- 水不足について
- 季節によって変動はあるものの，中国全体として深刻な水不足はないものと考えてい る。確かに，北部の一部の地域では，水がほとんどない川もあるが，すぐ近くの住民 の生活には影響がみられないので，それほど問題になつていない。水の問題とは，つ まるところ水質の問題に帰着する。水質を改善する技術があれば，その水のリサイク ルが可能となる。それが水の＂量＂の問題を解決すると思われる。

| 訪問機関名 <br> （中文表記） | 清華大学熱能工程系（呉教授） <br> （清华大学热能工程系） |  |  |
| :---: | :--- | :--- | :--- |
| 所 在 地 | 北京市 清華大学 | （FAX） | $010-82150483$ |
| 連 絡 先 <br> （TEL） | $010-82150683$ |  |  |
| 担当者名 | 呉占松 教授 <br> （e－Mail：wzs＠tinghua．edu．cn） |  |  |

## －質問項目

## Q1 医療廃棄物の処理フローについて

## （回答）

- 医療廃棄物の処理について
- 医療廃棄物の処理は厳しく各種の管理規定で規制等されている。基本的な処理体制と して，県や市の監督の下，国等が指定した集中処理施設で処理されている。
－中国での医療系廃棄物の処理は焼却である。これは，再利用を防ぐためである。カナ ダでは消毒して再利用しているようであるが，中国ではその行為は禁止されている。
－医療廃棄物の処理方法は医療廃重物管理弁法で定められている。病院から出たごみは，必ず指定された業者が処理している。廃棄物の単位重量で処理費用を定めると，不正 に病院側がごみ量を減らす可能性があるので，病院のベッド数に応じてあらかじめ，市等が処理費用を徴収している。しかし例外規定があり，入院患者が少なく，外来患者が多い病院の場合は， 1 kg あたりの金額で処理費用を算出する。病院ごとにごみ排出量の予測をたてておこなっている。
－各地方に医療系廃棄物の処理に係る制度がある。その目的は，一つは医療廃棄物の輸出規制であり，もう一つは処理業者を守るためである。
－SARS の事件の後，国は大小 600 の都市に対して危険廃棄物処理に関する規定を作る ように指導した。規定が既にある都市もあれば，作業中の都市もある。すべての都市 で作られているかどうかは把握していない。
- 処理施設について
- 処理施設の建設は，国等の公的機関だけでなく，民間でも行われている。政府として は当該業界への民間参入を推奨している。地方政府によっては，処理施設の建設のた めの助成金による支援や，医療廃棄物処理業の営業権を交付等（※ある地域に一つ医療系廃棄物の処理施設を作るということになったとき，入札が行なわれ，1社が決定等される。また，当該業者の管理は環境保護局が監視等している）を行っている。ま

た，処理施設のメーカーとしては，国産がほとんどである。
－一般的に，医療廃棄物の処理に対して 1 t あたり 3000 元（ 48,000 円程度）徴収して いる。精華大学内の病院（※診療所程度）は，1日 300 元から 500 元くらい処理費用 が発生している。
－最近，患者一人あたりの医療費が高くなってきている。廃棄物処理費用は医療費に加算されている。

- 管轄
- 北京市の場合，医療系廃棄物は環境保護局，生活系廃棄物の管理は環境衛生局の所管 である。清掃作業は清掃部局が管理等を行っている。
- 一般廃棄物の処理方法
- 北京市の生活系廃棄物の処理処分方法は，そのほとんどが埋立処理である。


## Q2 医療廃棄物マニフェストについて

## （回答）

－医療系廃棄物は「危険廃棄物マニュフェスト弁法」や「医療廃棄物管理条例」に基 づき，袋ごとにマニフェストの交付や帳簿を整理等されていた。

- 「医療廃棄物管理条例」
- 2003年6月16日，国務院は「医療廃衰物管理条例」を発布した。条例の実施に合わ せて，国家環境保護総局と衛生部は共同で「医療廃棄物分類リスト」を発表した。国家環境保護総局は「医療廃棄物集中処理技術規範」「医療廃棄物専用包装物と容器の基準および警告表示規定」「医療廃棄物運搬車に関する技術要求」「医療廃蓑物焼却炉 に関する技術要求」を制定•発表した。
－同条例の第 4 条では県級以上人民政府は医療廃棄物集中処理施設の建設に対する責任 をもつ。国家は国境に近いまたは貧困地域の医療廃棄物集中処置施設の建設に対して適当な援助を行う。また，第5条では，県級以上の各級人民政府衛生行政主管部門は医療廃棄物の収集，輸送，貯蔵，処置活動を実施する過程における疾病防止の管理監督の責任をもつ。環境保護行政部門は医療廃棄物の収集，輸送，貯蔵，処置活動を実施する過程における環境汚染防止の管理監督の責任をもつ。
－県級以上の各人民政府その他の関連部門は各自の責務範囲内の医療廃棄物処置関連の監督管理の責任をもつ。


## －追加情報等

## 【質問】

－日本では，在宅医療から出てくる医療廃棄物が近年問題になっているが，中国ではど らか。

## 【回答】

－中国の場合，農村部では医師が往診しているので在宅医療による医療系廃棄物が発生 されていることは考えられるが，特に深刻な環境汚染問題とはなっていないと思われ る。

## 【質問】

－中国系の医療廃棄物が日本に多く漂着しているが，その発生源として心当たりはない か。

## 【回答】

－数年前までなら，医療系廃棄物の処理規定がなく医療廃棄物がなんらかの過程で投棄•公共用水域に流出等することもありえたが，現在は医療系廃棄物の処理•管理に関する各種規厳しい規定が策定等されており，その監督はしっかり地方政府が行って いると思われる。心当たりはない。フィリピンなど東アジア地域では，生活ごみが汇濫しているので，そのようなところからではないか。

## 添付資料4 参考文献

本調査で参考にした主な文献については，次のとおりである。

【統計資料（中国語）】

| 資料名 | 著者•発行元ほか |
| :--- | :--- |
| 中国統計年鑑2006（2001～2005） | 国家統計局 |
| 中国環境年鑑2006（2001～2005） | 国家環境保護総局 |
| 中国城市統計年鑑 2006（2004，2005） | 国家統計局 |
| 中国海洋年鑑（2006） | 国家海洋局 |

【文献資料（中国語）】

| 資料名 | 著者•発行元ほか |
| :--- | :--- |
| 中国 海洋環境質量公報（各年版） | 国家海洋局 |
| 中国 海洋産業発展公報（各年版） | 国家海洋局 |
| 中国 海域使用管理公報（各年版） | 国家海洋局 |
| 中国環境保護海洋環境免受陸源汚染 国家報告 <br> （2006．10） | 国家環境保護総局 |
| 国務院 干印発国家環境保護＂十一五＂規画的通知 <br> $(2007.11 .22)$ | 国家環境保護総局 |
| 中国近岸海域環境質量公報（各年版） |  |
| 国務院関于印発国家環境保護＂十一五＂規画的通知 | 国務院，国家環境保護総局 |

【文献資料（日本語）】

| 資料名 | 著者•発行元ほか |
| :--- | :--- |
| 日本企業のための中国環境法（2006） | 棌 佑海，神鋼リサーチ（株） |
| 中国の水質環境ビジネス（2004） | 余 剛，神鋼リサーチ（株） |
| 海辺の漂着物調査報告書 2005 年版 | 財団法人環日本海協カセンター |
| 150 人のオピニオン（ I ，II） | 海洋政策研究所 |
| 中国の環境と環境紛争 | 平野 孝（龍谷大学） |
| 第43回海洋フォーラム「中国の海洋政策と日本～ <br> 海事•海運政策への対応～」（2007．6．29）資瀬 料 肇（呉大学） |  |
| 海洋法 展開と現在（2005） |  |
| 海洋法の歴史的展開（2004） | 水上 千之 |


| 中国の海洋政策と日本～海事政策への対応～ <br> $(2006)$ | 東京財団（呉大学） |
| :--- | :--- |
| 中国の沿岸海洋管理制度の現状及び課題（2006） | 国土交通省 国土技術政策総合研 <br> 究所 |
| 海洋環境を考える—海洋環境問題の変遷と課題－ <br> （1994） | 日本海洋学会 |
| 海洋と日本 21世紀におけるわが国の海洋政策に <br> 関する提言（2002） | 日本財団 |
| 21 世紀におけるわが国の海洋政策に関するアンケ |  |
| ート調査報告書（2002） | 日本財団 |
| 平成 15 年度 各国の海洋政策の調査研究報告書 | 海洋政策研究財団（（財）シップ・ |
| アンド・オーシャン財団） |  |

財団法人 環日本海環境協カセンター
Northwest Pacific Region Environmental Center（NPEC）
NDEC TEL． $076-445-1571$ FAX．076－445－1581
http：／／www．npec．or．jp／


[^0]:    （出所：国家海洋局 URLhttp：／／www．soa．gov．cn／hyjww／ml／news／news／webinfo／2008／01／1200011789996943．htm）

[^1]:    （出所：環境白書 本文より http：／／www．env．go．jp／policy／hakusyo／honbun．php3？kid＝207\＆bflg＝1\＆serial＝9603）

